料金表
通則

（料金の計算方法等）

１　当社は、料金その他の計算について、次表に規定するとおりとします。

区分	計算方法
（１）　（２）以外のもの	この約款に規定する税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）により行います。
（２）　海外ローミング機能に係るオプション機能使用料、プリペイド通話若しくはａｕ国際通話に関する料金、他網公衆電話の電話機から契約者回線への通話に係る料金又は国際ＳＭＳ送信（別表１（オプション機能）３欄に規定する国際ＳＭＳ送信をいいます。以下同じとします。）に関する料金（通話料に限ります。）	この約款に規定する額により行います。

２　当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金（プリペイド通話に関する料金及びＬＴＥデータプリペイドに係るデータ通信料を除きます。以下第３項、第４項、第 19 項及び第 20 項において同じとします。）のうち、基本使用料等、通話料、データ通信料及びユニバーサルサービス料は料金月（その通話を開始した日と終了した日とが異なる料金月となる場合の通話料については、その通話を終了した日を含む料金月とします。）に従って計算します。

　ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

３　当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更すること があります。

４　当社は、その通話を開始した日と終了した日とが異なる場合のその通話に関する料金については、その終了した日においてその通話を行った契約者回線が適用を受けている基本使用料の料金種別等の規定に従って計算します。

　ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合は、この限りでありません。

５　当社は、通話料及びデータ通信料については、通信の種類にかかわらず、そのすべての料金を合計した額により、請求を行います。

（基本使用料の料金種別の取扱い）

６　この約款に特段の定めがある場合を除き、次表の左欄に定める基本使用料の料金種別は、それぞれ同表右欄に定める基本使用料の料金種別を示します。

カケホ	第１種ＬＴＥデュアルのカテゴリーⅠ及びカテゴリーⅡに係る基本使用料の料金種別のうち、カケホのもの
スーパーカケホ	第１種ＬＴＥデュアルのカテゴリーⅠ及びカテゴリーⅡに係る基本使用料の料金種別のうち、スーパーカケホのもの
カケホ（Ｖ）	第２種ＬＴＥデュアルのカテゴリーⅠ及びカテゴリーⅡに係る基本使用料の料金種別のうち、カケホ（Ｖ）のもの

スーパーカケホ（Ｖ）	第２種ＬＴＥデュアルのカテゴリーⅠ及びカテゴリーⅡに係る基本使用料の料金種別のうち、スーパーカケホ（Ｖ）のもの
カケホ（ケータイ／Ｖ）	第１種ＬＴＥデュアル及び第２種ＬＴＥデュアルに係る基本使用料の料金種別のうち、カケホ（ケータイ／Ｖ）のもの
スーパーカケホ（ケータイ／Ｖ）	第１種ＬＴＥデュアル及び第２種ＬＴＥデュアルに係る基本使用料の料金種別のうち、スーパーカケホ（ケータイ／Ｖ）のもの
ＶＫプランＭ	第１種ＬＴＥデュアル及び第２種ＬＴＥデュアルに係る基本使用料の料金種別のうち、ＶＫプランＭのもの
ＶＫプランＳ	第１種ＬＴＥデュアル及び第２種ＬＴＥデュアルに係る基本使用料の料金種別のうち、ＶＫプランＳのもの
ＶＫプラン	第１種ＬＴＥデュアル及び第２種ＬＴＥデュアルに係る基本使用料の料金種別のうち、ＶＫプランのもの

（特定データ通信定額等の取扱い）

7　次表の左欄に定める用語は、それぞれ同表右欄に定めるデータ通信料の取扱いを示します。

用語	データ通信料の取扱い
特定データ通信定額制	料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（３）に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制（Ｖ）	料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（３）の２に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制Ⅱ	料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（３）の３に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）	料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（３）の４に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）	料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（３）の５に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）	料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（３）の６に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信２段階定額制	料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（３）の７に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ｉ）	料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（３）の８に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ⅱ）	料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（３）の９に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ｉ）	料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（３）の 10 に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）	料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（３）の 11 に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信段階定額制	料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（３）の 12 に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信段階定額制（Ｖ）	料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（３）の 13 に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制Ⅲ	料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（３）の 14

	に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）	料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（３）の 15 に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額の取扱い	特定データ通信定額制、特定データ通信定額制（Ｖ）、特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅰ）、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）、特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制（Ｖ）、特定データ通信定額制Ⅲ又は特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）
特定データ通信２段階定額の取扱い	特定データ通信２段階定額制、特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ⅰ）、特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ⅱ）、特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅰ）又は特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）

（基本使用料等の日割り）

８　当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等のうち月額で定める料金（以下この項において「月額料金」といいます。）をその利用日数（第８号については、第 56 条（基本使用料等の支払義務）第２項第３号の表に規定する基本使用料等の支払いを要しないとする日数とします。）に応じて日割りします。

ただし、第 56 条第１項第２号に該当する場合の同号のイ及びウに定める基本使用料等については、この限りでありません。

（１）　料金月の起算日以外の日に、契約者回線又はオプション機能の提供の開始があったとき。

（２）　料金月の起算日以外の日に、契約の解除又はオプション機能の廃止があったとき。

（３）　料金月の起算日に契約者回線又はオプション機能の提供を開始し、その日にその契約の解除又はオプション機能の廃止があったとき。

（４）　料金月の起算日以外の日に、第２（通話料）１（適用）(11)に定める定額料の支払いによるＬＴＥプラン又はＬＴＥプラン（Ｖ）の契約者回線に係る通話料の適用Ⅰ又は(12)に定める定額料の支払いによるＬＴＥプラン又はＬＴＥプラン（Ｖ）の契約者回線に係る通話料の適用Ⅱの適用若しくは廃止があったとき。

（５）　料金月の起算日以外の日に、次表に定めるデータ通信料の取扱いの種類の変更があったとき。

データ通信料の取扱い
特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅰ）、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）、特定データ通信定額制Ⅲ、特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）

（６）　次表の左欄に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日に、同表右欄に定めるデータ通信料の取扱いの適用の開始若しくは廃止があったとき。

基本使用料の料金種別	データ通信料の取扱い
カケホ（ケータイ／Ｖ）、スーパーカケホ（ケータイ／Ｖ）、	特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅰ）、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）、特定データ通

ＶＫプランＭ、ＶＫプランＳ、ＶＫプラン	信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ⅰ）、特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ⅱ）、特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅰ）、特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）
シンプル、カケホ、スーパーカケホ、シンプル（Ｖ）、カケホ（Ｖ）、スーパーカケホ（Ｖ）（いずれもカテゴリーⅡのものに限ります。）	特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制（Ｖ）、特定データ通信定額制Ⅲ、特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）

（７）　料金月の起算日以外の日に、基本使用料の料金種別の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

（８）　第 56 条第２項第３号の表の規定に該当するとき。

（９）　第３項の規定により、料金月の起算日の変更があったとき。

９　前項第１号から第８号までの規定による月額料金の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、第 56 条第２項第３号の表の１欄に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。

10　第８項第９号の規定による月額料金の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

（端数処理）

11　当社は、料金その他の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

ただし、この料金表に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

（ナンバーシェア副回線に係る料金等の合算請求）

12　当社は、ナンバーシェア副回線に係る料金その他の債権について、その契約者回線に係るナンバーシェア主回線（別表１に定めるナンバーシェア主回線をいいます。以下同じとします。）に係る料金その他の債権と合算して一括して請求します。

（料金等の支払い）

13　契約者は、料金及び工事費について、当社が定める期日までに、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

14　前項の場合において、料金及び工事費は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

15　当社は、プリペイド通話に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。）については、課金単位となる通話時間ごとに第 63 条（プリペイド通話に係る前払い通話料の登録等）の規定に基づき登録した前払い通話料の残高を減ずることとします。

（料金の一括後払い）

16　当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、２月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

（前受金）

17　当社は、料金又は工事費について、契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

（消費税相当額の加算）

18　この約款に係る料金について支払いを要する額は、この約款に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

　ただし、次の各号に掲げる料金については、この限りでありません。

（１）　海外ローミング機能に係るオプション機能使用料

（２）　プリペイド通話又はａｕ国際通話に関する料金

（３）　他網公衆電話の電話機から契約者回線への通話に係る料金

（４）　国際ＳＭＳ送信に関する料金（通話料に限ります。）

（料金の臨時減免）

19　当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この料金表又は約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金及び工事費を減免することがあります。

20　当社は、前項の規定により、料金等の減免を行ったときは、関係のサービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことを周知します。

（料金等の請求）

21　ａｕ（ＬＴＥ）通信サービスに係る料金その他の債務の請求については、この約款、当社の「ＷＥＢ　ｄｅ　請求書ご利用規約」（以下「ＷＥＢｄｅ請求書規約」といいます。）若しくは「ａｕ　ＷＡＬＬＥＴポイントプログラム」利用規約又はＫＤＤＩ株式会社の「ＫＤＤＩまとめて請求に係る取扱い規約」のほか、当社が別に定めるところによります。

第１表　ａｕ（ＬＴＥ）通信サービスに関する料金

第１　基本使用料等

１　適用

基本使用料等の適用については、第 56 条（基本使用料等の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

<table>
<tr><th colspan="2">基本使用料等の適用</th></tr>
<tr><td>（１）　ＬＴＥサービスの種類等</td><td>ア　ＬＴＥサービスには、次の種類があります。
<table>
<tr><th>種類</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>ＬＴＥデュアル</td><td>デュアル端末との間に電気通信回線を設定して通話及びデータ通信のために提供するもの</td></tr>
<tr><td>ＬＴＥシングル</td><td>データシングル端末との間に電気通信回線を設定して専らデータ通信のために提供するもの</td></tr>
</table>
イ　ＬＴＥデュアルには、次の種類があります。
<table>
<tr><th>種類</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>第１種ＬＴＥデュアル</td><td>第２種ＬＴＥデュアル又は第３種デュアル以外のもの</td></tr>
<tr><td>第２種ＬＴＥデュアル</td><td>ＶｏＬＴＥ対応端末（ＶｏＬＴＥに対応した端末設備をいいます。以下同じとし、当社が別に定める端末設備を除きます。）との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、第３種ＬＴＥデュアル以外のもの</td></tr>
<tr><td>第３種ＬＴＥデュアル</td><td>ＶｏＬＴＥ対応端末（当社が別に定める端末設備に限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、別表１に定めるナンバーシェア機能に係るナンバーシェア副回線として指定することができる契約者回線に係るもの</td></tr>
</table>
ウ　第１種ＬＴＥデュアルには、次のタイプがあります。
<table>
<tr><th>タイプ</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>タイプⅠ</td><td>タイプⅡ以外のもの</td></tr>
<tr><td>タイプⅡ</td><td>ＶｏＬＴＥ対応端末（当社が別に定める端末設備に限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供するもの</td></tr>
</table>
エ　ＬＴＥシングルには、次の種類があります。
<table>
<tr><th>種類</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>第１種ＬＴＥシングル</td><td>第２種ＬＴＥシングル又は第３種ＬＴＥシングル以外のもの</td></tr>
<tr><td>第２種ＬＴＥシングル</td><td>ＷｉＭＡＸ利用対応端末（別表１に定めるＷｉＭＡＸ利用機能を利用することができる端末設備をいいます。以下同じと</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td></td><td>します。）であって、当社が別に定める端末設備との間に電気通信回線を設定して提供するもの</td></tr>
<tr><td>第３種ＬＴＥシングル</td><td>当社が別に定める通信方式にのみ対応したデータシングル端末との間に電気通信回線を設定して提供するもの。</td></tr>
</table>
オ　当社は、下表の左欄の契約に基づいて、同表の右欄のＬＴＥサービスを提供します。この場合において、当社は、同表の右欄の種類のうち、そのＬＴＥ契約者から接続の請求があった端末設備に対応するＬＴＥサービスを提供するものとします。
<table>
<tr><th colspan="2">ＬＴＥ契約の種別</th><th>ＬＴＥサービスの種類</th></tr>
<tr><td colspan="2">一般ＬＴＥ契約</td><td>ＬＴＥデュアル、ＬＴＥシングル</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第２種定期ＬＴＥ契約</td><td>タイプⅠ</td><td>第１種ＬＴＥデュアル、第２種ＬＴＥデュアル又はＬＴＥシングル</td></tr>
<tr><td>タイプⅡ</td><td>第１種ＬＴＥデュアル又は第２種ＬＴＥデュアル</td></tr>
<tr><td colspan="2">第３種定期ＬＴＥ契約</td><td>第２種ＬＴＥシングル</td></tr>
<tr><td colspan="2">第４種定期ＬＴＥ契約</td><td>第２種ＬＴＥシングル</td></tr>
<tr><td colspan="2">第５種定期ＬＴＥ契約</td><td>第１種ＬＴＥシングル又は第３種ＬＴＥシングル</td></tr>
<tr><td colspan="2">第６種定期ＬＴＥ契約</td><td>第１種ＬＴＥシングル又は第３種ＬＴＥシングル</td></tr>
</table>
カ　ＬＴＥ契約者は、ＬＴＥサービスの種類の変更（第３種ＬＴＥデュアルとの間のものを除きます。）の請求をすることができます。
キ　カの請求があったときは、当社は、ＬＴＥサービスの種類の変更を伴う請求があった場合は、その変更日から変更後のＬＴＥサービスの種類による料金を適用します。
ク　ローミングには、ＬＴＥサービスと同一の種類があります。
</td></tr>
<tr><td>（２）　－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>（３）　ＬＴＥサービスの利用月数</td><td>ＬＴＥサービスの利用月数は、そのＬＴＥサービスに係る利用開始月からその料金月（契約解除があったときは、その契約解除日の前日を含む料金月までとします。）までの月数（一時休止日の前日を含む料金月の翌料金月から再利用開始日を含む料金月の前料金月までの月数を除きます。以下この欄において同じとします。）を通算したもの（契約変更を行った場合は、契約変更を行う前のＬＴＥ契約により提供を受けていたＬＴＥサービスに係る利用開始月からその契約変更のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、ａｕ契約からの契約移行があった場合は、契約移行を行う前のａｕ契約により提供を受けていたａｕサービスに係る利用開始月からその契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、それぞれこれに合算したものとします。）とします。</td></tr>
<tr><td>（４）　ＬＴＥサービスの基本使用料の料金種</td><td>ア　ＬＴＥサービスの基本使用料には、次のカテゴリー種別ごとに、次の料金種別があります。
（ア）　第１種ＬＴＥデュアルに係るもの</td></tr>
</table>

別の選択等

区分	基本使用料の料金種別
カテゴリーⅠ	ＬＴＥプラン
	ＬＴＥプランＳ
	カケホ
	スーパーカケホ
	ジュニアスマートフォンプラン
	シニアプラン
	オフィスケータイプラン
	カケホ（ケータイ／Ｖ）
	スーパーカケホ（ケータイ／Ｖ）
	ＶＫプランＭ
	ＶＫプランＳ
	ＶＫプラン
	オフィスケータイプランＶＫ（ケータイ）
カテゴリーⅡ	シンプル
	カケホ
	スーパーカケホ

（イ）　第２種ＬＴＥデュアルに係るもの

区分	基本使用料の料金種別
カテゴリーⅠ	ＬＴＥプラン（Ｖ）
	カケホ（Ｖ）
	スーパーカケホ（Ｖ）
	スーパーカケホ（Ｖ・ａ）
	ジュニアスマートフォンプラン（Ｖ）
	シニアプラン（Ｖ）
	オフィスケータイプラン（Ｖ）
	カケホ（ケータイ／Ｖ）
	スーパーカケホ（ケータイ／Ｖ）
	ＶＫプランＭ
	ＶＫプランＳ
	ＶＫプラン
	オフィスケータイプラン（ＶＫ）
	ｍａｍｏｒｉｎｏ　Ｗａｔｃｈプラン
カテゴリーⅡ	シンプル（Ｖ）
	カケホ（Ｖ）
	スーパーカケホ（Ｖ）

（ウ）　第３種ＬＴＥデュアルに係るもの

区分	基本使用料の料金種別
カテゴリーⅡ	ナンバーシェアプラン

（エ）　第１種ＬＴＥシングルに係るもの

区分	基本使用料の料金種別
カテゴリーⅠ	ＬＴＥフラット　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ
	ＬＴＥフラット　ｆｏｒ　Ｔａｂ

	ＬＴＥフラット　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ（ｍ）
	タブレットプラン　ｄｓ
	ＬＴＥフラット　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ（ｍ）ｄｓ

（オ）　第２種ＬＴＥシングルに係るもの

区分	基本使用料の料金種別
カテゴリーⅠ	ＷｉＭＡＸ２＋フラット　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ
	ＷｉＭＡＸ２＋フラット　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ　ＥＸ
	ＷｉＭＡＸ２＋フラット　ｆｏｒ　ＨＯＭＥ

（カ）　第３種ＬＴＥシングルに係るもの

区分	基本使用料の料金種別
カテゴリーⅠ	ＬＴＥフラット　ｆｏｒ　Ｔａｂ（Ｌ）
	タブレットプラン　ｄｓ（Ｌ）
	ＬＴＥフラット　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ（ｍ／Ｌ）
	Ｑｕａ　ｓｔａｔｉｏｎプラン　ｄｓ

イ　ＬＴＥ契約者は、あらかじめカテゴリー種別及び基本使用料の料金種別を選択していただきます。

ウ　ＬＴＥ契約者は、カテゴリー種別及び基本使用料の料金種別の変更の請求をすることができます。

エ　ＬＴＥサービスの契約者回線について、選択又は変更の請求をすることができるカテゴリー種別及び基本使用料の料金種別は、その契約者回線に接続する端末設備及びその購入方法等により当社が別に定めるところによります。

オ　エの規定によるほか、当社が別に定めるサービス取扱所においてその契約者回線に接続する端末設備の購入（以下この１（適用）において「端末設備の購入」といいます。）と同時に行う場合に限り、カテゴリー種別の変更を請求することができます。

カ　ａｕ契約からの契約移行があった場合、そのａｕ契約をカテゴリーⅠとみなして、オの規定を適用します

キ　カまでの規定によるほか、ジュニアスマートフォンプランについては、第１種ＬＴＥデュアルの契約者回線、ジュニアスマートフォンプラン（Ｖ）については、第２種ＬＴＥデュアルの契約者回線であって、次の全てを満たす場合に限り、選択又は変更の請求をすることができます。

（ア）　別に定める端末設備の購入と同時に行うものであること。

（イ）　そのＬＴＥ契約者（そのＬＴＥ契約について利用者登録が行われているときは、登録利用者とします。）が、（ア）に定める端末設備の購入があった日（以下このエにおいて「購入日」といいます。）を含む年の翌年（購入日が１月１日から３月３１日までの間である場合は、購入日を含む年とします。）の４月１日までに満 13 歳に満たない者であること。

ク　カまでの規定によるほか、シニアプランについては、第１種ＬＴＥデュアルの契約者回線、シニアプラン（Ｖ）については、第２種ＬＴＥデュアルの契約者回線であって、それぞれ次の全てを満たす場合に限り、選択又は変更の請求をすることができます。

（ア）　別に定める端末設備の購入と同時に行うものであること。

（イ）　そのＬＴＥ契約者が、(ア)に定める端末設備の購入があること。

ケ　カまでの規定によるほか、ｍａｍｏｒｉｎｏＷａｔｃｈプランについては、第２種ＬＴＥデュアルの契約者回線であって、次の全てを満たす場合に限り、選択又は変更の請求をすることができます。

（ア）　別に定める端末設備の購入と同時に行うものであること。

（イ）　そのＬＴＥ契約者（そのＬＴＥ契約について利用者登録が行われているときは、登録利用者とします。）が、(ア)に定める端末設備の購入があった日（以下このカにおいて「購入日」といいます。)を含む年の翌年（購入日が１月１日から３月３１日までの間である場合は、購入日を含む年とします。）の４月１日までに満 13 歳に満たない者であること。

コ　カまでの規定によるほか、スーパーカケホ（Ｖ・ａ）については、別に定める端末設備の購入と同時に限り、選択又は変更の請求をすることができます。

サ　コまでの規定によるほか、次表の右欄に定める取扱いの適用の申込みと同時に行う場合又は同取扱いの適用を受けている場合に限り、それぞれ同表の左欄に定める基本使用料の料金種別の選択又は同料金種別への変更を請求することができます。

（ア）　第１種ＬＴＥデュアルに係るもの

区分	基本使用料の料金種別	データ通信の定額制の取扱い
カテゴリーⅠ	ＬＴＥプラン又はオフィスケータイプラン	特定データ通信定額制
	ＬＴＥプランＳ	特定データ通信２段階定額制
	カケホ	特定データ通信定額制Ⅱ（データ定額１を除きます。）
	スーパーカケホ	特定データ通信定額制Ⅱ（データ定額２を除きます。）
	カケホ（ケータイ／Ｖ）	特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）（データ定額１（ケータイ／Ｖ）を除きます。）又は特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ｉ）
	スーパーカケホ（ケータイ／Ｖ）	特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）（データ定額２（ケータイ／Ｖ）を除きます。）又は特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ｉ）
	ＶＫプランＭ、ＶＫプランＳ又はＶＫプラン	特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ｉ）
カテゴリーⅡ	シンプル、カケホ、スーパーカケホ	特定データ通信段階定額制、特定データ通信定額制Ⅲ

（イ）　第２種ＬＴＥデュアルに係るもの

区分	基本使用料の料金種別	データ通信の定額制の取扱い

カテゴリーⅠ	ＬＴＥプラン（Ｖ）又はオフィスケータイプラン（Ｖ）	特定データ通信定額制（Ｖ）
	カケホ（Ｖ）	特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）（データ定額１（Ｖ）を除きます。）
	スーパーカケホ（Ｖ）	特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）（データ定額２（Ｖ）を除きます。）
	スーパーカケホ（Ｖ・ａ）	特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）（データ定額５（Ｖ）、データ定額 20（Ｖ）又はデータ定額 30（Ｖ）に限ります。）
	カケホ（ケータイ／Ｖ）	特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）（データ定額１（ケータイ／Ｖ）を除きます。）又は特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）
	スーパーカケホ（ケータイ／Ｖ）	特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）（データ定額１（ケータイ／Ｖ）、データ定額３（ケータイ／Ｖ）又はデータ定額５（ケータイ／Ｖ）に限ります。）又は特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）
	ＶＫプランＭ、ＶＫプランＳ又はＶＫプラン	特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ⅱ）
カテゴリーⅡ	シンプル（Ｖ）、カケホ（Ｖ）、スーパーカケホ（Ｖ）	特定データ通信段階定額制（Ｖ）、特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）

シ　コまでの規定によるほか、次表の右欄の適用を受けている場合又は同表の右欄の適用の申出を同時に行う場合に限り、それぞれ同表の左欄に定める基本使用料の料金種別の選択又は同料金種別への変更を請求することができます。

基本使用料の料金種別	適用
タブレットプランｄｓ、ＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ）ｄｓ又はタブレットプランｄｓ（Ｌ）	(29)
Ｑｕａｓｔａｔｉｏｎプランｄｓ	(32)

ス　基本使用料の料金種別の変更の請求があった場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

（ア）　ＬＴＥデュアルに係るもの

区分	変更後の基本使用料の適用
①　②以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月から変更後の料金

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td></td><td>種別による基本使用料を適用します。
ただし、その請求が、端末設備の購入と同時に行われたものである場合は、その請求があった日から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。</td></tr>
<tr><td>②　ＬＴＥプラン及びオフィスケータイプランの間の変更、ＬＴＥプラン（Ｖ）及びオフィスケータイプラン（Ｖ）の間の変更並びにカケホ（ケータイ／Ｖ）からオフィスケータイプラン（ＶＫ）への変更（特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）又は特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用の開始又は廃止を伴わないものに限ります。）の場合</td><td>その請求があった日から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。
ただし、ＬＴＥ契約者から要請があり、当社の業務の遂行上支障がない場合は、その請求があった日を含む料金月の翌料金月から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。</td></tr>
</table>
（イ）　ＬＴＥシングルに係るもの
<table>
<tr><th>変更後の基本使用料の適用</th></tr>
<tr><td>その請求があった日を含む料金月の翌料金月から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。
ただし、その請求が、端末設備の購入と同時に行われたものである場合は、その請求があった日から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。</td></tr>
</table>
セ　ＬＴＥサービスの契約者回線について、ＬＴＥサービスの種類の変更による新たな端末設備を接続する請求があった場合、当社は、その請求があった日を含む料金月の翌料金月から変更後のＬＴＥサービスにおいて選択した料金種別による基本使用料を適用するものとします。
　ただし、その請求が、端末設備の購入と同時に行われたものである場合は、その請求があった日から変更後のＬＴＥサービスにおいて選択した料金種別による基本使用料を適用するものとします。</td></tr>
<tr><td>（４）の２　ＬＴＥモジュールの基本使用料の料金種別の選択等</td><td>ア　ＬＴＥモジュールの基本使用料には、次の種別があります。
<table>
<tr><th>基本使用料の料金種別</th></tr>
<tr><td>ＬＴＥモジュールフラット</td></tr>
<tr><td>ＬＴＥモジュールダブル定額</td></tr>
</table>
イ　ＬＴＥモジュール契約者は、あらかじめ基本使用料の料金種別を選択していただきます。この場合、包括的管理の取扱いの適用を受ける契約者回線については、包括回線グループを単位として選択していただきます。
ウ　ＬＴＥモジュール契約者は、基本使用料の料金種別の変更を請求することはできません。</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>（４）の３　ジュニアスマートフォンプラン等の選択に係るアップグレードプログラムの取扱い</td>
<td>次表に定める基本使用料の料金種別の選択又は同料金種別への変更があった場合（その選択又は変更に際しての特定の端末設備（それぞれ（４）欄に定めるものをいいます。）の購入が、当社の個別信用購入あっせん契約約款又は個品割賦販売契約約款に基づく分割払い（その支払回数が 36 回であるものに限ります。）の方法により行われた場合に限ります。）、その契約者回線の契約者から、当社の「アップグレードプログラム（ジュニア）利用規約」に定めるアップグレードプログラム（ジュニア）の適用の申込みがあったものとみなして取り扱います。この場合において、アップグレードプログラム（ジュニア）の適用については、その利用規約に定めるところによります。
<table>
<tr><th>基本使用料の料金種別</th></tr>
<tr><td>ジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン（Ｖ）、ｍａｍｏｒｉｎｏＷａｔｃｈプラン</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
<tr>
<td>（４）の４　スーパーカケホ（Ｖ・ａ）の選択に係るアップグレートプログラムの取扱い</td>
<td>次表に定める基本使用料の料金種別の選択又は同料金種別への変更があった場合（その選択又は変更に際しての特定の端末設備（（４）欄に定めるものをいいます。）の購入が、当社の個別信用購入あっせん契約約款又は個品割賦販売契約約款に基づく分割払い（その支払回数が 24 回であるものに限ります。）の方法により行われた場合に限ります。）、その契約者回線の契約者から、当社の「アップグレードプログラム（ａ）利用規約」に定めるアップグレードプログラム（ａ）の適用の申込みがあったものとみなして取り扱います。この場合において、アップグレードプログラム（ａ）の適用については、その利用規約に定めるところによります。
<table>
<tr><th>基本使用料の料金種別</th></tr>
<tr><td>スーパーカケホ（Ｖ・ａ）</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
<tr>
<td>（５）　第２種定期ＬＴＥ契約に係る基本使用料の取扱い
（誰でも割、誰でも割シングル、誰割でも割ライト）</td>
<td>ア　第２種定期ＬＴＥ契約に係る基本使用料については、そのタイプ種別及び料金種別に応じて、２－１－１の（２）又は２－１－２の（２）に規定する料金額を適用します。
イ　第２種定期ＬＴＥ契約に係る基本使用料の適用は、そのタイプ種別の第２種定期ＬＴＥ契約に係るＬＴＥサービスの提供を開始した日を含む料金月の初日（他のタイプ種別の第２種定期ＬＴＥ契約からの契約変更の場合は、その契約変更日を含む料金月の初日、他の種別の定期ＬＴＥ契約からの契約変更の場合は、第２種定期ＬＴＥ契約に係るＬＴＥサービスの提供を開始した日とします。）からとします。
ウ　第２種定期ＬＴＥ契約の解除があった場合における取扱いについては、次表のとおりとします。
<table>
<tr><th>区分</th><th>第２種定期ＬＴＥ契約に係る基本使用料の適用</th></tr>
<tr><td>１　２又は３以外により第２種定期ＬＴＥ契約の解除があったとき。</td><td>その契約解除日の前日まで第２種定期ＬＴＥ契約に係る基本使用料を適用します。</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

２　一般ＬＴＥ契約への契約変更があったとき（３に該当するときを除きます。）	その契約変更日を含む料金月の末日まで第２種定期ＬＴＥ契約に係る基本使用料を適用します。
３　一般ＬＴＥ契約若しくは他のタイプ種別の第２種定期ＬＴＥ契約への契約変更又は一般ａｕ契約への契約移行があったとき（一般ＬＴＥ契約への契約変更又は一般ａｕ契約への契約移行については、その申出と同時に、障がい者等に係る基本使用料の割引の適用又はＷＩＮ約款に定める障がい者等に係る基本使用料の割引の適用の申出があったときに限ります。）。	その契約変更日又は契約移行日を含む料金月の前料金月の末日まで第２種定期ＬＴＥ契約に係る基本使用料を適用します。

エ　第２種定期ＬＴＥ契約（タイプⅡに限ります。）への契約変更（一般ＬＴＥ契約又は第２種定期ＬＴＥ契約（タイプⅠに限ります。）からのものに限ります。）又は契約移行があった場合であって、契約変更前又は契約移行前のＬＴＥ契約又はａｕ契約に係る基本使用料の料金種別が次表に定めるもの以外であるとき、その契約変更日又は契約移行日を含む料金月の初日から契約変更後又は契約移行後の第２種定期ＬＴＥ契約（タイプⅡに限ります。）に係る基本使用料の料金種別の適用を開始する日の前日までの間、契約変更又は契約移行を行う前のＬＴＥ契約又はａｕ契約の契約種別に応じて、そのＬＴＥ契約又はａｕ契約に係る基本使用料の料金種別の料金額を適用します。

区分			基本使用料の料金種別
ＬＴＥ契約に係るもの	第１種ＬＴＥデュアル	カテゴリーⅠ	カケホ、スーパーカケホ、カケホ（ケータイ／Ｖ）、スーパーカケホ（ケータイ／Ｖ）
		カテゴリーⅡ	シンプル、カケホ、スーパーカケホ
	第２種ＬＴＥデュアル	カテゴリーⅠ	カケホ（Ｖ）、スーパーカケホ（Ｖ）、スーパーカケホ（Ｖ・ａ）、カケホ（ケータイ／Ｖ）、スーパーカケホ（ケータイ／Ｖ）
		カテゴリーⅡ	シンプル（Ｖ）、カケホ（Ｖ）、スーパーカケホ（Ｖ）
ａｕ契約に係るもの		カテゴリーⅠ	カケホ（３Ｇケータイ・データ付）、カケホ（３Ｇケータイ）

（５）の２　第３種定期ＬＴＥ契	ア　第３種定期ＬＴＥ契約に係る基本使用料については、その料金種別に応じて、２－１－２の（３）に規定する料金額を適用しま

約に係る基本使用料の取扱い	す。 イ　第３種定期ＬＴＥ契約に係る基本使用料の適用は、第３種定期ＬＴＥ契約に係るＬＴＥサービスの提供を開始した日からとします。 ウ　第３種定期ＬＴＥ契約の解除があったときは、その契約解除日の前日（他の種別のＬＴＥ契約への契約変更の場合は、その契約変更日の前日とします。）まで第３種定期ＬＴＥ契約に係る基本使用料を適用します。
（５）の３　第４種定期ＬＴＥ契約に係る基本使用料の取扱い	ア　第４種定期ＬＴＥ契約に係る基本使用料については、その料金種別に応じて、２－１－２の（４）に規定する料金額を適用します。 イ　第４種定期ＬＴＥ契約に係る基本使用料の適用は、第４種定期ＬＴＥ契約に係るＬＴＥサービスの提供を開始した日からとします。 ウ　第４種定期ＬＴＥ契約の解除があったときは、その契約解除日の前日（他の種別のＬＴＥ契約への契約変更の場合は、その契約変更日の前日とします。）まで第４種定期ＬＴＥ契約に係る基本使用料を適用します。
（５）の４　第５種定期ＬＴＥ契約に係る基本使用料の取扱い	ア　第５種定期ＬＴＥ契約に係る基本使用料については、その料金種別に応じて、２－１－２の（５）に規定する料金額を適用します。 イ　第５種定期ＬＴＥ契約に係る基本使用料の適用は、第５種定期ＬＴＥ契約に係るＬＴＥサービスの提供を開始した日からとします。 ウ　第５種定期ＬＴＥ契約の解除があったときは、その契約解除日の前日（他の種別のＬＴＥ契約への契約変更の場合は、その契約変更日の前日とします。）まで第５種定期ＬＴＥ契約に係る基本使用料を適用します。
（５）の５　第６種定期ＬＴＥ契約に係る基本使用料の取扱い	ア　第６種定期ＬＴＥ契約に係る基本使用料については、その料金種別に応じて、２－１－２の（６）に規定する料金額を適用します。 イ　第６種定期ＬＴＥ契約に係る基本使用料の適用は、第６種定期ＬＴＥ契約に係るＬＴＥサービスの提供を開始した日からとします。 ウ　第６種定期ＬＴＥ契約の解除があったときは、その契約解除日の前日（他の種別のＬＴＥ契約への契約変更の場合は、その契約変更日の前日とします。）まで第６種定期ＬＴＥ契約に係る基本使用料を適用します。
（６）　障がい者等に係る基本使用料の割引の適用 （スマイルハート割引）	ア　障がい者等に係る基本使用料の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、その契約者が次表の適用条件のいずれかに該当する者（以下「障がい者等」といいます。）である場合に、その契約者回線に係る基本使用料について、２－１－１の（１）に規定する料金額に代えて、次表に規定する料金額を適用することをいいます。 （ア）　適用条件

① 身体障がい者（身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）
② 知的障がい者（療育手帳制度について（昭和 48 年厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）
③ 精神障がい者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）
④ 特定疾患患者（特定疾患治療研究事業について（昭和 48 年衛発第 242 号公衆衛生局長通知）に規定する特定疾患治療研究事業対象疾患であることについて証明書（特定疾患医療受給者証又は特定疾患登録者証をいいます。）の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）
⑤ 指定難病患者（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第７条第４項の規定により医療受給者証の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）

（イ） 料金額

１契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額 税抜額
第１種ＬＴＥデュアル	カテゴリーⅠ	ＬＴＥプラン	934 円
		ＬＴＥプランＳ	998 円
		カケホ	2,500 円
		スーパーカケホ	1,500 円
		ジュニアスマートフォンプラン	3,620 円
		シニアプラン	3,980 円
		カケホ（ケータイ／Ｖ）	2,000 円
		スーパーカケホ（ケータイ／Ｖ）	1,000 円
		ＶＫプランＭ	1,620 円
		ＶＫプランＳ	998 円
		ＶＫプラン	998 円
	カテゴリーⅡ	シンプル	780 円
		カケホ	2,280 円
		スーパーカケホ	1,280 円
第２種ＬＴＥデュアル	カテゴリーⅠ	ＬＴＥプラン（Ｖ）	934 円
		カケホ（Ｖ）	2,500 円
		スーパーカケホ（Ｖ）	1,500 円
		スーパーカケホ（Ｖ・ａ）	2,190 円
		ジュニアスマートフォンプラン（Ｖ）	3,620 円
		シニアプラン（Ｖ）	3,980 円

		カケホ（ケータイ／Ｖ）	2,000円
		スーパーカケホ（ケータイ／Ｖ）	1,000円
		ＶＫプランＭ	1,620円
		ＶＫプランＳ	998円
		ＶＫプラン	998円
		ｍａｍｏｒｉｎｏ　Ｗａｔｃｈプラン	998円
	カテゴリーⅡ	シンプル（Ｖ）	780円
		カケホ（Ｖ）	2,280円
		スーパーカケホ（Ｖ）	1,280円

イ　本割引は、ＬＴＥデュアル（第３種ＬＴＥデュアルを除きます。）の契約者回線（その契約者が、アの(ア)に定める適用条件のいずれかに該当するものに限ります。）であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。

(ア)　定期ＬＴＥ契約に係るもの。

(イ)　(８)の適用を受けているもの。

(ウ)　第２（通話料）１（適用）(19)又は(23)の適用を受けているもの。

ウ　本割引を選択する契約者は、あらかじめ当社所定の書面により申し出ていただきます。この場合において、契約者は、その書面の記載内容を証明する書類を提示していただきます。

エ　当社は、ウの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを承諾します。

(ア)　当社との間で締結している他の契約者回線又はＷＩＮ契約者回線（それぞれの契約者名義が、申出のあった契約者回線と同一のものに限ります。）について、本割引又はＷＩＮ約款に定める本割引に相当する基本使用料の割引の適用を受けているとき。

(イ)　ＫＤＤＩ株式会社との間で締結している他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線と同一のものに限ります。）について、ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款若しくはＷＩＮ約款に定める本割引に相当する基本使用料の割引の適用を受けているとき。

オ　本割引の適用の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日からとします。

ただし、その申出が、ＬＴＥシングルからのＬＴＥサービスの種類の変更又はａｕ契約（ａｕパケットに係るものに限ります。）からの契約移行と同時に行われた場合は、ＬＴＥサービスの種類の変更日又は契約移行日からとします。

カ　本割引の適用を受けている契約者は、次のことを守っていただきます。

(ア)　障がい者等でなくなった場合、又はあらかじめ申し出た内容に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を当社に届け出ること。

(イ)　自己以外の者に不正に利用させないこと。

(ウ)　その他本割引に関する取扱いを適正に運用すめに必要な限り

<table>
<tr>
<td></td>
<td>
において当社が執る措置に従っていただくこと。
キ　当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、その適用を廃止します。
（ア）　ＬＴＥサービス利用権の譲渡があったとき。
（イ）　契約者の地位の承継があったとき。
（ウ）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。
（エ）　ＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。
（オ）　エの規定に適合しないことが判明したとき。
（カ）　その契約者がカの規定に違反したとき。
ク　本割引の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。
<table>
<tr><th>区分</th><th>本割引の適用</th></tr>
<tr><td>１　２又は３以外により本割引の適用を廃止したとき。</td><td>その事由が生じた日（ＬＴＥサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。</td></tr>
<tr><td>２　キの（ウ）又は（エ）の規定により本割引の適用を廃止したとき（契約変更又は第２種定期ａｕ契約への契約移行に係るものを除きます。）。</td><td>その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。</td></tr>
<tr><td>３　契約者から本割引の適用を廃止する申出あったとき。</td><td>その申出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
<tr>
<td>（７）　複数回線複合割引の適用（家族割、法人割）</td>
<td>
ア　複数回線複合割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、割引選択回線群（イに定める割引選択回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する契約者回線（第２種定期ＬＴＥ契約に係るもの、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの又は（６）の適用を受けているものを除きます。）に関する基本使用料について、２－１－１の（１）に規定する料金額に 0.25 を乗じて得た額の割引きを行うことをいいます。
<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>基本使用料の料金種別</th></tr>
<tr><td>第１種ＬＴＥデュア</td><td>カテゴリーⅠ</td><td>カケホ、スーパーカケホ、ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、カケホ（ケータイ／Ｖ）、スーパーカケホ（ケータイ／Ｖ）</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

ル	カテゴリーⅡ	シンプル、カケホ、スーパーカケホ
第２種ＬＴＥデュアル	カテゴリーⅠ	カケホ（Ｖ）、スーパーカケホ（Ｖ）、スーパーカケホ（Ｖ・ａ）、ジュニアスマートフォンプラン（Ｖ）、シニアプラン（Ｖ）、カケホ（ケータイ／Ｖ）、スーパーカケホ（ケータイ／Ｖ）、ｍａｍｏｒｉｎｏＷａｔｃｈプラン
	カテゴリーⅡ	シンプル（Ｖ）、カケホ（Ｖ）、スーパーカケホ（Ｖ）

イ　本割引に係る割引選択回線とは、本割引を選択する契約者回線、当社のＷＩＮ約款に定める複数回線複合割引を選択するＷＩＮ契約者回線又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款若しくはＷＩＮ約款に定める複数回線複合割引（以下この欄において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線をいいます。

ウ　本割引は、ＬＴＥデュアル（第３種ＬＴＥデュアルを除きます。）の契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます　。

（ア）　(10)の適用を受けているもの

（イ）　第２（通話料）１（適用）(27)又は(28)の適用を受けているもの

エ　割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。

オ　本割引を選択する契約者は、１の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。

カ　当社は、オの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

（ア）　指定した割引選択回線群を構成する契約者回線、ＷＩＮ契約者回線及び他網契約者回線の数が２以上 10 以下でないとき。

（イ）　その契約者が、割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（ウ）　その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

（エ）　指定した割引選択回線群を構成する１の契約者回線に係る契約者名義が、その割引選択回線群を構成する他の契約者回線、ＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。

（オ）　その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

キ　当社は、１の割引選択回線群を構成する契約者回線に係る契約者名義が異なる場合であっても、通信料明細内訳書の発行その他の取扱いについて、同一の契約者名義とみなして取り扱います。

ク　本割引の計算は、基本使用料の料金種別ごとに料金月単位（通則第８項第４号の規定により基本使用料を日割りする場合は、そ

の日割りの期間単位とします。)で行います。

ケ　本割引の適用の開始は、オに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月からとします。

コ　当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

（ア）　ＬＴＥサービス利用権の譲渡があったとき。

（イ）　契約者の地位の承継があったとき。

（ウ）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

（エ）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。

（オ）　ＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。

（カ）　その他カのいずれかに該当することとなったとき。

サ　コの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の２欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、１欄の左欄に該当する場合が生じたときは、１欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
１　２以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日（ＬＴＥサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。
２　ＬＴＥサービスの利用の一時休止、ＬＴＥ契約の解除又はＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。	一時休止日、契約解除日又はＬＴＥサービスの種類の変更日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。

シ　サの規定にかかわらず、本割引の適用を受けている契約者回線について、同一料金月内において、本割引の適用を廃止した後、本割引、(８)又は第２（通話料）１（適用）(22)若しくは(23)の適用の申込みをしたときは、その申込日を含む料金月の前料金月までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。

ス　割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

セ　当社は、本割引の適用を受けている契約者が割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、その割引選択回線群を構成する全て又は一部の契約者回線について本割引の適用を廃止することがあります。

<table>
<tr><td></td><td>ソ　当社は、本割引を選択する契約者から請求があった場合は、当社が別に定める方法により、その割引選択回線群に係る料金等の請求額（当社が指定する期間内の料金月に係るものに限ります。）又はその目安となる金額を通知します。
　ただし、当社の業務上又は技術上支障があるときは、通知できないことがあります。
タ　契約者は、割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、ＫＤＤＩ株式会社がその割引選択回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る情報（特定割引の適用に必要な範囲に限ります。）を、当社がＫＤＤＩ株式会社に通知することを承諾していただきます。</td></tr>
<tr><td>（８）　契約者を単位とする基本使用料割引Ｉの適用
（グループディスカウント）</td><td>ア　契約者を単位とする基本使用料割引Ｉ（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、割引選択回線群（（ア）に定める割引選択回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する契約者回線（基本使用料の料金種別が（ウ）に定めるもの又は（７）の適用を受けているものを除きます。）に関する基本使用料について、（イ）に規定する額の割引を行うことをいいます。
（ア）　割引選択回線
<table><tr><th>割引選択回線</th></tr><tr><td>本割引を選択する契約者回線、当社のＷＩＮ約款に定める契約者を単位とする基本使用料割引Ｉを選択するＷＩＮ契約者回線又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款若しくはＷＩＮ約款に定める契約者を単位とする基本使用料割引Ｉ（以下この（８）欄において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線</td></tr></table>
（イ）　割引額
１契約ごとに
<table><tr><td>その料金月の割引選択回線群を構成する契約者回線（（７）の適用を受けているものを除きます。）、ＷＩＮ契約者回線及び他網契約者回線の数</td><td>割引額</td></tr><tr><td>２以上４以下の場合</td><td>その料金月の基本使用料に 0.15 を乗じて得た額</td></tr><tr><td>５以上 49 以下の場合</td><td>その料金月の基本使用料に 0.20 を乗じて得た額</td></tr><tr><td>50 以上 999 以下の場合</td><td>その料金月の基本使用料に 0.25 を乗じて得た額</td></tr><tr><td>1000 以上の場合</td><td>その料金月の基本使用料に 0.28 を乗じて得た額</td></tr></table>
（ウ）　基本使用料の料金種別
<table><tr><th>基本使用料の料金種別</th></tr><tr><td>カケホ、スーパーカケホ、シンプル、カケホ（Ｖ）、スーパーカケホ（Ｖ）、スーパーカケホ（Ｖ・ａ）、シンプル（Ｖ）、カケ</td></tr></table></td></tr>
</table>

	ホ（ケータイ／Ｖ）、スーパーカケホ（ケータイ／Ｖ） イ　本割引は、ＬＴＥデュアル（第３種ＬＴＥデュアルを除きます。）の契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます　。 （ア）　定期ＬＴＥ契約に係るもの （イ）　基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン（Ｖ）、シニアプラン（Ｖ）又はｍａｍｏｒｉｎｏＷａｔｃｈプランのもの （ウ）　（６）又は(10)の適用を受けているもの ウ　割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。 エ　本割引を選択する契約者は、１の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。 オ　当社は、エに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。 （ア）　指定した割引選択回線群を構成する契約者回線、ＷＩＮ契約者回線及び他網契約者回線の数が２以上でないとき。 （イ）　その契約者が、割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 （ウ）　その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。 （エ）　その申出のあった契約者回線が、第２（通話料）１（適用）(22)又は(23)を選択する場合であって、その契約者回線と割引選択回線群を構成する他の契約者回線、ＷＩＮ契約者回線及び他網契約者回線が、契約者を単位とする通話料の月極割引又は特定加入電話からの通話に係る通話料の割引における同一の割引選択回線群に属さないとき。 （オ）　指定した割引選択回線群を構成する１の契約者回線に係る契約者名義が、その割引選択回線群を構成する他の契約者回線、ＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。 （カ）　その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるとき。 （キ）　その他当社の業務の遂行上支障があるとき。 カ　本割引の計算は、その契約者回線に係る基本使用料の料金種別ごとに料金月単位（通則第８項第４号の規定により基本使用料を日割りする場合は、その日割りの期間単位とします。）で行います。 キ　本割引の適用は、エに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日（その料金月において、ａｕ契約（本割引に相当する適用を受けるものに限ります。）からの契約移行があったときは、その契約移行のあった日とします。）から開始します。

ク　当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。
（ア）　ＬＴＥサービス利用権の譲渡があったとき。
（イ）　契約者の地位の承継があったとき。
（ウ）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。
（エ）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。
（オ）　ＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。
（カ）　その他オに列挙する規定のいずれかに該当することとなったとき。

ケ　クの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。
　この場合、同一料金月内において、次表の２欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、１欄の左欄に該当する場合が生じたときは、１欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
１　２以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日（ＬＴＥサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。
２　ＬＴＥサービスの利用の一時休止、ＬＴＥ契約の解除又はＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。	一時休止日、契約解除日又はＬＴＥサービスの種類の変更日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。

コ　ケの規定にかかわらず、本割引の適用を受けている契約者回線について、同一料金月内において、本割引の適用の廃止（契約移行に伴うものを除きます。）後、本割引、（７）又は第２（通話料）１（適用）(22)若しくは(23)の適用の申込み（ＷＩＮ約款に定める相当する申込みを含みます。）をしたときは、その申込日を含む料金月の前料金月までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。

サ　割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

シ　当社は、その割引選択回線群を構成するいずれかの契約者回線、ＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者がその料金その他の債務についてその支払期日を経過してもなお支払わないときは、その割引選択回線群を構成する全て又は一部の契約者回線、ＷＩＮ契約者回線及び他網契約者回線について本割引の適

<table>
<tr><td></td><td>用を廃止することがあります。
ス　当社は、本割引を選択する契約者から請求があった場合は、当社が別に定める方法により、その割引選択回線群に係る料金等の請求額（当社が指定する期間内の料金月に係るものに限ります。）又はその目安となる金額を通知します。
　ただし、当社の業務上又は技術上支障があるときは、通知できないことがあります。
セ　契約者は、割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、ＫＤＤＩ株式会社がその割引選択回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る情報（特定割引の適用に必要な範囲に限ります。）を、当社がＫＤＤＩ株式会社に通知することを承諾していただきます。</td></tr>
<tr><td>（９）　包括回線グループを単位とする基本使用料割引の適用
（シングル大口回線割引）</td><td>ア　包括回線グループを単位とする基本使用料割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、あらかじめ契約者が選択した包括回線グループを構成する契約者回線に係る基本使用料について、包括回線グループを単位として次表に規定する額の割引を行うことをいいます。
１契約ごとに
<table>
<tr><th>その料金月の包括回線グループを構成する契約者回線の数</th><th>割引額</th></tr>
<tr><td>50 以上 149 以下の場合</td><td>その料金月の基本使用料に 0.10 を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td>150 以上 249 以下の場合</td><td>その料金月の基本使用料に 0.15 を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td>250 以上 499 以下の場合</td><td>その料金月の基本使用料に 0.20 を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td>500 以上 999 以下の場合</td><td>その料金月の基本使用料に 0.30 を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td>1,000 以上の場合</td><td>その料金月の基本使用料に 0.40 を乗じて得た額</td></tr>
</table>
イ　本割引は、ＬＴＥモジュールの契約者回線に限り、選択することができます。
ウ　当社は、本割引の適用の申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。
（ア）　その契約者が、包括回線グループに係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
（イ）　その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。
（ウ）　その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
エ　本割引の適用の開始は、イの規定により本割引の申出を当社が承諾した日を含む料金月からとします。
オ　当社は、契約者から、本割引の適用を受けている包括回線グル</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td></td>
<td>
ープを構成する全ての契約者回線について、一括して本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。
（ア）　ＬＴＥモジュール契約の解除があったとき。
（イ）　ウの(ア)から(ウ)のいずれかに該当することとなったとき。
カ　オの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。
<table>
<tr><th>区分</th><th>本割引の適用</th></tr>
<tr><td>１　２以外により本割引の適用を廃止したとき。</td><td>その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。</td></tr>
<tr><td>２　ＬＴＥモジュール契約の解除があったとき。</td><td>契約解除日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。</td></tr>
</table>
キ　割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
</td>
</tr>
<tr>
<td>(10)　契約者を単位とする金額指定割引の適用
（まるごとビジネス割引</td>
<td>
ア　契約者を単位とする金額指定割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、（ア）に規定する定額料を支払った場合に、割引選択回線群（（イ）に定める割引選択回線により構成される回線群であって、契約者からあらかじめ（ウ）に定める指定期間及び指定金額の指定があったものをいいます。以下この欄において同じとします。）を構成するその契約者回線（ＬＴＥシングルに係るものを除きます。）に係る基本使用料について、（エ）に定める割引率を乗じて得た額（その料金月中に基本使用料の料金種別の変更があったときは、同一の基本使用料の料金種別が連続して適用されているその料金月中の期間ごとに日割り後の基本使用料の額（その期間中の基本使用料の料金種別に応じて定まる基本使用料の額をその期間中の日数に応じて日割りして得た額をいいます。）を算出し、その算出して得た日割り後の基本使用料の額のそれぞれに、その基本使用料の料金種別に応じて定まる（エ）に定める割引率を乗じて得た額を総合計して得た額とします。以下この欄において「本割引に係る基本使用料割引額」といいます。）の割引を行うことをいいます。
（ア）　定額料
１割引選択回線群ごとに月額
<table>
<tr><th>料金額</th></tr>
<tr><td>税抜額 1,000 円</td></tr>
</table>
（イ）　割引選択回線
<table>
<tr><th>割引選択回線</th></tr>
<tr><td>本割引を選択する契約者回線、当社のＷＩＮ約款に定める契約者を単位とする金額指定割引（以下この(10)において「ＷＩＮ割引」といいます。）を選択するＷＩＮ契約者回線又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款若しくはＷＩＮ約款に定める契約者を単位とする金額指定割引（以下この(10)において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線をいいます。</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

（ウ）　指定期間及び指定金額

区分	
指定期間	指定金額 税抜額
1年	50,000円
	300,000円
	1,000,000円
	5,000,000円
	10,000,000円
	30,000,000円
	50,000,000円
2年	50,000円
	300,000円
	1,000,000円
	5,000,000円
	10,000,000円
	30,000,000円
	50,000,000円
3年	50,000円
	300,000円
	1,000,000円
	5,000,000円
	10,000,000円
	30,000,000円
	50,000,000円

（エ）　割引率

基本使用料の料金種別	割引率
下欄以外の料金種別	50%
カテゴリーⅠのカケホ又はカケホ（Ｖ）	35.7%
カテゴリーⅠのスーパーカケホ又はスーパーカケホ（Ｖ）	46.87%
スーパーカケホ（Ｖ・ａ）	38.56%
カケホ（ケータイ／Ｖ）	40.54%
スーパーカケホ（ケータイ／Ｖ）	55.55%
シンプル又はシンプル（Ｖ）	60.48%
カテゴリーⅡのカケホ又はカケホ（Ｖ）	37.68%
カテゴリーⅡのスーパーカケホ又はスーパーカケホ（Ｖ）	50.33%

イ　本割引は、ＬＴＥサービス（第３種ＬＴＥデュアルを除きます。）の契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。

（ア）　第２種定期ＬＴＥ契約に係るもの

（イ）　基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン（Ｖ）、シニアプラ

	ン（Ｖ）又はｍａｍｏｒｉｎｏＷａｔｃｈプランのもの （ウ）（６）、（７）又は（８）の適用を受けているもの （エ）第２（通話料）１（適用）(19)又は(23)の適用を受けているもの ウ　割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。 エ　本割引を選択する契約者は、１の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。 この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、１の割引選択回線群について１の割引選択代表回線（本割引、ＷＩＮ割引又は特定割引の規定により定額料の支払いを要する１の契約者回線、ＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線をいいます。以下この欄において同じとします。）を指定して、当社に申し出ていただきます。 オ　当社は、エに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。 （ア）その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）でないとき。 （イ）その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であって、指定した割引選択回線群を構成する契約者回線、ＷＩＮ契約者回線及び他網契約者回線の数が２以上でないとき。 （ウ）その契約者が、割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 （エ）その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。 （オ）指定した割引選択回線群を構成する１の契約者回線に係る契約者名義が、その割引選択回線群を構成する他の契約者回線、ＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。 （カ）その他当社の業務の遂行上支障があるとき。 カ　割引選択代表回線となる契約者回線に係る契約者は、（ア）に定める契約者回線群割引前月間累計額に当社のＷＩＮ約款に定める契約者回線群割引前月間累計額（その割引選択回線群を構成するＷＩＮ契約者回線に係るものに限ります。）及びＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款若しくはＷＩＮ約款に定める契約者回線群割引前月間累計額（その割引選択回線群を構成する他網契約者回線に係るものに限ります。）を加算した額（以下、この欄及び、第２（通話料）１（適用）(26)において「月間利用額」といいます。）が、契約者からあらかじめ申出のあった指定金額に満たないときは、（イ）に定める要支払額を支払っていただきます。 ただし、本割引、当社のＷＩＮ約款又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款若しくはＷＩＮ約款の規定に基づいて、その割引選択回

線群が初めて構成された日（以下、この欄及び第２（通話料）１（適用）(26)において「割引選択回線群構成日」といいます。)を含む料金月については、この限りでありません。

（ア）　契約者回線群割引前月間累計額

契約者回線群割引前月間累計額
その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線において、その基本使用料の料金種別に応じて、その料金月に生じた次の①及び②の料金額の合計額 ①　基本使用料の額 ②　第２（通話料）１（適用）(26)のアに定める月間累計額

（イ）　要支払額

次式により算出した額 要支払額　＝　未達額×　５０％ （注）　上式において、未達額とは、その指定金額から月間利用額を減じて得た額とします。

キ　本割引の計算は、料金月単位（通則第８項第４号の規定により基本使用料を日割りする場合は、その日割りの期間単位とします。)で行います。

ク　本割引の適用は、エに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日（その料金月において、ａｕ契約（本割引に相当する適用を受けるものに限ります。)からの契約移行があったときは、その契約移行のあった日とします。)から開始します。

ケ　当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

（ア）　ＬＴＥサービス利用権の譲渡があったとき。

（イ）　契約者の地位の承継があったとき。

（ウ）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

（エ）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。

（オ）　その他オのいずれか（(イ)を除きます。)に該当することとなったとき。

コ　ケの場合において、その廃止のあった契約者回線が割引選択代表回線であるときは、その割引選択回線群の中から新たに割引選択代表回線を指定していただきます。

サ　ケの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の２欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、１欄の左欄に該当する場合が生じたときは、１欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
１　２以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日（ＬＴＥサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を

	含む料金月の前料金月の末日までの基本用料について、本割引の適用の対象とします。
２　ＬＴＥサービスの利用の一時休止又はＬＴＥ契約の解除があたとき。	一時休止日又は契約解除日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。

シ　サの規定にかかわらず、本割引の適用を受けている契約者回線について、同一料金月内において、本割引の適用の廃止（契約移行に伴うものを除きます。）後、本割引、（７）、（８）若しくは(29)又は第２（通話料）１（適用）(19) 若しくは(23)の適用の申込み（ＷＩＮ約款に定める相当する申込みを含みます。）をしたときは、その申込日を含む料金月の前料金月までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。

ス　ケの規定によるほか、当社は、割引選択回線群構成日を含む料金月から起算して、あらかじめ申出のあった指定期間が経過することとなる料金月の末日をもって、その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線について、本割引の適用を廃止します。

セ　当社は、スの規定により本割引の適用を廃止したときは、その全ての契約者回線について、廃止日の翌日に、廃止前に適用を受けていたものと同じ指定期間及び指定金額を指定して、新たに本割引の適用の申出があったものとみなして取り扱います。

　ただし、廃止日を含む料金月の翌料金月中に、契約者から新たに本割引の適用を選択しない旨の申出があった場合は、この限りでありません。

ソ　契約者は、アに規定する指定期間又は指定金額の変更（指定期間を変更する場合は変更前の指定期間より長期のものへの、指定金額を変更する場合は変更前の指定金額より高額のものへの変更に限ります。）を行うことができます。

　この場合において、変更後の区分は、その申出があった日を含む料金月の翌料金月から適用します。

タ　本割引が適用される料金月において、契約者回線、ＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線に係るＬＴＥサービス又はａｕサービスの利用の一時中断又は利用中止があった場合でも、ア及びカの規定を適用します。

チ　割引選択代表回線がＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線である場合、契約者は、アの規定にかかわらず、定額料の支払いを要しません。

ツ　割引選択代表回線となる契約者回線に係る契約者は、通信の有無にかかわらず又は１の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

　ただし、その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線について、契約者の責めによらない理由により、１料金月の全ての日にわたって、通信を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できな

い状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたときは、この限りでありません。

テ　当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

ト　定額料については、日割りは行いません。

ナ　契約者は、割引選択回線群構成日を含む料金月から起算して、あらかじめ申出のあった指定期間が経過することとなる料金月の末日が到来する前に、割引選択回線群を構成する全ての契約者回線に係る本割引の適用の廃止（その割引選択回線群を構成するＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線の数が１以上となる場合を除きます。以下このナにおいて「割引選択回線群の廃止」といいます。)があったときは、その指定期間に応じて、次表に規定する額を支払っていただきます。

１割引選択回線群ごとに

指定期間	支払いを要する額
	割引選択回線群構成日を含む料金月から起算して割引選択回線群の廃止があった日を含む料金月までの次表に定める契約者回線群本割引等割引額に次の率を乗じて得た額 契約者回線群本割引等割引額 その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線、ＷＩＮ契約者回線及び他網契約者回線に係る次の(ア)から(ク)の合計額 （ア）　本割引に係る基本使用料割引額 （イ）　当社のＷＩＮ約款に定める本割引に係る基本使用料割引額 （ウ）　ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款及びＷＩＮ約款に定める本割引に係る基本使用料割引額 （エ）　第２（通話料）１（適用）(26)のアに定める本割引に係る通話料割引額 （オ）　当社のＷＩＮ約款に定める本割引に係る通話料割引額 （カ）　ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款及びＷＩＮ約款に定める本割引に係る通話料割引額 （キ）当社のＷＩＮ約款に定める本割引に係るパケット通信料割引額 （ク）　ＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款に定める本割引に係るパケット通信料割引額
１年	75%
２年	73%
３年	71%

ニ　割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じ

	た場合は、その端数を切り上げます。 ヌ　当社は、その割引選択回線群を構成するいずれかの契約者回線、ＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者がその料金その他の債務についてその支払期日を経過してもなお支払わないときは、その割引選択回線群を構成する全て又は一部の契約者回線、ＷＩＮ契約者回線及び他網契約者回線について本割引の適用を廃止することがあります。 ネ　契約者は、割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、ＫＤＤＩ株式会社がその割引選択回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る情報（特定割引の適用に必要な範囲に限ります。）を、当社がＫＤＤＩ株式会社に通知することを承諾していただきます。
(11)　契約移行に係るオプション機能使用料の取扱い	ア　当社は、オプション機能（次表に定めるものを除きます。以下この欄において「ＬＴＥオプション機能」といいます。）の提供の請求があった場合であって、その請求がａｕ契約（そのＷＩＮ契約者回線について、請求のあったＬＴＥオプション機能に相当するオプション機能（以下この欄において「ＷＩＮオプション機能」といいます。）の提供を受けているものに限ります。）からの契約移行と同時に行われたものであるとき（その契約移行のあった日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合を除きます。）は、契約移行のあった日を含む料金月のそのオプション機能使用料について、契約移行のあった日を含む料金月の初日（その料金月において、そのＷＩＮオプション機能の提供の開始があった場合は、その日とします。）から、そのＬＴＥオプション機能の提供があったものとみなして取り扱います。 割込通話機能、ＬＴＥ　ＮＥＴ機能、ＬＴＥ　ＮＥＴ　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ機能、番号変換機能、番号変換文字メッセージ受信機能、ＷｉＭＡＸ利用機能及びボイスパーティー機能 イ　ａｕ契約への契約移行があった場合であって、その契約移行と同時に、そのＷＩＮ契約者回線について、契約移行前の契約者回線について提供を受けていたＬＴＥオプション機能に相当するＷＩＮオプション機能の提供の請求があったときは、契約移行のあった日を含む料金月のそのＬＴＥオプション機能に係るオプション機能使用料については、当社のＷＩＮ約款の規定（アに相当するものをいいます。）に定めるところによります。
(12)　海外ローミング機能に係るオプション機能使用料の適用	ア　当社は、海外ローミング機能について、２（料金額）に規定する国又は地域（その移動無線装置が接続されている外国事業者の無線基地局設備又は機内携帯通話システムによりその外国事業者の電気通信サービスが提供される場所をいい、以下「海外利用地域」といいます。）及び別表１（オプション機能）８欄に規定する利用形態に応じて、オプション機能使用料を適用します。 イ　アの規定によるほか、当社は、ナンバーシェア主回線に接続されている移動無線装置が海外利用地域に在圏している場合であって、その契約者回線又はその契約者回線に係るナンバーシェア副

<table>
<tr><td></td><td>
回線への通話があったときは、その着信に応答した契約者回線にかかわらず、ナンバーシェア主回線について着信通話利用があったものとして、その契約者回線に接続されている移動無線装置が在圏する海外利用地域に応じて、オプション機能使用料を適用します。
ウ　着信通話利用に係る料金額として、２（料金額）に規定する料金額は、海外ローミング機能の利用に係るオプション機能使用料のほか、ＫＤＤＩ株式会社の電話サービス等契約約款に定める国際ローミング着信自動通話に係る通話料を含みます。
エ　当社が別に定める番号をダイヤルして外国事業者の電気通信サービスを利用した場合については、２（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。
１の利用につき利用時間１分までごとに
<table>
<tr><th>海外利用地域</th><th>料金額</th></tr>
<tr><td>大韓民国</td><td>500 円</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>(13)　海外ローミング機能に係るオプション機能使用料への２段階定額制の適用
（海外ダブル定額</td><td>
ア　当社は、海外ローミング機能に係るオプション機能使用料（海外ＬＴＥ　ＮＥＴ利用又は海外ＬＴＥ　ＮＥＴ　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ利用（(13)の２の適用を受けるものを除き、別表３に規定する海外利用地域に係るものに限ります。)に係るものに限ります。以下「特定海外ローミング機能使用料」といいます。)について、２（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用する取扱い（以下「海外ローミング機能２段階定額制」といいます。)を行います。
１契約ごとに日額
<table>
<tr><th>２（料金額）に規定する料金額により算定した特定海外ローミング機能使用料の１日あたりの合計額</th><th>料金額</th></tr>
<tr><td>0 円以上 1,980 円以下の場合</td><td>２（料金額）に規定する料金額により算定した額</td></tr>
<tr><td>1,981 円以上 40,000 円以下の場合</td><td>1,980 円</td></tr>
<tr><td>40,001 円以上 41,000 円以下の場合</td><td>２（料金額）に規定する料金額により算定した額から 40,000 円を差し引いた額に 1,980 円を加算した額</td></tr>
<tr><td>41,001 円以上の場合</td><td>2,980 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　この表に規定する１日とは、本邦の時刻の午前 0 時 00 分 00 秒から午後 11 時 59 分 59 秒までの間をいいます。</td></tr>
</table>
イ　海外ローミング機能２段階定額制は、ＬＴＥサービス又はＬＴＥデータプリペイドの契約者回線に限り、適用します。
</td></tr>
<tr><td>(13)の２　海外ローミング機能に係るオプシ</td><td>
ア　当社は、ウに定める利用開始登録があった場合に、その登録が完了した時点から起算して 24 時間が経過するまでの間（以下「海外定額制選択期間」といいます。)、その契約者回線の海外ローミ
</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>ョン機能使用料への定額制の適用
（世界データ定額）</td>
<td>ング機能に係るオプション機能使用料（海外ＬＴＥ　ＮＥＴ利用又は海外ＬＴＥ　ＮＥＴ　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ利用（別表３に規定する海外利用地域に係るものに限ります。以下「海外定額対象利用」といいます。）に係るものに限ります。）について、２（料金額）の規定にかかわわらず、次表に規定する料金額を適用する取扱い（以下「海外ローミング機能定額制」といいます。）を行います。
１契約者回線ごとに
<table>
<tr><th>区分</th><th>料金額</th></tr>
<tr><td>定額料</td><td>980 円</td></tr>
</table>
イ　海外ローミング機能定額制は、海外定額対象回線（ＬＴＥサービスの契約者回線（当社が別に定めるところにより、海外ローミング機能定額制の適用拒否に係る登録が完了したものを除きます。）であって、第３（データ通信料）１（適用）（６）の３に定めるデータ通信総量速度規制の一時解除を選択しているものをいいます。以下同じとします。）に限り、適用を受けることができます。
ウ　海外定額対象回線の契約者は、海外ローミング機能定額制の適用（海外定額制選択期間の経過後の新たな適用を含みます。）を受けるにあたり、当社が別に定める方法により、利用開始登録を行っていただきます。
エ　当社は、海外ローミング機能定額制の適用を受けている契約者回線について、次に該当する場合には、その適用を廃止します。
（ア）　データ通信総量速度規制の一時解除の適用の廃止があったとき。
（イ）　海外ローミング機能定額制の適用拒否の登録があり、その登録が完了したとき。
オ　ウに定める利用開始登録を行った契約者回線の契約者は、海外定額制選択期間における海外定額対象利用の有無にかかわらず又は 24 時間に満たない時間の海外定額対象利用であっても、アに定める定額料の支払いを要します。
カ　海外ローミング機能定額制に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</td>
</tr>
<tr>
<td>(14)　特定料金種別の海外ローミング機能に係るオプション機能使用料の取扱いⅠ</td>
<td>ア　特定料金種別（第２（通話料）１（適用）(12)の２に定めるものをいいます。以下同じとします。）を選択しているＬＴＥ契約者は、その契約者回線の海外ローミング機能に係るオプション機能使用料（海外ＬＴＥ　ＮＥＴ利用又は海外ＬＴＥ　ＮＥＴ　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ利用に係るものを除きます。）について、その契約者回線に係る、第２（通話料）１（適用）(12)の４に定める国際ＳＭＳ送信料控除可能額から国際ＳＭＳ送信料控除額を差し引いた額を上限とする額（以下「海外ローミング通話料金控除可能額」といいます。）の支払いを要しません。
イ　当社は、特定料金種別の適用を受けている契約者回線について、アの規定により支払いを要しないこととされた料金額（以下「海外ローミング通話料金控除額」といいます。）が海外ローミン</td>
</tr>
</table>

	グ通話料金控除可能額に満たない場合は、(14)の２に規定する取扱いを行います。
(14)の２　特定料金種別の海外ローミング機能に係るオプション機能使用料の取扱いⅡ	特定料金種別を選択しているＬＴＥ契約者は、その契約者回線の海外ローミング機能に係るオプション機能使用料（(13)又は(13)の２の適用を受けるものを除き、海外ＬＴＥ　ＮＥＴ利用又は海外ＬＴＥ　ＮＥＴ　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ利用に係るものに限ります。)について、その契約者回線に係る、海外ローミング通話料金控除可能額から海外ローミング通話料金控除額を差し引いた額を上限とする額（以下「海外ローミングデータ料金控除可能額」といいます。)の支払いを要しません。
(15)　繰越控除可能額に係る海外ローミング機能に係るオプション機能使用料の取扱いⅠ	ア　ＬＴＥ契約者は、その契約者回線の海外ローミング機能に係るオプション機能使用料（海外ＬＴＥ　ＮＥＴ利用又は海外ＬＴＥ　ＮＥＴ　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ利用に係るものを除き、(14)の適用による場合は、適当した後の料金とします。)について、その契約者回線に係る、第２（通話料）１（適用）(15)に定める国際ＳＭＳ送信料繰越控除可能額から国際ＳＭＳ送信料繰越控除額を差し引いた額を上限とする額（以下「海外ローミング通話料金繰越控除可能額」といいます。)の支払いを要しません。 イ　当社は、ＬＴＥデュアルの契約者回線について、アの規定により支払いを要しないこととされた料金額（以下「海外ローミング通話料金繰越控除額」といいます。)が海外ローミング通話料金繰越控除可能額に満たない場合は、(15)の２に規定する取扱いを行います。
(15)の２　繰越控除可能額に係る海外ローミング機能に係るオプション機能使用料の取扱いⅡ	ＬＴＥ契約者は、そのＬＴＥサービス(ＬＴＥデュアルに限ります。)の契約者回線の海外ローミング機能に係るオプション機能使用料（(13)又は(13)の２の適用を受けるものを除き、海外ＬＴＥ　ＮＥＴ利用又は海外ＬＴＥ　ＮＥＴ　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ利用に係るものに限り、(14)の２の適用による場合は、適当した後の料金とします。)について、その契約者回線に係る、海外ローミング通話料金繰越控除可能額から海外ローミング通話料金繰越控除額を差し引いた額を上限とする額（以下「海外ローミングデータ料金繰越控除可能額」といいます。)の支払いを要しません。
(16)　番号変換機能に係るオプション機能使用料の適用	ア　別表１（オプション機能）に規定する番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、第 56 条（基本使用料等の支払義務）第１項の規定にかかわらず、その番号変換機能の提供を開始した日の翌日（その番号変換機能の提供を開始した日とその契約者回線が所属するユーザグループ（同欄に規定するユーザグループをいいます。以下同じとします。)が構成された日（以下この欄において「構成日」といいます。)とが同日の場合は、その番号変換機能の提供を開始した日とします。)から起算してその番号変換機能の廃止があった日までの期間中の料金月の末日（その料金月において番号変換機能の廃止（そのユーザグループに係るユーザグループ構成回線（同欄に規定するユーザグループ構成回線をいいます。以下同じとします。)の数が０となるものに限ります。)があったときは、その廃止日（以下「ユーザグループ廃止日」とい

<table>
<tr><td></td><td>います。）とします。）においてユーザグループ代表者（同欄に規定するユーザグループ代表者をいいます。以下同じとします。）である場合、そのユーザグループに係る番号変換機能に係るその料金月のオプション機能使用料（その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループが構成された場合又はユーザグループに係るユーザグループ構成回線の数が０となった場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて日割りした額とします。）について、２（料金額）に規定する料金の支払いを要します。
<table>
<tr><th>区分</th><th>基本使用料の適用</th></tr>
<tr><td>適用開始日</td><td>その料金月の初日（その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループが構成された場合は、その構成日の翌日）</td></tr>
<tr><td>適用終了日</td><td>その料金月の末日（その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループに係るユーザグループ構成回線の数が０となった場合は、そのユーザグループ廃止日）</td></tr>
</table>
イ　番号変換機能に係るオプション機能使用料については、第 56 条（基本使用料等の支払義務）第２項の規定中、「ａｕ（ＬＴＥ）通信サービスを全く利用することができない状態」を「所属するユーザグループに係る全てのユーザグループ構成回線から内線番号（別表１（オプション機能）10 欄に規定する内線番号をいいます。）による通話の発信ができない状態」に読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。</td></tr>
<tr><td>(17)　保留転送機能に係るオプション機能使用料の適用</td><td>ア　別表１（オプション機能）に規定する保留転送機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、、第 56 条（基本使用料等の支払義務）第１項の規定にかかわらず、その保留転送機能の提供を開始した日の翌日から起算してその保留転送機能の廃止があった日（料金月の末日以外の日にＬＴＥ契約の解除があった場合は、その契約解除日の前日）までの期間（以下この欄において「オプション機能使用料の支払いを要する期間」といいます。）について、２（料金額）に規定する料金の支払いを要します
イ　保留転送機能に係るオプション機能使用料については、その料金月の末日又はユーザグループ廃止日においてユーザグループ代表者である者に、当社が指定する方法により請求します。この場合、保留転送機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、そのオプション機能使用料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。
ウ　当社は、オプション機能使用料の支払いを要する期間が１の料金月に満たない場合は、その提供日数に応じてオプション機能使用料を日割りします。</td></tr>
<tr><td>(18)　番号変換文字メッセージ受信機能に係るオプション</td><td>ア　別表１（オプション機能）に規定する番号変換文字メッセージ受信機能に係るオプション機能使用料は、その料金月の初日に登録されているログインＩＤ（別表１（オプション機能）13 欄の備考に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係るログイ</td></tr>
</table>

機能使用料の適用	ンＩＤ利用者（そのログインＩＤにより特定される特定固定サービスの電気通信回線に係る契約を締結している者をいいます。以下同じとします。）に、当社が指定する方法により請求します。この場合、番号変換文字メッセージ受信機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、そのオプション機能使用料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。 イ　当社は、通則第８項の規定にかかわらず、そのオプション機能使用料の日割りを行いません。
(19)　ＬＴＥ　ＮＥＴ機能又はＬＴＥ　ＮＥＴ　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ機能に係るオプション機能使用料の適用	ア　別表１（オプション機能）に規定するＬＴＥ　ＮＥＴ機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、同 15 欄に規定するｗｅｂフィルタリング・カスタマイズ機能を利用する場合、２（料金額）に規定するｗｅｂフィルタリング・カスタマイズ機能の利用に係る加算額の支払いを要します。 イ　アに規定する加算額は、ｗｅｂフィルタリング・カスタマイズ機能の利用日数に応じて日割りします。 ウ　ＬＴＥ契約者は、以下のいずれかに該当する場合であって、その契約移行のあった日を含む料金月において、ＷＩＮ約款に定めるＩＳ　ＮＥＴ機能に係るパケット通信（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。）を行ったときは、その料金月のＬＴＥ　ＮＥＴ機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。 （ア）　そのＬＴＥ契約が、ａｕ契約（そのＷＩＮ契約者回線について、当社のＷＩＮ約款に定めるＩＳ　ＮＥＴ機能の提供を受けているものに限ります。）からの契約移行により締結されたものであるとき。 （イ）　ａｕ契約への契約移行があった場合であって、その契約移行と同時に、そのＷＩＮ契約者回線について、ＷＩＮ約款に定めるＩＳ　ＮＥＴ機能の提供の請求があったとき。 エ　ＬＴＥ契約者（その契約者回線の基本使用料の料金種別がｍａｍｏｒｉｎｏＷａｔｃｈプラン又はＱｕａｓｔａｔｉｏｎプランｄｓのものに限ります。）は、ＬＴＥ　ＮＥＴ機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。 オ　第３種ＬＴＥデュアルの契約者回線の契約者は、ＬＴＥ　ＮＥＴ機能又はＬＴＥ　ＮＥＴ　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。
(20)　テザリング利用機能に係るオプション機能使用料の適用	ア　当社は、料金月の起算日以外の日に、別表１（オプション機能）に規定するテザリング利用機能の提供の開始又は廃止があった場合、通則第８項の規定にかかわらず、そのオプション機能使用料の日割りを行いません。 イ　ＬＴＥ契約者は、次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている場合（特定データ通信定額制Ⅱ（データ定額 20 又はデータ定額 30 に限ります。）又は特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）（データ定額 20（Ｖ）又はデータ定額 30（Ｖ）に限ります。）の適用を受けている場合を除きます。）、その料金月のテザリング利用機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>基本使用料の料金種別</th></tr>
<tr><td>第１種ＬＴＥデュアル</td><td>カテゴリーⅠ</td><td>ＬＴＥプランＳ、カケホ、スーパーカケホ、ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、カケホ（ケータイ／Ｖ）、スーパーカケホ（ケータイ／Ｖ）、ＶＫプランＭ、ＶＫプランＳ、ＶＫプラン、オフィスケータイプランＶＫ（ケータイ）</td></tr>
<tr><td>第２種ＬＴＥデュアル</td><td>カテゴリーⅠ</td><td>カケホ（Ｖ）、スーパーカケホ（Ｖ）、スーパーカケホ（Ｖ・ａ）、ジュニアスマートフォンプラン（Ｖ）、シニアプラン（Ｖ）、カケホ（ケータイ／Ｖ）、スーパーカケホ（ケータイ／Ｖ）、ＶＫプランＭ、ＶＫプランＳ、ＶＫプラン又はオフィスケータイプラン（ＶＫ）</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>(21)　削除</td><td>削除</td></tr>
<tr><td>(22)　ＷｉＭＡＸ利用機能に係るオプション機能使用料の適用</td><td>ア　別表１（オプション機能）に規定するＷｉＭＡＸ利用機能（タイプⅡに限ります。）の提供を受けている契約者回線の契約者は、その契約者回線について同 19 欄に規定するハイスピードプラスエリアモードを選択してデータ通信（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。）を行った料金月において、２（料金額）に規定するハイスピードプラスエリアモードの利用に係る加算額（以下「プラスエリアモード加算額」といいます。）の支払いを要します。
イ　当社は、通則第８項の規定にかかわらず、プラスエリアモード加算額の日割りを行いません。
ウ　第２種ＬＴＥシングルの契約者回線（特定のＬＴＥシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引（この約款、当社のＷＩＮ約款又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款若しくはＷＩＮ約款に定めるものをいい、以下この欄において「特定割引」といいます。）に係る判定用回線として指定されているものに限ります。）の契約者は、アの規定にかかわらず、次表に定める期間、プラスエリアモード加算額の支払いを要しません。
<table>
<tr><th>期間</th></tr>
<tr><td>その第２種ＬＴＥシングルの契約者回線を判定用回線として指定した特定割引の申出を当社又はＫＤＤＩ株式会社が承諾した日を含む料金月（当社が定める事由に該当する場合は、承諾した日を含む料金月の翌料金月します。）から、その特定割引の適用を廃止する事由が生じた日を含む料金月までの間</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>(23)　特定のオプション機能の加入を条件とするオプション機能使用料の割引の適用（電話きほん</td><td>ア　特定のオプション機能の加入を条件とするオプション機能使用料の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、その契約者回線について、次表の中央欄に定めるオプション機能（以下この欄において「特定オプション機能」といいます。）の全ての提供を受けている場合に、その料金月の特定オプション機能に係るオプション機能使用料を合計した額に同表の右欄に定める割引率を乗じて得た額の割引を行うことをいいます。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>パック、電話きほんパック（Ｖ））</td><td>
<table>
<tr><th>区分</th><th>特定オプション機能</th><th>割引率</th></tr>
<tr><td>タイプⅠ</td><td>留守番伝言機能、三者通話機能、迷惑電話拒否機能、呼出音設定機能</td><td>57.14%</td></tr>
<tr><td>タイプⅡ</td><td>留守番伝言機能、三者通話機能、割込通話機能（第２種ＬＴＥデュアルに係るものに限ります。）、迷惑電話拒否機能、呼出音設定機能</td><td>55.55%</td></tr>
</table>
イ　次のいずれかに該当する場合であって、その契約移行のあった日を含む料金月において、そのＷＩＮ契約者回線について、当社のＷＩＮ約款に定めるオプション機能（特定オプション機能（タイプⅠに係るものに限ります。）に相当するものに限ります。以下この(23)において「ＷＩＮオプション機能」といいます。）の提供を受けているときは、本割引の適用にあたり、その料金月において、この約款に基づく特定オプション機能（ＷＩＮオプション機能に相当するものに限ります。）の提供があったものとして取扱います。
　この場合において、契約移行のあった日を含む料金月における、そのＷＩＮオプション機能のオプション機能使用料を、アに定めるオプション機能使用料に含めるものとします。
（ア）　その契約者回線に係るＬＴＥ契約が、ａｕ契約からの契約移行により締結されたものである場合（契約移行のあった日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合を除きます。）。
（イ）　ａｕ契約への契約移行があった場合（契約移行のあった日を含む料金月において、第２種ＬＴＥデュアルの提供を受けている場合に限ります。）。
ウ　本割引の計算は、料金月単位で行います。
エ　割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
オ　ａｕ契約への契約移行があった場合（契約移行のあった日を含む料金月において、第２種ＬＴＥデュアルの提供を受けている場合を除きます。）であって、そのＷＩＮ契約者回線について、ＷＩＮ約款に定める特定のオプション機能の加入を条件とするオプション機能使用料の割引の適用を受けるときは、アからエの規定にかかわらず、契約移行のあった日を含む料金月の特定オプション機能に係るオプション機能使用料については、当社のＷＩＮ約款の規定（アからエに相当するものをいいます。）に定めるところによります。
</td></tr>
<tr><td>(24)　特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用（ａｕスマートバリュー）</td><td>ア　特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、割引選択回線群（割引対象回線（イに定めるものをいいます。以下この欄から(26)の２において同じとします。）及び１の判定用回線（ウに定めるものをいいます。以下この欄から(26)の２において同じとします。）により構成される回線群をいいます。以下この欄から(26)の２において同じとします。）を構成する契約者回線（本割引を選択</td></tr>
</table>

するものに限ります。)に係る基本使用料等（この約款の規定により支払いを要することとされるａｕ（ＬＴＥ）通信サービスの料金（基本使用料（ＬＴＥプラン、オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランＶＫ（ケータイ）、ＬＴＥプラン（Ｖ）、オフィスケータイプラン（Ｖ）又はオフィスケータイプラン（ＶＫ）のものを除きます。)、オプション機能使用料（着信短縮ダイヤル機能、海外ローミング機能、番号変換機能、保留転送機能及び番号変換文字メッセージ受信機能に係るものを除きます。)、通話料（ａｕ国際通話及び国際ＳＭＳ送信に係るものを除きます。）及びデータ通信料（第３（データ通信料）１（適用）（６)の３に定める購入データ量に係るものを除きます。)に限ります。）、付随サービスに関する料金等（料金安心サービスに関する料金、３ＬＭセキュリティサービス利用料及びａｕスマートサポート接続サービス利用料に限ります。)及び当社が別に定める料金をいいます。以下この欄において同じとします。)について、次表に定める額（基本使用料等の額が次表に定める額に満たない場合は、基本使用料等の額とします。)の割引を行うことをいいます。

①　②から⑥以外の場合

１契約ごとに月額

区分	割引額 税抜額
１　本割引の適用を開始した料金月から起算して 24 料金月が経過するまでの各料金月	1,410 円
２　本割引の適用を開始した料金月から起算して 24 料金月超の各料金月	934 円

②　その料金月の末日において、特定データ通信定額の取扱い（データ定額 10、データ定額 13、データ定額 30、データ定額 10（Ｖ）、データ定額 13（Ｖ）、データ定額 30（Ｖ）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ - ⅱ）のデータ定額 10（ケータイ／Ｖ）若しくはデータ定額 13（ケータイ／Ｖ）に限ります。)の適用を受けている場合

１契約ごとに月額

区分	割引額 税抜額
１　本割引の適用を開始した料金月から起算して 24 料金月が経過するまでの各料金月	2,000 円
２　本割引の適用を開始した料金月から起算して 24 料金月超の各料金月	934 円

③　その料金月の末日において、特定データ通信定額の取扱い（データ定額２、データ定額３、データ定額２（Ｖ）、データ定額３（Ｖ）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ - ⅰ）若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ - ⅱ）のデータ定額２（ケータイ／Ｖ）若しくはデータ定額３（ケータイ／Ｖ）に限ります。)の適用を受けている場合又は基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、

ジュニアスマートフォンプラン（Ｖ）若しくはシニアプラン（Ｖ）である場合

１契約ごとに月額

割引額
税抜額　934 円

④　その料金月の末日において、特定データ通信定額の取扱い（データ定額１、データ定額１（Ｖ）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）のデータ定額１（ケータイ／Ｖ）に限ります。）の適用を受けている場合

１契約ごとに月額

区分	割引額 税抜額
１　本割引の適用を開始した料金月から起算して 24 料金月が経過するまでの各料金月	934 円
２　本割引の適用を開始した料金月から起算して 24 料金月超の各料金月	500 円

⑤　その料金月の末日において、特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制（Ｖ）の適用を受けている場合

１契約ごとに月額

第３（データ通信料）１（適用）（３）の 12 又は（３）の 13 の規定により適用する定額料	割引額 税抜額
区分１又は区分２に定める定額料を適用する場合	500 円
区分３、区分４又は区分５に定める定額料を適用する場合	1,000 円
備考　その料金月の末日において適用を受けている基本使用料の料金種別がシンプル又はシンプル（Ｖ）の場合、区分１に定める定額料を適用する場合の割引額は０円とします。	

⑥　その料金月の末日において、特定データ通信定額制Ⅲ又は特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）の適用を受けている場合

１契約ごとに月額

割引額
税抜額　1,000 円

イ　本割引に係る割引対象回線とは、以下の各号に定める電気通信回線をいいます。

（ア）　本割引、(25)又は(26)の２に定める減額適用を選択する契約者回線

（イ）　(26)に定める減額適用を受けることとなる契約者回線

（ウ）　当社のＷＩＮ約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引（以下この欄から(26)の２において「ＷＩＮ割引」といいます。）又は特定サービスに係る契約を条件とするＷＩＮシングルフラットＷｉＭＡＸシンプルの契約者回線に係る基本使用料の減額適用（以下この欄から(26)の２において「ＷＩＮ減額適用Ｉ」といいます。）を選択するＷＩＮ契約者回線

（エ）　当社のＷＩＮ約款に定める特定ａｕ回線の指定に伴うＷＩＮ

シングルフラットＷｉＭＡＸシンプルの契約者回線に係る基本使用料の減額適用（以下この欄から(26)の２において「ＷＩＮ減額適用Ⅱ」といいます。）を受けることとなるＷＩＮ契約者回線

（オ）　ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引（以下この欄から(26)の２において「特定割引」といいます。）、又は特定サービスに係る契約を条件とする第２種ＬＴＥシングルの契約者回線に係る基本使用料の減額適用（以下この欄から(26)の２において「特定減額適用Ⅰ」といいます。）又は特定サービスの判定用回線に係る契約を条件とする基本使用料等の減額適用（以下この欄から(26)の２において「特定減額適用Ⅲ」といいます。）を選択する他網契約者回線

（カ）　ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款に定める特定ａｕ回線の指定に伴うプラスエリアモード加算額の減額適用（以下この欄から(26)の２において「特定減額適用Ⅱ」といいます。）を受けることとなる他網契約者回線

（キ）　ＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引（以下この欄から(26)の２において「ＷＩＮ特定割引」といいます。）又は特定サービスに係る契約を条件とするＷＩＮシングルフラットＷｉＭＡＸシンプルの契約者回線に係る基本使用料の減額適用（以下この欄から(26)の２において「ＷＩＮ特定減額適用Ⅰ」といいます。）を選択する他網契約者回線

（ク）　ＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款に定める特定ａｕ回線の指定に伴うＷＩＮシングルフラットＷｉＭＡＸシンプルの契約者回線に係る基本使用料の減額適用（以下この欄から(26)の２において「ＷＩＮ特定減額適用Ⅱ」といいます。）を受けることとなる他網契約者回線

ウ　本割引に係る判定用回線とは、カの規定に基づき指定された電気通信回線（判定用固定サービス（次表に定めるいずれかの種類のサービスをいいます。以下この欄から(26)の２において同じとします。）の提供を受けるための契約の申込みについて、それぞれ判定用固定事業者（判定用固定サービスを提供する電気通信事業者をいいます。以下この欄から(26)の２において同じとします。）がその登録を完了したものに限ります。）をいいます。

種類	判定用固定サービス
タイプⅠ	当社が別に定めるインターネットサービス及び電話サービス（そのインターネットサービスと合わせて選択することができるものに限ります。）
タイプⅡ	当社が別に定めるインターネットサービス、電話サービス及びテレビサービスのうちいずれか２のサービス（そのサービスは他の１のサービスと合わせて選択することができるものに限ります。以下この欄から(26)において同じとします。）
タイプⅢ	第２種ＬＴＥシングル又はＫＤＤＩ株式会社のＬ

	ＴＥ約款に定める第２種ＬＴＥシングル

エ　本割引は、ＬＴＥサービスの契約者回線であって、次のいずれかに該当するものに限り、選択することができます。
（ア）　特定データ通信定額の取扱いの適用を受けているもの
（イ）　基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン（Ｖ）、シニアプラン（Ｖ）、ＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂ、ＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ）、ＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂ（Ｌ）又はＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ／Ｌ）のもの
オ　割引選択回線群は、１の判定用回線につき１とします。
カ　本割引を選択する契約者は、１の判定用回線を指定して、当社に申し出ていただきます。
キ　当社は、カの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。
（ア）　割引対象回線について、(27)の適用の申出を当社が承諾しているとき。
（イ）　指定した判定用回線（タイプⅢの判定用固定サービスに係るものに限ります。)について、(26)の２の適用の申出を当社又はＫＤＤＩ株式会社が承諾していないとき。
（ウ）　指定した判定用回線が所属する割引選択回線群を構成する割引対象回線の数が 11 以上となるとき。
（エ）　申出のあった契約者回線に係る契約者の住所が、指定した判定用回線に係る契約者の住所と異なるとき（その契約者回線に係る契約者（満 50 歳以上の者に限ります。)と判定用回線に係る契約者との関係が当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。
（オ）　申出のあった契約者回線に係る契約者名義が、指定した判定用回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。)。
（カ）　その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。
（キ）　指定した判定用回線に係る判定用固定サービスの契約の申込みについて、判定用固定事業者が登録を完了していないとき。
（ク）　その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
ク　本割引の計算は、料金月単位で行います。
ケ　本割引の適用の開始は、カの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。
　ただし、その申出が、ａｕ契約（そのＷＩＮ契約者回線について、ＷＩＮ割引の適用を受けているものに限ります。)からの契約移行と同時に行われたものである場合は、契約移行のあった日を含む料金月からとします。
コ　アの規定にかかわらず、その料金月の末日において、次のいずれかに該当する場合は、その料金月において本割引を適用しませ

	ん。 （ア）　その契約者回線（ＬＴＥデュアルに係るものに限ります。）について、特定データ通信定額の取扱いの適用を受けていないとき又は基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン（Ｖ）若しくはシニアプラン（Ｖ）でないとき。 （イ）　その契約者回線（ＬＴＥシングルに係るものに限ります。）について、基本使用料の料金種別がＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂ、ＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ）、ＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂ（Ｌ）又はＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ／Ｌ）でないとき。 （ウ）　指定した判定用回線について、判定用固定サービス（判定用固定サービスの種類がタイプⅡである場合は、インターネットサービス、電話サービス及びテレビサービスのうちいずれか２のサービスとします。以下このコ及びサにおいて同じとします。）の提供を受けていないとき。 （エ）　(28)の適用を受けているとき。 サ　コの（ウ）の規定にかかわらず、その料金月の末日において、判定用固定サービスの提供を受けていない場合であっても、本割引の申出があった日を含む料金月から起算して７料金月の間（当社が別に定める事由に該当する場合は、７料金月を超えて当社が別に定める料金月までの間とします。）、本割引を適用します。 シ　本割引の適用を受けたことがある契約者回線について、カの申出があった場合、アの（ア）の表に定める本割引の適用に係る経過期間については、その契約者回線について、最初に本割引の適用を開始した料金月から起算してカの申出があった日を含む料金月までの料金月数とします。 ス　ケのただし書きに定める場合に該当するときは、アの表中「本割引の適用を開始した料金月」を「ａｕ契約に係るその割引の適用を開始した料金月」に、サ中「本割引の申出があった日を含む料金月」を「ａｕ契約に係るその割引の申出があった日を含む料金月」に、それぞれ読み替えて適用します。 セ　ケのただし書きに定める場合に該当するとき（その契約移行のあった日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合を除きます。）は、契約移行のあった日を含む料金月において、そのＷＩＮ契約者回線に係る基本使用料等（ＷＩＮ割引の適用において規定する基本使用料等をいいます。）を、アの（ア）に定める基本使用料等に含めるものとします。 ソ　当社は、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。 （ア）　本割引の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当するとき。 ①　ＬＴＥサービス利用権の譲渡があったとき（ＬＴＥサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合するときを除きます。）。

	②　契約者の地位の承継があったとき。 ③　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。 ④　ＬＴＥ契約の解除があったとき。 （イ）　判定用回線（タイプⅠ又はタイプⅡの判定用サービスに係るものに限ります。）について、次のいずれかに該当するとき。 ①　判定用固定サービス（タイプⅠであって、その電話サービスがＫＤＤＩ株式会社のケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話である場合（そのインターネットサービスを提供する電気通信事業者が当社が別に定めるテレビサービスを提供するものである場合を除きます。）は、その判定用回線に係る電話サービスとします。）の契約の解除があったとき（次のいずれかに該当することをあらかじめ当社が確認したときを除きます。）。 ａ　居住場所の変更に伴いその契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに判定用固定サービスの契約の申込みがあり、判定用固定事業者がその登録を完了しているとき。 ｂ　その契約を解除すると同時に解除前に締結していた契約に係る電気通信回線の終端の設置場所と同一場所において新たに判定用固定サービスの契約の申込みがあり、判定用固定事業者がその登録を完了しているとき。 ②　判定用固定事業者が定める条件に該当するとき。 ③　判定用固定事業者がその判定用固定サービスの提供を開始する前であって、判定用固定事業者の責めによらない理由により、その契約の解除等があったとき。 ④　判定用固定事業者がその判定用固定サービスの提供を開始する前であって、判定用固定事業者の責めに帰すべき理由により、その契約の解除等があったとき（ニ又はヌの規定に基づき、判定用回線に代わり、特定ａｕ回線の指定があったときを除きます。）。 （ウ）　判定用回線（タイプⅢの判定用サービスに係るものに限ります。）又は特定ａｕ回線（ナ、ニ又はヌの規定に基づき、判定用回線に代えて指定のあったものをいいます。）について、この約款、当社のＷＩＮ約款又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款若しくはＷＩＮ約款に定めるところにより、以下のいずれかに該当することとなったとき。 ①　判定用回線について、ＷｉＭＡＸ２＋フラットｆｏｒＨＯＭＥ以外への基本使用料の料金種別の変更又は選択があったとき。 ②　特定ａｕ回線について、ＷｉＭＡＸ２＋フラットプラン（ＷｉＭＡＸ２＋フラットｆｏｒＤＡＴＡ、ＷｉＭＡＸ２＋フラットｆｏｒＤＡＴＡＥＸ又はＷｉＭＡＸ２＋フラットｆｏｒＨＯＭＥをいいます。以下同じとします。）以外の料金種別の選択又はＷＩＮシングルフラットＷｉＭＡＸシンプル以外への料金種別の変更があったとき。

③　第２種定期ＬＴＥ契約又は第２種定期ａｕ契約以外への契約変更があったとき。

④　ＬＴＥサービス利用権又はａｕサービス利用権の譲渡があったとき（ＬＴＥサービス利用権又はａｕサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合するときを除きます。）。

⑤　契約者の地位の承継があったとき。

⑥　ＬＴＥサービス又はａｕサービスの利用の一時休止があったとき。

⑦　ＬＴＥ契約又はａｕ契約の解除があったとき。

（エ）　その他キのいずれかに該当することとなったとき。

タ　判定用回線に代えて指定のあった特定ａｕ回線に係る契約者の住所が、判定用固定サービスのサービス提供地域となったこと等を当社が知ったときは、当社は、そのことを特定ａｕ回線が所属する割引選択回線群を構成するいずれかの契約者回線、ＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線の契約者に通知することがあります。

チ　タに定める通知を受けた場合又は特定ａｕ回線に係る契約者の住所が判定用固定サービスのサービス提供地域となったこと等を知った場合（知ることができた場合を含みます。）、その割引選択回線群を構成するいずれかの契約者回線、ＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線の契約者は、すみやかに判定用サービスに係る契約を申込み、その割引選択回線群の判定用回線として指定していただきます。

ツ　チの規定に基づく判定用回線の指定がない場合、当社は、その割引選択回線群を構成する契約者回線について、本割引を廃止します。

テ　ソ又はツの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の２欄又は３欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、１欄又は２欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ１欄又は２欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
１　２又は３以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日（ソの（ア）の①又は②により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。
２　契約者から本割引の適用を廃止する申出があったとき又はソの（ア）の①若しくは②	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象と

（ａｕ契約への契約移行に係るものを除きます。）、（ウ）の①若しくは②（端末設備の購入と同時に行われたものに限ります。）、③（端末設備の購入と同時に行われた第３種定期ＬＴＥ契約又は第４種定期ＬＴＥ契約への契約変更に限ります。）、⑥若しくは⑦により本減額適用を廃止したとき。	します。
３　ソの（イ）の④により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月から起算し４料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。

ト　契約者は、ソの（イ）の③の規定により本割引の廃止があったときは、本割引の適用により当社が割引いた額（ケのただし書きに該当する場合は、ＷＩＮ割引の適用により当社が割引いた額を含みます。）を支払っていただきます。

ただし、当社が別に定める場合は、この限りでありません。

ナ　その住所が判定用固定サービスの提供地域外である等により、判定用固定事業者が、指定のあった判定用回線に係る判定用固定サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置又は保守することが困難な場合、契約者は、判定用回線に代えて、契約者回線、特定のＷＩＮ契約者回線又はＫＤＤＩ株式会社の他網契約者回線（以下この欄において「特定ａｕ回線」といいます。）を指定して、本割引の適用を申し出ることができます。

この場合において、当社は、その特定ａｕ回線が、この約款、当社のＷＩＮ約款又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款若しくはＷＩＮ約款に定めるところにより、次の全て（その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出でない場合は、（イ）から（カ）とします。）を満たすときに限り、その申出を承諾します。

（ア）　特定ａｕ回線に係るＬＴＥ契約又はａｕ契約の申込みが、本割引の申出と同時に行われたものであること。

（イ）　特定ａｕ回線に係るＬＴＥ契約又はａｕ契約の申込みに際し、端末設備の購入を伴うこと。

（ウ）　第２種定期ＬＴＥ契約又は第２種定期ａｕ契約であること。

（エ）　基本使用料の料金種別として、ＷｉＭＡＸ２＋フラットプラン又はＷＩＮシングルフラットＷｉＭＡＸシンプルを選択していること。

（オ）　特定ａｕ回線又はその割引選択回線群を構成する他の契約者回線、ＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線について、次のいずれかの減額適用を選択していないこと又は適用を受けていないこと。

(25)、(26)又は(26)の２に定める減額適用、ＷＩＮ減額適用Ｉ、

	ＷＩＮ減額適用Ⅱ、特定減額適用Ⅰ、特定減額適用Ⅱ、特定減額適用Ⅲ、ＷＩＮ特定減額適用Ⅰ、ＷＩＮ特定減額適用Ⅱ （カ）　特定ａｕ回線に係るＬＴＥ契約又はａｕ契約の申込みが契約移行に係るものである場合は、契約移行前のａｕ契約又はＬＴＥ契約に係る契約者回線について、それぞれＷＩＮ約款又はこの約款に定める特定ａｕ回線として指定されたものであること。 ニ　ナに定めるほか、判定用固定事業者がその判定用固定サービスの提供を開始する前であって、判定用固定事業者の責めに帰すべき理由により、その判定用回線に係る契約の解除等があった場合であって、その判定用回線が所属していた割引選択回線群に特定ａｕ回線（(25)に定める減額適用、ＷＩＮ減額適用Ⅰ、特定減額適用Ⅰ又はＷＩＮ特定減額適用Ⅰを選択するものに限ります。)が含まれないときは、契約者は、判定用回線に代えて、特定ａｕ回線（この約款、当社のＷＩＮ約款又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款若しくはＷＩＮ約款に定めるところにより、次の全てを満たすものに限ります。)を指定することができます。 （ア）　特定ａｕ回線に係るＬＴＥ契約又はａｕ契約の申込みが、その指定と同時に行われたものであること。 （イ）　特定ａｕ回線に係るＬＴＥ契約又はａｕ契約の申込みに際し、端末設備の購入を伴うこと。 （ウ）　第２種定期ＬＴＥ契約又は第２種定期ａｕ契約であること。 （エ）　基本使用料の料金種別として、ＷｉＭＡＸ２＋フラットプラン又はＷＩＮシングルフラットＷｉＭＡＸシンプルを選択していること。 （オ）　特定ａｕ回線又はその割引選択回線群を構成する他の契約者回線、ＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線について、次のいずれかの減額適用を選択していないこと又は適用を受けていないこと。 (25)、(26)又は(26)の２に定める減額適用、ＷＩＮ減額適用Ⅰ、ＷＩＮ減額適用Ⅱ、特定減額適用Ⅰ、特定減額適用Ⅱ、特定減額適用Ⅲ、ＷＩＮ特定減額適用Ⅰ、ＷＩＮ特定減額適用Ⅱ （カ）　特定ａｕ回線に係るＬＴＥ契約又はａｕ契約の申込みが契約移行に係るものである場合は、契約移行前のａｕ契約又はＬＴＥ契約に係る契約者回線について、それぞれＷＩＮ約款又はこの約款に定める特定ａｕ回線として指定されたものであること。 ヌ　ナ又はニに定めるほか、判定用固定事業者がその判定用固定サービスの提供を開始する前であって、判定用固定事業者の責めに帰すべき理由により、その判定用回線に係る契約の解除等があった場合であって、その判定用回線が所属していた割引選択回線群に特定ａｕ回線（(25)に定める減額適用、ＷＩＮ減額適用Ⅰ、特定減額適用Ⅰ又はＷＩＮ特定減額適用Ⅰを選択するものに限ります。)が含まれるときは、当社は、その契約の解除等があった日を含む料金月から起算し５料金月の初日において、契約者から、判定用回線に代えて、特定ａｕ回線の指定があったものとみなします。

<table>
<tr><td></td><td>ネ　契約者は、本割引、特定割引又はＷＩＮ特定割引の適用の可否を判断するために、その契約者回線、他網契約者回線及び判定用回線に係る情報（本割引、特定割引又はＷＩＮ特定割引の適用に必要な範囲に限ります。）について、当社、ＫＤＤＩ株式会社及び判定用固定事業者との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。</td></tr>
<tr><td>(25)　特定サービスに係る契約を条件とする第２種ＬＴＥシングルの契約者回線に係る基本使用料の減額適用（ａｕスマートバリュー（ルータ割引））</td><td>ア　特定サービスに係る契約を条件とする第２種ＬＴＥシングルの契約者回線に係る基本使用料の減額適用（以下この欄において「本減額適用」といいます。）とは、割引選択回線群を構成する契約者回線（本減額適用を選択するものに限ります。）に係る基本使用料について、２（料金額）の規定にかかわらず、次表に定める料金額を適用することをいいます。
（ア）　基本使用料の料金種別がＷｉＭＡＸ２＋フラットｆｏｒＤＡＴＡのもの
１契約ごとに月額
<table><tr><td rowspan="2">その料金月の課金対象データの総情報量</td><td>料金額</td></tr><tr><td>税抜額</td></tr><tr><td>10,485,760 バイト（10 メガバイト）以下の場合</td><td>372 円</td></tr><tr><td>10,485,760 バイト（10 メガバイト）を超える場合</td><td>4,196 円</td></tr></table>（イ）　基本使用料の料金種別がＷｉＭＡＸ２＋フラットｆｏｒＤＡＴＡＥＸのもの
１契約ごとに月額
<table><tr><td rowspan="2">その料金月の課金対象データの総情報量</td><td>料金額</td></tr><tr><td>税抜額</td></tr><tr><td>10,485,760 バイト（10 メガバイト）以下の場合</td><td>372 円</td></tr><tr><td>10,485,760 バイト（10 メガバイト）を超える場合</td><td>4,880 円</td></tr></table>（ウ）　基本使用料の料金種別がＷｉＭＡＸ２＋フラットｆｏｒＨＯＭＥのもの
１契約ごとに月額
<table><tr><td rowspan="2">その料金月の課金対象データの総情報量</td><td>料金額</td></tr><tr><td>税抜額</td></tr><tr><td>10,485,760 バイト（10 メガバイト）以下の場合</td><td>372 円</td></tr><tr><td>10,485,760 バイト（10 メガバイト）を超える場合</td><td>4,880 円</td></tr></table>イ　本減額適用は、第２種ＬＴＥシングルの契約者回線（第２種定期ＬＴＥ契約に係るものに限ります。）に限り、選択することができます。
ウ　本減額適用を選択する契約者は、１の判定用回線を指定して、当社に申し出ていただきます。
エ　当社は、ウの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。
（ア）　その申出が、その契約者回線に係るＬＴＥ契約の申込みと同時に行われたものでないとき。
（イ）　（ア）に定めるＬＴＥ契約の申込みに際し、端末設備の購入を伴わないとき。
（ウ）　申出のあった契約者回線又は指定した判定用回線が所属する</td></tr>
</table>

割引選択回線群を構成する他の契約者回線、ＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線について、次のいずれかの減額適用を選択しているとき又は適用を受けているとき。

本減額適用、(26)又は(26)の２に定める減額適用、ＷＩＮ減額適用Ⅰ、ＷＩＮ減額適用Ⅱ、特定減額適用Ⅰ、特定減額適用Ⅱ、特定減額適用Ⅲ、ＷＩＮ特定減額適用Ⅰ、ＷＩＮ特定減額適用Ⅱ

（エ）　(ア)に定めるＬＴＥ契約の申込みがａｕ契約からの契約移行に係るものである場合であって、契約移行前のａｕ契約に係る契約者回線について、ＷＩＮ減額適用Ⅰの適用を受けていないとき。

（オ）　指定した判定用回線が所属する割引選択回線群を構成する割引対象回線の数が 11 以上となるとき。

（カ）　申出のあった契約者回線に係る契約者の住所が、指定した判定用回線に係る契約者の住所と異なるとき。

（キ）　申出のあった契約者回線に係る契約者名義が、指定した判定用回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。

（ク）　その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

（ケ）　指定した判定用回線に係る判定用固定サービスの契約の申込みについて、判定用固定事業者が登録を完了していないとき。

（コ）　その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

オ　本減額適用の計算は、基本使用料の料金種別ごとに料金月単位で行います。

カ　アの(ア)の表及び(イ)の表に定める課金対象データの総情報量は、それぞれ次のとおりとします。

（ア）　アの(ア)の表に定める課金対象データの総情報量

基本使用料の料金種別がＷｉＭＡＸ２＋フラットｆｏｒＤＡＴＡの契約者回線との間のデータ通信（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。)に係る課金対象データの総情報量とします。

（イ）　アの(イ)の表に定める課金対象データの総情報量

基本使用料の料金種別がＷｉＭＡＸ２＋フラットｆｏｒＤＡＴＡＥＸの契約者回線との間のデータ通信（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。)に係る課金対象データの総情報量とします。

（ウ）　アの(ウ)の表に定める課金対象データの総情報量

基本使用料の料金種別がＷｉＭＡＸ２＋フラットｆｏｒＨＯＭＥの契約者回線との間のデータ通信（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。)に係る課金対象データの総情報量とします。

キ　本減額適用の開始は、ウの申出を当社が承諾した日（その申出が、ａｕ契約（そのＷＩＮ契約者回線について、ＷＩＮ減額適用

Ｉを受けているものに限ります。）からの契約移行と同時に行われたものである場合は、契約移行のあった日を含む料金月の翌料金月の初日とします。）からとします。

ただし、ウの申出を当社が承諾した日において、指定した判定用回線について、判定用固定サービスの提供を受けていない場合は、次表の右欄に規定する日からとします。

区分	本減額適用の開始
１　２以外のとき。	ウの申出を当社が承諾した日を含む料金月から起算して５料金月の初日
２　ウの申出を当社が承諾した日を含む料金月から起算して４料金月の間に、判定用固定サービスの提供の開始があったとき。	判定用固定サービスの提供の開始のあった日を含む料金月の翌料金月の初日

ク　アの規定にかかわらず、その料金月の末日において、次のいずれかに該当する場合は、その料金月において本減額適用を行いません。

（ア）　その契約者回線について、基本使用料の料金種別が、ＷｉＭＡＸ２＋フラットプランでないとき。

（イ）　その契約者回線について、第２種定期ＬＴＥ契約に係る基本使用料の取扱いを受けていないとき。

（ウ）　指定した判定用回線について、判定用固定サービス（判定用固定サービスの種類がタイプⅡである場合は、インターネットサービス、電話サービス及びテレビサービスのうちいずれか２のサービスとします。）の提供を受けていないとき。

ケ　その料金月において、基本使用料の料金種別としＷｉＭＡＸ２＋フラットプランの選択があった場合又はそれ以外の料金種別の選択があった場合、当社は、ア又はクの（ア）の規定にかかわらず、ＷｉＭＡＸ２＋フラットプランの基本使用料の適用を受ける日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとにアの表に定める料金額を日割りして、本減額適用を適用します。

コ　キの表の取扱いを受ける場合、契約者は、ウの申出を当社が承諾した日を含む料金月から本減額適用の開始のあった日を含む料金月の前料金月までの間、その契約者回線に係る基本使用料（ＷｉＭＡＸ２＋フラットプランのものに限ります。）及びプラスエリアモード加算額の支払いを要しません。

ただし、その期間に、シに定める事項に該当することとなったときは、当社が別に定める日をもって、この取扱いを終了します。

サ　ウの申出が、ａｕ契約（そのＷＩＮ契約者回線について、ＷＩＮ減額適用Ｉを受けているものに限ります。）からの契約移行と同時に行われたものである場合は、キの表中及びコ中「ウの申出」を「ａｕ契約に係るＷＩＮ減額適用Ｉの適用の申出」に、それぞれ読み替えて適用します。

シ　当社は、契約者から本減額適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本減額適用を廃止します。

（ア）　本減額適用の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当するとき。

①　ＬＴＥサービス利用権の譲渡があったとき（ＬＴＥサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合するときを除きます。）。

②　契約者の地位の承継があったとき。

③　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

④　ＬＴＥ契約の解除があったとき。

（イ）　判定用回線（タイプⅠ又はタイプⅡの判定用サービスに係るものに限ります。）について、次のいずれかに該当するとき。

①　判定用固定サービス（タイプⅠであって、その電話サービスが当社のケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話である場合（そのインターネットサービスを提供する電気通信事業者が当社が別に定めるテレビサービスを提供するものである場合を除きます。）は、その判定用回線に係る電話サービスとします。）の契約の解除があったとき（次のいずれかに該当することをあらかじめ当社が確認したときを除きます。）。

ａ　居住場所の変更に伴いその契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに判定用固定サービスの契約の申込みがあり、判定用固定事業者がその登録を完了しているとき。

ｂ　その契約を解除すると同時に解除前に締結していた契約に係る電気通信回線の終端の設置場所と同一場所において新たに判定用固定サービスの契約の申込みがあり、判定用固定事業者がその登録を完了しているとき。

②　判定用固定事業者が定める条件に該当するとき。

③　判定用固定事業者がその判定用固定サービスの提供を開始する前であって、判定用固定事業者の責めによらない理由により、その契約の解除等があったとき。

④　判定用固定事業者がその判定用固定サービスの提供を開始する前であって、判定用固定事業者の責めに帰すべき理由により、その契約の解除等があったとき（(24)のヌの規定に基づき、判定用回線に代わり、特定ａｕ回線の指定があったときを除きます。）。

（ウ）　その他エのいずれかに該当することとなったとき。

ス　シの規定により、本減額適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の２欄、３欄又は４欄の左欄の規定により本減額適用を廃止した後、１欄、２欄又は３欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ１欄、２欄又は３欄の規定によるものとします。

区分	本減額適用の適用

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>１　２、３又は４以外により本減額適用を廃止したとき。</td><td>その事由が生じた日（シの(ア)の①又は②により本減額適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。</td></tr>
<tr><td>２　シの(ア)の④により本減額適用を廃止したとき（３に該当するときを除きます。）。</td><td>その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。</td></tr>
<tr><td>３　契約者から本減額適用を廃止する申出があったとき又はシの(ア)の③若しくは④（ａｕ契約への契約移行に係るものを除きます。)により本減額適用を廃止したとき。</td><td>その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。</td></tr>
<tr><td>４　シの(エ)により本減額適用を廃止したとき。</td><td>その事由が生じた日を含む料金月から起算し４料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。</td></tr>
</table>
セ　契約者は、本減額適用、特定減額適用Ｉ又はＷＩＮ特定減額適用Ｉの適用の可否を判断するために、その契約者回線、他網契約回線及び判定用回線に係る情報（本減額適用、特定減額適用Ｉ又はＷＩＮ特定減額適用Ｉの適用に必要な範囲に限ります。)について、当社、ＫＤＤＩ株式会社び判定用固定事業者との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。
</td></tr>
<tr><td>(26)　特定ａｕ回線の指定に伴うプラスエリアモード加算額の減額適用（ａｕスマートバリュー（ルーター割引固定代替））</td><td>
ア　当社は、(24)のナ、ニ又はヌの規定に基づき、判定用回線に代えて特定ａｕ回線として指定のあった契約者回線について、(ア)及び(イ)に定める取扱い（以下この欄において「本減額適用」といいます。)を行います。
（ア）　その契約者回線に係るプラスエリアモード加算額について、次表に定める額（プラスエリアモード加算額が次表に定める額に満たない場合は、プラスエリアモード加算額とします。)の割引を行うこと。
１契約ごとに月額
<table>
<tr><td rowspan="2">区分</td><td>料金額</td></tr>
<tr><td>税抜額</td></tr>
<tr><td>割引額</td><td>1,005 円</td></tr>
</table>
（イ）　その契約者回線（基本使用料の料金種別がＷｉＭＡＸ２＋フラットｆｏｒＤＡＴＡＥＸのものに限ります。)の基本使用料について、２（料金額）の規定にかかわらず、次表に定める料金額を適用すること。
１契約ごとに月額
<table>
<tr><td>区分</td><td>税抜額</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

料金額	4,292円

イ　本減額適用の計算は、料金月単位で行います。

ウ　本減額適用の開始は、(24)のナ、ニ又はヌの規定に基づき、判定用回線に代えて特定ａｕ回線として指定のあった日からとします。

エ　本減額適用を受けている契約者回線（基本使用料の料金種別がＷｉＭＡＸ２＋フラットｆｏｒＤＡＴＡ又はＷｉＭＡＸ２＋フラットｆｏｒＨＯＭＥのものに限ります。)の契約者は、次表に定める定額料の支払いを要します。

１契約ごとに月額

区分	料金額 税抜額
定額料	96円

オ　本減額適用を受けている契約者回線（基本使用料の料金種別がＷｉＭＡＸ２＋フラットｆｏｒＤＡＴＡのものに限ります。)の契約者は、通信の有無にかかわらず又は１の料金月に満たない期間の利用であっても、エに定める定額料の支払いを要します。

カ　エに定める定額料は、その契約者回線（基本使用料の料金種別がＷｉＭＡＸ２＋フラットｆｏｒＤＡＴＡのものに限ります。)について、本減額適用を受ける日数に応じて日割りします。

キ　当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、本減額適用を廃止します。

（ア）　ＷｉＭＡＸ２＋フラットプラン以外の料金種別の選択があったとき。

（イ）　第２種定期ＬＴＥ契約以外への契約変更があったとき。

（ウ）　ＬＴＥサービス利用権の譲渡があったとき（ＬＴＥサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合するときを除きます。)。

（エ）　契約者の地位の承継があったとき。

（オ）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

（カ）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。

（キ）　(24)のチの規定に基づき、その契約者回線が所属する割引選択回線群に係る判定用回線の指定がないとき。

（ク）　(24)のチの規定に基づき、その契約者回線が所属する割引選択回線群に係る判定用回線の指定があったとき。

ク　キの規定により、本減額適用を廃止した場合における取り扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の２欄の左欄の規定により本減額適用を廃止した後、１欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ１欄の規定によるものとします。

（ア）　アの(ア)に定める取扱い

区分	本減額適用の適用
１　２以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日（キの(ウ)又は(エ)により本減額適用を廃止したときは、その譲渡承諾日

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td></td><td>又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までのプラスエリアモード加算額について、本減額適用の対象とします。</td></tr>
<tr><td>２　キの（ア）（端末設備の購入と同時に行われたものに限ります。）、（イ）（端末設備の購入と同時に行われた第３種定期ＬＴＥ契約又は第４種定期ＬＴＥ契約への契約変更に限ります。）、（オ）、（カ）又は（ク）により本減額適用を廃止したとき。</td><td>その事由が生じた日を含む料金月の末日までのプラスエリアモード加算額について、本減額適用の対象とします。</td></tr>
</table>
（イ）　アの（イ）に定める取扱い
<table>
<tr><th>区分</th><th>本減額適用の適用</th></tr>
<tr><td>１　２又は３以外により本減額適用を廃止したとき。</td><td>その事由が生じた日（キの（ウ）又は（エ）により本減額適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。</td></tr>
<tr><td>２　キの（ア）、（イ）又は（カ）により本減額適用を廃止したとき（３に該当するときを除きます。）。</td><td>その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。</td></tr>
<tr><td>３　キの（オ）、（カ）（ａｕ契約への契約移行に係るものを除きます。）又は（ク）により本減額適用を廃止したとき。</td><td>その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。</td></tr>
</table>
ケ　(24)のチの規定に基づき、その契約者回線が所属する割引選択回線群に係る判定用回線の指定があり、当社が承諾したとき、当社は、その承諾した日を含む料金月の翌料金月の初日に、本減額適用を受けている契約者回線について、(25)に定める減額適用の申出があったものとみなします。
コ　契約者は、本減額適用、特定減額適用Ⅱ又はＷＩＮ特定減額適用Ⅱの適用の可否を判断するために、その契約者回線、他網契約回線及び判定用回線に係る情報（本減額適用、特定減額適用Ⅱ又はＷＩＮ特定減額適用Ⅱの適用に必要な範囲に限ります。）について、当社、ＫＤＤＩ株式会社及び判定用固定事業者との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。
</td></tr>
<tr><td>(26)の２　特定サービスの判定</td><td>ア　特定サービスの判定用回線に係る契約を条件とする基本使用料等の減額適用（以下この欄において「本減額適用」といいます。）</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>用回線に係る契約を条件とする基本使用料等の減額適用</td>
<td>
とは、割引選択回線群を構成する契約者回線（本減額適用を選択するものに限ります。）について、（ア）及び（イ）に定める取扱いを行うことをいいます。
（ア）　その契約者回線に係るプラスエリアモード加算額について、次表に定める額（プラスエリアモード加算額が次表に定める額に満たない場合は、プラスエリアモード加算額とします。）の割引を行うこと。
１契約ごとに月額
<table>
<tr><td rowspan="2">区分</td><td>料金額</td></tr>
<tr><td>税抜額</td></tr>
<tr><td>割引額</td><td>1,005 円</td></tr>
</table>
（イ）　その契約者回線（基本使用料の料金種別がＷｉＭＡＸ２＋フラットｆｏｒＨＯＭＥのものに限ります。）の基本使用料にてついて、２（料金額）の規定にかかわらず、次表に定める料金額を適用すること。
１契約ごとに月額
<table>
<tr><td>区分</td><td>税抜額</td></tr>
<tr><td>料金額</td><td>4,292 円</td></tr>
</table>
イ　本減額適用は、第２種ＬＴＥシングルの契約者回線であって、次の全てを満たすものに限り、選択することができます。
（ア）　第２種定期ＬＴＥ契約に係るもの
（イ）　基本使用料の料金種別がＷｉＭＡＸ２＋フラットｆｏｒＨＯＭＥのもの
ウ　本減額適用を選択する契約者は、新たに構成することとなる１の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。
エ　当社は、ウの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。
（ア）　その申出が、その契約者回線に係るＬＴＥ契約の申込みと同時に行われたものでないとき。
（イ）　（ア）に定めるＬＴＥ契約の申込みに際し、当社が別に定める端末設備の購入を伴わないとき。
（ウ）　その申出が、その契約者回線を判定用回線とする(24)の適用の申出と同時に行われたものでないとき。
（エ）　（ウ）に定める(24)の適用の申出について、当社が承諾しないとき。
（オ）　申出のあった契約者回線又は指定した割引選択回線群を構成する他の契約者回線、ａｕ回線若しくは他網契約者回線について、次のいずれかの減額適用を選択しているとき又は適用を受けているとき。
本減額適用、(25)又は(26)に定める減額適用、ＷＩＮ減額適用Ⅰ、ＷＩＮ減額適用Ⅱ、特定減額適用Ⅰ、特定減額適用Ⅱ、特定減額適用Ⅲ、ＷＩＮ特定減額適用Ⅰ、ＷＩＮ特定減額適用Ⅱ
（カ）　指定した割引選択回線群を構成する割引対象回線の数が 11 以上となるとき。
（キ）　申出のあった契約者回線に係る契約者の住所が、指定した割
</td>
</tr>
</table>

引選択回線群を構成する割引対象回線に係る契約者の住所と異なるとき。

（ク）　申出のあった契約者回線に係る契約者名義が、指定した割引選択回線群を構成する割引対象回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。

（ケ）　その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

（コ）　その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

オ　本減額適用の計算は、料金月単位で行います。

カ　本減額適用の開始は、ウの申出を当社が承諾した日からとします。

キ　当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、契約者から本減額適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本減額適用を廃止します。

（ア）　ＷｉＭＡＸ２＋フラットｆｏｒＨＯＭＥ以外への基本使用料の料金種別の変更又は選択があったとき。

（イ）　第２種定期ＬＴＥ契約以外への契約変更があったとき。

（ウ）　ＬＴＥサービス利用権の譲渡があったとき（ＬＴＥサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合するときを除きます。）。

（エ）　契約者の地位の承継があったとき。

（オ）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

（カ）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。

（キ）　その契約者回線が所属する割引選択回線群について、新たな判定用回線（タイプⅠ又はタイプⅡの判定用固定サービスに係るものに限ります。）の指定があったとき。

（ク）　その他エの各号のいずれかに該当することとなったとき。

ク　キの規定により、本減額適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の１欄、２欄又は３欄の左欄の規定により本減額適用を廃止した後、１欄又は２欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ１欄又は２欄の規定によるものとします。

（ア）　アの（ア）に定める取扱い

区分	本減額適用の適用
１　２以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日（キの（ウ）又は（エ）により本減額適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までのプラスエリアモード加算額についてについて、本減額適用の対象とします。

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>２　キの(ア)（端末設備の購入と同時に行われたものに限ります。)、(イ)（端末設備の購入と同時に行われた第３種定期ＬＴＥ契約又は第４種定期ＬＴＥ契約への契約変更に限ります。)、(オ)、(カ)若しくは(キ)により本減額適用を廃止したとき又は契約者から本減額適用を廃止する申出があったとき。</td><td>その事由が生じた日を含む料金月の末日までのプラスエリアモード加算額についてについて、本減額適用の対象とします。</td></tr>
</table>
（イ）　アの(イ)に定める取扱い
<table>
<tr><th>区分</th><th>本減額適用の適用</th></tr>
<tr><td>１　２又は３以外により本減額適用を廃止したとき。</td><td>その事由が生じた日（ＬＴＥサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。</td></tr>
<tr><td>２　キの(ア)、(イ)又は(カ)により本減額適用を廃止したとき（３に該当するときを除きます。)。</td><td>その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。</td></tr>
<tr><td>３　キの(オ)、(カ)（ａｕ契約への契約移行に係るものを除きます。)若しくは(キ)により本減額適用を廃止したとき又は契約者から本減額適用を廃止する申出があったとき。</td><td>その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。</td></tr>
</table>
ケ　キの(キ)の指定があり、当社が承諾したときは、その承諾した日を含む料金月の翌料金月の初日に、本減額適用を受けている契約者回線について、(25)に定める減額適用の申出があったものとみなします。
コ　契約者は、本減額適用又は特定減額適用Ⅲの適用の可否を判断するために、その契約者回線、他網契約回線及び判定用回線に係る情報（本減額適用又は特定減額適用Ⅲの適用に必要な範囲に限ります。)について、当社、ＫＤＤＩ株式会社及び判定用固定事業者との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。
</td></tr>
<tr><td>(27)　特定のＬＴＥシングルに係る契約を条件とする基本</td><td>ア　特定のＬＴＥシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引（以下この欄において「本割引」といいます。)とは、ＬＴＥデュアルの契約者回線の契約者が、判定用回線（イに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。)について判定用</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>使用料等の割引の適用
（ａｕスマートバリューｍｉｎｅ）</td>
<td>
サービス（当社が別に定める電気通信サービスをいいます。以下この欄において同じとします。）の提供を受けている場合に、そのＬＴＥデュアルの契約者回線に係る基本使用料等（この約款の規定により支払いを要することとされるａｕ（ＬＴＥ）通信サービスの料金（基本使用料（ＬＴＥプラン、オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランＶＫ（ケータイ）、ＬＴＥプラン（Ｖ）、オフィスケータイプラン（Ｖ）又はオフィスケータイプラン（ＶＫ）のものを除きます。）、オプション機能使用料（着信短縮ダイヤル機能、海外ローミング機能、番号変換機能、保留転送機能及び番号変換文字メッセージ受信機能に係るものを除きます。）、通話料（ａｕ国際通話及び国際ＳＭＳ送信に係るものを除きます。）及びデータ通信料（第３（データ通信料）１（適用）（６）の３に定める購入データ量に係るものを除きます。）に限ります。）、付随サービスに関する料金等（料金安心サービスに関する料金、３ＬＭセキュリティサービス利用料及びａｕスマートサポート接続サービス利用料に限ります。）及び当社が別に定める料金をいいます。以下この欄において同じとします。）について、次表に定める額（基本使用料等の額が次表に定める額に満たない場合は、基本使用料等の額とします。）の割引を行うことをいいます。
（ア）　（イ）から（オ）以外の場合
１契約ごとに月額
<table>
<tr><td>割引額</td></tr>
<tr><td>税抜額　934 円</td></tr>
</table>
（イ）　その料金月の末日において、特定データ通信定額の取扱い（データ定額２、データ定額３、データ定額２（Ｖ）、データ定額３（Ｖ）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）のデータ定額２（ケータイ／Ｖ）若しくはデータ定額３（ケータイ／Ｖ）に限ります。）の適用を受けている場合又は基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン（Ｖ）若しくはシニアプラン（Ｖ）である場合
１契約ごとに月額
<table>
<tr><td>割引額</td></tr>
<tr><td>税抜額　743 円</td></tr>
</table>
（ウ）　その料金月の末日において、特定データ通信定額の取扱い（データ定額１、データ定額１（Ｖ）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）のデータ定額１（ケータイ／Ｖ）に限ります。）の適用を受けている場合
１契約ごとに月額
<table>
<tr><td>割引額</td></tr>
<tr><td>税抜額　500 円</td></tr>
</table>
（エ）　その料金月の末日において、特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制（Ｖ）の適用を受けている場合
１契約ごとに月額
</td>
</tr>
</table>

第３（データ通信料）１（適用）（３）の 12 又は（３）の 13 の規定により適用する定額料	割引額 税抜額
区分１又は区分２に定める定額料を適用する場合	934 円
区分３、区分４又は区分５に定める定額料を適用する場合	500 円
備考　その料金月の末日において適用を受けている基本使用料の料金種別がシンプル又はシンプル（Ｖ）の場合、区分１に定める定額料を適用する場合の割引額は０円とします。	

（オ）　その料金月の末日において、特定データ通信定額制Ⅲ又は特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）の適用を受けている場合

１契約ごとに月額

割引額
税抜額　1,000 円

イ　本割引に係る判定用回線とは、エの規定に基づき指定された電気通信回線（判定用事業者（判定用サービスを提供する電気通信事業者をいいます。以下この欄において同じとします。）からその判定用サービスの提供を受けているものに限ります。）をいいます。

ウ　本割引は、ＬＴＥサービスの契約者回線であって、特定データ通信定額の取扱いの適用を受けているもの又は基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン（Ｖ）若しくはシニアプラン（Ｖ）のものに限り、選択することができます。

エ　本割引を選択する契約者は、１の割引対象回線（本割引の適用を受ける契約者回線をいいます。以下この欄において同じとします。）及び１の判定用回線を指定して、当社に申し出ていただきます。

オ　当社は、エの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

（ア）　割引対象回線について、(24)の適用の申出を当社が承諾しているとき。

（イ）　指定した判定用回線が、他の契約者回線に係る本割引に係る判定用回線として指定されたものであるとき。

（ウ）　指定した判定用回線が、当社のＷＩＮ約款に定める特定のＬＴＥシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引（以下この欄において「ＷＩＮ割引」といいます。）に係る判定用回線として指定されたものであるとき。

（エ）　指定した判定用回線が、ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款又はＷＩＮ約款に定める特定のＬＴＥシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引（以下この欄において「特定割引」といいます。）に係る判定用回線として指定されたものであるとき。

（オ）　指定した判定用回線に係る契約者名義が、割引対象回線に係る契約者名義と異なるとき。

（カ）　その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除き

	ます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。 （キ）　指定した判定用回線について、判定用サービスの提供を受けていないとき。 （ク）　指定した判定用回線について、この約款又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款の定めるところにより、ＬＴＥサービスの利用の一時休止が行われているとき。 （ケ）　指定した判定用回線について、判定用事業者が定める事由に該当するとき。 （コ）　その他当社の業務の遂行上支障があるとき。 カ　本割引の計算は、料金月単位で行います。 キ　本割引の適用の開始は、ウの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 　ただし、その申出が、ａｕ契約（そのＷＩＮ契約者回線について、ＷＩＮ割引の適用を受けているものに限ります。）からの契約移行と同時に行われたものである場合は、契約移行のあった日を含む料金月からとします。 ク　キのただし書きに定める場合に該当するとき（その契約移行のあった日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合を除きます。）は、契約移行のあった日を含む料金月において、そのＷＩＮ契約者回線に係る基本使用料等（ＷＩＮ割引の適用において規定する基本使用料等をいいます。）を、アに定める基本使用料等に含めるものとします。 ケ　当社は、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、割引対象回線又は判定用回線について、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。 （ア）　割引対象回線について、次のいずれかに該当することとなったとき。 ①　特定データ通信定額の取扱いの適用の廃止（他の特定データ通信定額の取扱いの適用の申込みによるもの又は基本使用料の料金種別としてジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン（Ｖ）若しくはシニアプラン（Ｖ）を選択することによるものを除きます。）があったとき。 ②　ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン（Ｖ）若しくはシニアプラン（Ｖ）以外への料金種別の変更又は選択があったとき（その変更又は選択と同時に特定データ通信定額の取扱いの適用の申込みがあったときを除きます。）。 ③　ＬＴＥサービス利用権の譲渡があったとき。 ④　契約者の地位の承継があったとき。 ⑤　　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。 ⑥　ＬＴＥ契約の解除があったとき。 ⑦　その他オのいずれかに該当することとなったとき。 （イ）　判定用回線について、判定用事業者が定める契約約款等に定

めるところにより、次のいずれかに該当することとなったとき。

① ＷｉＭＡＸ２＋フラットｆｏｒＤＡＴＡ又はＷｉＭＡＸ２＋フラットｆｏｒＤＡＴＡＥＸ以外の料金種別の選択があったとき。

② 第３種定期ＬＴＥ契約又は第４種定期ＬＴＥ契約以外への契約変更があったとき。

③ 判定用サービスに係る利用権の譲渡があったとき。

④ 契約者の地位の承継があったとき。

⑤ 判定用サービスの利用の一時休止があったとき。

⑥ 判定用サービスの契約の解除があったとき。

⑦ 判定用事業者が定める条件に該当することとなったとき。

⑧ その他オのいずれかに該当することとなったとき。

コ ケの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の２欄欄又は３欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、１欄又は２欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ１欄又は２欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
１ ２又は３以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。
２ ケの(ア)の⑤又は⑥（ａｕ契約への契約移行に係るものを除きます。)に該当することとなったとき。	その事由が生じた日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。
３ 契約者から本割引の適用を廃止する申出があったとき又はケの(ア)の③、④、(イ)の③若しくは④に該当することとなったとき。	本割引の適用を廃止する申出があった日又は譲渡承諾日若しくは地位の承継の届出日を含む料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。

サ 契約者は、本割引又は特定割引の適用の可否を判断するために、その契約者回線、他網契約回線及び判定用回線に係る情報（本割引又は特定割引の適用に必要な範囲に限ります。)について、当社、ＫＤＤＩ株式会社、判定用事業者及び当社が別に定める電気通信事業者（当社が別に定める判定用回線を指定した本割引又は特定割引の提供に関して必要な手続きを行う者に限ります。)との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。

(28) 特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等

ア 特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用（以下この欄において「本割引」といいます。)とは、割引選択回線等群（(ア)に定める割引対象回線、(イ)に定める特定固定回線及び(ウ)に定める特定ＩＤにより構成される回線等群を

<table>
<tr>
<td>合計額の割引の適用
（スマートバリューｆｏｒＢｕｓｉｎｅｓｓ）</td>
<td>
いいます。以下この欄において同じとします。）を構成する割引可能回線（その割引選択回線等群を構成する特定ＩＤの数と同数（その割引選択回線等群を構成する割引対象回線の数がその特定ＩＤの数より少ない場合は、その割引対象回線の数とします。）の割引対象回線をいいます。以下この欄において同じとします。）のうち、本割引を選択する契約者があらかじめ指定した契約者回線に係る（エ）に定める基本使用料等合計額について、本割引の適用期間に応じて定める（オ）の割引額（基本使用料等合計額が割引額に満たない場合は、基本使用料等合計額とします。）の割引を行うことをいいます。この場合において、割引可能回線の数がその割引選択回線等群を構成する特定固定回線の数に 50 を乗じて得た値（以下この欄において「割引可能上限数」といいます。）を上回るときは、その割引可能回線の数は、割引可能上限数とします。
（ア）　割引対象回線
<table>
<tr><th>割引対象回線</th></tr>
<tr><td>本割引を選択する契約者回線、当社のＷＩＮ約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用（以下この(28)において「ＷＩＮ割引」といいます。）を選択するＷＩＮ契約者回線又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款若しくはＷＩＮ約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用（以下この(28)において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線</td></tr>
</table>
（イ）　特定固定回線
<table>
<tr><th>特定固定回線</th></tr>
<tr><td>特定固定サービス（次表に定める電気通信事業者が、次表に定める契約約款に規定する次表に定める電気通信サービスをいいます。以下この(28)において同じとします。）の電気通信回線（その特定固定サービスの提供を受けるための契約の申込みについて、当社又はＫＤＤＩ株式会社がその登録を完了したもの（その契約内容に変更があったときは、その契約内容の変更に係る申込みについて、当社又はＫＤＤＩ株式会社がその登録を完了したもの）に限ります。）であって、当社が別に定めるところにより指定したもの
<table>
<tr><th>電気通信事業者</th><th>契約約款</th><th>電気通信サービス</th></tr>
<tr><td>当社</td><td>ａｕひかりビジネスサービス契約約款</td><td>ａｕひかりビジネスサービス</td></tr>
<tr><td>ＫＤＤＩ株式会社</td><td>ａｕひかりビジネスサービス契約約款</td><td>一般ａｕひかりビジネスサービス（タイプⅠ、タイプⅡ又はタイプⅢ（当社のａｕひかりビジネスサービス契約約款に定めるａｕひかりビジネスサービスの用に供するものを除きます。）のものに限ります。）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

	光ダイレクトサービス契約約款	一般光ダイレクト電話サービス
	ワイドエリアバーチャルスイッチサービス契約約款	ワイドエリアバーチャルスイッチサービス（加入契約回線等（予備のモバイル回線を除きます。）を使用して行うもの（特定ワイドエリアバーチャルスイッチサービスを除きます。）に限ります。）
	パワードイーサネットサービス契約約款	パワードイーサネットサービス（加入契約回線等を使用して行うものに限ります。）
東北インテリジェント通信株式会社	高速イーサネット網サービス契約約款	高速イーサネット網サービス（当社が別に定めるものを除きます。）
	おトークオフィス・ワンサービス契約約款	おトークオフィス・ワンサービス
	ワイドエリアバリュアブルイーサネットサービス契約約款	ワイドエリアバリュアブルイーサネットサービス
沖縄通信ネットワーク株式会社	専用サービス契約約款	高速イーサネット専用サービス（当社が別に定めるものを除きます。）
	高速イーサネット網サービス契約約款	高速イーサネット網サービス

（ウ） 特定ＩＤ

特定ＩＤ
当社若しくはＫＤＤＩ株式会社のベーシックパックに関する規約に定めるベーシックパックＩＤ（ベーシックパックに係る料金の適用があるもののうち、同規約に定める特定ａｕ契約（当社が別に定める料金種別等を選択しているものに限ります。）に係るものを除いたものをいいます。）、ＫＤＤＩ株式会社の位置情報等提供サービス契約約款に定めるユーザＩＤ（同契約約款に定める位置情報等提供サービス（タイプⅣ（コースⅢ（プランⅢのものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）におけるアクティベーションが完了している端末設備（次のいずれかの電気通信回線に接続されているものに限ります。）に係るものに限ります。）、当社、ＫＤＤＩ株式会社、ＫＤＤＩまとめてオフィス株式会社、ＫＤＤＩまとめてオフィス関西株式会社、ＫＤＤＩまとめてオフィス中部株式会社、ＫＤＤＩまとめてオフィス東日本株式会社若しくはＫＤＤＩまとめてオフィス西日本株式会社の

Office365 with KDDI 利用規約に定めるアカウント（当社が別に定めるものに限ります。）又は当社、ＫＤＤＩ株式会社、ＫＤＤＩまとめてオフィス株式会社、ＫＤＤＩまとめてオフィス関西株式会社、ＫＤＤＩまとめてオフィス中部株式会社、ＫＤＤＩまとめてオフィス東日本株式会社若しくはＫＤＤＩまとめてオフィス西日本株式会社の Google Apps for Business 等の販売に関する規約に定めるアカウント

① 契約者回線（基本使用料の料金種別がＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂ、ＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ）、ＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂ（Ｌ）若しくはＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ／Ｌ）のもの又は特定データ通信定額の取扱いの適用を受けているものに限ります。）

② ＷＩＮ契約者回線（基本使用料の料金種別がプランＦ（ＩＳ）、プランＦ（ＩＳ）シンプル若しくはカケホ（３Ｇケータイ・データ付）のもの又は特定パケット通信定額制の適用を受けているものに限ります。）

③ ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款又はＷＩＮ約款に定める契約者回線（①又は②に相当するものに限ります。）

（エ） 基本使用料等合計額

基本使用料等合計額
この約款の規定により支払いを要することとされる次のａｕ（ＬＴＥ）通信サービスに係る料金、付随サービスに関する料金等（料金安心サービスに関する料金、３ＬＭセキュリティサービス利用料及びａｕスマートサポート接続サービス利用料に限ります。）及び当社が別に定める料金の合計額 ① 基本使用料（料金種別がＬＴＥプラン、オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランＶＫ（ケータイ）、ＬＴＥプラン（Ｖ）、オフィスケータイプラン（Ｖ）又はオフィスケータイプラン（ＶＫ）のものを除きます。） ② オプション機能使用料（着信短縮ダイヤル機能、海外ローミング機能、番号変換機能、保留転送機能及び番号変換文字メッセージ受信機能に係るものを除きます。） ③ 通話料（ａｕ国際通話及び国際ＳＭＳ送信に係るものを除きます。） ④ データ通信料（第３（データ通信料）１（適用）（６）の３に定める購入データ量に係るものを除きます。）
備考　ａｕ契約（本割引に相当する取扱いを受けるものに限ります。）からの契約移行があった日を含む料金月においては、そのＷＩＮ契約者回線に係る基本使用料等合計額（当社のＷＩＮ約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用において規定する基本使用料等をいいます。）を、基本使用料等合計額に含めるものとします。

（オ） 割引額

① ②から④以外の場合

１契約ごとに月額

区分		割引額 税抜額
１　本割引の適用期間が 24 料金月までの各料金月	その料金月の末日において、特定データ通信定額の取扱い（データ定額 10、データ定額 13、データ定額 30、データ定額 10（Ｖ）、データ定額 13（Ｖ）、データ定額 30（Ｖ）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）のデータ定額 10（ケータイ／Ｖ）若しくはデータ定額 13（ケータイ／Ｖ）に限ります。）の適用を受けている場合	2,000 円
	上欄以外の場合	1,410 円
２　本割引の適用期間が 24 料金月を超える各料金月		934 円

備考

１　ａｕ契約（本割引に相当する取扱いを受けるものに限ります。）からの契約移行があった場合、その契約者回線に対する本割引の適用期間は、当該本割引に相当する取扱いの適用期間を通算して算定します。

２　当社は、本割引の適用期間の計算にあたり、当社が別に定める期間を本割引の適用を受けている期間とみなして取り扱います。

（注）　２に定める当社が別に定める期間とは、本割引の適用を受けている契約者回線について、ケの規定により、本割引の適用を受けない期間が生じた場合の、その期間をいいます。

②　その料金月の末日において、特定データ通信定額の取扱い（データ定額２、データ定額３、データ定額２（Ｖ）、データ定額３（Ｖ）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅰ）若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）のデータ定額２（ケータイ／Ｖ）若しくはデータ定額３（ケータイ／Ｖ）に限ります。）の適用を受けている場合

１契約ごとに月額

割引額
税抜額　934 円

③　その料金月の末日において、特定データ通信定額の取扱い（データ定額１、データ定額１（Ｖ）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅰ）若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）のデータ定額１（ケータイ／Ｖ）に限ります。）の適用を受けている場合

１契約ごとに月額

区分	割引額 税抜額
１　本割引の適用期間が 24 料金月までの各料金	934 円

月	
２　本割引の適用期間が 24 料金月を超える各料金月	500 円

④　その料金月の末日において、特定データ通信定額制Ⅲ又は特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）の適用を受けている場合

１契約ごとに月額

割引額
税抜額　1,000 円

イ　本割引に係る割引可能回線の数は、料金月の末日時点における特定ＩＤの数、割引対象回線の数及び特定固定回線の数に基づき算定します。

ウ　イで算定した割引可能回線の数が割引可能上限数を上回るときは、契約者があらかじめ指定した割引対象回線について、本割引を適用します。この場合において、契約者からの指定がない場合は、当社が別に定める方法により本割引を適用する割引対象回線を定めます。

エ　本割引は、ＬＴＥサービスの契約者回線（(29)の適用を受けていないものに限ります。)であって、次のいずれかに該当するものに限り、選択することができます。

（ア）　特定データ通信定額の取扱い（特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制（Ｖ）を除きます。)の適用を受けているもの

（イ）　基本使用料の料金種別がＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂ、ＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ）、ＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂ（Ｌ）又はＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ／Ｌ）のもの

オ　本割引を選択する契約者は、１の割引選択回線等群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線等群を構成する申出であるときは、登録する１の割引選択回線等群について１の割引選択回線等群代表者（その割引選択回線等群を構成する割引対象回線に係る契約者（ＷＩＮ割引又は特定割引に係る者を含みます。)であって、割引選択回線等群の設定、変更又は廃止の手続き等を代表することができる者をいいます。以下この欄において同じとします。)を指定して、当社に申し出ていただきます。

カ　当社は、オの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

（ア）　申出のあった契約者回線に係る契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)でないとき。

（イ）　申出のあった契約者回線に係る契約者名義が、指定した割引選択回線等群を構成するいずれかの他の電気通信回線又は特定ＩＤに係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。)。

（ウ）　割引選択回線等群を構成する特定固定回線がないとき。

（エ）　割引選択回線等群を構成する特定ＩＤがないとき。

（オ）　その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係

	を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。)の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。 （カ）　指定した割引選択回線等群に係る割引選択回線等群代表者から承諾が得られないとき。 （キ）　その契約者回線の契約者が、この約款に定める料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 （ク）　その申出の内容に不備があるとき。 （ケ）　その他当社の業務の遂行上支障があるとき。 キ　本割引の計算は、料金月単位で行います。 ク　本割引の適用は、オの申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日（その料金月において、ａｕ契約（本割引に相当する適用を受けるものに限ります。)からの契約移行があったときは、その契約移行のあった日とします。）から開始します。 ケ　アの規定にかかわらず、その料金月の末日において、次のいずれかに該当する場合は、その料金月において本割引を適用しません。 （ア）　その契約者回線（ＬＴＥデュアルに係るものに限ります。)について、特定データ通信定額の取扱いの適用を受けていないとき。 （イ）　その契約者回線（ＬＴＥシングルに係るものに限ります。)について、基本使用料の料金種別がＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂ、ＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ）、ＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂ（Ｌ）又はＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ／Ｌ）でないとき。 （ウ）　割引選択回線等群を構成する特定固定回線について、全ての特定固定サービスの提供が開始されていないとき。 （エ）　割引選択回線等群を構成する特定ＩＤがないとき。 コ　ケの(ウ)の規定にかかわらず、その料金月の末日において、全ての特定固定回線について、特定固定サービスの提供が開始されていない場合であっても、特定固定サービスの提供を受けるための契約の申込みについて、当社がその登録を完了した日（その契約内容に変更があったときは、その契約内容の変更に係る申込みについて、当社がその登録を完了した日とします。)を含む料金月から起算して７料金月の間（当社が別に定める事由に該当する場合は、７料金月を超えて当社が別に定める料金月までの間とします。)、本割引を適用します。 サ　当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。 （ア）　ＬＴＥサービス利用権の譲渡があったとき（ＬＴＥサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合するときを除きます。)。 （イ）　契約者の地位の承継があったとき。 （ウ）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

	（エ）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。 （オ）　その料金月の末日において、割引選択回線等群を構成する特定固定回線がないとき。 （カ）　その料金月の末日において、割引選択回線等群を構成する特定ＩＤがないとき。 （キ）　その他カの（ア）から（イ）又は（オ）から（ケ）のいずれかに該当することとなったとき。 シ　サの規定による本割引の適用の廃止があった場合、その事由が生じた日を含む料金月の前料金月の末日（本割引の適用の廃止が契約移行に伴うものであるときは、契約移行の前日とします。）までの基本使用料等合計額について、本割引の適用の対象とします。 ス　本割引の提供を受けている契約者回線の契約者は、当社が別に定める方法により、所属する割引選択回線等群又は割引選択回線等群代表者の変更の請求をすることができます。この場合において、当社は、その請求の承諾について、カの規定に準じて取扱います。 セ　割引選択回線等群代表者を変更しようとするとき又は割引選択回線等群代表者に係る割引対象回線について本割引、ＷＩＮ割引若しくは特定割引の適用の廃止があったときは、その割引対象回線のうちいずれか１の契約者（ＷＩＮ割引又は特定割引に係る者を含みます。）を割引選択回線等群代表者として指定していただきます。 ソ　ス又はセの場合において、変更後の割引選択回線等群は、その請求を当社が承諾した日を含む料金月の初日から、変更後の割引選択回線等群代表者は、その請求を当社が承諾した日から適用します。 タ　契約者は、本割引、特定割引又はＷＩＮ割引の適用に関する業務を行うために、契約者回線、他網契約者回線（特定固定サービスの電気通信回線を含みます。以下このタにおいて同じとします。）及び特定ＩＤに係る情報（本割引、特定割引又はＷＩＮ割引の適用に関する業務に必要な範囲のものに限ります。）について、当社、ＫＤＤＩ株式会社、東北インテリジェント通信株式会社及び沖縄通信ネットワーク株式会社が相互に開示し照会することを承諾していただきます。この場合において、契約者がその契約者回線、他網契約者回線又は特定ＩＤに係る契約名義人と異なるときは、あらかじめその承諾に必要なその契約名義人の同意を得ていただきます。
(29)　複数回線の利用を条件とするＬＴＥシングルに係る基本使用料の減額適用 （スマホセッ	ア　複数回線の利用を条件とするＬＴＥシングルに係る基本使用料の減額適用（以下この欄において「本減額適用」といいます。）とは、ＬＴＥシングルの契約者回線（次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けているものに限ります。）の契約者が、判定用回線（エに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）に係るＬＴＥ契約又はａｕ契約を締結している場合に、そのＬＴＥシングルの契約者回線に係る基本使用料について、２

ト割）

（料金額）に定める料金額から、次表に定める額の割引を行うことをいいます。

１契約ごとに月額

基本使用料の料金種別	割引額 税抜額
ＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂ	934 円
ＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ）	934 円
ＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ）ｄｓ	2,850 円
ＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂ（Ｌ）	934 円
ＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ／Ｌ）	934 円

イ　本減額適用は、ＬＴＥシングルの契約者回線（(24)の適用を受けていないものであって、基本使用料の料金種別がアの表に定めるもの又はタブレットプランｄｓ若しくはタブレットプランｄｓ（Ｌ）のものに限ります。)に限り、選択することができます。

ウ　本減額適用を選択する契約者は、１の減額対象回線（本減額適用を受ける契約者回線をいいます。以下この欄において同じとします。)及び１の判定用回線を指定して、当社に申し出ていただきます。

エ　本減額適用に係る判定用回線とは、以下の各号（減額対象回線の基本使用料の料金種別がタブレットプランｄｓ、ＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ）ｄｓ又はタブレットプランｄｓ（Ｌ）である場合は、以下の(ア)又は(ウ)に限ります。)に定める電気通信回線をいいます。

（ア）　ＬＴＥデュアルの契約者回線（基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン（Ｖ）若しくはシニアプラン（Ｖ）のもの又は特定データ通信定額の取扱いの適用を受けているものに限ります。）

（イ）　当社のＷＩＮ約款に定めるａｕデュアル又はＵＩＭサービスのＷＩＮ契約者回線（基本使用料の料金種別がプランＦ（ＩＳ）、プランＦ（ＩＳ）シンプル若しくはカケホ（３Ｇケータイ・データ付）のもの又は同契約約款に定める特定パケット通信定額制の適用を受けているものに限ります。）

（ウ）　ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款に定めるＬＴＥデュアルの他網契約者回線（同契約約款に定める基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン（Ｖ）若しくはシニアプラン（Ｖ）のもの又は特定データ通信定額の取扱いの適用を受けているものに限ります。）

（エ）　ＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款に定めるａｕデュアル又はＵＩＭサービスの他網契約者回線（基本使用料の料金種別がプランＦ（ＩＳ）、プランＦ（ＩＳ）シンプル若しくはカケホ（３Ｇケータイ・データ付）のもの又は同契約約款に定める特定パケット通信定額制の適用を受けているものに限ります。）

オ　当社は、ウに定める申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

（ア）　指定した判定用回線が、他のＬＴＥシングルの契約者回線に

係る本減額適用に係る判定用回線として指定されたものであるとき。

（イ）　指定した判定用回線が、当社のＷＩＮ約款に定める複数回線の利用を条件とするａｕパケットに関する基本使用料の減額適用に係る判定用回線として指定されたものであるとき。

（ウ）　指定した判定用回線が、ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款に定める複数回線の利用を条件とするＬＴＥシングルに係る基本使用料の減額適用に係る判定用回線として指定されたものであるとき。

（エ）　指定した判定用回線が、ＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款に定める複数回線の利用を条件とするａｕパケットに関する基本使用料の減額適用に係る判定用回線として指定されたものであるとき。

（オ）　指定した判定用回線に係る契約者名義が、減額対象回線に係る契約者名義と異なるとき。

（カ）　判定用回線について、この約款、当社のＷＩＮ約款又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款若しくはＷＩＮ約款の定めるところにより、ＬＴＥサービス又はａｕサービスの利用の一時休止が行われているとき。

（キ）　その契約者が、減額対象回線及び判定用回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（ク）　その契約者以外の者の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

（ケ）　その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

カ　本減額適用の計算は、基本使用料の料金種別ごとに料金月単位で行います。

キ　本減額適用の開始は、ウの申出を当社が承諾した日を含む料金月からとします。

ク　当社は、契約者から本減額適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、本減額適用を廃止します。

（ア）　減額対象回線又は判定用回線に係るＬＴＥ契約又はａｕ契約の解除があったとき。

（イ）　減額対象回線又は判定用回線に係るＬＴＥサービス又はａｕサービスの利用の一時休止があったとき。

（ウ）　減額対象回線又は判定用回線に係るＬＴＥサービス利用権又はａｕサービス利用権の譲渡があったとき。

（エ）　減額対象回線又は判定用回線に係る契約者の地位の承継があったとき。

（オ）　減額対象回線について、ＬＴＥデュアル又は第２種ＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。

（カ）　減額対象回線について、アの表に定めるもの、タブレットプランｄｓ若しくはタブレットプランｄｓ（Ｌ）以外への基本使用料の料金種別の変更又は選択があったとき。

（キ）　判定用回線について、ＬＴＥシングル又はａｕパケットへの

	ＬＴＥサービス又はａｕサービスの種類の変更があったとき。 （ク）　判定用回線について、エに定める条件に該当しなくなったとき。 ケ　クの規定により、本減額適用を廃止した場合、その事由が生じた日（ＬＴＥサービス利用権若しくはａｕサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 コ　キからケの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、その定めるところによります。 （ア）　減額対象回線に係るＬＴＥサービスの利用の一時休止があった後、その休止日を含む料金月においてＬＴＥサービスの再利用を開始した場合であって、再利用を開始した後、同一料金月において本減額適用の申込みがあり当社が承諾したときは、その料金月のうちＬＴＥサービスの利用の一時休止期間を除く期間に係る日数に応じて、アの表に規定する割引額を日割りして適用します。 （イ）　判定用回線に係るＬＴＥサービス又はａｕサービスの利用の一時休止があった後、その休止日を含む料金月においてＬＴＥサービス又はａｕサービスの再利用を開始した場合であって、再利用を開始した後、同一料金月において本減額適用の申込みがあり当社が承諾したときは、その料金月について本減額適用を行います。 （ウ）　本減額適用の申込みがあり当社が承諾した日を含む料金月においてクに定める事由が生じた場合は、本減額適用を行いません。 サ　アからコの規定にかかわらず、その減額対象回線について、(10)又は(24)の適用を受けている場合、その料金月において本減額適用を行いません。 シ　アに定める割引額は、その基本使用料の適用を受ける日数に応じて日割りします。 ス　割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。 セ　本減額適用を受けている契約者回線の契約者は、判定用回線（その判定用回線に係る減額対象回線の基本使用料の料金種別がタブレットプランｄｓ又はタブレットプランｄｓ（Ｌ）のものに限ります。）について、エに定める条件に該当しないこととなる請求（ＬＴＥサービス利用権の譲渡の請求又は契約者の地位の承継の届出を含みます。）を行う場合、その請求に先立ち、その減額対象回線について、基本使用料の料金種別の変更（タブレットプランｄｓ又はタブレットプランｄｓ（Ｌ）以外への変更に限ります。）を請求していただきます。 ソ　判定用回線として他網契約者回線を指定する契約者は、当社が本減額適用の適用の可否を判断するために、その契約者回線及び

	他網契約者回線に係る情報（本減額適用の適用の可否を判断するために必要な範囲に限ります。）について、ＫＤＤＩ株式会社との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。
(30)　ａｕでんきサービスに係る契約を条件とする減額等適用 （ａｕでんきセット割）	ア　当社は、ａｕでんき契約（ＫＤＤＩ株式会社のａｕでんき需給約款又はａｕでんき供給約款に基づき締結される契約をいいます。以下同じとします。）の契約者（以下「ａｕでんき契約者」といいます。）から指定があった場合、その指定のあった契約者回線に係るａｕ（ＬＴＥ）通信サービスに係る料金について、当社が別に定めるところにより、減額（以下この欄において「本減額適用」といいます。）を行います。 イ　本減額適用に係る提供条件は、当社のａｕでんきセット割利用規約に定めるところによります。 ウ　契約者は、本減額適用の可否を判断するために、その契約者回線に係る情報（本減額適用に必要な範囲に限ります。）について、ＫＤＤＩ株式会社との間で相互に開示し照会すること、及びこれを利用することを承諾していただきます。 エ　本減額適用の適用を新たに申し込むことはできません。
(31)　特定金融商品契約を条件とする減額等適用 （金融サービスセット割）	ア　当社は、特定金融商品契約（当社の金融サービスセット割利用規約に定める対象金融商品契約をいいます。以下同じとします。）の契約者から指定があった場合、その指定のあった契約者回線に係るａｕ（ＬＴＥ）通信サービスに係る料金について、当社が別に定めるところにより、減額（以下この欄において「本減額適用」といいます。）を行います。 イ　本減額適用に係る提供条件は、当社の金融サービスセット割利用規約に定めるところによります。 ウ　契約者は、本減額適用の可否を判断するために、その契約者回線に係る情報（本減額適用に必要な範囲に限ります。）について、ＫＤＤＩ株式会社との間で相互に開示し照会すること、及びこれを利用することを承諾していただきます。
(32)　特定のＬＴＥデュアルの契約者回線との回線群の構成	ア　特定のＬＴＥデュアルの契約者回線との回線群の構成（以下この欄において「本取扱い」といいます。）とは、判定用回線（ウに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）と対象回線（エに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）による回線群（以下この欄において「特定回線群」といいます。）を構成することをいいます。 イ　本取扱いを選択する契約者は、１の判定用回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 ウ　本取扱いに係る判定用回線とは、以下の各号に定める電気通信回線をいいます。 （ア）　ＬＴＥデュアルの契約者回線（基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン（Ｖ）若しくはシニアプラン（Ｖ）のもの又は特定データ通信定額の取扱い（特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅰ）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）を除きます。）の適用を受けているものに限ります。） （イ）　ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款に定めるＬＴＥデュアルの他

	網契約者回線（同契約約款に定める基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン（Ｖ）若しくはシニアプラン（Ｖ）のもの又は特定データ通信定額の取扱い（特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）を除きます。）の適用を受けているものに限ります。） エ　本取扱いに係る対象回線とは、以下の各号に定める電気通信回線をいいます。 （ア）　ＬＴＥシングルの契約者回線（基本使用料の料金種別がＱｕａｓｔａｔｉｏｎプランｄｓのものに限ります。） （イ）　ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款に定めるＬＴＥシングルの他網契約者回線（同契約約款に定める基本使用料の料金種別がＱｕａｓｔａｔｉｏｎプランｄｓのものに限ります。） オ　当社は、イの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。 （ア）　指定した判定用回線が所属する特定回線群を構成する対象回線が６以上となるとき。 （イ）　指定した判定用回線が、他の特定回線群に係る判定用回線として指定されたものであるとき。 （ウ）　指定した判定用回線が、ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款に定める特定のＬＴＥデュアルの契約者回線との回線群の構成に係る回線群の判定用回線として指定されたものであるとき。 （エ）　指定した判定用回線に係る契約者名義が、対象回線に係る契約者名義と異なるとき。 （オ）　判定用回線について、この約款又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款の定めるところにより、ＬＴＥサービスの利用の一時休止が行われているとき。 （カ）　その契約者が、判定用回線及び対象回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 （キ）　その契約者以外の者の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。 （ク）　その他当社の業務の遂行上支障があるとき。 カ　本取扱いの開始は、イの申出を当社が承諾した日からとします。 キ　当社は、次のいずれかに該当する場合は、その対象回線について本取扱いを廃止します。 （ア）　その対象回線に係るＬＴＥ契約の解除があったとき。 （イ）　その対象回線に係るＬＴＥ契約について、Ｑｕａ　ｓｔａｔｉｏｎプランｄｓ以外の基本使用料の料金種別を選択することとなる請求等があったとき。 （ウ）　その対象回線が所属する特定回線群の判定用回線について、ウに定める条件に該当しなくなったとき。 ク　本取扱いを受けている契約者回線の契約者は、判定用回線について、ウに定める条件に該当しないこととなる請求（ＬＴＥサービス利用権の譲渡の請求又は契約者の地位の承継の届出を含みます。）を行う場合、その請求に先立ち、その判定用回線が所属する

	特定回線群を構成する全ての対象回線について、その対象回線に接続する端末設備の変更若しくは一時休止の請求又はＬＴＥ契約の解除の通知を行っていただきます。 ケ　判定用回線として他網契約者回線を指定する契約者は、当社が本取扱いの適用の可否を判断するために、その契約者回線及び他網契約者回線に係る情報（本取扱いの適用の可否を判断するために必要な範囲に限ります。）について、ＫＤＤＩ株式会社との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。

２　料金額

２－１　基本使用料

２－１－１　ＬＴＥデュアルに係るもの

（１）（２）又は（３）以外のもの

１契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額 税抜額
第１種ＬＴＥデュアル	カテゴリーⅠ	ＬＴＥプラン	1,868 円
		ＬＴＥプランＳ	1,996 円
		カケホ	4,200 円
		スーパーカケホ	3,200 円
		ジュニアスマートフォンプラン	4,620 円
		シニアプラン	4,980 円
		オフィスケータイプラン	1,600 円
		カケホ（ケータイ／Ｖ）	3,700 円
		スーパーカケホ（ケータイ／Ｖ）	2,700 円
		ＶＫプランＭ	3,240 円
		ＶＫプランＳ	1,996 円
		ＶＫプラン	1,996 円
		オフィスケータイプランＶＫ（ケータイ）	1,600 円
	カテゴリーⅡ	シンプル	2,480 円
		カケホ	3,980 円
		スーパーカケホ	2,980 円
第２種ＬＴＥデュアル	カテゴリーⅠ	ＬＴＥプラン（Ｖ）	1,868 円
		カケホ（Ｖ）	4,200 円
		スーパーカケホ（Ｖ）	3,200 円
		スーパーカケホ（Ｖ・ａ）	3,890 円
		ジュニアスマートフォンプラン（Ｖ）	4,620 円
		シニアプラン（Ｖ）	4,980 円
		オフィスケータイプラン（Ｖ）	1,600 円
		カケホ（ケータイ／Ｖ）	3,700 円
		スーパーカケホ（ケータイ／Ｖ）	2,700 円
		ＶＫプランＭ	3,240 円
		ＶＫプランＳ	1,996 円
		ＶＫプラン	1,996 円
		オフィスケータイプラン（ＶＫ）	1,600 円
		ｍａｍｏｒｉｎｏ　Ｗａｔｃｈプラン	1,996 円
	カテゴリーⅡ	シンプル（Ｖ）	2,480 円
		カケホ（Ｖ）	3,980 円
		スーパーカケホ（Ｖ）	2,980 円
第３種ＬＴ	カテゴリ	ナンバーシェアプラン	300 円

Ｅデュアル	ーⅡ		

（２） 第２種定期ＬＴＥ契約に係るもの

ア タイプⅠに係るもの

１契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額 税抜額
第１種ＬＴＥデュアル	カテゴリーⅠ	ＬＴＥプラン	934 円
		ＬＴＥプランＳ	998 円
		カケホ	2,700 円
		スーパーカケホ	1,700 円
		ジュニアスマートフォンプラン	3,620 円
		シニアプラン	3,980 円
		オフィスケータイプラン	800 円
		カケホ（ケータイ／Ｖ）	2,200 円
		スーパーカケホ（ケータイ／Ｖ）	1,200 円
		ＶＫプランＭ	1,620 円
		ＶＫプランＳ	998 円
		ＶＫプラン	998 円
		オフィスケータイプランＶＫ（ケータイ）	800 円
	カテゴリーⅡ	シンプル	980 円
		カケホ	2,480 円
		スーパーカケホ	1,480 円
第２種ＬＴＥデュアル	カテゴリーⅠ	ＬＴＥプラン（Ｖ）	934 円
		カケホ（Ｖ）	2,700 円
		スーパーカケホ（Ｖ）	1,700 円
		スーパーカケホ（Ｖ・ａ）	2,390 円
		ジュニアスマートフォンプラン（Ｖ）	3,620 円
		シニアプラン（Ｖ）	3,980 円
		オフィスケータイプラン（Ｖ）	800 円
		カケホ（ケータイ／Ｖ）	2,200 円
		スーパーカケホ（ケータイ／Ｖ）	1,200 円
		ＶＫプランＭ	1,620 円
		ＶＫプランＳ	998 円
		ＶＫプラン	998 円
		オフィスケータイプラン（ＶＫ）	800 円
		ｍａｍｏｒｉｎｏ Ｗａｔｃｈプラン	998 円
	カテゴリーⅡ	シンプル（Ｖ）	980 円
		カケホ（Ｖ）	2,480 円
		スーパーカケホ（Ｖ）	1,480 円

イ タイプⅡに係るもの

１契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額 税抜額
第１種ＬＴＥデュアル	カテゴリーⅠ	カケホ	3,000 円
		スーパーカケホ	2,000 円
		カケホ（ケータイ／Ｖ）	2,500 円
		スーパーカケホ（ケータイ／Ｖ）	1,500 円
	カテゴリーⅡ	シンプル	1,280 円
		カケホ	2,780 円
		スーパーカケホ	1,780 円
第２種ＬＴＥデュアル	カテゴリーⅠ	カケホ（Ｖ）	3,000 円
		スーパーカケホ（Ｖ）	2,000 円
		スーパーカケホ（Ｖ・ａ）	2,690 円
		カケホ（ケータイ／Ｖ）	2,500 円
		スーパーカケホ（ケータイ／Ｖ）	1,500 円
	カテゴリーⅡ	シンプル（Ｖ）	1,280 円
		カケホ（Ｖ）	2,780 円
		スーパーカケホ（Ｖ）	1,780 円

２－１－２　ＬＴＥシングルに係るもの

（１）（２）から（６）以外のもの

１契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額 税抜額
第１種ＬＴＥシングル	カテゴリーⅠ	ＬＴＥフラット　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ	6,700 円
		ＬＴＥフラット　ｆｏｒ　Ｔａｂ	6,700 円
		ＬＴＥフラット　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ（ｍ）	6,700 円
		ＬＴＥフラット　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ（ｍ）ｄｓ	6,700 円
第２種ＬＴＥシングル	カテゴリーⅠ	ＷｉＭＡＸ２＋フラット ｆｏｒ ＤＡＴＡ	5,196 円
		ＷｉＭＡＸ２＋フラット ｆｏｒ ＤＡＴＡ　ＥＸ	5,880 円
		ＷｉＭＡＸ２＋フラット ｆｏｒ ＨＯＭＥ	5,880 円
第３種ＬＴＥシングル	カテゴリーⅠ	ＬＴＥフラット　ｆｏｒ　Ｔａｂ（Ｌ）	6,700 円
		ＬＴＥフラット　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ（ｍ／Ｌ）	6,700 円
		Ｑｕａ　ｓｔａｔｉｏｎプラン　ｄｓ	300 円

（２）　第２種定期ＬＴＥ契約に係るもの

ア　タイプⅠに係るもの

１契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額 税抜額
第１種ＬＴ	カテゴリ	ＬＴＥフラット　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ	5,700 円

Ｅシングル	ーＩ	ＬＴＥフラット　ｆｏｒ　Ｔａｂ	5,700 円
		ＬＴＥフラット　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ（ｍ）	5,700 円
		ＬＴＥフラット　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ（ｍ）ｄｓ	5,700 円
第２種ＬＴＥシングル	カテゴリーＩ	ＷｉＭＡＸ２＋フラット　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ	4,196 円
		ＷｉＭＡＸ２＋フラット ｆｏｒ ＤＡＴＡ　ＥＸ	4,880 円
		ＷｉＭＡＸ２＋フラット ｆｏｒ ＨＯＭＥ	4,880 円
第３種ＬＴＥシングル	カテゴリーＩ	ＬＴＥフラット　ｆｏｒ　Ｔａｂ（Ｌ）	5,700 円
		ＬＴＥフラット　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ（ｍ／Ｌ）	5,700 円

（３）　第３種定期ＬＴＥ契約に係るもの

１契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額 税抜額
第２種ＬＴＥシングル	カテゴリーＩ	ＷｉＭＡＸ２＋フラット　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ	4,196 円
		ＷｉＭＡＸ２＋フラット ｆｏｒ ＤＡＴＡ　ＥＸ	4,880 円

（４）　第４種定期ＬＴＥ契約に係るもの

１契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額 税抜額
第２種ＬＴＥシングル	カテゴリーＩ	ＷｉＭＡＸ２＋フラット　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ	4,196 円

（５）　第５種定期ＬＴＥ契約に係るもの

１契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額 税抜額
第１種ＬＴＥシングル	カテゴリーＩ	タブレットプランｄｓ	2,500 円
第３種ＬＴＥシングル	カテゴリーＩ	タブレットプランｄｓ（Ｌ）	2,500 円

（６）　第６種定期ＬＴＥ契約に係るもの

１契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額 税抜額
第１種ＬＴＥシングル	カテゴリーＩ	タブレットプランｄｓ	1,700 円
第３種ＬＴＥシングル	カテゴリーＩ	タブレットプランｄｓ（Ｌ）	1,700 円

２－１－３　ＬＴＥモジュールに係るもの

（１）　一般ＬＴＥモジュールに係るもの

１契約ごとに月額

区分	料金額 税抜額
ＬＴＥモジュールフラット	6,700 円
ＬＴＥモジュールダブル定額	800 円

２－２　オプション機能使用料

２－２－１　２－２－２以外のもの

（1）　ＬＴＥサービスに係るもの

各単位ごとに月額

区分		単位	料金額 税抜額
留守番伝言機能 （お留守番サービスＥＸ）		１契約ごとに	300 円
三者通話機能 （三者通話サービス）		１契約ごとに	200 円
割込通話機能 （割込通話サービス）	第２種ＬＴＥデュアルに係るもの	１契約ごとに	200 円
迷惑電話拒否機能 （迷惑電話撃退サービス）		１契約ごとに	100 円
着信短縮ダイヤル機能	１の着信短縮ダイヤル番号により行う通話について、その通話の発信を許容する地域を当社が別に定める地域のうち複数の地域内とする場合	１着信短縮ダイヤル番号ごとに	28,000 円
	１の着信短縮ダイヤル番号により行う通話について、その通話の発信を許容する地域を当社が別に定める地域のうちいずれか１の地域内に限定する場合	１着信短縮ダイヤル番号ごとに	22,000 円
呼出音設定機能（待ちうた）		１契約ごとに	100 円
番号変換機能 （ＫＤＤＩ　ビジネスコールダイレクト）		１契約ごとに	2,000 円
保留転送機能		１契約ごとに	300 円
番号変換文字メッセージ受信機能		１契約ごとに	300 円
ＬＴＥ　ＮＥＴ機能		１契約ごとに	300 円
	ｗｅｂフィルタリング・カスタマイズ機能の利用に係る加算額	１契約ごとに	100 円
ＬＴＥ　ＮＥＴ　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ機能	タイプⅡ	１契約ごとに	500 円
テザリング利用機能	ア　イ以外の場合	１契約ごとに	500 円
	イ　その料金月において、特定データ通信定額制Ⅱ（データ定額 20 又はデータ定額 30 に限ります。）又は特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）（データ定額 20（Ｖ）又はデータ定額 30（Ｖ）に限ります。）の適用を受けている場合	１契約ごとに	1,000 円
ＷｉＭＡＸ利用機能			

	ハイスピードプラスエリアモードの利用に係る加算額	１契約ごとに	1,005 円
ナンバーシェア機能		１契約ごとに	50 円

（２）　ＬＴＥモジュールに係るもの

各単位ごとに月額

区分		単位	料金額 税抜額
ＬＴＥ　ＮＥＴ　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ機能	タイプⅡ	１契約ごとに	500 円

２－２－２　海外ローミング機能

（１）　（２）又は（３）以外のもの

外国事業者の電気通信サービスに係る１の利用につき利用時間１分までごとに

海外利用地域	区分及び料金額			
	国内通話利用	国際通話利用		着信通話利用
		日本着信	日本着信以外	
アジア１	70 円	175 円	265 円	145 円
アジア２	75 円	175 円	265 円	155 円
アジア３	70 円	175 円	265 円	155 円
アジア４	75 円	175 円	265 円	80 円
アジア５	70 円	260 円	280 円	155 円
アジア６	95 円	280 円	280 円	180 円
アジア７	80 円	280 円	280 円	160 円
アジア８	70 円	195 円	280 円	80 円
アジア９	80 円	280 円	280 円	80 円
アジア 10	75 円	380 円	380 円	80 円
アジア 11	80 円	380 円	380 円	140 円
アジア 12	70 円	180 円	280 円	180 円
アジア 13	80 円	180 円	280 円	180 円
アジア 14	80 円	380 円	380 円	180 円
アジア 15	80 円	300 円	300 円	220 円
アジア 16	80 円	180 円	280 円	140 円
アジア 17	80 円	250 円	280 円	140 円
アジア 18	70 円	260 円	280 円	140 円
アジア 19	80 円	280 円	280 円	140 円
アジア 20	80 円	180 円	280 円	110 円
アジア 21	50 円	125 円	265 円	70 円
アジア 22	180 円	480 円	480 円	230 円
オセアニア１	80 円	180 円	280 円	80 円
オセアニア２	120 円	140 円	210 円	165 円
オセアニア３	80 円	140 円	210 円	130 円
オセアニア４	80 円	280 円	280 円	80 円
オセアニア５	480 円	880 円	880 円	560 円
オセアニア６	130 円	580 円	580 円	210 円
オセアニア７	180 円	380 円	380 円	270 円
アメリカ１	120 円	140 円	210 円	165 円
アメリカ２	70 円	230 円	280 円	180 円
アメリカ３	80 円	380 円	380 円	190 円
アメリカ４	120 円	140 円	210 円	165 円
アメリカ５	130 円	250 円	280 円	190 円
アメリカ６	155 円	250 円	280 円	190 円
アメリカ７	80 円	250 円	280 円	100 円
アメリカ８	80 円	180 円	280 円	190 円

アメリカ９	80 円	280 円	280 円	190 円
アメリカ 10	155 円	330 円	330 円	190 円
アメリカ 11	80 円	280 円	280 円	140 円
アメリカ 12	130 円	330 円	330 円	140 円
アメリカ 13	70 円	230 円	280 円	140 円
アメリカ 14	80 円	180 円	280 円	140 円
アメリカ 15	130 円	380 円	380 円	270 円
アメリカ 16	80 円	280 円	280 円	100 円
アメリカ 17	200 円	500 円	500 円	270 円
ヨーロッパ１	80 円	180 円	280 円	110 円
ヨーロッパ２	80 円	280 円	280 円	110 円
ヨーロッパ３	100 円	250 円	280 円	110 円
ヨーロッパ４	100 円	280 円	280 円	140 円
ヨーロッパ５	100 円	380 円	380 円	140 円
ヨーロッパ６	80 円	280 円	280 円	140 円
ヨーロッパ７	80 円	380 円	380 円	110 円
ヨーロッパ８	80 円	380 円	380 円	180 円
ヨーロッパ９	100 円	450 円	450 円	180 円
アフリカ１	80 円	280 円	280 円	160 円
アフリカ２	80 円	180 円	280 円	160 円
アフリカ３	80 円	380 円	380 円	160 円
アフリカ４	80 円	280 円	280 円	180 円
アフリカ５	100 円	280 円	280 円	180 円
アフリカ６	100 円	380 円	380 円	180 円
アフリカ７	130 円	380 円	380 円	160 円
アフリカ８	180 円	480 円	480 円	160 円
アフリカ９	80 円	480 円	480 円	160 円
航空機内	650 円	650 円	650 円	800 円
船舶	650 円	650 円	650 円	800 円
備考　各海外利用地域の区分における海外利用地域については、別表２（海外ローミング機能の海外利用地域）の（１）に定めるところによります。				

（２）　海外ＳＭＳ利用に係るもの

１送信ごとに

送信文字数	料金額
70 文字まで (半角英数字のみの場合 160 文字まで)	100 円
71 文字から 134 文字まで (半角英数字のみの場合 161 文字から 306 文字まで)	200 円
135 文字から 201 文字まで (半角英数字のみの場合 307 文字から 459 文字まで)	300 円
202 文字から 268 文字まで (半角英数字のみの場合 460 文字から 612 文字まで)	400 円
269 文字から 335 文字まで	500 円

(半角英数字のみの場合 613 文字から 765 文字まで)	
336 文字から 402 文字まで (半角英数字のみの場合 766 文字から 918 文字まで)	600 円
403 文字から 469 文字まで (半角英数字のみの場合 919 文字から 1,071 文字まで)	700 円
470 文字から 536 文字まで (半角英数字のみの場合 1,072 文字から 1,224 文字まで)	800 円
537 文字から 603 文字まで (半角英数字のみの場合 1,225 文字から 1,377 文字まで)	900 円
604 文字から 670 文字まで (半角英数字のみの場合 1,378 文字から 1,530 文字まで)	1,000 円

（３） 海外ＬＴＥ　ＮＥＴ利用又は海外ＬＴＥ　ＮＥＴ　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ利用に係るもの

料金額
１課金対象データごとに 1.6 円

第２　通話料

１　適用

通話料の適用については、第 57 条（通話料及びデータ通信料の支払義務）及び第 94 条（電話番号案内接続に係る通話料の支払い義務等）によるほか、次のとおりとします。

<table>
<tr><th colspan="2">通話料の適用</th></tr>
<tr><td>（１）　在圏区分及び通話区分の適用</td><td>ア　当社は、通話料を適用するため、通話を次のとおり区分します。
<table>
<tr><th>通話区分</th><th>適用する通話</th></tr>
<tr><td>地域内・地域隣接県通話</td><td>その通話の相手側の電気通信設備に係る通話地域間距離測定のための起算点が、沖縄県内又はそれに隣接する県内となる通話</td></tr>
<tr><td>地域隣接県外通話</td><td>地域内・地域隣接県通話以外の通話</td></tr>
</table>
イ　アに規定する区分は、移動無線装置が接続されている無線基地局設備の所在する場所又は協定事業者の電気通信回線設備の終端の所在する場所に基づき、当社が別に定めるところにより適用します。
ウ　アに規定する区分は、通話を開始した時点の区分を適用し、その通話が終了するまで変更しません。
エ　当社が別に定める地域又は電気通信設備へ行った通話については、アの規定にかかわらず、当社が定める通話区分を適用します。</td></tr>
<tr><td>（２）　昼間、夜間、深夜・早朝及び土曜日・日曜日・祝日の時間帯区分の適用</td><td>ア　昼間、夜間、深夜・早朝とは、次の時間帯をいいます。
ただし、土曜日・日曜日・祝日の時間帯区分があるものについては、その部分を除いた時間帯をいいます。
<table>
<tr><th>時間帯区分</th><th>時間帯</th></tr>
<tr><td>昼間</td><td>午前８時から午後７時までの間</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>午後７時から午後 11 時までの間</td></tr>
<tr><td>深夜・早朝</td><td>午前０時から午前８時まで及び午後 11 時から午後 12 時までの間</td></tr>
</table>
イ　土曜日・日曜日・祝日とは、次の時間帯をいいます。
<table>
<tr><th>時間帯区分</th><th>時間帯</th></tr>
<tr><td>土曜日・日曜日・祝日</td><td>土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）の規定により休日とされた日並びに１月２日及び１月３日をいいます。）における午前８時から午後 11 時までの間</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>（３）　プリペイド通話に係る前払い通話料の残高の取り扱い</td><td>プリペイド通話に係る前払い通話料の残高が、料金表第１表第２（通話料）２（料金額）に規定するプリペイド通話に係る通話料それぞれの課金単位あたりの料金額に満たない場合において、通話又は文字メッセージ送信が行われたときは、その残高を、その通話又は文字メッセージ送信に係る１の課金単位あたりの料金額とみなして取り扱います。</td></tr>
<tr><td>（４）　ａｕ国際通話に係る通話</td><td>ａｕ国際通話に関する料金については、その通話の相手先に応じて、２－１－３に規定する料金額を適用します。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>料の適用</td><td></td></tr>
<tr><td>（４）の２　ａｕ国際通話に係る通話料の定額適用
（ａｕ国際通話定額）</td><td>ア　ａｕ国際通話に係る通話料の定額適用（以下「ａｕ国際通話定額」といいます。）とは、（ア）に定める定額料を支払った場合に、その契約者回線（（イ）に定める種類の特定データ通信定額の取扱い（以下この欄において「対象データ通信定額」といいます。）の適用を受けているもの限ります。）からのａｕ国際通話（別表５に定める地域（以下「ａｕ国際通話定額地域」といいます。）への通話に限ります。以下この欄において同じとします。）に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）について、２－１－３に規定する料金額に代えて、ａｕ国際通話等合算回数（イに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）に応じて、（ウ）に定める料金額を適用する取扱いをいいます。
（ア）　定額料
①　②以外の場合
１契約者回線ごとに月額
<table><tr><td>区分</td><td>料金額</td></tr><tr><td>定額料</td><td>980 円</td></tr></table>②　その料金月において、対象データ通信定額（データ定額１、データ定額２、データ定額３、データ定額１（Ｖ）、データ定額２（Ｖ）、データ定額３（Ｖ）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）のデータ定額１（ケータイ／Ｖ）、データ定額２（ケータイ／Ｖ）若しくはデータ定額３（ケータイ／Ｖ）に限ります。）の適用を受けている場合
１契約者回線ごとに月額
<table><tr><td>区分</td><td>料金額</td></tr><tr><td>定額料</td><td>1,480 円</td></tr></table>（イ）　特定データ通信定額の取扱い
<table><tr><td>特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）、特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制（Ｖ）、特定データ通信定額制Ⅲ、特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）</td></tr></table>（ウ）　適用額
①　その契約者回線からのａｕ国際通話等合算回数が 50 回以内のものであるａｕ国際通話に係るもの。
<table><tr><td colspan="2">区分</td><td>料金額</td></tr><tr><td rowspan="2">通話料</td><td>ア　イ以外の部分</td><td>0 円</td></tr><tr><td>イ　別記 15 の規定により測定した通話時間がそのａｕ国際通話を開始した時点から 15 分を超える部分</td><td>30 秒までごとに 20 円</td></tr></table>②　その契約者回線からのａｕ国際通話等合算回数が 51 回以上のものであるａｕ国際通話に係るもの。</td></tr>
</table>

区分			料金額
通話料	定額通話料		１のａｕ国際通話ごとに300円
	上欄に定める定額通話料のほか		
		ア　イ以外の部分	0円
		イ　別記 15 の規定により測定した通話時間がそのａｕ国際通話を開始した時点から 15 分を超える部分	30秒までごとに20円

イ　ａｕ国際通話等合算回数とは、その料金月における、その契約者回線からのａｕ国際通話の回数及び特定携帯国際自動通話（ＫＤＤＩ株式会社の電話サービス等契約約款に定める特定携帯国際自動通話定額地域への通話に限ります。以下この欄において同じとします。）をいいます。以下この欄において同じとします。）の回数を合算したものをいいます。

ウ　ａｕ国際通話定額は、ＬＴＥデュアルの契約者回線であって、次の全てを満たすものに限り、選択することができます。

（ア）　対象データ通信定額の適用を受けていること。

（イ）　ａｕ国際通話利用規制の適用を受けていないこと。

エ　ａｕ国際通話定額を選択する契約者は、当社に申し出ていただきます。

オ　ａｕ国際通話定額の適用の開始は、エの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

カ　当社は、ａｕ国際通話定額の適用を受けている契約者回線について、契約者からａｕ国際通話定額の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、ａｕ国際通話定額の適用を廃止します。

（ア）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。

（イ）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

（ウ）　ＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。

（エ）　対象データ通信定額の適用の廃止（他の対象データ通信定額の適用の申込みによるものを除きます。）があったとき。

キ　カの規定により、ａｕ国際通話定額の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	ａｕ国際通話定額の適用
１　２又は３以外によりａｕ国際通話定額を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までのａｕ国際通話に関する料金について、ａｕ国際通話定額の適用の対象とします。
２　カの（ア）、（イ）又は（ウ）によりａｕ国際通話定額を廃止したとき（３に該当するときを除きます。）。	その事由が生じた日までのａｕ国際通話に関する料金について、ａｕ国際通話定額の適用の対象とします。

３　カの(ア)（ａｕ契約（ａｕデュアルに係るものに限ります。)への契約移行に係るものに限ります。)又は(エ)によりａｕ国際通話定額を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までのａｕ国際通話に関する料金について、ａｕ国際通話定額の適用の対象とします。	

ク　料金月の起算日以外の日に、対象データ通信定額の種類の変更等（アの(ア)の①に該当する種類と②に該当する種類の間のものに限ります。)があった場合、アの規定にかかわらず、その変更等があった日を含む料金月については、アの(ア)の①に定める定額料を適用します。

ケ　定額料については、日割りを行いません。

コ　当社は、ａｕ国際通話定額の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、ａｕ国際通話定額並びにこの約款に定める通話料の減額適用及び割引適用（当社が別に定めるものを除きます。)の取扱いを行わないものとします。

（ア）　第 42 条（利用停止）第１項第 12 号及び第 13 号に該当するとき。

（イ）　第 80 条（利用に係る契約者の義務）第１項第２号及び第３号に該当するとき。

（ウ）　その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その契約者回線を使用して他人の通信を媒介したとき。

（エ）　特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を現に得ているとき又はその恐れがあるとき。

（オ）　その契約者からシに定める協力を得られないとき。

（カ）　その契約者回線からのａｕ国際通話及び特定携帯国際自動通話が、当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（通話に係るものに限ります。)を利用するための電気通信番号（当社が別に定めるものに限ります。)をダイヤルして行われたものであるとき。

（キ）　その契約者回線からのａｕ国際通話及び特定携帯国際自動通話が、特定の電気通信事業者の電気通信設備に対し、一方的な発信又は機械的な発信により一定時間内に長時間又は多数の通信を一定期間継続するものであるとき。

（ク）　その他当社の業務の遂行上支障が生じるおそれがあるとき。

サ　当社は、ａｕ国際通話定額の適用を受けている契約者回線について、コに定めるいずれかに該当すると当社が判断した場合、その判断を行った日を含む料金月の前料金月の末日に遡ってａｕ国際通話定額の適用を廃止できるものとします。この場合において、この場合において、当社が別に定めるまでの間、契約者はａｕ国際通話定額の適用を申し出ることができないものとします。

シ　当社は、コに定める事由の有無を判断するために必要な調査等を行う場合があります。この場合において、契約者は、その調査等に協力していただきます。

<table>
<tr><td></td><td>ス　契約者は、当社がシに定める調査等を行うにあたり、その契約者回線に係る通話の情報等（調査等に必要な範囲に限ります。）を閲覧、記録、分析、保存等することを承諾していただきます。</td></tr>
<tr><td>（５）　ローミングの通話料の適用</td><td>ア　ローミング（ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款に規定するＬＴＥデュアルの提供を受けているものに限ります。）の契約者回線から行った通話については、ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款料金表に規定する各料金種別の料金額と同額を適用します。
イ　ローミング（ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款に規定するＬＴＥモジュールの提供を受けているものに限ります。）の契約者回線から行ったＳＭＳ送信については、ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款料金表に規定するＬＴＥモジュールに関する料金額と同額を適用します。
ウ　相互接続点からローミングの契約者回線への通話に係る料金ついては、２－１－４に規定する料金額を適用します。</td></tr>
<tr><td>（６）　ＳＭＳ機能を利用した通信に係る通話料の適用</td><td>ア　ＳＭＳ送信に関する料金については、ＳＭＳ送信を通話とみなして２－１－１－３又は２－２－１に規定する料金額を適用します。
イ　アの規定にかかわらず、次のいずれかのＳＭＳ送信については、２－１－１－３に規定する料金額の支払いを要しません。
（ア）　第１（基本使用料等）１（適用）（７）に規定する割引選択回線群を構成する契約者回線からその割引を受けるために契約者が選択した割引選択回線群を構成する他の契約者回線、ＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線へのＳＭＳ送信
（イ）　(20)に規定する特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱの適用を受けている契約者回線からその割引を受けるために契約者が指定した特定電話番号に係る契約者回線、ＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線へのＳＭＳ送信（特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱの適用を受けている契約者回線について、ＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があった日において行われたものを除きます。）
（ウ）　次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線から契約者回線、ＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線（ＫＤＤＩ株式会社が提供するａｕ（ＬＴＥ）通信サービス若しくはａｕ（ＷＩＮ）通信サービス又はＫＤＤＩ株式会社のＫＤＤＩＩｏＴコネクトＡｉｒ通信サービス契約約款に定めるＫＤＤＩＩｏＴコネクトＡｉｒ通信サービス（以下「コネクトＡｉｒ通信サービス」といいます。）のものに限ります。）へのＳＭＳ送信
<table><tr><th>基本使用料の料金種別</th></tr><tr><td>ＬＴＥプラン、ＬＴＥプランＳ、ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランＶＫ（ケータイ）、ＬＴＥプラン（Ｖ）、ジュニアスマートフォンプラン（Ｖ）、シニアプラン（Ｖ）、オフィスケータイプラン（Ｖ）、ＶＫプラン、オフィスケータイプラン（ＶＫ）又はｍａｍｏｒｉｎｏＷａｔｃｈプラン</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>（７）　番号変換機能を利用して</td><td>ア　番号変換機能を利用して行われた通話（保留転送機能を利用して行われた通話又は番号変換文字メッセージ送信機能を利用して行わ</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>行われた通話に係る通話料の適用</td><td>れた文字メッセージ送信を含みます。以下同じとします。)に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。)については、２（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。
１契約者回線ごとに月額
<table><tr><th>区分</th><th>料金額</th></tr><tr><td>定額料</td><td>税抜額　900 円</td></tr></table>イ　番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、番号変換機能を利用した通話の有無にかかわらず、その番号変換機能の提供を開始した日の翌日から起算してその番号変換機能の廃止があった日（料金月の末日以外の日にＬＴＥ契約の解除があった場合は、その契約解除日の前日）までの期間（以下この欄において「定額料の支払いを要する期間」といいます。)について、アに規定する定額料の支払いを要します。
ただし、契約者の責めによらない理由により、１料金月の全ての日（定額料の支払いを要する期間の部分に限ります。)にわたって、ＬＴＥサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合は、この限りでありません。
ウ　アに規定する定額料については、その料金月の末日又はユーザグループ廃止日においてユーザグループ代表者である者に、当社が指定する方法により請求します。この場合、番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、その定額料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。
エ　当社は、定額料の支払いを要する期間が１の料金月に満たない場合は、アに定める定額料をその提供日数に応じて日割りします。</td></tr>
<tr><td>（８）　削除</td><td>削除</td></tr>
<tr><td>（９）　契約移行に係る定額料の取扱い</td><td>ア　当社は、次表に定める通話料の取扱い（以下この欄において「ＬＴＥ通話料割引」といいます。)の申出があった場合であって、その申出がａｕ契約（そのＷＩＮ契約者回線について、請求のあったＬＴＥ通話料割引に相当する通話料の取扱い（以下この欄において「ＷＩＮ通話料割引」といいます。)の提供を受けているものに限ります。)からの契約移行と同時に行われたものであるとき（その契約移行のあった日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合を除きます。)は、契約移行のあった日を含む料金月のＬＴＥ通話料割引に係る定額料について、契約移行のあった日を含む料金月の初日（その料金月において、そのＷＩＮ通話料割引の適用の開始があった場合は、その日とします。)から、そのＬＴＥ通話料割引の適用の開始があったものとみなして取り扱います。
<table><tr><th>通話料の取扱い</th></tr><tr><td>(７)番号変換機能を利用して行われた通話に係る通話料の適用、(19)特定電話番号への通話料の月極割引の適用、(20)特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱの適用、(27)特定の契約者回線等への通話に対する定額料の適用、(28)第２種定期ＬＴＥ契約に係る通話料の</td></tr></table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>割引の適用
イ　ａｕ契約への契約移行があった場合であって、その契約移行と同時に、そのＷＩＮ契約者回線について、契約移行前の契約者回線について適用を受けていたＬＴＥ通話料割引に相当するＷＩＮ通話料割引の申出があったときは、契約移行のあった日を含む料金月のそのＬＴＥ通話料割引に係る定額料については、当社のＷＩＮ約款の規定（アに相当するものをいいます。）に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td>(10)　ＬＴＥプラン等の契約者回線に係る通話料の適用</td><td>次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線の契約者は、２（料金額）の規定にかかわらず、同表右欄に定める時間帯におけるその契約者回線から特定電気通信回線（ＬＴＥデュアルの契約者回線、当社のＷＩＮ約款に定めるａｕサービス（ａｕデュアル又はＵＩＭサービスに限ります。）若しくはプリペイド電話のＷＩＮ契約者回線又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款に定めるＬＴＥデュアル若しくはＷＩＮ約款に定めるａｕサービス（ａｕデュアル又はＵＩＭサービスに限ります。）若しくはプリペイド電話の他網契約者回線をいいます。）への通話（ＳＭＳ送信、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びａｕ国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。）の支払いを要しません。
<table>
<tr><th>基本使用料の料金種別</th><th>支払いを要しない時間帯</th></tr>
<tr><td>ＬＴＥプラン、ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ＬＴＥプラン（Ｖ）、ジュニアスマートフォンプラン（Ｖ）、シニアプラン（Ｖ）、ＶＫプラン又はｍａｍｏｒｉｎｏＷａｔｃｈプラン</td><td>午前１時から午後９時までの間</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>(10)の２　カケホ等の契約者回線に係る通話料の適用</td><td>ア　次表の左欄に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線の契約者は、２（料金額）の規定にかかわらず、その契約者回線からの通話（(17)の適用を受けた通話（同欄のアの(イ)に定めるものに限ります。）、(21)の適用を受けた通話（同欄のアの表の(ウ)及び(エ)に定めるものに限ります。）、(27)若しくは(28)のアの(ア)の適用を受けた通話、ＳＭＳ送信、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話、ａｕ国際通話、株式会社ＮＴＴドコモが提供するワイドスター通信サービス（同社のワイドスター通信サービス契約約款に定めるものをいいます。以下同じとします。）の電気通信回線への通話及びその他当社が別に定めるものを除きます。以下このアにおいて同じとします。）に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。以下このアにおいて同じとします。）の次表の右欄に定める部分について、その支払いを要しません。
<table>
<tr><th>基本使用料の料金種別</th><th>支払いを要しない料金</th></tr>
<tr><td>カケホ、カケホ</td><td>その契約者回線からの通話に関する料金</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

	（Ｖ）、カケホ（ケータイ／Ｖ）		
	スーパーカケホ、スーパーカケホ（Ｖ）、スーパーカケホ（Ｖ・ａ）、スーパーカケホ（ケータイ／Ｖ）	（ア）（イ）以外の通話	その契約者回線からの通話に関する料金（別記15 の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から５分以内の部分に係るものに限ります。）
		（イ）当社が別に定める電気通信番号を使用して行う通話	その契約者回線からの通話に関する料金

イ　ＬＴＥサービスの契約者回線（カテゴリーⅡのものに限ります。）からの当社が別に定める協定事業者の電気通信回線への通話については、アの規定にかかわらず、その通話に関する料金の支払いを要します。

ウ　当社は、アに定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、アに定める取扱い並びにこの約款に定める通話料の減額適用及び割引適用（当社が別に定めるものを除きます。）の取扱いを行わないものとします。

（ア）　第 42 条（利用停止）第１項第 12 号及び第 13 号に該当するとき。

（イ）　第 80 条（利用に係る契約者の義務）第１項第２号及び第３号に該当するとき。

（ウ）　その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その契約者回線を使用して他人の通信を媒介したとき。

（エ）　特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を現に得ているとき又はその恐れがあるとき。

（オ）　その契約者からオに定める協力を得られないとき。

（カ）　その契約者回線からの通話が、当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（通話に係るものに限ります。）を利用するための電気通信番号（当社が別に定めるものに限ります。）をダイヤルして行われたものであるとき。

（キ）　その契約者回線からの通話が、特定の電気通信事業者の電気通信設備に対し、一方的な発信又は機械的な発信により一定時間内に長時間又は多数の通信を一定期間継続するものであるとき。

（ク）　その他当社の業務の遂行上支障が生じるおそれがあるとき。

エ　当社は、アに定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線について、ウに定めるいずれかに該当すると当社が判断した場合、その判断を行った日を含む料金月の初日に遡って当社が別に定める基本使用料の料金種別への変更を行うことができるものとします。この場合において、当社が別に定めるまでの間、契約者は

<table>
<tr><td></td><td>その料金種別の変更を請求することができないものとします。
オ　当社は、ウに定める事由の有無を判断するために必要な調査等を行う場合があります。この場合において、契約者は、その調査等に協力していただきます。
カ　契約者は、当社がオに定める調査等を行うにあたり、その契約者回線に係る通話の情報等（調査等に必要な範囲に限ります。）を閲覧、記録、分析、保存等することを承諾していただきます。</td></tr>
<tr><td>(10)の３　オフィスケータイプラン等の契約者回線に係る通話料の適用</td><td>基本使用料の料金種別がオフィスケータイプラン、オフィスケータイプランＶＫ（ケータイ）、オフィスケータイプラン（Ｖ）又はオフィスケータイプラン（ＶＫ）の契約者回線の契約者は、２（料金額）の規定にかかわらず、次表に定める電気通信回線への通話（ＳＭＳ送信、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びａｕ国際通話を除きます。）に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。）の支払いを要しません。
<table>
<tr><th>支払いを要しない通話先の電気通信回線</th></tr>
<tr><td>ア　契約者回線
イ　ＷＩＮ契約者回線
ウ　他網契約者回線（ＫＤＤＩ株式会社が提供するａｕ（ＬＴＥ）通信サービス若しくはａｕ（ＷＩＮ）通信サービスのものに限ります。）
エ　他網契約者回線（当社のＦＴＴＨサービス契約約款に定めるＦＴＴＨ電話サービス、光ダイレクトサービス契約約款に定めるａｕオフィスナンバーサービス若しくはａｕひかりビジネスサービス契約約款に定めるａｕひかりビジネスサービス又はＫＤＤＩ株式会社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める音声通信サービスＩ、光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクト電話サービス若しくはａｕオフィスナンバーサービス（当社の光ダイレクトサービス契約約款に定めるａｕオフィスナンバーサービスの用に供するものを除きます。）、イントラネットＩＰ電話サービス契約約款に定める一般イントラネットＩＰ電話サービス、ホームプラス電話サービス契約約款に定めるホームプラス電話サービス、ａｕひかりビジネスサービス契約約款に定める一般ａｕひかりビジネスサービス（当社のａｕひかりビジネスサービス契約約款に定めるａｕひかりビジネスサービスの用に供するものを除きます。）、インターネット接続サービス契約約款に定めるフレッツ対応サービス（タイプⅡ（プランⅡのものに限ります。）のものに限ります。）若しくはＩＰ電話サービスＩ、ＦＴＴＨサービス契約約款に定めるＦＴＴＨ電話サービス、ケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話、ケーブルプラス光電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス光電話若しくはマンションプラス電話サービス契約約款に定める一般マンションプラス電話のものに限ります。）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

(11)　定額料の支払いによるＬＴＥプラン又はＬＴＥプラン（Ｖ）の契約者回線に係る通話料の適用Ⅰ
（ａｕ通話定額24）

ア　基本使用料の料金種別がＬＴＥプラン又はＬＴＥプラン（Ｖ）の契約者回線の契約者は、次表に定める定額料を支払った場合、２（料金額）の規定にかかわらず、その契約者回線から特定電気通信回線（(10)に定めるものをいいます。）への通話（ＳＭＳ送信、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びａｕ国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。）の支払いを要しません。

１契約者回線ごとに月額

区分	料金額
定額料	税抜額　477円

イ　アに定める料金の取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）は、ＬＴＥデュアルの契約者回線（基本使用料の料金種別がＬＴＥプラン又はＬＴＥプラン（Ｖ）のものに限ります。）であって、(20)の適用を受けていないものに限り、選択することができます。

ウ　本取扱いを選択する契約者は、当社に申し出ていただきます。

エ　本取扱いの適用の開始は、ウに定める申出を当社が承諾した日とします。

ただし、次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	本取扱いの適用の開始
１　本取扱いの申出が、その契約者回線に係るＬＴＥ契約の申込みと同時に行われたとき	そのＬＴＥサービスの提供を開始した日
２　本取扱いの申出が、その契約者回線に係るＬＴＥサービスの再利用の請求と同時に行われたとき	そのＬＴＥサービスの再利用を開始した日
３　本取扱いの申出が、ＬＴＥデュアルへのＬＴＥサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき	その変更後のＬＴＥサービスの提供を開始した日
４　本取扱いの申出が、ＬＴＥプラン又はＬＴＥプラン（Ｖ）への基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に行われたとき	その基本使用料の料金種別の変更日

５　１から４以外の場合であって、その申出日を含む料金月の翌料金月から本取扱いの適用を受けたい旨の要請があったとき	本取扱いの申出日を含む料金月の翌料金月の初日

オ　当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、契約者から本取扱いの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本取扱いの適用を廃止します。

（ア）　ＬＴＥサービスの利用権の譲渡があったとき。

（イ）　契約者の地位の承継があったとき。

（ウ）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

（エ）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。

（オ）　ＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。

（カ）　ＬＴＥプラン又はＬＴＥプラン（Ｖ）以外への料金種別の変更（ＬＴＥプランとＬＴＥプラン（Ｖ）の間の変更を含みます。以下この欄において同じとします。）があったとき。

カ　オの既定により、本取扱いの適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本取扱いの適用
１　２以外により本取扱いの適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。
２　オの(ウ)、(エ)（ａｕ契約（ａｕデュアルに係るものに限ります。）への契約移行に係るものを除きます。）又は(オ)により本取扱いの適用を廃止したとき。	その事由が生じた日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。

キ　エの規定により本取扱いの適用を開始した場合若しくはオの規定により本取扱いの適用を廃止した場合又は(12)の適用を開始若しくは廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、エの規定により本取扱いの適用を開始した場合又は(12)の適用を開始若しくは廃止した場合は、本取扱いの適用を開始した日又は(12)の適用を開始若しくは廃止した日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、オの規定により本取扱いの適用を廃

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td></td><td>止した場合又は(12)の適用を開始若しくは廃止した場合は、その事由が生じた日の前日又は(12)の適用を開始若しくは廃止した日の前日）</td></tr>
</table>
ク　キの表の適用開始日から適用終了日までの期間中、本取扱い及び(12)の適用を受けている期間については、アに規定する定額料及び(12)に規定する定額料を合算して日割りを行います。
</td></tr>
<tr><td>(12)　定額料の支払いによるＬＴＥプラン又はＬＴＥプラン（Ｖ）の契約者回線に係る通話料の適用Ⅱ
（通話ワイド24）</td><td>
ア　定額料の支払いによるＬＴＥプラン又はＬＴＥプラン（Ｖ）の契約者回線に係る通話料の適用Ⅱ（以下この欄において「本取扱い」といいます。)とは、(ア)に定める定額料を支払った場合に、その契約者回線からの通話に関する料金について、２－１－１－１に定める料金額に代えて、(イ)に定める料金額を適用する取扱いをいいます。
（ア）　定額料
１契約者回線ごとに月額
<table>
<tr><td>区分</td><td>料金額</td></tr>
<tr><td>定額料</td><td>税抜額　934 円</td></tr>
</table>
（イ）　適用額
<table>
<tr><td>区分</td><td>料金額</td></tr>
<tr><td>通話料</td><td>30 秒までごとに税抜額 10 円</td></tr>
</table>
イ　本取扱いは、ＬＴＥデュアルの契約者回線（基本使用料の料金種別がＬＴＥプラン又はＬＴＥプラン（Ｖ）のものに限ります。)に限り、選択することができます。
ウ　本取扱いを選択する契約者は、当社に申し出ていただきます。
エ　本取扱いの適用の開始は、ウに定める申出を当社が承諾した日とします。
ただし、次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。
<table>
<tr><td>区分</td><td>本取扱いの適用の開始</td></tr>
<tr><td>１　本取扱いの申出が、その契約者回線に係るＬＴＥ契約の申込みと同時に行われたとき</td><td>そのＬＴＥサービスの提供を開始した日</td></tr>
<tr><td>２　本取扱いの申出が、その契約者回線に係るＬＴＥサービスの再利用の請求と同時に行われたとき</td><td>そのＬＴＥサービスの再利用を開始した日</td></tr>
<tr><td>３　本取扱いの申出が、ＬＴＥデュアルへのＬＴＥサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき</td><td>その変更後のＬＴＥサービスの提供を開始した日</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

４　本取扱いの申出が、ＬＴＥプラン又はＬＴＥプラン（Ｖ）への基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に行われたとき	その基本使用料の料金種別の変更日
５　１から４以外の場合であって、その申出日を含む料金月の翌料金月から本取扱いの適用を受けたい旨の要請があったとき	本取扱いの申出日を含む料金月の翌料金月の初日

オ　当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、契約者から本取扱いの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本取扱いの適用を廃止します。

（ア）　ＬＴＥサービスの利用権の譲渡があったとき。

（イ）　契約者の地位の承継があったとき。

（ウ）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

（エ）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。

（オ）　ＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。

（カ）　ＬＴＥプラン又はＬＴＥプラン（Ｖ）以外への料金種別の変更（ＬＴＥプランとＬＴＥプラン（Ｖ）の間の変更を含みます。以下この欄において同じとします。）があったとき。

カ　オの既定により、本取扱いの適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本取扱いの適用
１　２以外により本取扱いの適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。
２　オの（ウ）、（エ）（ａｕ契約（ａｕデュアルに係るものに限ります。）への契約移行に係るものを除きます。）又は（オ）により本取扱いの適用を廃止したとき。	その事由が生じた日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。

キ　エの規定により本取扱いの適用を開始した場合若しくはオの規定により本取扱いの適用を廃止した場合又は(11)の適用を開始若しくは廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、エの規

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td></td><td>定により本取扱いの適用を開始した場合又は(11)の適用を開始若しくは廃止した場合は、本取扱いの適用を開始した日又は(11)の適用を開始若しくは廃止した日）</td></tr>
<tr><td>適用終了日</td><td>その料金月の末日（その料金月において、オの規定により本取扱いの適用を廃止した場合又は(11)の適用を開始若しくは廃止した場合は、その事由が生じた日の前日又は(11)の適用を開始若しくは廃止した日の前日）</td></tr>
</table>
ク　キの表の適用開始日から適用終了日までの期間中、本取扱い及び(11)の適用を受けている期間については、アに規定する定額料及び(11)に規定する定額料を合算して日割りを行います。
</td></tr>
<tr><td>(12)の２　基本使用料の料金種別による通話料の減額適用</td><td>
ア　次表に定める基本使用料の料金種別（以下「特定料金種別」といいます。）を選択しているＬＴＥ契約者は、その契約者回線からの通話（国際ＳＭＳ送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話及びａｕ国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係る料金を含み、(27)に定める定額対象部分及び(28)に定める定額対象部分を除きます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（(17)、(18)、(19)、(20)、(21)、(27)又は(28)のアの(ア)の適用による場合は、適用した後の額とします。）のうち、同表の右欄に定める料金額の支払いを要しません。

１契約ごとに月額

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">基本使用料の料金種別</th><th>支払いを要しない額</th></tr>
<tr><th>税抜額</th></tr>
<tr><td rowspan="3">第１種ＬＴＥデュアル</td><td>ＬＴＥプランＳ</td><td>0円から1,100円までの部分</td></tr>
<tr><td>ＶＫプランＭ</td><td>0円から2,600円までの部分</td></tr>
<tr><td>ＶＫプランＳ</td><td>0円から1,100円までの部分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第２種ＬＴＥデュアル</td><td>ＶＫプランＭ</td><td>0円から2,600円までの部分</td></tr>
<tr><td>ＶＫプランＳ</td><td>0円から1,100円までの部分</td></tr>
</table>

イ　通話に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに、料金月単位で行います。

ウ　当社は、基本使用料の料金種別ごとに、その料金月におけるアに定める基本使用料の支払いを要する日数が１の料金月の日数に満たないときは、その支払いを要する日数に応じて、アに定める支払いを要しない額（以下「控除可能額」といいます。）を日割りします。

エ　ウの規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

オ　当社は、特定料金種別の適用を受けている契約者回線について、アからエの規定により支払いを要しないこととされた料金額（以下「通話料控除額」といいます。）が控除可能額に満たない場合は、(12)の３及びＫＤＤＩ株式会社の電話サービス等契約約款に定める特定料金種別の特定携帯国際自動通話に係る通話料の取扱いを行います。
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>(12)の３　特定料金種別のａｕ国際通話に係る通話料の取扱い</td><td>ア　特定料金種別を選択しているＬＴＥ契約者は、その契約者回線からのａｕ国際通話に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係る料金を含み、ａｕ国際通話定額に係る定額料、ａｕ国際通話定額地域への通話料及び定額通話料を除きます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額のうち、次表に規定する料金額（以下「ａｕ国際通話料控除可能額」といいます。）の支払いを要しません。
<table><tr><th>支払いを要しない額</th></tr><tr><td>その契約者回線に係る控除可能額から通話料控除額を差し引いた額にａｕ国際通話充当比率を乗じて得た額を上限とする額。
この場合において、ａｕ国際通話充当比率は、その契約者回線からのａｕ国際通話に関する料金の月間累計額を、その契約者回線からのａｕ国際通話に関する料金の月間累計額とＫＤＤＩ株式会社の電話サービス等契約約款に定める特定携帯国際自動通話に関する料金（同契約約款に定めるａｕ国際通話定額に係るａｕ国際通話定額地域への通話料及び定額通話料を除きます。）の月間累積通話等料金の額を合算した額で除して得た値とします。以下この(12)の３及び(14)において同じとします。</td></tr></table>イ　ａｕ国際通話に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに、料金月単位で行います。
ウ　当社は、特定料金種別の適用を受けている契約者回線について、アからイの規定により支払いを要しないこととされた料金額（以下「ａｕ国際通話料控除額」といいます。）とＫＤＤＩ株式会社の電話サービス等契約約款に定める特定携帯国際自動通話料控除額を合算した額（以下「国際通話料控除額」といいます。）が、ａｕ国際通話料控除可能額と同契約約款に定める特定携帯国際自動通話料控除可能額を合算した額（以下「国際通話料控除可能額」といいます。）に満たない場合は、(12)の４に規定する取扱いを行います。</td></tr>
<tr><td>(12)の４　特定料金種別の国際ＳＭＳ送信に係る通話料の取扱い</td><td>ア　特定料金種別を選択しているＬＴＥ契約者は、その契約者回線からの国際ＳＭＳ送信に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額のうち、国際通話料控除可能額から国際通話料控除額を差し引いた額を上限とする額（以下「国際ＳＭＳ送信料控除可能額」といいます。）の支払いを要しません。
イ　国際ＳＭＳ送信に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに、料金月単位で行います。
ウ　当社は、特定料金種別の適用を受けている契約者回線について、アからイの規定により支払いを要しないこととされた料金額（以下「国際ＳＭＳ送信料控除額」といいます。）が国際ＳＭＳ送信料控除可能額に満たない場合は、第１（基本使用料等）１（適用）(14)に規定する取扱いを行います。</td></tr>
<tr><td>(13)　繰越控除可能額に係る通話料の減額適用</td><td>ア　ＬＴＥ契約者は、そのＬＴＥ契約がａｕ契約からの契約移行により締結されたものである場合、その契約者回線（ＬＴＥデュアルに係るものに限ります。）からの通話（(10)の２の適用を受けた通話、国際ＳＭＳ送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受け</td></tr>
</table>

	た通話、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びａｕ国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額（(12)の２、(17)、(18)、(19) 、(20)、(21)、(27)又は(28)のアの(ア)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)のうち、その契約者回線に係る前料金月からの繰越控除可能額（当社のＷＩＮ約款の定めるところにより、契約移行前のａｕ契約に係る前料金月からの繰越控除可能額から料金繰越控除額を減じて得た額とします。以下同じとします。）を上限とする額の支払いを要しません。 イ　当社は、ＬＴＥデュアルの契約者回線について、アの規定により支払いを要しないこととされた料金額（以下「通話料繰越控除額」といいます。)が前料金月からの繰越控除可能額に満たない場合は、(14)及びＫＤＤＩ株式会社の電話サービス等契約約款に定める繰越控除可能額に係る特定携帯国際自動通話に係る通話料の取扱いⅡに規定する取扱いを行います。 ウ　その料金月の末日において、ＬＴＥサービスの提供を受けている場合、その契約者回線に係る前料金月からの繰越控除可能額から料金繰越控除額（(16)に定める料金繰越控除額をいいます。以下同じとします。)を減じて得た額は、無効とします。 エ　通話に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに、料金月単位で行います。
(14)　繰越控除可能額に係るａｕ国際通話料の減額適用	ア　ＬＴＥ契約者は、その契約者回線からのａｕ国際通話に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係る料金を含み、ａｕ国際通話定額に係る定額料、ａｕ国際通話定額地域への通話料及び及び定額通話料を除きます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額（(12)の３の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)のうち、次表に規定する料金（以下「ａｕ国際通話料繰越控除可能額」といいます。)の支払いを要しません。 支払いを要しない額 その契約者回線に係る前月からの繰越控除可能額から通話料繰越控除額を差し引いた額にａｕ国際通話充当比率を乗じて得た額を上限とする額。 イ　ａｕ国際通話に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに、料金月単位で行います。 ウ　当社は、ＬＴＥサービスの契約者回線について、アからイの規定により支払いを要しないこととされた料金額（以下「ａｕ国際通話料繰越控除額」といいます。)とＫＤＤＩ株式会社の電話サービス等契約約款に定める特定携帯国際自動通話料繰越控除額を合算した額（以下「国際通話料繰越控除額」といいます。)が、ａｕ国際通話料繰越控除可能額と同契約約款に定める特定携帯国際自動通話料繰越控除可能額を合算した額（以下「国際通話料繰越控除可能額」といいます。)に満たない場合は、(15)に規定する取扱いを行います。

<table>
<tr><td>(15)　繰越控除可能額に係る国際ＳＭＳ送信に係る通話料の減額適用</td><td>ア　ＬＴＥ契約者は、その契約者回線（ＬＴＥデュアルに係るものに限ります。）からの国際ＳＭＳ送信に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（(12)の４の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）のうち、その契約者回線に係る、国際通話料繰越控除可能額から国際通話料繰越控除額を差し引いた額を上限とする額（以下「国際ＳＭＳ送信料繰越控除可能額」といいます。）の支払いを要しません。
イ　国際ＳＭＳ送信に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに、料金月単位で行います。
ウ　当社は、ＬＴＥサービスの契約者回線について、アからイの規定により支払いを要しないこととされた料金額（以下「国際ＳＭＳ送信料繰越控除額」といいます。）が国際ＳＭＳ送信料繰越控除可能額に満たない場合は、第１（基本使用料等）１（適用）(15)に規定する取扱いを行います。</td></tr>
<tr><td>(16)　複数回線複合割引の通話料の取扱い
（家族割、法人割）</td><td>ア　当社は、第１（基本使用料等）１（適用）（７）に規定する割引選択回線群を構成する契約者回線（この取扱いの適用を選択しているものに限ります。以下この欄において同じとします。）からの通話（(10)の２の適用を受けた通話、国際ＳＭＳ送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びａｕ国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（(10)、(10)の３、(11)、(12)、(12)の２、(17)、(19)、(20)、(21)、(27)又は(28)のアの(ア)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する額を控除する取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）を行います。
<table>
<tr><th>控除額</th></tr>
<tr><td>１の契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額に、充当比率を乗じて得た額（１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。）。
この場合において、充当比率は、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る充当可能額（当社のＷＩＮ約款に定めるところにより、契約移行前のａｕ契約に係る控除可能額から料金控除額を減じて得た額とします。以下同じとします。）の合計額（その割引選択回線群にＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線が含まれる場合は、当社のＷＩＮ約款に定める複数回線複合割引の通話料の取扱い（以下この欄において「ＷＩＮ割引」といいます。）又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款若しくはＷＩＮ約款に定める複数回線複合割引の通話料の取扱い（以下この欄において「特定割引」といいます。）の規定に基づくＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線に係る充当可能額を加算した額とします。）及び繰越控除余剰額（前料金月からの繰越控除可能額から料金繰越控除額（通話料繰越控除額、国際通話料繰越控除額、国際ＳＭＳ送信料繰越控除</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

額、海外ローミング通話料金繰越控除額及び第１（基本使用料等）１（適用）(15)の２の規定により支払いを要しないこととされた料金額（以下「海外ローミングデータ料金繰越控除額」といいます。）を合算した額をいいます。以下同じとします。）を減じて得た額をいいます。以下同じとします。）の合計額（その割引選択回線群にＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線が含まれる場合は、ＷＩＮ割引又は特定割引の規定に基づくＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線に係る繰越控除余剰額を加算した額とします。）を合算して得た額を、その割引選択回線群を構成する契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額の合計額（その割引選択回線群にＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線が含まれる場合は、ＷＩＮ割引又は特定割引の規定に基づくＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線に係る料金の月間累計額（この(16)に定める月間累計額に相当するものをいいます。）を加算した額とします。）で除して得た値（１を超える場合は、１とします。）とします。

イ　本取扱いは、ＬＴＥデュアルの契約者回線（基本使用料の料金種別が次表に定めるのものを除きます。）に限り、選択することができます。

区分	基本使用料の料金種別
カテゴリーⅠ	ＬＴＥプランＳ、ＶＫプランＭ、ＶＫプランＳ、ＶＫプラン、カケホ（ケータイ／Ｖ）、スーパーカケホ（ケータイ／Ｖ）、ｍａｍｏｒｉｎｏＷａｔｃｈプラン
カテゴリーⅡ	シンプル、カケホ、スーパーカケホ、シンプル（Ｖ）、カケホ（Ｖ）、スーパーカケホ（Ｖ）

ウ　本取扱いの適用を選択する契約者は、当社に申し出ていただきます。

エ　当社は、ＬＴＥデュアルの契約者回線（基本使用料の料金種別がイに定めるものを除きます。）について、その契約者から第１（基本使用料等）１（適用）（７）を選択する旨の申出があった場合、併せてウの申出があったものとみなして取り扱います。

オ　本取扱いの適用を開始する場合は、ウに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月以降の通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。

　ただし、エに規定する場合又はＬＴＥ契約の締結（契約変更又はａｕ契約からの契約移行に係るものを除きます。）と同時にウに規定する申出があった場合は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月以降の通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。

カ　当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、契約者から本取扱いの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本取扱いの適用を廃止します。

（ア）　第１（基本使用料等）１（適用）（７）の適用の廃止があったとき。

（イ）　イに定める基本使用料の料金種別への変更があったとき。

<table>
<tr><td></td><td>キ　カの規定により本取扱いの適用を廃止した場合、その通話料については、次表のとおりとします。
<table>
<tr><th>区分</th><th>本取扱いの適用</th></tr>
<tr><td>１　２又は３以外により本取扱いの適用を廃止したとき。</td><td>その事由が生じた日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。</td></tr>
<tr><td>２　第１（基本使用料等）１（適用）（７）の適用の廃止により本取扱いの適用を廃止したとき。</td><td>第１（基本使用料等）１（適用）（７）の規定によりその基本使用料が複数回線複合割引の適用の対象とされる日まで、本取扱いの適用の対象とします。</td></tr>
<tr><td>３　カの(イ)の規定により本取扱いの適用を廃止したとき。</td><td>その事由が生じた日の前日まで、本取扱いの適用の対象とします。</td></tr>
</table>
ク　通話に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに、料金月単位で行います。</td></tr>
<tr><td>(17)　割引選択回線群を構成する契約者相互間の通話料の割引の適用（家族割、法人割）</td><td>ア　割引選択回線群を構成する契約者相互間の通話料の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、第１（基本使用料等）１（適用）（７）に規定する割引選択回線群を構成する契約者回線からその割引を受けるために契約者が指定した割引選択回線群を構成する他の契約者回線、ＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線への通話（(20)の適用を受けた通話、ＳＭＳ送信、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びａｕ国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（(10)、(10)の３、(11)、(12)、(27)又は(28)のアの(ア)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。
　ただし、(ア)の場合において、(10)の２又は(19)の適用の対象となる通話については、この規定にかかわらず、それぞれ(10)の２又は(19)に定めるところによります。
(ア)　(イ)以外の場合
<table>
<tr><th>割引額</th></tr>
<tr><td>その通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額</td></tr>
</table>
(イ)　定期ＬＴＥ契約に係る契約者回線又は第１（基本使用料等）１（適用）（６）の適用を受けている契約者回線からの通話の場合
<table>
<tr><th>割引額</th></tr>
<tr><td>その通話に関する料金の月間累計額</td></tr>
</table>
イ　通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。
ウ　本割引の適用の開始及び廃止については、第１（基本使用料等）１（適用）（７）に規定する複数回線複合割引の適用の開始及び廃止の場合に準じて取り扱います。
エ　割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>場合は、その端数を切り上げます。</td></tr>
<tr><td>(18)　障がい者等等に係る通話料の月極割引の適用
（スマイルハート割引）</td><td>ア　障がい者等に係る通話料の月極割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、第１（基本使用料等）１（適用）（６）の適用を受けている契約者回線からの通話（(10)の２及び(20)の適用を受けた通話、(21)の適用を受けた通話（同欄のアに規定する区分(ウ)に係るものに限ります。）、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、国際ＳＭＳ送信、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話並びにａｕ国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係る料金を含み、電話番号案内料を除きます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（(10)、(11)又は(12)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。
　ただし、本割引のほか（６）のイの(ア)又は(17)のアの(イ)の規定に該当する通話の取扱いについては、この規定にかかわらず、それぞれ（６）のイ又は(17)に定めるところによります。
１契約ごとに
<table><tr><th>区分</th><th>割引額</th></tr><tr><td>１　契約者回線、ＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線（ＫＤＤＩ株式会社が提供するａｕ（ＬＴＥ）通信サービス若しくはａｕ（ＷＩＮ）通信サービス、加入電話サービス、ＩＰ電話サービス又はコネクトＡｉｒ通信サービスに係るものに限ります。）への通話（当社が別に定めるものに限ります。）</td><td>左欄の通話に関する料金の月間累計額に0.50を乗じて得た額</td></tr><tr><td>２　１以外の通話</td><td>左欄の通話に関する料金の月間累計額に0.20を乗じて得た額</td></tr></table>イ　通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。
ウ　本割引の適用の開始及び廃止については、第１（基本使用料等）１（適用）（６）の適用の開始及び廃止の場合に準じて取り扱います。
エ　割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</td></tr>
<tr><td>(19)　特定電話番号への通話料の月極割引の適用
（指定割）</td><td>ア　特定電話番号への通話料の月極割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、特定電話番号（契約者があらかじめ指定したＬＴＥデュアル、当社のＷＩＮ約款に定めるａｕサービス（ａｕパケットを除きます。）若しくはプリペイド電話、ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款に定めるＬＴＥデュアル若しくはＷＩＮ約款に定めるａｕサービス（ａｕパケットを除きます。）若しくはプリペイド電話又は加入電話事業者若</td></tr>
</table>

しくはＩＰ電話事業者が提供する電気通信サービスの電話番号（当社が別に定めるものに限ります。）をいいます。以下この欄において同じとします。）に係る契約者回線等への通話（(21)の適用を受けた通話（同欄のアに規定する区分(ウ)に係るものに限ります。）、(27)に規定する定額対象通話、(28)に規定する定額対象通話、ＳＭＳ送信、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びａｕ国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（(10)、(11)、(12)、(27)又は(28)のアの(ア)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。

ただし、(17)のアの(イ)の適用の対象となる通話については、この規定にかかわらず、(17)に定めるところによります。

１契約ごとに月額

定額料	割引額	
税抜額 300 円	１　(17)のアの(ア)の適用の対象となる通話	左欄の通話に関する料金の月間累計額に 0.60 を乗じて得た額
	２　１以外の通話	特定電話番号に係る契約者回線等への通話（左欄の通話に限ります。）に関する料金の月間累計額に 0.50 を乗じて得た額

イ　特定電話番号の数は、１の契約について３以内とします。

ウ　削除

エ　特定電話番号に係る契約者回線等への通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。

オ　本割引の適用を開始する場合は、その申込日（契約者回線の提供を開始するときは、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月以降の通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

ただし、本割引の申込みが、その契約者回線に係るＬＴＥ契約の申込み（ａｕ契約（そのＷＩＮ契約者回線について、当社のＷＩＮ約款に定める特定電話番号への通話料の月極割引の適用を受けているものに限ります。）からの契約移行に係るものを含みます。）と同時に行われた場合であって、その申込日を含む料金月から本割引の適用を受けたい旨の要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、そのＬＴＥサービスの提供を開始した日から本割引の適用を開始します。

カ　オの規定にかかわらず、ＬＴＥ契約の申込み（ａｕ契約（そのＷＩＮ契約者回線について、当社のＷＩＮ約款に定める特定電話番号への通話料の月極割引の適用を受けているものに限ります。）からの契約移行に係るものに限ります。）と同時に本割引の申込みが行われ

ていない場合であっても、その契約移行のあった日からその料金月の末日までの間、本割引を適用します。

キ　当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

（ア）　ＬＴＥサービス利用権の譲渡があったとき。

（イ）　契約者の地位の承継があったとき。

（ウ）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

（エ）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。

（オ）　ＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。

（カ）　次表に定める基本使用料の料金種別への変更があったとき。

基本使用料の料金種別
カケホ、スーパーカケホ、オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランＶＫ（ケータイ）、シンプル、カケホ（Ｖ）、スーパーカケホ（Ｖ）、スーパーカケホ（Ｖ・ａ）、オフィスケータイプラン（Ｖ）、シンプル（Ｖ）、カケホ（ケータイ／Ｖ）、スーパーカケホ（ケータイ／Ｖ）、オフィスケータイプラン（ＶＫ）

ク　キの規定により本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の１欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、２欄、３欄又は４欄の左欄に該当する場合が生じたときは、２欄、３欄又は４欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
１　２から４以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの特定電話番号に係る契約者回線等への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
２　キの(ウ)、(エ)又は(オ)により本割引の適用を廃止したとき（３に該当するときを除きます。)。	その事由が生じた日までの特定電話番号に係る契約者回線等への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
３　キの(エ)（ａｕ契約（ａｕデュアルに係るものに限ります。)への契約移行に係るものを除きます。)又は(カ)により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日（オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランＶＫ（ケータイ）、オフィスケータイプラン（Ｖ）又はオフィスケータイプラン（ＶＫ）への変更の場合は、加入電話事業者又はＩＰ電話事業者が提供する電気通信サービスの電話番号（当社が別に定めるものに限ります。)への通話（オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランＶＫ（ケータイ）、オフィスケータイプラン（Ｖ）又はオフィスケータイプ

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td></td><td>ラン（ＶＫ）が適用されるものを除きます。）に関する料金については、その料金月の末日とします。）までの特定電話番号に係る契約者回線等への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。</td></tr>
<tr><td>４　キの（ア）又は（イ）により本割引の適用を廃止したとき。</td><td>その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日を含む料金月の前料金月の末日までの特定電話番号に係る契約者回線等への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。</td></tr>
</table>
ケ　本割引を選択している契約者がその特定電話番号を変更した場合には、変更前の特定電話番号に係る契約者回線等への通話に関する料金については、その変更の申出を当社が承諾した日を含む料金月の末日まで、変更後の特定電話番号に係る契約者回線等への通話に関する料金については、その変更の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月以降、本割引の適用の対象とします。
コ　本割引を選択した契約者は、通話の有無にかかわらず又は１の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。
　ただし、契約者の責めによらない理由により、１料金月の全ての日にわたって、ＬＴＥサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りでありません。
サ　当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
シ　定額料については、日割りは行いません。
ス　割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
セ　契約者は、本割引の適用を新たに申し込むことはできません。</td></tr>
<tr><td>(20)　特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱの適用
（指定通話定額）</td><td>ア　特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱ（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、特定電話番号（契約者があらかじめ指定したＬＴＥデュアル、当社のＷＩＮ約款に定めるａｕサービス（ａｕパケットを除きます。）若しくはプリペイド電話又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款に定めるＬＴＥデュアル若しくはＷＩＮ約款に定めるａｕサービス（ａｕパケットを除きます。）若しくはプリペイド電話の電話番号をいいます。以下この欄において同じとします。）に係る契約者回線、ＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線への通話（ＳＭＳ送信、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びａｕ国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（(10)、(11)又は(12)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この</td></tr>
</table>

欄において同じとします。)について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。

１契約ごとに月額

定額料	割引額
税抜額 372 円	特定電話番号に係る契約者回線、ＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線への通話に関する料金の月間累計額

イ　特定電話番号の数は、１の契約について３以内とします。

ウ　削除

エ　特定電話番号に係る契約者回線、ＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線への通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。

オ　本割引の適用を開始する場合は、その申込日（契約者回線の提供を開始するときは、その提供開始日とします。)を含む料金月の翌料金月以降の通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

　ただし、本割引の申込みが、その契約者回線に係るＬＴＥ契約の申込み（ａｕ契約（そのＷＩＮ契約者回線について、当社のＷＩＮ約款に定める特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱの適用を受けているものに限ります。)からの契約移行に係るものを含みます。)と同時に行われた場合であって、その申込日を含む料金月から本割引の適用を受けたい旨の要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、そのＬＴＥサービスの提供を開始した日から本割引の適用を開始します。

カ　オの規定にかかわらず、ＬＴＥ契約の申込み（ａｕ契約（そのＷＩＮ契約者回線について、当社のＷＩＮ約款に定める特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱの適用を受けているものに限ります。)からの契約移行に係るものに限ります。)と同時に本割引の申込みが行われていない場合であっても、その契約移行のあった日からその料金月の末日までの間、本割引を適用します。

キ　当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

（ア）　ＬＴＥサービス利用権の譲渡があったとき。

（イ）　契約者の地位の承継があったとき。

（ウ）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

（エ）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。

（オ）　ＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。

（カ）　次表に定める基本使用料の料金種別への変更があったとき。

基本使用料の料金種別
カケホ、スーパーカケホ、オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランＶＫ（ケータイ）、シンプル、カケホ（Ｖ）、スーパーカケホ（Ｖ）、スーパーカケホ（Ｖ・ａ）、オフィスケータイプラン（Ｖ）、シンプル（Ｖ）、カケホ（ケータイ／Ｖ）、スーパーカ

ケホ（ケータイ／Ｖ）、オフィスケータイプラン（ＶＫ）

ク　キの規定により本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

　この場合、同一料金月内において、次表の１欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、２欄又は３欄の左欄に該当する場合が生じたときは、２欄又は３欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
１　２から４以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの特定電話番号に係る契約者回線、ＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
２　キの(ウ)、(エ)、(オ)又は(カ)により本割引の適用を廃止したとき（３に該当するときを除きます。)。	その事由が生じた日までの特定電話番号に係る契約者回線、ＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
３　キの(エ)（ａｕ契約（ａｕデュアルに係るものに限ります。)への契約移行に係るものを除きます。)により本割引の適用を廃止したとき	その事由が生じた日の前日までの特定電話番号に係る契約者回線、ＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
４　キの(ア)又は(イ)により本割引の適用を廃止したとき。	その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日を含む料金月の前料金月の末日までの特定電話番号に係る契約者回線、ＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

ケ　本割引を選択している契約者がその特定電話番号を変更した場合には、変更前の特定電話番号に係る契約者回線、ＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線への通話に関する料金については、その変更の申出を当社が承諾した日を含む料金月の末日まで、変更後の特定電話番号に係る契約者回線、ＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線への通話に関する料金については、その変更の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月以降、本割引の適用の対象とします。

コ　本割引を選択した契約者は、通話の有無にかかわらず又は１の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

　ただし、契約者の責めによらない理由により、１料金月の全ての日にわたって、ＬＴＥサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたと

<table>
<tr><td></td><td>きは、この限りでありません。
サ　当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
シ　定額料については、日割りは行いません。
ス　割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
セ　契約者は、本割引の適用を新たに申し込むことはできません。</td></tr>
<tr><td>(21)　自宅加入電話への通話料の月極割引の適用
（ａｕ→自宅割）</td><td>ア　自宅加入電話への通話料の月極割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、自宅加入電話番号（ＬＴＥ契約者の住所又は居所において利用される加入電話サービス又はＩＰ電話サービスの電話番号であって、その料金月の当社が別に定める日において、当社に登録されているものをいいます。以下この欄において同じとします。）に係る他網契約者回線について、前料金月の末日（次表の（エ）については、その料金月の開始時とします。）において、同表の左欄のいずれかに該当する場合に、その自宅加入電話番号に係る他網契約者回線への通話（(18)、(19)及び(23)の適用を受けた通話、(27)に規定する定額対象通話、(28)に規定する定額対象通話、番号変換機能を利用して行われた通話並びにプリペイド通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額に同表の右欄に規定する割引率を乗じて得た額の割引を行うことをいいます。
　ただし、次表の(ア)の場合において、(10)の２の適用の対象となる通話については、この規定にかかわらず、それぞれ(10)の２に定めるところによります。
<table><tr><th>区分</th><th>割引率</th></tr><tr><td>（ア）　東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の電話サービス契約約款又は総合ディジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおける電話会社固定の区分により、次の各号のいずれかの通話等区分でＫＤＤＩ株式会社の事業者識別番号が指定されている場合であって、(エ)以外のとき　　。
①　市内通話、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話
②　市内通話、県内市外通話及び県間市外通話
③　県内市外通話、県間市外通話及び国際通話
④　市内通信、県内市外通信、県間市外通信及び国際通信</td><td>50%</td></tr></table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>⑤　市内通信、県内市外通信及び県間市外通信
⑥　県内市外通信、県間市外通信及び国際通信</td><td></td></tr>
<tr><td>（イ）　削除</td><td>削除</td></tr>
<tr><td>（ウ）　当社のＦＴＴＨサービス契約約款に定めるＦＴＴＨ電話サービス、ＫＤＤＩ株式会社のＦＴＴＨサービス契約約款に定めるＦＴＴＨ電話サービス、ホームプラス電話サービス契約約款に定めるホームプラス電話サービス、インターネット接続サービス契約約款に定めるフレッツ対応サービス（タイプⅡ（プランⅡのものに限ります。）のものに限ります。）若しくはＩＰ電話サービスＩ、ケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話、ケーブルプラス光電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス光電話若しくはマンションプラス電話サービス契約約款に定める一般マンションプラス電話又は協定事業者の電気通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の他網契約者回線であるとき。</td><td>100%</td></tr>
<tr><td>（エ）　ＫＤＤＩ株式会社の電話サービス等契約約款に定める特定選択料金制サービスⅥの適用を受けている他網契約者回線であるとき。</td><td>100%</td></tr>
</table>
イ　アの規定に関わらず、次に該当する契約者回線については、本割引の適用を行いません。
（ア）　第１（基本使用料等）１（適用）(10)の適用を受けているもの。
（イ）　その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるもの。
ウ　本割引の適用を受けている契約者回線について、自宅加入電話番号に係る他網契約者回線の変更があった場合、その変更があった時点から変更後の区分に応じた割引率を適用します。
エ　自宅加入電話番号に係る他網契約者回線への通話に関する料金の月間累計は、アの表に規定する区分ごとに、料金月単位で行います　。
オ　割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</td></tr>
<tr><td>(22)　特定加入電話からの通話に係る通話料の割引の適用（ａｕ着信ビジネスレート）</td><td>ア　特定加入電話からの通話に係る通話料の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、（ア）に規定する定額料を支払った場合に、特定加入電話サービス（当社が別に定める加入電話サービスをいいます。以下この欄において同じとします。）に係る他網契約者回線から割引選択回線群（（イ）に定める割引選択回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する契約者回線への通話（この約款において当社がその料金を定めている通話に限ります。）について、２－１－４の（１）に規定する料金額に代えて、（ウ）に規定する料金額を適用することをいいます。</td></tr>
</table>

ただし、(ウ)に定めのない時間帯区分に係る通話の料金額については、２（料金額）に定めるところによります。

（ア）　定額料

１割引選択回線群ごとに月額

料金額
税抜額 2,000 円

（イ）　割引選択回線

割引選択回線
本割引を選択する契約者回線、当社のＷＩＮ約款に定める特定加入電話からの通話に係る通話料の割引（以下この(22)において「ＷＩＮ割引」といいます。)を選択するＷＩＮ契約者回線又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款若しくはＷＩＮ約款に定める特定加入電話からの通話に係る通話料割引（以下この(22)において「特定割引」といいます。)を選択する他網契約者回線

（ウ）　料金額

区分	料金額		
通話料	次の秒数までごとに 税抜額 10 円		
	昼間	夜間	土曜日・日曜日・祝日
地域内・地域隣接県通話	30 秒	30 秒	30 秒
地域隣接県外通話	23 秒	23 秒	23 秒

イ　本割引は、ＬＴＥデュアル（第３種ＬＴＥデュアルを除きます。）の契約者回線（第２種定期ＬＴＥ契約に係るものを除きます。)に限り、選択することができます。

ウ　割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。

エ　本割引を選択する契約者は、１の割引選択回線群を指定して当社に申し出ていただきます。

オ　当社は、エに規定する申出があったときは、次に該当する場合を除いて、これを承諾します。

（ア）　その契約者が、割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（イ）　その申出のあった契約者回線が、(23)又は第１（基本使用料等）１（適用）（８)を選択する場合であって、その契約者回線と割引選択回線群を構成する他の契約者回線、ＷＩＮ契約者回線及び他網契約者回線が、契約者を単位とする通話料の月極割引又は契約者を単位とする基本使用料割引Ｉにおける同一の割引選択回線群に属さないとき。

（ウ）　その申出のあった契約者回線が、(23)を選択する場合であって、その契約者回線が指定した割引選択代表回線（本割引、ＷＩＮ割引又は特定割引の規定により定額料の支払いを要する１の契

	約者回線、ＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線をいいます。以下この欄において同じとします。）が、契約者を単位とする通話料の月極割引における割引選択代表回線と同一でないとき。 （エ）　その申出のあった契約者回線が、その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。 （オ）　指定した割引選択回線群を構成する１の契約者回線に係る契約者名義が、その割引選択回線群を構成する他の契約者回線、ＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。 （カ）　その他当社の業務の遂行上支障があるとき。 カ　本割引の適用を開始する場合は、当社の交換設備への登録が完了した時点（その料金月において、ａｕ契約（ＷＩＮ割引の適用を受けるものに限ります。）からの契約移行があったときは、その契約移行のあった日とします。）からの通話に関する料金（その契約移行があった日以降その料金月において、新たに契約移行があったときは、その新たに契約移行があった日の前日までのものに限ります。）について、本割引の適用の対象とします。 キ　当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。 （ア）　ＬＴＥサービス利用権の譲渡があったとき。 （イ）　契約者の地位の承継があったとき。 （ウ）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。 （エ）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。 （オ）　ＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。 （カ）　その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるとき。 （キ）　その他オに列挙する規定のいずれかに該当することとなったとき。 ク　キの場合において、その廃止のあった契約者回線が割引選択代表回線であるときは、その割引選択回線群の中から新たに割引選択代表回線を指定していただきます。 ケ　キの規定により本割引の適用を廃止した場合は、当社の交換設備への登録が完了した時点までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。 コ　割引選択代表回線がＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線である場合は、アの規定にかかわらず、定額料の支払いを要しません。 サ　割引選択代表回線となる契約者回線に係る契約者は、通話の有無にかかわらず又は１の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。 　ただし、その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線について、契約者の責めによらない理由により、１料金月の全ての日にわ

	たって、通話を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りでありません。 シ　当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 ス　定額料については、日割りは行いません。 セ　当社は、その割引選択回線群を構成するいずれかの契約者回線、ＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者がその料金その他の債務についてその支払期日を経過してもなお支払わないときは、その割引選択回線群を構成する全て又は一部の契約者回線、ＷＩＮ契約者回線及び他網契約者回線について本割引の適用を廃止することがあります。 ソ　当社は、本割引を選択する契約者から請求があった場合は、当社が別に定める方法により、その割引選択回線群に係る料金等の請求額（当社が指定する期間内の料金月に係るものに限ります。）又はその目安となる金額を通知します。 　ただし、当社の業務上又は技術上支障があるときは、通知できないことがあります。 タ　契約者は、割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、ＫＤＤＩ株式会社がその割引選択回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る情報（特定割引の適用に必要な範囲に限ります。）を、当社がＫＤＤＩ株式会社に通知することを承諾していただきます。
(23)　契約者を単位とする通話料の月極割引の適用 （コールワイド）	ア　契約者を単位とする通話料の月極割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、（ア）に規定する定額料を支払った場合に、割引選択回線群（（イ）に定める割引選択回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する契約者回線（(10)の２、(19)若しくは(20)の適用を受けているもの又は第１（基本使用料等）１（適用）（７）の適用を受けているものを除きます。以下（イ）及び（ウ）において同じとします。）からの通話（国際ＳＭＳ送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びａｕ国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係る料金を含み、(11)若しくは (12)に規定する定額料又は(27)に規定する定額対象部分を除きます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（(10)、(10)の３、(11)、(12)、(12)の２、(13)又は(27)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）について、（イ）に規定する割引率を乗じて得た額の割引を行うことをいいます。 （ア）　定額料 １割引選択回線群ごとに月額 料金額

税抜額 3,000 円

（イ）　割引選択回線

割引選択回線
本割引を選択する契約者回線、当社のＷＩＮ約款に定める契約者を単位とする通話料の月極割引（以下この(23)において「ＷＩＮ割引」といいます。）を選択するＷＩＮ契約者回線又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款若しくはＷＩＮ約款に定め契約者を単位とする通話料の月極割引（以下この(23)において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線

（ウ）　割引率

その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額の合計額（その割引選択回線群にＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線が含まれる場合は、ＷＩＮ割引の規定に基づくＷＩＮ契約者回線に係る月間累計額及び特定割引の規定に基づく他網契約者回線に係る月額累計額を加算した額とします。）	割引率
税抜額 20 万円未満の場合	15%
税抜額 20 万円以上税抜額 100 万円未満の場合	20%
税抜額 100 万円以上税抜額 300 万円未満の場合	25%
税抜額 300 万円以上税抜額 500 万円未満の場合	28%
税抜額 500 万円以上の場合	30%

イ　本割引は、ＬＴＥデュアル（第３種ＬＴＥデュアルを除きます。）の契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます　。

（ア）　定期ＬＴＥ契約に係るもの

（イ）　基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン（Ｖ）、シニアプラン（Ｖ）又はｍａｍｏｒｉｎｏＷａｔｃｈプランのもの

（ウ）　第１（基本使用料等）１（適用）（６）又は(10)の適用を受けているもの

ウ　割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。

エ　本割引を選択する契約者は、１の割引選択回線群を指定して当社に申し出ていただきます。

オ　当社は、エに規定する申出があったときは、次に該当する場合を除いて、これを承諾します。

（ア）　その契約者が、割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（イ）　その申出のあった契約者回線が、(22)又は第１（基本使用料等）１（適用）（８）を選択する場合であって、その契約者回線と割引選択回線群を構成する他の契約者回線、ＷＩＮ契約者回線及び他網契約者回線が、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引又は契約者を単位とする基本使用料割引Ｉにおける同一の割引

	選択回線群に属さないとき。 （ウ）　その申出のあった契約者回線が、(22)を選択する場合であって、その契約者回線が指定した割引選択代表回線（本割引、ＷＩＮ割引又は特定割引の規定により定額料の支払いを要する１の契約者回線、ＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線をいいます。以下この欄において同じとします。）が、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引における割引選択代表回線と同一でないとき。 （エ）　その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。 （オ）　指定した割引選択回線群を構成する１の契約者回線に係る契約者名義が、その割引選択回線群を構成する他の契約者回線、ＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。 （カ）　その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるとき。 （キ）　その他当社の業務の遂行上支障があるとき。 カ　本割引の計算は、料金月単位で行います。 キ　本割引の適用を開始する場合は、エに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日（その料金月において、ａｕ契約（本割引に相当する適用を受けるものに限ります。）からの契約移行があったときは、その契約移行のあった日とします。）以降の通話に関する料金（その契約移行があった日以降その料金月において、新たに契約移行があったときは、その新たに契約移行があった日の前日までのものに限ります。）について、本割引の適用の対象とします。 ク　当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。 （ア）　ＬＴＥサービス利用権の譲渡があったとき。 （イ）　契約者の地位の承継があったとき。 （ウ）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。 （エ）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。 （オ）　ＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。 （カ）　その他オに列挙する規定のいずれかに該当することとなったとき。 ケ　クの場合において、その廃止のあった契約者回線が割引選択代表回線であるときは、その割引選択回線群の中から新たに割引選択代表回線を指定していただきます。 コ　クの規定により本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。 　この場合、同一料金月内において、次表の２欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、１欄の左欄に該当する場合が生じたときは、１欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
１　２以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日（ＬＴＥサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
２　ＬＴＥサービスの利用の一時休止、ＬＴＥ契約の解除又はＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。	一時休止日、契約解除日又はＬＴＥサービスの種類の変更日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
備考　その料金月において、ａｕ契約（ＷＩＮ割引の適用に係るものに限ります。）への契約移行があったときは、その料金月における本割引とＷＩＮ割引の計算をあわせて行い、その合計額を請求することができるものとします。	

サ　コの規定にかかわらず、本割引の適用を受けている契約者回線について、同一料金月内において、本割引の適用の廃止（契約移行に伴うものを除きます。）後、本割引若しくは(22)又は第１（基本使用料等）の（７）若しくは（８）の適用の申込み（ＷＩＮ約款に定める相当する申込みを含みます。）をしたときは、その申込日を含む料金月の前料金月までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

シ　割引選択代表回線がＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線である場合は、アの規定にかかわらず、定額料の支払いを要しません。

ス　割引選択代表回線となる契約者回線に係る契約者は、通話の有無にかかわらず又は１の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

　ただし、その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線について、契約者の責めによらない理由により、１料金月の全ての日にわたって、通話を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りでありません。

セ　当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

ソ　定額料については、日割りは行いません。

タ　割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

チ　当社は、その割引選択回線群を構成するいずれかの契約者回線、ＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者がその料金その他の債務についてその支払期日を経過してもなお支払わないとき

<table>
<tr><td></td><td>は、その割引選択回線群を構成する全て又は一部の契約者回線、ＷＩＮ契約者回線及び他網契約者回線について本割引の適用を廃止することがあります。
ツ　当社は、本割引を選択する契約者から請求があった場合は、当社が別に定める方法により、その割引選択回線群に係る料金等の請求額（当社が指定する期間内の料金月に係るものに限ります。）又はその目安となる金額を通知します。
　ただし、当社の業務上又は技術上支障があるときは、通知できないことがあります。
テ　契約者は、割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、ＫＤＤＩ株式会社がその割引選択回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る情報（特定割引の適用に必要な範囲に限ります。）を、当社がＫＤＤＩ株式会社に通知することを承諾していただきます。</td></tr>
<tr><td>(24)　相互接続通信の料金の取扱い</td><td>ＫＤＤＩ株式会社が提供するデータ送受信サービスの他網契約者回線（当社が別に定める電気通信番号が付与されたものに限ります。）との間の相互接続通信の料金については、その相互接続通信に伴う他網相互接続通信の料金額と合わせて２－１－１の規定により算定した料金額から、ＫＤＤＩ株式会社が定めるデータ送受信サービス契約約款の規定により算定したその他網相互接続通信の料金額を控除した額とします。</td></tr>
<tr><td>(25)　削除</td><td></td></tr>
<tr><td>(26)　契約者を単位とする金額指定割引の適用を受けている契約者回線に係る通話料の月極割引の適用
（まるごとビジネス割引）</td><td>ア　当社は、第１(基本使用料等)１（適用）(10) に規定する契約者を単位とする金額指定割引の適用期間中、同(10)に規定する割引選択回線群を構成するその契約者回線（本使用料の料金種別がＬＴＥシングルに係るものを除きます。）からの通話（(10)の２の適用を受けた通話、国際ＳＭＳ送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びａｕ国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係る料金を含み、(11)若しくは (12)に規定する定額料又は(27)に規定する定額対象部分を除きます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（(10)、(10)の３、(11)、(12)、(12)の２、(13)、(20)又は(27)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）について、その月間累計額に次表に定める割引率を乗じて得た額（その料金月中に基本使用料の料金種別の変更があったときは、同一の基本使用料の料金種別が連続して適用されているその料金月中の期間ごとに通話に関する料金を合計し、その合計して得た額のそれぞれに、その基本使用料の料金種別に応じて定まる次表に定める割引率を乗じて得た額を総合計して得た額とします。以下この欄において「本割引に係る通話料割引額」といいます。）の割引を行うことをいいます。
<table>
<tr><td>割引率</td></tr>
<tr><td>20%</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>
備考
　その料金月の末日（その契約者回線に係るＬＴＥ契約の解除（契約変更又は契約移行に係るものを除きます。）があったときは、その解除のあった日）におけるその基本使用料の料金種別がオフィスケータイプラン、オフィスケータイプランＶＫ（ケータイ）、オフィスケータイプラン（Ｖ）又はオフィスケータイプラン（ＶＫ）以外のものである場合の割引率は、０％とします。
イ　その割引選択回線群に係る月間利用額が、契約者からあらかじめ申出のあった指定金額に満たない場合の取扱いについては、第１（基本使用料等）１（適用）(10)に定めるところによります。
ウ　割引選択回線群構成日を含む料金月から起算して、第１（基本使用料等）１（適用）(10)の規定によりあらかじめ申出のあった指定期間が経過することとなる日が到来する前に、割引選択回線群を構成する全ての契約者回線について本割引の適用が廃止された場合の取扱いについては、第１（基本使用料等）１（適用）(10)のナに定めるところによります。
エ　上記のほか、本割引に係る通話料割引額の計算等、本割引の適用については、第１（基本使用料等）１（適用）(10)の規定に準じて取り扱います。）。
</td></tr>
<tr><td>(27)　特定の契約者回線等への通話に対する定額料の適用（ビジネス通話定額）</td><td>
ア　当社は、ＬＴＥ契約者からの申込みにより、特定の契約者回線等への通話に対する定額料の適用（(ア)に規定する定額料を支払った場合に、(イ)に規定する定額対象回線群を構成するその契約者回線から行われる、(エ)に規定する定額対象電話番号への通話（(20)の適用を受けた通話、国際ＳＭＳ送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びａｕ国際通話を除きます。以下この欄において「定額対象通話」といいます。）に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係る料金を含み、(11)又は(12)に規定する定額料を除きます。）の月間累計額（(10)、(10)の３、(11)又は(12)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）について、２（料金額）の規定にかかわらず、(ア)に規定する額の割引を行う取扱いをいいます。以下この欄において「本定額適用」といいます。）を行います。
　ただし、その料金月の末日における定額対象電話番号の数が２に満たない場合は、この限りでありません。
(ア)　定額料及び割引額
１契約ごとに月額
<table>
<tr><th>定額料</th><th>割引額</th></tr>
<tr><td>税抜額 300 円</td><td>定額対象電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金（別記 15 の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から 90 分以内の部分（カケホ、カケホ（Ｖ）又はカケホ（ケータイ／Ｖ）に係る基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線から行った通話については、その通話を開始した時点から 90 分を超</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

	える部分を含みます。)に係るものに限ります。以下この(27)において「定額対象部分」とします。)の月間累計額

備考　その料金月の末日（その契約者回線に係るＬＴＥ契約の解除（契約変更又は契約移行に係るものを除きます。)があったときは、その解除のあった日）における基本使用料の料金種別がカケホ、オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランＶＫ（ケータイ）、カケホ（Ｖ）、オフィスケータイプラン（Ｖ）、カケホ（ケータイ／Ｖ）又はオフィスケータイプラン（ＶＫ）である場合の定額料の額は、税抜額０円とし、ＬＴＥプランＳ、ＶＫプランＭ又はＶＫプランＳである場合の定額料の額は、税抜額 900 円とします。

（イ）　定額対象回線群

定額対象回線群
以下の電気通信回線により構成される回線群 ①　本定額適用を選択する契約者回線 ②　当社のＷＩＮ約款に定める特定の契者回線等への通話に対する定額料の適用（以下この(27)において「ＷＩＮ定額適用」といいます。)を選択するＷＩＮ契約者回線 ③　ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款又はＷＩＮ約款に定める特定の契者回線等への通話に対する定額料の適用（以下この(27)において「特定定額適用」といいます。)を選択する他網契約者回線 ④　クの規定に基づき電話番号が登録された(ウ)に定める特定サービスの電気通信回線

（ウ）　特定サービス

特定サービス
当社のＦＴＴＨサービス契約約款に定めるＦＴＴＨ電話サービス、光ダイレクトサービス契約約款に定めるａｕオフィスナンバーサービス若しくはａｕひかりビジネスサービス契約約款に定めるａｕひかりビジネスサービス又はＫＤＤＩ株式会社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める音声通信サービスＩ、光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクト電話サービス若しくはａｕオフィスナンバーサービス（当社の光ダイレクトサービス契約約款に定めるａｕオフィスナンバーサービスの用に供するものを除きます。)、イントラネットＩＰ電話サービス契約約款に定める一般イントラネットＩＰ電話サービス、ホームプラス電話サービス契約約款に定めるホームプラス電話サービス、ａｕひかりビジネスサービス契約約款に定める一般ａｕひかりビジネスサービス（当社のａｕひかりビジネスサービス契約約款に定めるａｕひかりビジネスサービスの用に供するものを除きます。)、インターネット接続サービス契約約款に定めるフレッツ対応サービス（タイプⅡ（プランⅡのものに限ります。)のものに限ります。)若しくはＩＰ電話サービスＩ、ＦＴＴＨサービス契約約款に定めるＦＴＴＨ電話サービス、ケーブルプラス電話サービス

	契約約款に定める一般ケーブルプラス電話、ケーブルプラス光電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス光電話若しくはマンションプラス電話サービス契約約款に定める一般マンションプラス電話であって、サービスが現に提供されているもの （エ）　定額対象電話番号 定額対象電話番号 ①　その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する他の契約者回線に係る電話番号 ②　その契約者回線が属する定額対象回線群を構成するＷＩＮ契約者回線に係る電話番号 ③　その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する他網契約者回線に係る電話番号 ④　その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する特定サービスの電気通信回線に係る電話番号（当社が別に定める方法により登録されるものに限ります。） イ　本定額適用は、ＬＴＥデュアル（第３種ＬＴＥデュアルを除きます。）の契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。 （ア）　基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン（Ｖ）、シニアプラン（Ｖ）又はｍａｍｏｒｉｎｏＷａｔｃｈプランのもの （イ）　第１（基本使用料等）１（適用）（７）の適用を受けているもの （ウ）　(28)の適用を受けているもの ウ　定額対象回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。 エ　本定額適用を選択する契約者は、１の定額対象回線群を指定して当社に申し出ていただきます。 この場合において、当社が必要と認めたときは、当社が別に定める方法により本定額適用の利用態様を申告していただきます。 オ　当社は、エに規定する申出があったときは、次に該当する場合を除いて、これを承諾します。 （ア）　その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）でないとき。 （イ）　その申出が新たに定額対象回線群を構成する申出であって、その定額対象回線群に係る定額対象電話番号の数が２以上でないとき。 （ウ）　その契約者が、定額対象回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 （エ）　その申出のあった契約者回線が(22)、(23)又は第１（基本使用料等）１（適用）（８）を選択する場合であって、その契約者回線並びに定額対象回線群を構成する他の契約者回線、ＷＩＮ契約者回線及び他網契約者回線が、契約者を単位とする通話料の月極割引、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引又は契約者

	を単位とする基本使用料割引Ｉにおける同一の割引選択回線群に属さないとき。 （オ）（エ）に定める場合において、その定額対象回線群が属する契約者を単位とする通話料の月極割引、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引又は契約者を単位とする基本使用料割引Ｉに係る割引選択回線群において、定額対象回線群の数と(28)に定める定額対象回線群の数を合算した合計が、当社が別に定める数を超えるとき。 （カ）その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。 （キ）その契約者回線に係る契約者名義が、その定額対象回線群を構成する他の契約者回線、ＷＩＮ契約者回線、他網契約者回線又は特定サービスの電気通信回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。 （ク）その契約者がエの規定により申告した本定額適用の利用態様により、当社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障が生じると当社が判断したとき。 （ケ）その定額対象回線群に係る定額対象電話番号の数が 1001 以上となるとき。 （コ）その他当社の業務の遂行上支障があるとき。 カ　本定額適用を受ける契約者は、特定サービスの電気通信回線に係る電話番号を定額対象電話番号として登録することができます。 　この場合、その契約者は、定額対象回線群を構成するＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線が代表回線として指定されている場合を除き、定額対象回線群を構成する契約者回線のうちいずれか１の契約者回線を、代表回線として指定していただきます。 キ　カの規定に基づき、特定サービスの電気通信回線に係る電話番号を定額対象電話番号として登録しようとする契約者は、当社が別に定める方法により申し出ていただきます。 ク　当社は、キに規定する申出があったときは、その申出に係る特定サービスの電気通信回線の契約者名義が、その定額対象回線群を構成する契約者回線、ＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線の契約者名義と同一の場合に限り、承諾します。 ケ　本定額適用を受けるＬＴＥ契約者は、エの規定により申し出た内容に変更が生じるときは、エの規定に準じてあらかじめ当社に申し出て当社の承諾を得るものとします。この場合、当社はその申出をオの規定に準じて取扱います。 コ　本定額適用の計算は、料金月単位で行います。 サ　当社は、エに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日（その料金月において、ａｕ契約（本割引に相当する適用を受けるものに限ります。）からの契約移行があったときは、その契約移行のあった日とします。）以降の通話に関する料金（その契約移行があった日以降その料金月において、新たに契約移行があったときは、

その新たに契約移行があった日の前日までのものに限ります。)について、本定額適用の対象とします。

シ　当社は、本定額適用を受けている契約者回線について、契約者から本定額適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本定額適用を廃止します。

（ア）　ＬＴＥサービス利用権の譲渡があったとき。

（イ）　契約者の地位の承継があったとき。

（ウ）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

（エ）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。

（オ）　ＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。

（カ）　その他オのいずれか（(イ)を除きます。)に該当することとなったとき。

ス　シの場合において、その廃止のあった契約者回線が代表回線であるとき、又はシに相当する当社のＷＩＮ約款又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款若しくはＷＩＮ約款の規定に基づき、その定額対象回線群を構成するＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線（代表回線のものに限ります。)について、ＷＩＮ定額適用又は特定定額適用の廃止があったときは、その定額対象回線群を構成するいずれか１の契約者回線を新たに代表回線として指定していただきます。

　ただし、ＷＩＮ定額適用に係る当社のＷＩＮ約款又は特定定額適用に係るＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款若しくはＷＩＮ約款の規定に基づき、その定額対象回線群を構成するいずれか１のＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線が代表回線として指定される場合は、この限りでありません。

セ　シの規定により本定額適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

　この場合、同一料金月内において、次表の２欄の左欄の規定により本定額適用を廃止した後、１欄の左欄に該当する場合が生じたときは、１欄の規定によるものとします。

区分	定額制の適用
１　２以外により本定額適用を廃止したとき。	その廃止日（ＬＴＥサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本定額適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月の末日までの定額対象通話に関する料金について、本定額適用の対象とします。
２　ＬＴＥサービスの利用の一時休止、ＬＴＥ契約の解除又はＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。	一時休止日、契約解除日又はＬＴＥサービスの種類の変更日までの通話に関する料金について、本定額適用の対象とします。

	ソ　本定額適用を受けている契約者は、通話の有無にかかわらず又は１の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。 　ただし、その定額対象回線群を構成する全ての契約者回線について、契約者の責めによらない理由により、１料金月の全ての日にわたって、通話を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りでありません。 タ　当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 チ　アに規定する定額料については、日割りは行いません。 ツ　当社は、特定の契約者回線からの定額対象通話がエの規定により契約者が申告した本定額適用の利用態様から著しく乖離する態様で発生する等により、当社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障が生じると判断した場合は、その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する全て又は一部の契約者回線について、本定額適用を廃止することがあります。 　この場合において、当社はそのことをあらかじめ契約者に通知します。 　ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。 テ　当社は、その定額対象回線群を構成するいずれかの契約者回線、ＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者がその料金その他の債務についてその支払期日を経過してもなお支払わないときは、その定額対象回線群を構成する全て又は一部の契約者回線、ＷＩＮ契約者回線及び他網契約者回線について本定額適用を廃止することがあります。 ト　契約者は、定額対象回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、ＫＤＤＩ株式会社がその定額対象回線群を構成する他網契約者回線について特定定額適用の可否等を判断するために必要な範囲で、その定額対象回線群を構成する契約者回線及び特定サービスの電気通信回線に係る情報（利用状況その他の情報を含みます。）を、当社がＫＤＤＩ株式会社に通知することを承諾していただきます。
(28)　第２種定期ＬＴＥ契約に係る通話料の割引の適用（法人通話・パケット割）	ア　第２種定期ＬＴＥ契約に係る通話料の割引の適用（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、第２種定期ＬＴＥ契約者からの申込みにより、（ア）に規定する定額料を支払った場合に、その契約者回線からの通話に関する料金について、（ア）から（イ）の取扱いを行うことをいいます。 （ア）　定額対象回線群（①に定める定額対象回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する契約者回線から行われる、③に定める定額対象電話番号への通話（(20)の適用を受けた通話、国際ＳＭＳ送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びａｕ国際通話を除きます。以下この欄及び(29)において「定額対象通話」といいます。）に関

する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係る料金を含み、(11)又は(12)に規定する定額料を除きます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額（(10)、(10)の３、(11)又は(12)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)について、２（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する額の割引を行う取扱い

１契約ごとに月額

定額料	割引額
税抜額 900 円	定額対象電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金（別記 15 の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から 90 分以内の部分（カケホ、カケホ（Ｖ）又はカケホ（ケータイ／Ｖ）に係る基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線から行った通話については、その通話を開始した時点から 90 分を超える部分を含みます。)に係るものに限ります。以下この(28)及び(29)において「定額対象部分」とします。)の月間累計額

①　定額対象回線

定額対象回線
本割引を選択する契約者回線、当社のＷＩＮ約款に定める第２種定期ａｕ契約に係る通話料の割引（以下この(28)及び(29)において「ＷＩＮ割引」といいます。)を選択するＷＩＮ契約者回線、ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款に定める第２種定期ＬＴＥ契約に係る通話料の割引の適用若しくはＷＩＮ約款に定める第２種定期ａｕ契約に係る通話料の割引の適用（以下この(28)及び(29)において「特定割引」といいます。)を選択する他網契約者回線又はクの規定に基づき電話番号が登録された②に定める特定サービスの電気通信回線

②　特定サービス

特定サービス
当社のＦＴＴＨサービス契約約款に定めるＦＴＴＨ電話サービス、光ダイレクトサービス契約約款に定めるａｕオフィスナンバーサービス若しくはａｕひかりビジネスサービス契約約款に定めるａｕひかりビジネスサービス又はＫＤＤＩ株式会社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める音声通信サービスＩ、光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクト電話サービス若しくはａｕオフィスナンバーサービス（当社の光ダイレクトサービス契約約款に定めるａｕオフィスナンバーサービスの用に供するものを除きます。)、イントラネットＩＰ電話サービス契約約款に定める一般イントラネットＩＰ電話サービス、ホームプラス電話サービス契約約款に定めるホームプラス電話サービス、ａｕひかりビジネスサービス契約約款に定める一般ａｕひかりビジネスサービス（当社のａｕひかりビジネスサービス契約約款に定めるａｕひかりビジネスサービスの用に供するものを除きま

す。)、インターネット接続サービス契約約款に定めるフレッツ対応サービス（タイプⅡ（プランⅡのものに限ります。)のものに限ります。)若しくはＩＰ電話サービスＩ、ＦＴＴＨサービス契約約款に定めるＦＴＴＨ電話サービス、ケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話、ケーブルプラス光電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス光電話若しくはマンションプラス電話サービス契約約款に定める一般マンションプラス電話であって、サービスが現に提供されているもの

③　定額対象電話番号

１　その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する他の契約者回線に係る電話番号
２　その契約者回線が属する定額対象回線群を構成するＷＩＮ契約者回線に係る電話番号
３　その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する他網契約者回線に係る電話番号
４　その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する特定サービスの電気通信回線に係る電話番号（当社が別に定める方法により登録されるものであって、(25)の適用を受けないものに限ります。)

（イ）　定額対象回線群を構成する契約者回線からの通話（(10)の２の適用を受けた通話、国際ＳＭＳ送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びａｕ国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係る料金を含み、(11)又は(12)に規定する定額料を除きます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額（(ア)、(10)、(10)の３、(11)、(12)、(12)の２、(13)、(19)、(20)、(21)又は(29)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)に 0.20 を乗じて得た額の割引を行う取扱い

イ　本割引は、ＬＴＥデュアル（第３種ＬＴＥデュアルを除きます。)の契約者回線（第２種定期ＬＴＥ契約に係るものに限ります。)であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。

（ア）　基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン（Ｖ）、シニアプラン（Ｖ）又はｍａｍｏｒｉｎｏＷａｔｃｈプランのもの

（イ）　第１（基本使用料等）１（適用）(７)又は(10)の適用を受けているもの

（ウ）　(27)の適用を受けているもの

ウ　定額対象回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。

エ　本割引を選択する契約者は、１の定額対象回線群を指定して当社に申し出ていただきます。

この場合において、当社が必要と認めたときは、当社が別に定める方法により、本割引の利用態様を申告していただきます。

	オ　当社は、エに規定する申出があったときは、次に該当する場合を除いて、これを承諾します。 （ア）　その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）でないとき。 （イ）　その申出が新たに定額対象回線群を構成する申出であって、その定額対象回線群に係る定額対象電話番号（アの③の表の４のものを除きます。）の数が２以上でないとき。 （ウ）　その契約者が、定額対象回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 （エ）　その申出のあった契約者回線が(22)、(23)又は第１（基本使用料等）１（適用）（８）を選択する場合であって、その契約者回線並びに定額対象回線群を構成する他の契約者回線、ＷＩＮ契約者回線及び他網契約者回線が、契約者を単位とする通話料の月極割引、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引又は契約者を単位とする基本使用料割引Ｉにおける同一の割引選択回線群に属さないとき。 （オ）　（エ）に定める場合において、その定額対象回線群が属する契約者を単位とする通話料の月極割引、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引又は契約者を単位とする基本使用料割引Ｉに係る割引選択回線群において、定額対象回線群の数と(27)に定める定額対象回線群の数を合算した合計が、当社が別に定める数を超えるとき。 （カ）　その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。 （キ）　その契約者回線に係る契約者名義が、その定額対象回線群を構成する他の契約者回線、ＷＩＮ契約者回線、他網契約者回線又は特定サービスの電気通信回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。 （ク）　その契約者がエの規定により申告した本割引の利用態様により、当社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障が生じると当社が判断したとき。 （ケ）　その定額対象回線群に係る定額対象電話番号の数が 1001 以上となるとき。 （コ）　その他当社の業務の遂行上支障があるとき。 カ　本割引の適用を受ける契約者は、特定サービスの電気通信回線に係る電話番号を定額対象電話番号として登録することができます。この場合、その契約者は、定額対象回線群を構成するＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線が代表回線として指定されている場合を除き、定額対象回線群を構成する契約者回線のうちいずれか１の契約者回線を、代表回線として指定していただきます。 キ　カの規定に基づき、特定サービスの電気通信回線に係る電話番号を定額対象電話番号として登録しようとする契約者は、当社が別に

	定める方法により申し出ていただきます。 ク　当社は、キに規定する申出があったときは、その申出に係る特定サービスの電気通信回線の契約者名義が、その定額対象回線群を構成する契約者回線、ＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線の契約者名義と同一の場合に限り、承諾します。 ケ　本割引の適用を受ける契約者は、エの規定により申し出た内容に変更が生じるときは、エの規定に準じてあらかじめ当社に申し出て当社の承諾を得るものとします。この場合、当社はその申出をオの規定に準じて取扱います。 コ　本割引の計算は、料金月単位で行います。 サ　当社は、エに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日（その料金月において、ａｕ契約（本割引に相当する適用を受けるものに限ります。）からの契約移行があったときは、その契約移行のあった日とします。）以降の通話に関する料金（その契約移行があった日以降その料金月において、新たに契約移行があったときは、その新たに契約移行があった日の前日までのものに限ります。）について、本割引の対象とします。 シ　当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。 （ア）　ＬＴＥサービス利用権の譲渡があったとき。 （イ）　契約者の地位の承継があったとき。 （ウ）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。 （エ）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。 （オ）　一般ＬＴＥ契約又は他の種別の定期ＬＴＥ契約への契約変更があったとき。 （カ）　ＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。 （キ）　その他オのいずれか（（イ）を除きます。）に該当することとなったとき。 ス　シの場合において、その廃止のあった契約者回線が代表回線であるとき、又はシに相当する当社のＷＩＮ約款又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款若しくはＷＩＮ約款の規定に基づき、その定額対象回線群を構成するＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線（代表回線のものに限ります。）について、ＷＩＮ割引又は特定割引の適用の廃止があったときは、その定額対象回線群を構成するいずれか１の契約者回線を新たに代表回線として指定していただきます。 　ただし、ＷＩＮ割引に係る当社のＷＩＮ約款又は特定割引に係るＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款若しくはＷＩＮ約款の規定に基づき、その定額対象回線群を構成するいずれか１のＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線が代表回線として指定される場合は、この限りでありません。 セ　シの規定により本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。 　この場合、同一料金月内において、次表の２欄の左欄の規定によ

り本割引の適用を廃止した後、１欄の左欄に該当する場合が生じたときは、１欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
１　２以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日（ＬＴＥサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
２　ＬＴＥサービスの利用の一時休止、ＬＴＥ契約の解除、一般ＬＴＥ契約若しくは他の種別の定期ＬＴＥ契約への契約変更又はＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。	一時休止日、契約解除日、契約変更日又はＬＴＥサービスの種類の変更日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
備考　その料金月において、ａｕ契約（ＷＩＮ割引の適用に係るものに限ります。）への契約移行があったときは、その料金月における本割引とＷＩＮ割引の計算（アの（イ）に係るものに限ります。）をあわせて行い、その合計額を請求することができるものとします。	

ソ　当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

タ　本割引の適用を受けている契約者は、通話の有無にかかわらず又は１の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

　ただし、その定額対象回線群を構成する全ての契約者回線について、契約者の責めによらない理由により、１料金月の全ての日にわたって、通話を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りでありません。

チ　アに規定する定額料については、日割りは行いません。

ツ　当社は、その契約者回線が属する定額対象回線群に係る定額対象電話番号（アの③の表の４に係るものを除きます。以下このツにおいて「控除対象電話番号」といいます。）の数に応じて、アに規定する定額料について、次表に規定する額を控除します。

１契約ごとに月額

その料金月の末日における控除対象電話番号の数	控除額
１以上 30 以下の場合	アに規定する定額料の額
31 以上の場合	アに規定する定額料の料金額に 30 を

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td></td><td>乘じて得た額を、その料金月の末日における控除対象電話番号の数で除して得た額</td></tr>
</table>
テ　アに規定する割引額及びツに規定する控除額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
ト　当社は、特定の契約者回線からの定額対象通話がエの規定により契約者が申告した本割引の利用態様から著しく乖離する態様で発生する等により、当社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障が生じると判断した場合は、その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する全て又は一部の契約者回線について、本割引の適用を廃止することがあります。
　この場合において、当社はそのことをあらかじめ契約者に通知します。
　ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。
ナ　当社は、その定額対象回線群を構成するいずれかの契約者回線、ＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者がその料金その他の債務についてその支払期日を経過してもなお支払わないときは、その定額対象回線群を構成する全て又は一部の契約者回線、ＷＩＮ契約者回線及び他網契約者回線について本割引の適用を廃止することがあります。
ニ　契約者は、定額対象回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、ＫＤＤＩ株式会社がその定額対象回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために必要な範囲で、その定額対象回線群を構成する契約者回線及び特定サービスの電気通信回線に係る情報（利用状況その他の情報を含みます。）を、当社がＫＤＤＩ株式会社に通知することを承諾していただきます。</td></tr>
<tr><td>(29)　第２種定期ＬＴＥ契約に係る通話料の適用
（法人通話・パケット割）</td><td>ア　当社は、(28)に規定する定額対象回線群を構成する契約者回線（この取扱いの適用を選択しているものに限ります。以下この欄において同じとします。）からの通話（(10)の２の適用を受けた通話、国際ＳＭＳ送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びａｕ国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係る料金を含み、(11)又は(12)に規定する定額料を除きます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（(10)、(10)の３、(11)、(12)、(12)の２、(19)、(20)、(21)）又は(28)のアの(ア)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する額を控除する取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）を行います。
<table>
<tr><th>控除額</th></tr>
<tr><td>１の契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額に、充当比率を乗じて得た額（１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。）。
この場合において、充当比率は、その定額対象回線群を構成する</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

ＷＩＮ割引の規定に基づくＷＩＮ契約者回線又は特定割引の規定に基づく他網契約者回線に係る全ての充当可能額の合計額を、月間通話累計額（その定額対象回線群を構成する契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額をいいます。）にＷＩＮ割引又は特定割引の規定に定める全ての月間通話累計額及び月間パケット累計額を加算した額で除して得た値（１を超える場合は、１とします。）とします。

イ　本取扱いは、(28)の適用を受けている契約者回線（基本使用料の料金種別が次表に定めるものを除きます。）に限り、選択することができます。

基本使用料の料金種別
ＬＴＥプランＳ、ＶＫプランＭ、ＶＫプランＳ、ＶＫプラン、カケホ（ケータイ／Ｖ）又はスーパーカケホ（ケータイ／Ｖ）

ウ　本取扱いを選択する契約者は、当社に申し出ていただきます。

エ　当社は、ウに規定する申出があったときは、その申出のあった契約者回線が属する定額対象回線群を構成する他の契約者回線、ＷＩＮ契約者回線、他網契約者回線及び特定サービスの電気通信回線について、本取扱いの適用を受けている場合に限り、これを承諾します。

オ　本取扱いの適用を開始する場合は、イに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日（その料金月において、ａｕ契約（本割引に相当する適用を受けるものに限ります。）からの契約移行があったときは、その契約移行のあった日とします。）以降の通話に関する料金（その契約移行があった日以降その料金月において、新たに契約移行があったときは、その新たに契約移行があった日の前日までのものに限ります。）について、本取扱いの適用の対象とします。

カ　当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、契約者から本取扱いの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本取扱いの適用を廃止します。

（ア）　(28)の適用の廃止があったとき。

（イ）　イに定める基本使用料の料金種別への変更があったとき。

キ　カの規定により本取扱いの適用を廃止した場合、その通話料については、次表のとおりとします。

区分	本取扱いの適用
１　２又は３以外により本取扱いの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。
２　(28)の適用の廃止により本取扱いの適用を廃止したとき。	(28)のセの規定によりその通話料が第２種定期ＬＴＥ契約に係る通話料の割引の適用の対象とされる日まで、本取扱いの適用の対象とします。
３　カの（イ）の規定により本取扱いの適用を廃止したとき。	料金種別の変更があった日の前日（当社が別に定める事由に該当する場合は、別に定める日とします。）まで、本取扱いの適用の対象とします。

	備考　その料金月において、ａｕ契約（ＷＩＮ割引の適用に係るものに限ります。）への契約移行があったときは、その料金月における本割引とＷＩＮ割引の計算をあわせて行い、その合計額を請求することができるものとします。 ク　通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。
(30)　電話番号案内接続に係る通話料の取扱い	ア　当社は、第１（基本使用料等）１（適用）（６）の適用を受けている契約者回線からの通話（電話番号案内接続に係るものに限ります。）については、２（料金額）に規定する電話番号案内料及び通話料の支払いを免除します。 イ　アの規定によるほか、電話番号案内料、通話料の支払い免除者の取扱い及び支払いを要しない場合並びにその他の提供条件については、電話番号案内事業者の契約約款等の規定に準じて取り扱います。
(31)　通話料の減免	次の通話については、その料金の支払いを要しません。 ア　電気通信番号規則第 11 条に規定する緊急通報に関する電気通信番号を用いた通話 イ　当社の電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行うサービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの通話 ウ　協定事業者に係る電気通信設備の修理の請求等のために協定事業者の事業所に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの通話

２　料金額

２－１　ＬＴＥサービスに係るもの

２－１－１　通常通話に係るもの

２－１－１－１　２－１－１－２から２－１－１－３以外のもの

（１）　基本使用料の料金種別がＬＴＥプラン、ＬＴＥプランＳ、ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、シンプル、ＬＴＥプラン（Ｖ）、ジュニアスマートフォンプラン（Ｖ）、シニアプラン（Ｖ）、シンプル（Ｖ）、ＶＫプランＭ、ＶＫプランＳ、ＶＫプラン又はｍａｍｏｒｉｎｏＷａｔｃｈプランのもの

区分	料金額
通話料	30 秒までごとに税抜額 20 円

（２）　基本使用料の料金種別がカケホ、スーパーカケホ、カケホ（Ｖ）、スーパーカケホ（Ｖ）、スーパーカケホ（Ｖ・ａ）、カケホ（ケータイ／Ｖ）又はスーパーカケホ（ケータイ／Ｖ）のもの

ア　イ以外のもの

区分	料金額
通話料	30 秒までごとに税抜額 20 円

イ　ワイドスター通信サービス（第２種ワイドスターに限ります。）の電気通信回線への通話に係るもの

区分	料金額
通話料	30 秒までごとに税抜額 50 円

（３）　基本使用料の料金種別がオフィスケータイプラン、オフィスケータイプランＶＫ（ケータイ）、オフィスケータイプラン（Ｖ）又はオフィスケータイプラン（ＶＫ）のもの

ア　イ以外のもの

区分	料金額
通話料	１分までごとに税抜額 50 円

イ　加入電話サービス又はＩＰ電話サービスに係る他網契約者回線（当社が別に定める電気通信設備を含みます。）への通話に係るもの

区分	料金額
通話料	３分までごとに税抜額 10 円

（４）　基本使用料の料金種別がナンバーシェアプランのもの

別表１（オプション機能）21欄（ナンバーシェア機能）に定めるとおりとします。

２－１－１－２　電話番号案内接続に係るもの

区分	料金額
電話番号案内料	１の電話番号の案内ごとに税抜額 200 円
通話料	２－１－１に規定する各料金種別の料金額と同額

２－１－１－３　ＳＭＳ機能に係るもの

（１）（２）以外のもの

区分	料金額
通話料 送信文字数	１送信ごとに 次の料金額
70 文字まで (半角英数字のみの場合 160 文字まで)	税抜額３円
71 文字から 134 文字まで (半角英数字のみの場合 161 文字から 306 文字まで)	税抜額６円
135 文字から 201 文字まで (半角英数字のみの場合 307 文字から 459 文字まで)	税抜額９円
202 文字から 268 文字まで (半角英数字のみの場合 460 文字から 612 文字まで)	税抜額 12 円
269 文字から 335 文字まで (半角英数字のみの場合 613 文字から 765 文字まで)	税抜額 15 円
336 文字から 402 文字まで (半角英数字のみの場合 766 文字から 918 文字まで)	税抜額 18 円
403 文字から 469 文字まで (半角英数字のみの場合 919 文字から 1,071 文字まで)	税抜額 21 円
470 文字から 536 文字まで (半角英数字のみの場合 1,072 文字から 1,224 文字まで)	税抜額 24 円
537 文字から 603 文字まで (半角英数字のみの場合 1,225 文字から 1,377 文字まで)	税抜額 27 円
604 文字から 670 文字まで (半角英数字のみの場合 1,378 文字から 1,530 文字まで)	税抜額 30 円

（２）　国際ＳＭＳ送信に係るもの

区分	料金額
通話料	１送信ごとに 100 円

２－１－２　プリペイド通話に係るもの

区分	料金額			
	次の秒数までごとに10円			
	昼間	夜間	土曜日・日曜日・祝日	深夜・早朝
通話料	15秒	14.5秒	15秒	14.5秒

２－１－３　ａｕ国際通話に係るもの

（１）（２）以外のもの

区分		料金額
通話料		30 秒までごとに次の料金額
	通話先区分	
	通話先区分１	20 円
	通話先区分２	55 円
	通話先区分３	65 円
	通話先区分４	85 円
	通話先区分５	95 円
備考　各通話先区分における地域については、別表４（ａｕ国際通話の通話先地域）に定めるところによります。		

（２）　特定衛星携帯電話等に係るもの

区分		料金額
通話料		１分までごとに次の料金額
	通話先区分	
	特定衛星携帯電話１（スラーヤ）	275 円
	特定衛星携帯電話２（イリジウム）	380 円
	インマルサットＦ型、インマルサットＢＧＡＮ型又はインマルサットＦＢ型（その通話の相手先が64kbit/sAudio/Speach モード以外の場合）	260 円
	インマルサットＦ型、インマルサットＢＧＡＮ型又はインマルサットＦＢ型（その通話の相手先が64kbit/sAudio/Speach モードの場合）	840 円

２－１－４　相互接続点からの通話に係るもの

（１）　（２）以外のもの

区分	料金額			
通話料	次の秒数までごとに 税抜額 10 円			
	昼間	夜間	土曜日・日曜日・祝日	深夜・早朝
地域内・地域隣接県通話	20 秒	20 秒	20 秒	30 秒
地域隣接県外通話	15 秒	20 秒	20 秒	30 秒

（２）　東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する他網公衆電話の電話機から行った通話に係るもの

区分	料金額			
通話料	次の秒数までごとに 10 円			
	昼間	夜間	土曜日・日曜日・祝日	深夜・早朝
地域内・地域隣接県通話	11.5 秒	15 秒	15 秒	22.5 秒
地域隣接県外通話	9.5 秒	15 秒	15 秒	22.5 秒

２－２　ＬＴＥモジュールに係るもの

２－２－１　ＳＭＳ機能に係るもの

区分		料金額
通話料		１送信ごとに次の料金額
	送信文字数	
	70 文字まで (半角英数字のみの場合 160 文字まで)	税抜額３円
	71 文字から 134 文字まで (半角英数字のみの場合 161 文字から 306 文字まで)	税抜額６円
	135 文字から 201 文字まで (半角英数字のみの場合 307 文字から 459 文字まで)	税抜額９円
	202 文字から 268 文字まで (半角英数字のみの場合 460 文字から 612 文字まで)	税抜額 12 円
	269 文字から 335 文字まで (半角英数字のみの場合 613 文字から 765 文字まで)	税抜額 15 円
	336 文字から 402 文字まで (半角英数字のみの場合 766 文字から 918 文字まで)	税抜額 18 円
	403 文字から 469 文字まで (半角英数字のみの場合 919 文字から 1,071 文字まで)	税抜額 21 円
	470 文字から 536 文字まで (半角英数字のみの場合 1,072 文字から 1,224 文字まで)	税抜額 24 円
	537 文字から 603 文字まで (半角英数字のみの場合 1,225 文字から 1,377 文字まで)	税抜額 27 円
	604 文字から 670 文字まで (半角英数字のみの場合 1,378 文字から 1,530 文字まで)	税抜額 30 円

第３　データ通信料

１　適用

データ通信料の適用については、第 57 条（通話料及びデータ通信料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

<table>
<tr><th colspan="2">データ通信料の適用</th></tr>
<tr><td>（１）　データ通信料の適用</td><td>データ通信料の適用は、１料金月の課金対象データの総情報量について 1,024 バイトまでごとに１の課金対象データとし、２（料金額）に規定する料金額を適用します。</td></tr>
<tr><td>（２）　ローミングのデータ通信料の適用</td><td>ローミング（ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款に規定するＬＴＥサービス又はＬＴＥモジュールの提供を受けているものに限ります。）の契約者回線に係るデータ通信については、ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款料金表に規定する各料金種別の料金額と同額を適用します。</td></tr>
<tr><td>（３）　特定のデータ通信への定額制の適用
（ＬＴＥフラット）</td><td>ア　当社は、ＬＴＥ契約者からの申込みにより、そのＬＴＥサービス（第１種ＬＴＥデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する定額料（コの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を適用する取扱い（以下「特定データ通信定額制」といいます。）を行います。
１契約ごとに月額
<table>
<tr><th>区分</th><th>料金額</th></tr>
<tr><td>定額料</td><td>税抜額 5,700 円</td></tr>
</table>
イ　特定データ通信定額制は、第１種ＬＴＥデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」といいます。）に限り、選択することができます。
<table>
<tr><th>基本使用料の料金種別</th></tr>
<tr><td>ＬＴＥプラン、オフィスケータイプラン</td></tr>
</table>
ウ　当社は、特定データ通信定額制の適用の申込みがあった場合は、当社が別に定める基準に適合する端末設備がその契約者回線に接続されているときに限り、これを承諾します。
エ　データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。
オ　特定データ通信定額制の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。
ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。
<table>
<tr><th>区分</th><th>特定データ通信定額制の適用の開始</th></tr>
<tr><td>１　特定データ通信定額制の申込みが、その契約者回線に係るＬＴＥ契約の申込みと同時に行われたとき。</td><td>そのＬＴＥサービスの提供を開始した日</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

２　特定データ通信定額制の申込みが、その契約者回線に係るＬＴＥサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのＬＴＥサービスの再利用を開始した日
３　特定データ通信定額制の申込みが、第１種ＬＴＥデュアルへのＬＴＥサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のＬＴＥサービスの提供を開始した日
４　特定データ通信定額制の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日
５　特定データ通信定額制の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日
備考　ａｕ契約からの契約移行を行った日から特定データ通信定額制の適用を開始する場合は、その契約移行を行った時点から特定データ通信定額制の適用を開始するものとします。	

カ　特定データ通信定額制の適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信定額制の適用の廃止を申し出ることができます。

キ　当社は、特定データ通信定額制の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信定額制を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信定額制の適用を廃止します。

（ア）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。

（イ）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。

（ウ）　第２種ＬＴＥデュアル又はＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。

（エ）　対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。

ク　キの規定により、特定データ通信定額制の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の１欄の左欄の規定により特定データ通信定額制の適用を廃止した後、２欄、３欄又は４欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ２欄、３欄又は４欄の規定によるものとします。

区分	特定データ通信定額制の適用
１　２から４以外により特定データ通信定額制の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制の適用の対象とします。
２　ＬＴＥサービスの利用の一時休止又ＬＴＥ契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制の適用の対象とします。
３　第２種ＬＴＥデュアル若し	そのＬＴＥサービスの種類の変

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>くはＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更又対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。</td><td>更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制の適用の対象とします。</td></tr>
<tr><td>４　特定データ通信定額制を廃止する申出が、端末設備の購入と同時に行われたとき。</td><td>その申出があった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制の適用の対象とします。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　ａｕ契約への契約移行を行うとともに特定データ通信定額制の適用を廃止する場合、その契約移行を行った時点まで特定データ通信定額制の適用の対象とするものとします。</td></tr>
</table>
ケ　特定データ通信定額制を選択した契約者は、サに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は１の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。
コ　オの表の規定により特定データ通信定額制の適用を開始した場合又はクの表の区分２（ＬＴＥ契約の解除（ａｕ契約への契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分３若しくは区分４の規定により特定データ通信定額制の適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。
<table>
<tr><th>区分</th><th>起算日</th></tr>
<tr><td>適用開始日</td><td>その料金月の初日（その料金月において、オの表の規定により特定データ通信定額制の適用を開始した場合は、その適用を開始した日）</td></tr>
<tr><td>適用終了日</td><td>その料金月の末日（その料金月において、クの表の区分２（ＬＴＥ契約の解除（ａｕ契約への契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分３又は区分４の規定により特定データ通信定額制を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日）</td></tr>
</table>
サ　契約者の責めによらない理由により、１料金月の全ての日にわたって、ＬＴＥサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。
　この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</td></tr>
<tr><td>（３）の２　特定のデータ通信への定額制の適用（Ｖ）
（ＬＴＥフラット（Ｖ））</td><td>ア　当社は、ＬＴＥ契約者からの申込みにより、そのＬＴＥサービス（第２種ＬＴＥデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する定額料（コの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を適用す</td></tr>
</table>

る取扱い（以下「特定データ通信定額制（Ｖ）」といいます。）を行います。

１契約ごとに月額

区分	料金額
定額料	税抜額 5,700 円

イ　特定データ通信定額制（Ｖ）は、第２種ＬＴＥデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」といいます。）に限り、選択することができます。

基本使用料の料金種別
ＬＴＥプラン（Ｖ）、オフィスケータイプラン（Ｖ）

ウ　当社は、特定データ通信定額制（Ｖ）の適用の申込みがあった場合は、当社が別に定める基準に適合する端末設備がその契約者回線に接続されているときに限り、これを承諾します。

エ　データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

オ　特定データ通信定額制（Ｖ）の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

　ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	特定データ通信定額制（Ｖ）の適用の開始
１　特定データ通信定額制（Ｖ）の申込みが、その契約者回線に係るＬＴＥ契約の申込みと同時に行われたとき。	そのＬＴＥサービスの提供を開始した日
２　特定データ通信定額制（Ｖ）の申込みが、その契約者回線に係るＬＴＥサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのＬＴＥサービスの再利用を開始した日
３　特定データ通信定額制（Ｖ）の申込みが、ＬＴＥデュアルへの第２種ＬＴＥデュアルの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のＬＴＥサービスの提供を開始した日
４　特定データ通信定額制（Ｖ）の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日
５　特定データ通信定額制（Ｖ）の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日
備考　ａｕ契約からの契約移行を行った日から特定データ通信定額制（Ｖ）の適用を開始する場合は、その契約移行を行った時点から特定データ通信定額制（Ｖ）の適用を開始するものとします。	

カ　特定データ通信定額制（Ｖ）の適用を受けている契約者回線の

契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信定額制（Ｖ）の適用の廃止を申し出ることができます。

キ　当社は、特定データ通信定額制（Ｖ）の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信定額制（Ｖ）を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信定額制（Ｖ）の適用を廃止します。

（ア）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。

（イ）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。

（ウ）　第１種ＬＴＥデュアル又はＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。

（エ）　対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。

ク　キの規定により、特定データ通信定額制（Ｖ）の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の１欄の左欄の規定により特定データ通信定額制（Ｖ）の適用を廃止した後、２欄、３欄又は４欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ２欄、３欄又は４欄の規定によるものとします。

区分	特定データ通信定額制（Ｖ）の適用
１　２から４以外により特定データ通信定額制（Ｖ）の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制（Ｖ）の適用の対象とします。
２　ＬＴＥサービスの利用の一時休止又ＬＴＥ契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制（Ｖ）の適用の対象とします。
３　第１種ＬＴＥデュアル若しくはＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのＬＴＥサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制（Ｖ）の適用の対象とします。
４　特定データ通信定額制（Ｖ）を廃止する申出が、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申出があった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制（Ｖ）の適用の対象とします。
備考　ａｕ契約への契約移行を行うとともに特定データ通信定額制（Ｖ）の適用を廃止する場合、その契約移行を行った時点まで特定データ通信定額制（Ｖ）の適用の対象とするものとします。	

ク　特定データ通信定額制（Ｖ）を選択した契約者は、サに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は１の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを

要します。

コ　オの表の規定により特定データ通信定額制（Ｖ）の適用を開始した場合又はクの表の区分２（ＬＴＥ契約の解除（ａｕ契約への契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分３若しくは区分４の規定により特定データ通信定額制の適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、オの表の規定により特定データ通信定額制（Ｖ）の適用を開始した場合は、その適用を開始した日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、クの表の区分２（ＬＴＥ契約の解除（ａｕ契約への契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分３又は区分４の規定により特定データ通信定額制（Ｖ）を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日）

サ　契約者の責めによらない理由により、１料金月の全ての日にわたって、ＬＴＥサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。

この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（３）の３　特定のデータ通信への定額制の適用Ⅱ（データ定額）

ア　当社は、ＬＴＥ契約者からの申込みにより、そのＬＴＥサービス（第１種ＬＴＥデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する定額料（サの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を適用する取扱い（以下「特定データ通信定額制Ⅱ」といいます。）を行います。

この場合において、特定データ通信定額制Ⅱには次表に定める種類があり、ＬＴＥ契約者は、そのいずれかを選択していただきます。

１契約ごとに月額

種類	定額料 税抜額
データ定額１	2,900 円
データ定額２	3,500 円
データ定額３	4,200 円
データ定額５	5,000 円
データ定額８	6,700 円

データ定額 10	8,000 円
データ定額 13	9,800 円
データ定額 20	6,000 円
データ定額 30	8,000 円

イ　特定データ通信定額制Ⅱは、第１種ＬＴＥデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」といいます。）に限り、選択することができます。

　ただし、データ定額１は、スーパーカケホの契約者回線、データ定額２は、カケホの契約者回線に限り、選択することができます。

区分	基本使用料の料金種別
カテゴリーⅠ	カケホ、スーパーカケホ

ウ　当社は、特定データ通信定額制Ⅱの適用の申込みがあった場合は、当社が別に定める基準に適合する端末設備がその契約者回線に接続されているときに限り、これを承諾します。

エ　データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

オ　特定データ通信定額制Ⅱの適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

　ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	特定データ通信定額制Ⅱの適用の開始
１　特定データ通信定額制Ⅱの申込みが、その契約者回線に係るＬＴＥ契約の申込みと同時に行われたとき。	そのＬＴＥサービスの提供を開始した日
２　特定データ通信定額制Ⅱの申込みが、その契約者回線に係るＬＴＥサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのＬＴＥサービスの再利用を開始した日
３　特定データ通信定額制Ⅱの申込みが、第１種ＬＴＥデュアルへのＬＴＥサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のＬＴＥサービスの提供を開始した日
４　特定データ通信定額制Ⅱの申込みが、対象プランホへの基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものを除きます。）に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日
５　特定データ通信定額制Ⅱの申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日
備考　ａｕ契約からの契約移行を行った日から特定データ通信定額制Ⅱの適用を開始する場合は、その契約移行を行った時点から特定データ通信定額制Ⅱの適用を開始するものとします。	

カ　ＬＴＥ契約者は、特定データ通信定額制Ⅱの種類の変更を請求することができます。この場合における変更後の特定データ通信定額制Ⅱの取扱いについては、次表のとおりとします。

　ただし、基本使用料の料金種別がカケホの契約者回線のＬＴＥ契

約者は、データ定額１への変更、スーパーカケホの契約者回線のＬＴＥ契約者は、データ定額２への変更を請求することはできません。

区分	変更後の特定データ通信定額制Ⅱの適用
（ア）　（イ）以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅱを適用します。
（イ）　端末設備の購入と同時に行われたものである場合	その請求があった日からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅱを適用します。

キ　特定データ通信定額制Ⅱの適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信定額制Ⅱの適用の廃止を申し出ることができます。

ク　当社は、特定データ通信定額制Ⅱの適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信定額制Ⅱを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信定額制Ⅱを廃止します。

（ア）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。

（イ）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。

（ウ）　第２種ＬＴＥデュアル又はＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。

（エ）　対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。

ケ　クの規定により、特定データ通信定額制Ⅱの適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の１欄の左欄の規定により特定データ通信定額制Ⅱの適用を廃止した後、２欄、３欄又は４欄の左欄に該当する場合が生じたとときは、それぞれ２欄、３欄又は４欄の規定によるものとします。

区分	特定データ通信定額制Ⅱの適用
１　２から４以外により特定データ通信定額制Ⅱの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱの適用の対象とします。
２　ＬＴＥサービスの利用の一時休止又はＬＴＥ契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱの適用の対象とします。
３　第２種ＬＴＥデュアル若しくはＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのＬＴＥサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱの適用の対象とします。

４　特定データ通信定額制Ⅱを廃止する申出が、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申出があった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱの適用の対象とします。
備考　ａｕ契約への契約移行を行うとともに特定データ通信定額制Ⅱの適用を廃止する場合、その契約移行を行った時点まで特定データ通信定額制Ⅱの適用の対象とするものとします。	

コ　特定データ通信定額制Ⅱを選択した契約者は、シに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は１の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

サ　次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。

（ア）　オの表の規定により特定データ通信定額制Ⅱの適用を開始したとき。

（イ）　カの規定により特定データ通信定額制Ⅱの種類を変更したとき。

（ウ）　ケの表の区分２（ＬＴＥ契約の解除（ａｕ契約への契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分３又は区分４の規定により特定データ通信定額制Ⅱの適用を廃止したとき。

（エ）　特定データ通信定額制Ⅱの適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日に、基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものに限ります。）があったとき。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、サの（ア）、（イ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅱの適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Ⅱの適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、サの（イ）、（ウ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅱの適用終了日、ケの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。））

シ　契約者の責めによらない理由により、１料金月の全ての日にわたって、ＬＴＥサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。

この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

<table>
<tr><td></td><td>ス　イ及びカの規定にかかわらず、ＬＴＥ契約者は、次表に定める特定データ通信定額制Ⅱの種類の選択又は同種類への変更を請求することはできません。
<table><tr><th>種類</th></tr><tr><td>データ定額８、データ定額 10、データ定額 13</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>（３）の４　特定のデータ通信への定額制の適用Ⅱ（Ｖ）（データ定額（Ｖ））</td><td>ア　当社は、ＬＴＥ契約者からの申込みにより、そのＬＴＥサービス（第２種ＬＴＥデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する定額料（サの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を適用する取扱い（以下「特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）」といいます。）を行います。
　この場合において、特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）には次表に定める種類があり、ＬＴＥ契約者は、そのいずれかを選択していただきます。
１契約ごとに月額
<table><tr><th rowspan="2">種類</th><th>定額料</th></tr><tr><th>税抜額</th></tr><tr><td>データ定額１（Ｖ）</td><td>2,900 円</td></tr><tr><td>データ定額２（Ｖ）</td><td>3,500 円</td></tr><tr><td>データ定額３（Ｖ）</td><td>4,200 円</td></tr><tr><td>データ定額５（Ｖ）</td><td>5,000 円</td></tr><tr><td>データ定額８（Ｖ）</td><td>6,700 円</td></tr><tr><td>データ定額 10（Ｖ）</td><td>8,000 円</td></tr><tr><td>データ定額 13（Ｖ）</td><td>9,800 円</td></tr><tr><td>データ定額 20（Ｖ）</td><td>6,000 円</td></tr><tr><td>データ定額 30（Ｖ）</td><td>8,000 円</td></tr></table>イ　特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）は、第２種ＬＴＥデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」といいます。）に限り、選択することができます。
　ただし、データ定額１（Ｖ）は、スーパーカケホ（Ｖ）の契約者回線、データ定額２（Ｖ）は、カケホ（Ｖ）の契約者回線、データ定額３（Ｖ）は、カケホ（Ｖ）又はスーパーカケホ（Ｖ）の契約者回線に限り、選択することができます。
<table><tr><th>区分</th><th>基本使用料の料金種別</th></tr><tr><td>カテゴリーⅠ</td><td>カケホ（Ｖ）、スーパーカケホ（Ｖ）、スーパーカケホ（Ｖ・ａ）</td></tr></table>ウ　当社は、特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）の適用の申込みがあった場合は、当社が別に定める基準に適合する端末設備がその契約者回線に接続されているときに限り、これを承諾します。</td></tr>
</table>

エ　データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

オ　特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）の適用の開始
１　特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）の申込みが、その契約者回線に係るＬＴＥ契約の申込みと同時に行われたとき。	そのＬＴＥサービスの提供を開始した日
２　特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）の申込みが、その契約者回線に係るＬＴＥサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのＬＴＥサービスの再利用を開始した日
３　特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）の申込みが、第２種ＬＴＥデュアルへのＬＴＥサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のＬＴＥサービスの提供を開始した日
４　特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものを除きます。）に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日
５　特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日
備考　ａｕ契約からの契約移行を行った日から特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）の適用を開始する場合は、その契約移行を行った時点から特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）の適用を開始するものとします。	

カ　ＬＴＥ契約者は、特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）の種類の変更を請求することができます。この場合における変更後の特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）の取扱いについては、次表のとおりとします。

ただし、基本使用料の料金種別がカケホ（Ｖ）の契約者回線のＬＴＥ契約者は、データ定額１（Ｖ）への変更、スーパーカケホ（Ｖ）の契約者回線のＬＴＥ契約者は、データ定額２（Ｖ）への変更、スーパーカケホ（Ｖ・ａ）の契約者回線のＬＴＥ契約者は、データ定額１（Ｖ）、データ定額２（Ｖ）及びデータ定額３（Ｖ）への変更を請求することはできません。

区分	変更後の特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）の適用
（ア）　（イ）以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後

	の特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）を適用します。
（イ）　端末設備の購入と同時に行われたものである場合	その請求があった日からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）を適用します。

キ　特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）の適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）の適用の廃止を申し出ることができます。

ク　当社は、特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）を廃止します。

（ア）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。

（イ）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。

（ウ）　第１種ＬＴＥデュアル又はＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。

（エ）　対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。

ケ　クの規定により、特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の１欄の左欄の規定により特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）の適用を廃止した後、２欄、３欄又は４欄の左欄に該当する場合が生じたとときは、それぞれ２欄、３欄又は４欄の規定によるものとします。

区分	特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）の適用
１　２から４以外により特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）の適用の対象とします。
２　ＬＴＥサービスの利用の一時休止又はＬＴＥ契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）の適用の対象とします。
３　第１種ＬＴＥデュアル若しくはＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのＬＴＥサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）の適用の対象とします。
４　特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）を廃止する申出が、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申出があった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）の適用の対象とします。

備考　ａｕ契約への契約移行を行うとともに特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）の適用を廃止する場合、その契約移行を行った時点まで特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）の適用の対象とするものとします。

コ　特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）を選択した契約者は、シに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は１の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

サ　次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。

（ア）　オの表の規定により特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）の適用を開始したとき。

（イ）　カの規定により特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）の種類を変更したとき。

（ウ）　ケの表の区分２（ＬＴＥ契約の解除（ａｕ契約への契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分３又は区分４の規定により特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）の適用を廃止したとき。

（エ）　特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日に、基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものに限ります。）があったとき。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、サの（ア）、（イ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）の適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、サの（イ）、（ウ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）の適用終了日、ケの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。））

シ　契約者の責めによらない理由により、１料金月の全ての日にわたって、ＬＴＥサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。

　この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

ス　イ及びカの規定にかかわらず、ＬＴＥ契約者は、次表に定める特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）の種類の選択又は同種類への変更を請求することはできません。

種類
データ定額８（Ｖ）、データ定額10（Ｖ）、データ定額13（Ｖ）

（３）の５　特定のデータ通信への定額制の適用Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）（データ定額（ケータイ／Ｖ））

ア　当社は、ＬＴＥ契約者からの申込みにより、そのＬＴＥサービス（第１種ＬＴＥデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する定額料（サの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を適用する取扱い（以下「特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）」といいます。）を行います。

　この場合において、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）には次表に定める種類があり、ＬＴＥ契約者は、そのいずれかを選択していただきます。

１契約ごとに月額

種類	定額料 税抜額
データ定額１（ケータイ／Ｖ）	2,900円
データ定額２（ケータイ／Ｖ）	3,500円
データ定額３（ケータイ／Ｖ）	4,200円
データ定額５（ケータイ／Ｖ）	5,000円

イ　特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）は、第１種ＬＴＥデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」といい、特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用を受けている契約者回線を除きます。）に限り、選択することができますている契約者回線を除きます。）に限り、選択することができます。

　ただし、データ定額１（ケータイ／Ｖ）は、スーパーカケホ（ケータイ／Ｖ）の契約者回線、データ定額２（ケータイ／Ｖ）は、カケホ（ケータイ／Ｖ）の契約者回線に限り、選択することができます。

基本使用料の料金種別
カケホ（ケータイ／Ｖ）、スーパーカケホ（ケータイ／Ｖ）

ウ　当社は、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用の申込みがあった場合は、当社が別に定める基準に適合する端末設備がその契約者回線に接続されているときに限り、これを承諾します。

エ　データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

オ　特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

　ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	特定データ通信定額

	制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用の開始
１　特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の申込みが、その契約者回線に係るＬＴＥ契約の申込みと同時に行われたとき。	そのＬＴＥサービスの提供を開始した日
２　特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の申込みが、その契約者回線に係るＬＴＥサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのＬＴＥサービスの再利用を開始した日
３　特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の申込みが、第１種ＬＴＥデュアルへのＬＴＥサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のＬＴＥサービスの提供を開始した日
４　特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものを除きます。）に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日
５　特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日
備考　ａｕ契約からの契約移行を行った日から特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用を開始する場合は、その契約移行を行った時点から特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用を開始するものとします。	

カ　ＬＴＥ契約者は、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の種類の変更を請求することができます。この場合における変更後の特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の取扱いについては、次表のとおりとします。

ただし、基本使用料の料金種別がカケホ（ケータイ／Ｖ）の契約者回線のＬＴＥ契約者は、データ定額１（ケータイ／Ｖ）への変更、スーパーカケホ（ケータイ／Ｖ）の契約者回線のＬＴＥ契約者は、データ定額２（ケータイ／Ｖ）への変更を請求することはできません。

区分	変更後の特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用
（ア）（イ）以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）を適用します。
（イ）　端末設備の購入と同時に行われたものである場合	その請求があった日からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）を適用します。

キ　特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用を受けて

いる契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用の廃止を申し出ることができます。

ク　当社は、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）を廃止します。

（ア）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。

（イ）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。

（ウ）　第２種ＬＴＥデュアル又はＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。

（エ）　対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。

（オ）　特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用の申込みがあったとき。

ケ　クの規定により、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の１欄の左欄の規定により特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用を廃止した後、２欄、３欄又は４欄の左欄に該当する場合が生じたとときは、それぞれ２欄、３欄又は４欄の規定によるものとします。

区分	特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用
１　２から４以外により特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用の対象とします。
２　ＬＴＥサービスの利用の一時休止又はＬＴＥ契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用の対象とします。
３　第２種ＬＴＥデュアル若しくはＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのＬＴＥサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用の対象とします。
４　特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）を廃止する申出又は特定データ通信	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ

２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。	（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用の対象とします。

備考　ａｕ契約への契約移行を行うとともに特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用を廃止する場合、その契約移行を行った時点まで特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用の対象とするものとします。

コ　特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）を選択した契約者は、シに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は１の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

サ　次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。

（ア）　オの表の規定により特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用を開始したとき。

（イ）　カの規定により特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の種類を変更したとき。

（ウ）　ケの表の区分２（ＬＴＥ契約の解除（ａｕ契約への契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分３若しくは区分４の規定により特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用を廃止したとき。

（エ）　特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日に、基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものに限ります。）があったとき。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、サの（ア）、（イ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、サの（イ）、（ウ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用終了日、ケの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）

シ　契約者の責めによらない理由により、１料金月の全ての日にわたって、ＬＴＥサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたと

<table>
<tr><td></td><td>きは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。
　この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</td></tr>
<tr><td>（３）の６　特定のデータ通信への定額制の適用Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）（データ定額（ケータイ／Ｖ））</td><td>ア　当社は、ＬＴＥ契約者からの申込みにより、そのＬＴＥサービス（第２種ＬＴＥデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する定額料（サの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を適用する取扱い（以下「特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）」といいます。）を行います。
　この場合において、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）には次表に定める種類があり、ＬＴＥ契約者は、そのいずれかを選択していただきます。
１契約ごとに月額
<table><tr><th>種類</th><th>定額料
税抜額</th></tr><tr><td>データ定額１（ケータイ／Ｖ）</td><td>2,900 円</td></tr><tr><td>データ定額２（ケータイ／Ｖ）</td><td>3,500 円</td></tr><tr><td>データ定額３（ケータイ／Ｖ）</td><td>4,200 円</td></tr><tr><td>データ定額５（ケータイ／Ｖ）</td><td>5,000 円</td></tr><tr><td>データ定額８（ケータイ／Ｖ）</td><td>6,700 円</td></tr><tr><td>データ定額 10（ケータイ／Ｖ）</td><td>8,000 円</td></tr><tr><td>データ定額 13（ケータイ／Ｖ）</td><td>9,800 円</td></tr></table>イ　特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）は、第２種ＬＴＥデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」といい、特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ⅱ）又は特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用を受けている契約者回線を除きます。）に限り、選択することができます。
　ただし、データ定額１（ケータイ／Ｖ）は、スーパーカケホ（ケータイ／Ｖ）の契約者回線、データ定額２（ケータイ／Ｖ）は、カケホ（ケータイ／Ｖ）の契約者回線に限り、選択することができます。
<table><tr><th>基本使用料の料金種別</th></tr><tr><td>カケホ（ケータイ／Ｖ）、スーパーカケホ（ケータイ／Ｖ）</td></tr></table>ウ　当社は、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用の申込みがあった場合は、当社が別に定める基準に適合する端末設備がその契約者回線に接続されているときに限り、これを承諾します。
エ　データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。
オ　特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用の開始</td></tr>
</table>

は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用の開始
１　特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の申込みが、その契約者回線に係るＬＴＥ契約の申込みと同時に行われたとき。	そのＬＴＥサービスの提供を開始した日
２　特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の申込みが、その契約者回線に係るＬＴＥサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのＬＴＥサービスの再利用を開始した日
３　特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の申込みが、第２種ＬＴＥデュアルへのＬＴＥサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のＬＴＥサービスの提供を開始した日
４　特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものを除きます。）に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日
５　特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日
備考　ａｕ契約からの契約移行を行った日から特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用を開始する場合は、その契約移行を行った時点から特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用を開始するものとします。	

カ　ＬＴＥ契約者は、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の種類の変更を請求することができます。この場合における変更後の特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の取扱いについては、次表のとおりとします。

ただし、基本使用料の料金種別がカケホ（ケータイ／Ｖ）の契約者回線のＬＴＥ契約者は、データ定額１（ケータイ／Ｖ）への変更、スーパーカケホ（ケータイ／Ｖ）の契約者回線のＬＴＥ契約者は、データ定額２（ケータイ／Ｖ）への変更を請求することはできません。

区分	変更後の特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用
（ア）　（イ）以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／

	Ｖ－ⅱ）を適用します。
（イ）　端末設備の購入と同時に行われたものである場合	その請求があった日からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）を適用します。

キ　特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用の廃止を申し出ることができます。

ク　当社は、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）を廃止します。

（ア）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。

（イ）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。

（ウ）　第１種ＬＴＥデュアル又はＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。

（エ）　対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。

（オ）　特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用の申込みがあったとき。

ケ　クの規定により、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の１欄の左欄の規定により特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用を廃止した後、２欄、３欄又は４欄の左欄に該当する場合が生じたとときは、それぞれ２欄、３欄又は４欄の規定によるものとします。

区分	特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用
１　２から４以外により特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用の対象とします。
２　ＬＴＥサービスの利用の一時休止又はＬＴＥ契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用の対象とします。
３　第１種ＬＴＥデュアル若しくはＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別	そのＬＴＥサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制

の変更があったとき。	Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用の対象とします。
４　特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）を廃止する申出又は特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用の対象とします。
備考　ａｕ契約への契約移行を行うとともに特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用を廃止する場合、その契約移行を行った時点まで特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用の対象とするものとします。	

コ　特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）を選択した契約者は、シに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は１の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

サ　次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。

（ア）　オの表の規定により特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用を開始したとき。

（イ）　カの規定により特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の種類を変更したとき。

（ウ）　ケの表の区分２（ＬＴＥ契約の解除（ａｕ契約への契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分３若しくは区分４の規定により特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用を廃止したとき。

（エ）　特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日に、基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものに限ります。）があったとき。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、サの（ア）、（イ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、サの（イ）、（ウ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用終了日、ケの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td></td><td>金種別の変更日の前日とします。）</td></tr>
</table>
シ　契約者の責めによらない理由により、１料金月の全ての日にわたって、ＬＴＥサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。
　この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
ス　イ及びカの規定にかかわらず、ＬＴＥ契約者は、次表に定める特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の種類の選択又は同種類への変更を請求することはできません。
<table>
<tr><th>種類</th></tr>
<tr><td>データ定額８（ケータイ／Ｖ）、データ定額 10（ケータイ／Ｖ）、データ定額13（ケータイ／Ｖ）</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>（３）の７　特定のデータ通信への２段階定額制の適用
（ＬＴＥダブル定額）</td><td>
ア　当社は、ＬＴＥ契約者からの申出により、（ア）に定める定額料を支払った場合に、そのＬＴＥサービス（第１種ＬＴＥデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信（ＫＤＤＩ株式外さｙが提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、２（料金額）の規定に代えて、（イ）に定める適用額により算定した額（以下この欄において「算定額」といいます。）から、（ア）に定める控除可能額（ケの規定により控除可能額を日割りした場合は、その額とし、算定額が控除可能額に満たない場合は、算定額とします。）を指し引いた額（その額が（ア）に定める上限定額料（ケの規定により上限定額料を日割りした場合は、その額とします。）以上となる場合は、上限定額料をその額とします。）を適用する取扱い（以下「特定データ通信２段階定額制」を行います。
（ア）　定額料、控除可能額及び上限定額料
１契約ごとに月額
<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th>料金額</th></tr>
<tr><th>税抜額</th></tr>
<tr><td>定額料</td><td>500 円</td></tr>
<tr><td>控除可能額</td><td>205 円</td></tr>
<tr><td>上限定額料</td><td>3,700 円</td></tr>
</table>
（イ）　適用額
１課金対象データごとに
<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th>料金額</th></tr>
<tr><th>税抜額</th></tr>
<tr><td>適用額</td><td>0.02 円</td></tr>
</table>
イ　特定データ通信２段階定額制は、第１種ＬＴＥデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」といいます。）に限り、選択する
</td></tr>
</table>

ことができます。

基本使用料の料金種別
ＬＴＥプランＳ

ウ　当社は特定データ通信２段階定額制の適用の申込みがあった場合は、当社が別に定める基準に適合する端末設備がその契約者回線に接続されているときに限り、これを承諾します。

エ　データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

オ　特定データ通信２段階定額制の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	特定データ通信２段階定額制の適用の開始
１　特定データ通信２段階定額制の申込みが、その契約者回線に係るＬＴＥ契約の申込みと同時に行われたとき。	そのＬＴＥサービスの提供を開始した日
２　特定データ通信２段階定額制の申込みが、その契約者回線に係るＬＴＥサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのＬＴＥサービスの再利用を開始した日
３　特定データ通信２段階定額制の申込みが、第１種ＬＴＥデュアルへのＬＴＥサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のＬＴＥサービスの提供を開始した日
４　特定データ通信２段階定額制の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日
５　特定データ通信２段階定額制の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日
備考　ａｕ契約からの契約移行を行った日から特定データ通信２段階定額制の適用を開始する場合は、その契約移行を行った時点から特定データ通信２段階定額制の適用を開始するものとします。	

カ　当社は、特定データ通信２段階定額制の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信２段階定額制を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信２段階定額制の適用を廃止します。

（ア）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。

（イ）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。

（ウ）　第２種ＬＴＥデュアル又はＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。

（エ）　対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。

キ　カの規定により、特定データ通信２段階定額制の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の１欄の左欄の規定により特定データ通信２段階定額制の適用を廃止した後、２欄、３欄又は４欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ２欄、３欄又は４欄の規定によるものとします。

区分	特定データ通信２段階定額制の適用
１　２から４以外により特定データ通信定額制の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制の適用の対象とします。
２　ＬＴＥサービスの利用の一時休止又ＬＴＥ契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制の適用の対象とします。
３　第２種ＬＴＥデュアル若しくはＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのＬＴＥサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制の適用の対象とします。
４　特定データ通信２段階定額制を廃止する申出が、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申出があった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制の適用の対象とします。
備考　ａｕ契約への契約移行を行うとともに特定データ通信２段階定額制の適用を廃止する場合、その契約移行を行った時点まで特定データ通信２段階定額制の対象とするものとします。	

ク　特定データ通信２段階定額制を選択した契約者は、サに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は１の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料及び上限定額料の支払いを要します。

ケ　オの表の規定により特定データ通信２段階定額制の適用を開始した場合又はキの表の区分２（ＬＴＥ契約の解除（ａｕ契約への契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分３若しくは区分４の規定により特定データ通信２段階定額制の適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料、控除可能額及び上限定額料の日割りを行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、オの表の規定により特定データ通信２段階定額制の適用を開始した場合は、その適用を開始した日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、キの表

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td></td><td>の区分２（ＬＴＥ契約の解除（ａｕ契約への契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分３又は区分４の規定により特定データ通信２段階定額制を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日）</td></tr>
</table>
コ　控除可能額の日割り計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
サ　契約者の責めによらない理由により、１料金月の全ての日にわたって、ＬＴＥサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。
　この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</td></tr>
<tr><td>（３）の８　特定のデータ通信への２段階定額制の適用（ケータイ／Ｖ－ｉ）
（ダブル定額（ケータイ／Ｖ））</td><td>
ア　当社は、ＬＴＥ契約者からの申出により、（ア）に定める定額料を支払った場合に、そのＬＴＥサービス（第１種ＬＴＥデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、２（料金額）の規定に代えて、（イ）に定める適用額により算定した額（以下この欄において「算定額」といいます。）から、（ア）に定める控除可能額（ケの規定により控除可能額を日割りした場合は、その額とし、算定額が控除可能額に満たない場合は、算定額とします。）を指し引いた額（その額が（ア）に定める上限定額料（ケの規定により上限定額料を日割りした場合は、その額とします。）以上となる場合は、上限定額料をその額とします。）を適用する取扱い（以下「特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ｉ）」を行います。
（ア）　定額料、控除可能額及び上限定額料
１契約ごとに月額
<table>
<tr><td rowspan="2">区分</td><td>料金額</td></tr>
<tr><td>税抜額</td></tr>
<tr><td>定額料</td><td>500 円</td></tr>
<tr><td>控除可能額</td><td>205 円</td></tr>
<tr><td>上限定額料</td><td>3,700 円</td></tr>
</table>
（イ）　適用額
１課金対象データごとに
<table>
<tr><td rowspan="2">区分</td><td>料金額</td></tr>
<tr><td>税抜額</td></tr>
<tr><td>適用額</td><td>0.02 円</td></tr>
</table>
イ　特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ｉ）は、第１種ＬＴＥデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」といいます。）に限り、選択することができます。</td></tr>
</table>

基本使用料の料金種別
ＶＫプランＭ、ＶＫプランＳ、ＶＫプラン、オフィスケータイプランＶＫ（ケータイ）

ウ　当社は、特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用の申込みがあった場合は、当社が別に定める基準に適合する端末設備がその契約者回線に接続されているときに限り、これを承諾します。

エ　データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

オ　特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

　ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用の開始
１　特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ｉ）の申込みが、その契約者回線に係るＬＴＥ契約の申込みと同時に行われたとき。	そのＬＴＥサービスの提供を開始した日
２　特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ｉ）の申込みが、その契約者回線に係るＬＴＥサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのＬＴＥサービスの再利用を開始した日
３　特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ｉ）の申込みが、第１種ＬＴＥデュアルへのＬＴＥサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のＬＴＥサービスの提供を開始した日
４　特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ｉ）の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日
５　特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ｉ）の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日
備考　ａｕ契約からの契約移行を行った日から特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用を開始する場合は、その契約移行を行った時点から特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用を開始するものとします。	

カ　当社は、特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ｉ）を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用を廃止します。

（ア）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。
（イ）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。
（ウ）　第２種ＬＴＥデュアル又はＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。
（エ）　対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。

キ　カの規定により、特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の１欄の左欄の規定により特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用を廃止した後、２欄、３欄又は４欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ２欄、３欄又は４欄の規定によるものとします。

区分	特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用
１　２から４以外により特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用の対象とします。
２　ＬＴＥサービスの利用の一時休止又ＬＴＥ契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用の対象とします。
３　第２種ＬＴＥデュアル若しくはＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのＬＴＥサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用の対象とします。
４　特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ｉ）を廃止する申出が、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申出があった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用の対象とします。
備考　ａｕ契約への契約移行を行うとともに特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用を廃止する場合、その契約移行を行った時点まで特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ｉ）の対象とするものとします。	

ク　特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ｉ）を選択した契約者は、サに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は１の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料及び上限定額料の支払いを要します。

ケ　次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終

了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料、控除可能額及び上限定額料の日割りを行います。

（ア）　オの表の規定により特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用を開始したとき。

（イ）　キの表の区分２（ＬＴＥ契約の解除（ａｕ契約への契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分３若しくは区分４の規定により特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用を廃止したとき。

（ウ）　特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日に、基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものに限ります。）があったとき。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、ケの（ア）又は（ウ）に該当することとなったときは、特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、ケの（イ）又は（ウ）に該当することとなったときは、は、キの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）

コ　控除可能額の日割り計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

サ　契約者の責めによらない理由により、１料金月の全ての日にわたって、ＬＴＥサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。

　この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（３）の９　特定のデータ通信への２段階定額制の適用（ケータイ／Ｖ－ⅱ）（ダブル定額（ケータイ／Ｖ））

ア　当社は、ＬＴＥ契約者からの申出により、（ア）に定める定額料を支払った場合に、そのＬＴＥサービス（第２種ＬＴＥデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、２（料金額）の規定に代えて、（イ）に定める適用額により算定した額（以下この欄において「算定額」といいます。）から、（ア）に定める控除可能額（コの規定により控除可能額を日割りした場合は、その額とし、算定額が控除可能額に満たない場合は、算定額とします。）を指し引いた額（その額が（ア）に定める上限定額料（コの規定により上限定額料を日割りした場合は、その額とします。）以上となる場合は、上限定額料をその額とします。）を適用する取扱い（以下「特定データ

通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ⅱ）」を行います。

（ア）　定額料、控除可能額及び上限定額料

１契約ごとに月額

区分	料金額 税抜額
定額料	500 円
控除可能額	205 円
上限定額料	3,700 円

（イ）　適用額

１課金対象データごとに

区分	料金額 税抜額
適用額	0.02 円

イ　特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ⅱ）は、第２種ＬＴＥデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」といいます。)に限り、選択することができます。

基本使用料の料金種別
ＶＫプランＭ、ＶＫプランＳ、ＶＫプラン、オフィスケータイプラン（ＶＫ）

ウ　当社は、特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用の申込みがあった場合は、当社が別に定める基準に適合する端末設備がその契約者回線に接続されているときに限り、これを承諾します。

エ　データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

オ　特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用の開始
１　特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の申込みが、その契約者回線に係るＬＴＥ契約の申込みと同時に行われたとき。	そのＬＴＥサービスの提供を開始した日
２　特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の申込みが、その契約者回線に係るＬＴＥサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのＬＴＥサービスの再利用を開始した日
３　特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の申込みが、第２種ＬＴＥデュアルへのＬＴＥサービスの種類の変	その変更後のＬＴＥサービスの提供を開始した日

更に係る請求と同時に行われたとき。	
４　特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日
５　特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日
備考　ａｕ契約からの契約移行を行った日から特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用を開始する場合は、その契約移行を行った時点から特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用を開始するものとします。	

カ　特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用を受けている契約者回線（基本使用料の料金種別がカケホ（ケータイ／Ｖ）のものに限ります。）の契約者は、カケホ（ケータイ／Ｖ）以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用の廃止を申し出ることができます。

キ　当社は、特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ⅱ）を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用を廃止します。

（ア）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。

（イ）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。

（ウ）　第１種ＬＴＥデュアル又はＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。

（エ）　対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。

（オ）　特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）又は特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用の申込みがあったとき。

ク　キの規定により、特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の１欄の左欄の規定により特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用を廃止した後、２欄、３欄又は４欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ２欄、３欄又は４欄の規定によるものとします。

区分	特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用
１　２から４以外により特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用の

	対象とします。
２　ＬＴＥサービスの利用の一時休止又ＬＴＥ契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用の対象とします。
３　第１種ＬＴＥデュアル若しくはＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのＬＴＥサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用の対象とします。
４　特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ⅱ）を廃止する申出又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）若しくは特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用の対象とします。
備考　ａｕ契約への契約移行を行うとともに特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用を廃止する場合、その契約移行を行った時点まで特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の対象とするものとします。	

ケ　特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ⅱ）を選択した契約者は、シに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は１の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料及び上限定額料の支払いを要します。

コ　次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料、控除可能額及び上限定額料の日割りを行います。

（ア）　オの表の規定により特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用を開始したとき。

（イ）　クの表の区分２（ＬＴＥ契約の解除（ａｕ契約への契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分３若しくは区分４の規定により特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用を廃止したとき。

（ウ）　特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日に、基本使用料の料金種別の変更（カケホ（ケータイ／Ｖ）からオフィスケータイプラン（ＶＫ）への変更を除く、対象プランの間のものに限ります。）があったとき。

区分	起算日

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>適用開始日</td><td>その料金月の初日（その料金月において、コの(ア)又は(ウ)に該当することとなったときは、特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）</td></tr>
<tr><td>適用終了日</td><td>その料金月の末日（その料金月において、コの(イ)又は(ウ)に該当することとなったときは、は、クの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）</td></tr>
</table>
サ　控除可能額の日割り計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
シ　契約者の責めによらない理由により、１料金月の全ての日にわたって、ＬＴＥサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。
　この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
</td></tr>
<tr><td>（３）の 10　特定のデータ通信への２段階定額制の適用Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅰ）
（ダブル定額Ｚ（ケータイ／Ｖ））</td><td>
ア　当社は、ＬＴＥ契約者からの申出により、そのＬＴＥサービス（第１種ＬＴＥデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、２（料金額）の規定に代えて、(イ)に定める適用額により算定した額（以下この欄において「算定額」といいます。）から、(ア)に定める控除可能額（コの規定により控除可能額を日割りした場合は、その額とし、算定額が控除可能額に満たない場合は、算定額とします。）を指し引いた額（その額が(ア)に定める上限定額料（コの規定により上限定額料を日割りした場合は、その額とします。）以上となる場合は、上限定額料をその額とします。）を適用する取扱い（以下「特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅰ）」を行います。
(ア)　控除可能額及び上限定額料
１契約ごとに月額
<table>
<tr><td rowspan="2">区分</td><td>料金額</td></tr>
<tr><td>税抜額</td></tr>
<tr><td>控除可能額</td><td>15 円</td></tr>
<tr><td>上限定額料</td><td>4,200 円</td></tr>
</table>
(イ)　適用額
１課金対象データごとに
<table>
<tr><td rowspan="2">区分</td><td>料金額</td></tr>
<tr><td>税抜額</td></tr>
<tr><td>適用額</td><td>0.03 円</td></tr>
</table>
イ　特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅰ）は、第１
</td></tr>
</table>

種ＬＴＥデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」といい、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用を受けているものを除きます。）に限り、選択することができます。

基本使用料の料金種別
カケホ（ケータイ／Ｖ）、スーパーカケホ（ケータイ／Ｖ）

ウ　当社は、特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用の申込みがあった場合は、当社が別に定める基準に適合する端末設備がその契約者回線に接続されているときに限り、これを承諾します。

エ　データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

オ　特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

　ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用の開始
１　特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の申込みが、その契約者回線に係るＬＴＥ契約の申込みと同時に行われたとき。	そのＬＴＥサービスの提供を開始した日
２　特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の申込みが、その契約者回線に係るＬＴＥサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのＬＴＥサービスの再利用を開始した日
３　特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の申込みが、第１種ＬＴＥデュアルへのＬＴＥサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のＬＴＥサービスの提供を開始した日
４　特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものを除きます。）に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日
５　特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日
備考　ａｕ契約からの契約移行を行った日から特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用を開始する場合は、その契約移行を行った時点から特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用を開始するものとします。	

カ　特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用を

受けている契約者回線の契約者は、カケホ（ケータイ／Ｖ）又はスーパーカケホ（ケータイ／Ｖ）以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用の廃止を申し出ることができます。

キ　当社は、特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ｉ）を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ｉ）を廃止します。

（ア）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。

（イ）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。

（ウ）　第２種ＬＴＥデュアル又はＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。

（エ）　対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。

（オ）　特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用の申込みがあったとき。

ク　キの規定により、特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の１欄の左欄の規定により特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用を廃止した後、２欄、３欄又は４欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ２欄、３欄又は４欄の規定によるものとします。

区分	特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用
１　２から４以外により特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用の対象とします。
２　ＬＴＥサービスの利用の一時休止又はＬＴＥ契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用の対象とします。
３　第２種ＬＴＥデュアル若しくはＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのＬＴＥサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用の対象とします。

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>４　特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ｉ）を廃止する申出又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。</td><td>その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用の対象とします。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　ａｕ契約への契約移行を行うとともに特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用を廃止する場合、その契約移行を行った時点まで特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用の対象とするものとします。</td></tr>
</table>
ケ　特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ｉ）を選択した契約者は、通信の有無にかかわらず又は１の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する上限定額料の支払いを要します。
コ　次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する、控除可能額及び上限定額料の日割りを行います。
（ア）　オの表の規定により特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用を開始したとき。
（イ）　クの表の区分２（ＬＴＥ契約の解除（ａｕ契約への契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分３若しくは区分４の規定により特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用を廃止したとき。
（ウ）　特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日に、基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものに限ります。）があったとき。
<table>
<tr><th>区分</th><th>起算日</th></tr>
<tr><td>適用開始日</td><td>その料金月の初日（その料金月において、コの（ア）又は（ウ）に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ｉ）の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）</td></tr>
<tr><td>適用終了日</td><td>その料金月の末日（その料金月において、コの（イ）又は（ウ）に該当することとなったときは、それぞれクの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）</td></tr>
</table>
サ　控除可能額の日割り計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</td></tr>
<tr><td>（３）の 11　特定のデータ通信への２段階定額制の適用Ｚ（ケータイ／</td><td>ア　当社は、ＬＴＥ契約者からの申出により、そのＬＴＥサービス（第２種ＬＴＥデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、２</td></tr>
</table>

Ｖ－ⅱ）
（ダブル定額Ｚ（ケータイ／Ｖ））

（料金額）の規定に代えて、(イ)に定める適用額により算定した額（以下この欄において「算定額」といいます。)から、(ア)に定める控除可能額（コの規定により控除可能額を日割りした場合は、その額とし、算定額が控除可能額に満たない場合は、算定額とします。)を指し引いた額（その額が(ア)に定める上限定額料（コの規定により上限定額料を日割りした場合は、その額とします。)以上となる場合は、上限定額料をその額とします。)を適用する取扱い（以下「特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）」を行います。

(ア)　控除可能額及び上限定額料

１契約ごとに月額

区分	料金額 税抜額
控除可能額	15 円
上限定額料	4,200 円

(イ)　適用額

１課金対象データごとに

区分	料金額 税抜額
適用額	0.03 円

イ　特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）は、第２種ＬＴＥデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」といい、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）又は特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用を受けているものを除きます。)に限り、選択することができます。

基本使用料の料金種別
カケホ（ケータイ／Ｖ）、スーパーカケホ（ケータイ／Ｖ）

ウ　当社は、特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用の申込みがあった場合は、当社が別に定める基準に適合する端末設備がその契約者回線に接続されているときに限り、これを承諾します。

エ　データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

オ　特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用の開始
１　特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の申込みが、その契約者回線に係るＬＴＥ契約の申込みと同時に	そのＬＴＥサービスの提供を開始した日

行われたとき。	
２　特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の申込みが、その契約者回線に係るＬＴＥサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのＬＴＥサービスの再利用を開始した日
３　特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の申込みが、第２種ＬＴＥデュアルへのＬＴＥサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のＬＴＥサービスの提供を開始した日
４　特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものを除きます。）に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日
５　特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日
備考　ａｕ契約からの契約移行を行った日から特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用を開始する場合は、その契約移行を行った時点から特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用を開始するものとします。	

カ　特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用を受けている契約者回線の契約者は、カケホ（ケータイ／Ｖ）又はスーパーカケホ（ケータイ／Ｖ）以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用の廃止を申し出ることができます。

キ　当社は、特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）を廃止します。

（ア）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。

（イ）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。

（ウ）　第１種ＬＴＥデュアル又はＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。

（エ）　対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。

（オ）　特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用の申込みがあったとき。

ク　キの規定により、特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の１欄の左欄の規定により特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用を廃

止した後、２欄、３欄又は４欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ２欄、３欄又は４欄の規定によるものとします。

区分	特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用
１　２から４以外により特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用の対象とします。
２　ＬＴＥサービスの利用の一時休止又はＬＴＥ契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用の対象とします。
３　第１種ＬＴＥデュアル若しくはＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのＬＴＥサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用の対象とします。
４　特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）を廃止する申出又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用の対象とします。
備考　ａｕ契約への契約移行を行うとともに特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用を廃止する場合、その契約移行を行った時点まで特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用の対象とするものとします。	

ケ　特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）を選択した契約者は、通信の有無にかかわらず又は１の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する上限定額料の支払いを要します。

コ　次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する、控除可能額及び上限定額料の日割りを行います。

（ア）　オの表の規定により特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用を開始したとき。

（イ）　クの表の区分２（ＬＴＥ契約の解除（ａｕ契約への契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分３若しくは区分４の規定により特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用を廃止したとき。

（ウ）　特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用

を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日に、基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものに限ります。）があったとき。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、コの(ア)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、コの(イ)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれクの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）

サ　控除可能額の日割り計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

（３）の 12　特定のデータ通信への段階定額制の適用（ａｕピタットプラン）

ア　当社は、ＬＴＥ契約者からの申出により、そのＬＴＥサービス（第１種ＬＴＥデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るもの及び海外定額対象回線に係る海外定額対象利用を含み、別表１（オプション機能）19 欄に定めるＷｉＭＡＸ通信を除きます。以下この欄、（３）の 13、（５）、（６）、（６）の２及び（６）の３において同じとします。）について、基本使用料の料金種別ごとに、そのデータ通信に係る１料金月の課金対象データの総情報量（以下「累計課金対象データ量」といいます。）に応じて、次表に規定する定額料（スの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を適用する取扱い（以下「特定データ通信段階定額制」といいます。）を行います。

１契約ごとに月額

区分	累計課金対象データ量	定額料 税抜額
区分１	1,073,741,824 バイト（１ギガバイト）以下の場合	1,700 円
区分２	1,073,741,824 バイト（１ギガバイト）を超え 2,147,483,648 バイト（２ギガバイト）以下の場合	2,700 円
区分３	2,147,483,648 バイト（２ギガバイト）を超え 3,221,225,472 バイト（３ギガバイト）以下の場合	3,700 円
区分４	3,221,225,472 バイト（３ギガバイト）を超え 5,368,709,120 バイト（５ギガバイト）以下の場合	4,700 円
区分５	5,368,709,120 バイト（５ギガバイト）を超えた場合	5,700 円

イ　特定データ通信段階定額制は、第１種ＬＴＥデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下

この欄において「対象プラン」といい、特定データ通信定額制Ⅲの適用を受けている契約者回線を除きます。)に限り、選択することができます。

区分	基本使用料の料金種別
カテゴリーⅡ	シンプル、カケホ、スーパーカケホ

ウ　当社は、特定データ通信段階定額制の適用の申込みがあった場合は、当社が別に定める基準に適合する端末設備がその契約者回線に接続されているときに限り、これを承諾します。

エ　データ通信料の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに、料金月単位で行います。

オ　特定データ通信段階定額制の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	特定データ通信段階定額制の適用の開始
１　特定データ通信段階定額制の申込みが、その契約者回線に係るＬＴＥ契約の申込みと同時に行われたとき。	そのＬＴＥサービスの提供を開始した日
２　特定データ通信段階定額制の申込みが、その契約者回線に係るＬＴＥサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのＬＴＥサービスの再利用を開始した日
３　特定データ通信段階定額制の申込みが、第１種ＬＴＥデュアルへのＬＴＥサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のＬＴＥサービスの提供を開始した日
４　特定データ通信段階定額制の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものを除きます。)に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日
５　特定データ通信段階定額制の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日
備考　ａｕ契約からの契約移行を行った日から特定データ通信段階定額制の適用を開始する場合は、その契約移行を行った時点から特定データ通信段階定額制の適用を開始するものとします。	

カ　特定データ通信段階定額制の適用を受けている契約者回線について、そのデータ通信に係る累計課金対象データ量がアの表の区分１から区分４に定めるそれぞれのデータ量の最大値を超えたときに、購入残等データ量（(６)の２に定める前月からの繰越データ量又は(６)の３に定める購入残データ量をいいます。以下この欄及び(３)の 13 において同じとします。)を有する場合、アの表を

次のとおり読み替えて、特定データ通信段階定額制を適用します。

１契約ごとに月額

区分	累計課金対象データ量	定額料 税抜額
区分１	1,073,741,824 バイト（１ギガバイト）に購入残等データ量を合算したデータ量以下の場合	1,700 円
区分２	区分１のデータ量の最大値を超え区分１のデータ量の最大値に 1,073,741,824 バイト（１ギガバイト）を合算したデータ量以下の場合	2,700 円
区分３	区分２のデータ量の最大値を超え区分２のデータ量の最大値に 1,073,741,824 バイト（１ギガバイト）を合算したデータ量以下の場合	3,700 円
区分４	区分３のデータ量の最大値を超え区分３のデータ量の最大値に 2,147,483,648 バイト（２ギガバイト）を合算したデータ量以下の場合	4,700 円
区分５	区分４のデータ量の最大値を超えた場合	5,700 円
備考　区分２から区分４については、それぞれの区分に定めるデータ量の最大値を超えた時点で購入残データ量を有する場合、そのデータ量を合算した値を最大値とします。		

キ　特定データ通信段階定額制の適用を受けている契約者回線について、(14)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用を受ける場合、同(14)の規定によるほか、ア又はカの表の区分１から区分５に定めるデータ量の最大値及び最小値（(14)の適用を開始した時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量を超える部分に限ります。)を、そのデータ量共有回線群を構成する他の契約者回線及び他網契約者回線に係る総量速度規制データ量を合算したデータ量を加算した値にそれぞれ読み替えて、特定データ通信段階定額制を適用します。

ク　特定データ通信段階定額制の適用を受けている契約者回線について、(14)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用の廃止があった場合、廃止があった時点のその契約者回線に係る累計課金対象データ量は、廃止があった時点の共有累計課金対象データ量に係る定額料と同額の定額料に係るアの表の区分の次の区分に定めるデータ量の最小値として取り扱います。

　ただし、ＬＴＥ契約の解除による廃止の場合、廃止があった時点のその契約者回線に係る累計課金対象データ量は、廃止があった時点の共有累計課金対象データ量に係る定額料と同額の定額料に係るアの表の区分に定めるデータ量の最小値として取り扱います。

ケ　ＬＴＥサービスの提供を受けている契約者回線について、料金月の起算日以外の日に(ア)又は(イ)に該当した場合、アの表の区

分１から区分５に定めるデータ量の最大値及び最小値をそれぞれ次のとおり読み替えて、特定データ通信段階定額制を適用します。

（ア）　特定データ通信段階定額制の適用の開始があったとき。

読み替える値	読み替え後の値
区分１に定めるデータ量の最大値及び区分２に定めるデータ量の最小値	特定データ段階定額制の適用を開始する前の料金種別等に係る総量速度規制データ量（その値が 1,073,741,824 バイト（１ギガバイト）未満の場合は、１ギガバイトとします。）から、特定データ通信段階定額制の適用を開始するまでに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量（（５）、（５）の２、（６）、（６）の２又は（６）の３の取扱いを受けるものを除きます。）を差し引いた値（その値が０バイト以下の場合は、０バイトとします。）
区分２から区分４に定めるデータ量の最大値及び区分３から区分５に定めるデータ量の最小値	それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から１ギガバイトを差し引いた値を加算した値

（イ）　特定データ通信段階定額制の適用を受けている場合であって、基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものに限ります。）があったとき。

読み替える値	読み替え後の値
変更後の料金種別に係る、区分１に定めるデータ量の最大値及び区分２に定めるデータ量の最小値	料金種別の変更があった時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量（以下この（３）の 12 において「変更前利用データ量」といいます。）に係る区分に定めるデータ量の最大値（変更前利用データ量が 5,368,709,120 バイト（５ギガバイト）を超える場合は、21,474,836,480 バイト（20 ギガバイト）とします。）から、変更前利用データ量を差し引いた値
変更後の料金種別に係る、区分２から区分４に定めるデータ量の最大値及び区分３から区分５に定めるデータ量の最小値	それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から１ギガバイトを差し引いた値を加算した値

コ　特定データ通信段階定額制の適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信段階定額制の適用の廃止を申し出ることができます。

サ　当社は、特定データ通信段階定額制の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信段階定額制を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信段階定額制を廃止します。

（ア）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。

（イ）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。

（ウ）　第２種ＬＴＥデュアル又はＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。

（エ）　対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。

（オ）　特定データ通信定額制Ⅲの適用の申込みがあったとき。

シ　サの規定により、特定データ通信段階定額制の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の１欄の左欄の規定により特定データ通信段階定額制の適用を廃止した後、２欄、３欄又は４欄の左欄に該当する場合が生じたとときは、それぞれ２欄、３欄又は４欄の規定によるものとします。

区分	特定データ通信段階定額制の適用
１　２から４以外により特定データ通信段階定額制の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制の適用の対象とします。
２　ＬＴＥサービスの利用の一時休止又はＬＴＥ契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制の適用の対象とします。
３　第２種ＬＴＥデュアル若しくはＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのＬＴＥサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制の適用の対象とします。
４　特定データ通信段階定額制を廃止する申出又は特定データ通信定額制Ⅲの適用の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制の適用の対象とします。
備考　ａｕ契約への契約移行を行うとともに特定データ通信段階定額制の適用を廃止する場合、その契約移行を行った時点まで特定データ通信段階定額制の適用の対象とするものとします。	

ス　次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。

（ア）　シの表の規定により特定データ通信段階定額制の適用を開始したとき。

（イ）　シの表の区分２（ＬＴＥ契約の解除（ａｕ契約への契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分３又は区分４の規定により特定データ通信段階定額制の適用を廃止したとき。

（ウ）　特定データ通信段階定額制の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日に、基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものに限ります。）があったとき。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、スの（ア）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信段階定額制の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、スの（イ）又は（ウ）に該当することとなったときは、それぞれサの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）

（３）の 13　特定のデータ通信への段階定額制の適用（Ｖ）（ａｕピタットプラン（Ｖ））

ア　当社は、ＬＴＥ契約者からの申出により、そのＬＴＥサービス（第２種ＬＴＥデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信について、基本使用料の料金種別ごとに、そのデータ通信に係る累計課金対象データ量に応じて、次表に規定する定額料（スの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を適用する取扱い（以下「特定データ通信段階定額制（Ｖ）」といいます。）を行います。

１契約ごとに月額

区分	累計課金対象データ量	定額料 税抜額
区分１	1,073,741,824 バイト（１ギガバイト）以下の場合	1,700 円
区分２	1,073,741,824 バイト（１ギガバイト）を超え 2,147,483,648 バイト（２ギガバイト）以下の場合	2,700 円
区分３	2,147,483,648 バイト（２ギガバイト）を超え 3,221,225,472 バイト（３ギガバイト）以下の場合	3,700 円
区分４	3,221,225,472 バイト（３ギガバイト）を超え 5,368,709,120 バイト（５ギガバイト）以下の場合	4,700 円
区分５	5,368,709,120 バイト（５ギガバイト）を超えた場合	5,700 円

イ　特定データ通信段階定額制は、第２種ＬＴＥデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」といい、特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）の適用を受けている契約者回線を除きます。）に限り、選択することができます。

区分	基本使用料の料金種別

カテゴリーⅡ	シンプル、カケホ、スーパーカケホ

ウ　当社は、特定データ通信段階定額制（Ｖ）の適用の申込みがあった場合は、当社が別に定める基準に適合する端末設備がその契約者回線に接続されているときに限り、これを承諾します。

エ　データ通信料の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに、料金月単位で行います。

オ　特定データ通信段階定額制（Ｖ）の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

　ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	特定データ通信段階定額制（Ｖ）の適用の開始
１　特定データ通信段階定額制（Ｖ）の申込みが、その契約者回線に係るＬＴＥ契約の申込みと同時に行われたとき。	そのＬＴＥサービスの提供を開始した日
２　特定データ通信段階定額制（Ｖ）の申込みが、その契約者回線に係るＬＴＥサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのＬＴＥサービスの再利用を開始した日
３　特定データ通信段階定額制（Ｖ）の申込みが、第２種ＬＴＥデュアルへのＬＴＥサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のＬＴＥサービスの提供を開始した日
４　特定データ通信段階定額制（Ｖ）の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものを除きます。）に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日
５　特定データ通信段階定額制（Ｖ）の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日
備考　ａｕ契約からの契約移行を行った日から特定データ通信段階定額制（Ｖ）の適用を開始する場合は、その契約移行を行った時点から特定データ通信段階定額制（Ｖ）の適用を開始するものとします。	

カ　特定データ通信段階定額制（Ｖ）の適用を受けている契約者回線について、そのデータ通信に係る累計課金対象データ量がアの表の区分１から区分４に定めるそれぞれのデータ量の最大値を超えたときに、購入残等データ量を有する場合、アの表を次のとおり読み替えて、特定データ通信段階定額制（Ｖ）を適用します。

１契約ごとに月額

区分	累計課金対象データ量	定額料 税抜額
区分１	1,073,741,824 バイト（１ギガバイト）に	1,700 円

	購入残等データ量を合算したデータ量以下の場合	
区分２	区分１のデータ量の最大値を超え区分１のデータ量の最大値に 1,073,741,824 バイト（１ギガバイト）を合算したデータ量以下の場合	2,700 円
区分３	区分２のデータ量の最大値を超え区分２のデータ量の最大値に 1,073,741,824 バイト（１ギガバイト）を合算したデータ量以下の場合	3,700 円
区分４	区分３のデータ量の最大値を超え区分３のデータ量の最大値に 2,147,483,648 バイト（２ギガバイト）を合算したデータ量以下の場合	4,700 円
区分５	区分４のデータ量の最大値を超えた場合	5,700 円
備考　区分２から区分４については、それぞれの区分に定めるデータ量の最大値を超えた時点で購入残データ量を有する場合、そのデータ量を合算した値を最大値とします。		

キ　特定データ通信段階定額制（Ｖ）の適用を受けている契約者回線について、(14)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用を受ける場合、同(14)の規定によるほか、ア又はカの表の区分１から区分５に定めるデータ量の最大値及び最小値（(14)の適用を開始した時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量を超える部分に限ります。)を、そのデータ量共有回線群を構成する他の契約者回線及び他網契約者回線に係る総量速度規制データ量を合算したデータ量を加算した値にそれぞれ読み替えて、特定データ通信段階定額制（Ｖ）を適用します。

ク　特定データ通信段階定額制（Ｖ）の適用を受けている契約者回線について、(14)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用の廃止があった場合、廃止があった時点のその契約者回線に係る累計課金対象データ量は、廃止があった時点の共有累計課金対象データ量に係る定額料と同額の定額料に係るアの表の区分の次の区分に定めるデータ量の最小値として取り扱います。

　ただし、ＬＴＥ契約の解除による廃止の場合、廃止があった時点のその契約者回線に係る累計課金対象データ量は、廃止があった時点の共有累計課金対象データ量に係る定額料と同額の定額料に係るアの表の区分に定めるデータ量の最小値として取り扱います。

ケ　ＬＴＥサービスの提供を受けている契約者回線について、料金月の起算日以外の日に(ア)又は(イ)に該当した場合、アの表の区分１から区分５に定めるデータ量の最大値及び最小値をそれぞれ次のとおり読み替えて、特定データ通信段階定額制（Ｖ）を適用します。

（ア）　特定データ通信段階定額制（Ｖ）の適用の開始があったとき。

読み替える値	読み替え後の値

区分１に定めるデータ量の最大値及び区分２に定めるデータ量の最小値	特定データ段階定額制（Ｖ）の適用を開始する前の料金種別等に係る総量速度規制データ量（その値が 1,073,741,824 バイト（１ギガバイト）未満の場合は、１ギガバイトとします。）から、特定データ通信段階定額制（Ｖ）の適用を開始するまでに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量（（５）、（５）の２、（６）、（６）の２又は（６）の３の取扱いを受けるものを除きます。）を差し引いた値（その値が０バイト以下の場合は、０バイトとします。）
区分２から区分４に定めるデータ量の最大値及び区分３から区分５に定めるデータ量の最小値	それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から１ギガバイトを差し引いた値を加算した値

（イ）　特定データ通信段階定額制（Ｖ）の適用を受けている場合であって、基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものに限ります。）があったとき。

読み替える値	読み替え後の値
変更後の料金種別に係る、区分１に定めるデータ量の最大値及び区分２に定めるデータ量の最小値	料金種別の変更があった時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量（以下この（３）の 12 において「変更前利用データ量」といいます。）に係る区分に定めるデータ量の最大値（変更前利用データ量が 5,368,709,120 バイト（５ギガバイト）を超える場合は、21,474,836,480 バイト（20 ギガバイト）とします。）から、変更前利用データ量を差し引いた値
変更後の料金種別に係る、区分２から区分４に定めるデータ量の最大値及び区分３から区分５に定めるデータ量の最小値	それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から１ギガバイトを差し引いた値を加算した値

コ　特定データ通信段階定額制（Ｖ）の適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信段階定額制（Ｖ）の適用の廃止を申し出ることができます。

サ　当社は、特定データ通信段階定額制（Ｖ）の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信段階定額制（Ｖ）を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信段階定額制（Ｖ）を廃止します。

（ア）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。
（イ）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。
（ウ）　第１種ＬＴＥデュアル又はＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。
（エ）　対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。
（オ）　特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）の適用の申込みがあったとき。

シ　サの規定により、特定データ通信段階定額制（Ｖ）の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。
　この場合、同一料金月内において、次表の１欄の左欄の規定により特定データ通信段階定額制（Ｖ）の適用を廃止した後、２欄、３欄又は４欄の左欄に該当する場合が生じたとときは、それぞれ２欄、３欄又は４欄の規定によるものとします。

区分	特定データ通信段階定額制（Ｖ）の適用
１　２から４以外により特定データ通信段階定額制（Ｖ）の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制（Ｖ）の適用の対象とします。
２　ＬＴＥサービスの利用の一時休止又はＬＴＥ契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制（Ｖ）の適用の対象とします。
３　第１種ＬＴＥデュアル若しくはＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのＬＴＥサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制（Ｖ）の適用の対象とします。
４　特定データ通信段階定額制（Ｖ）を廃止する申出又は特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）の適用の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制（Ｖ）の適用の対象とします。
備考　ａｕ契約への契約移行を行うとともに特定データ通信段階定額制（Ｖ）の適用を廃止する場合、その契約移行を行った時点まで特定データ通信段階定額制（Ｖ）の適用の対象とするものとします。	

ス　次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。
（ア）　シの表の規定により特定データ通信段階定額制（Ｖ）の適用を開始したとき。

（イ）　シの表の区分２（ＬＴＥ契約の解除（ａｕ契約への契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分３又は区分４の規定により特定データ通信段階定額制（Ｖ）の適用を廃止したとき。

（ウ）　特定データ通信段階定額制（Ｖ）の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日に、基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものに限ります。）があったとき。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、スの（ア）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信段階定額制（Ｖ）の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、スの（イ）又は（ウ）に該当することとなったときは、それぞれサの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）

（３）の 14　特定のデータ通信への定額制の適用（ａｕフラットプラン）

ア　当社は、ＬＴＥ契約者からの申出により、そのＬＴＥサービス（第１種ＬＴＥデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する定額料（サの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を適用する取扱い（以下「特定データ通信定額制Ⅲ」といいます。）を行います。

この場合において、特定データ通信定額制Ⅲには次表に定める種類があり、ＬＴＥ契約者は、そのいずれかを選択していただきます。

１契約ごとに月額

種類	定額料 税抜額
ａｕフラットプラン 20	4,720 円
ａｕフラットプラン 30	6,720 円

イ　特定データ通信定額制Ⅲは、第１種ＬＴＥデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」といい、特定データ通信段階定額制の適用を受けている契約者回線を除きます。）に限り、選択することができます。

区分	基本使用料の料金種別
カテゴリーⅡ	シンプル、カケホ、スーパーカケホ

ウ　当社は、特定データ通信定額制Ⅲの適用の申込みがあった場合は、当社が別に定める基準に適合する端末設備がその契約者回線に接続されているときに限り、これを承諾します。

エ　データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

オ　特定データ通信定額制Ⅲの適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	データ通信定額制Ⅲの適用の開始
１　特定データ通信定額制Ⅲの申込みが、その契約者回線に係るＬＴＥ契約の申込みと同時に行われたとき。	そのＬＴＥサービスの提供を開始した日
２　特定データ通信定額制Ⅲの申込みが、その契約者回線に係るＬＴＥサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのＬＴＥサービスの再利用を開始した日
３　特定データ通信定額制Ⅲの申込みが、第１種ＬＴＥデュアルへのＬＴＥサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のＬＴＥサービスの提供を開始した日
４　特定データ通信定額制Ⅲの申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものを除きます。）に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日
５　特定データ通信定額制Ⅲの申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日
備考　ａｕ契約からの契約移行を行った日から特定データ通信定額制Ⅲの適用を開始する場合は、その契約移行を行った時点から特定データ通信定額制Ⅲの適用を開始するものとします。	

カ　ＬＴＥ契約者は、特定データ通信定額制Ⅲの種類の変更を請求することができます。この場合における変更後の特定データ通信定額制Ⅲの取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	変更後の特定データ通信定額制Ⅲの適用
（ア）　（イ）以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅲを適用します。
（イ）　端末設備の購入と同時に行われたものである場合	その請求があった日からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅲを適用します。

キ　特定データ通信定額制Ⅲの適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信定額制Ⅲの適用の廃止を申し出ることができます。

ク　当社は、特定データ通信定額制Ⅲの適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信定額制Ⅲを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信定額制Ⅲを廃止します。

（ア）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休

止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。)。
（イ）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。
（ウ）　第２種ＬＴＥデュアル又はＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。
（エ）　対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。
（オ）　特定データ通信段階定額制の適用の申込みがあったとき。

ケ　クの規定により、特定データ通信定額制Ⅲの適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。
　この場合、同一料金月内において、次表の１欄の左欄の規定により特定データ通信定額制Ⅲの適用を廃止した後、２欄、３欄又は４欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ２欄、３欄又は４欄の規定によるものとします。

区分	特定データ通信定額制Ⅲの適用
１　２から４以外により特定データ通信定額制Ⅲの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅲの適用の対象とします。
２　ＬＴＥサービスの利用の一時休止又はＬＴＥ契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅲの適用の対象とします。
３　第２種ＬＴＥデュアル若しくはＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのＬＴＥサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅲの適用の対象とします。
４　特定データ通信定額制Ⅲを廃止する申出又は特定データ通信段階定額制の適用の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅲの適用の対象とします。
備考　ａｕ契約への契約移行を行うとともに特定データ通信定額制Ⅲの適用を廃止する場合、その契約移行を行った時点まで特定データ通信定額制Ⅲの適用の対象とするものとします。	

コ　特定データ通信定額制Ⅲを選択した契約者は、シに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は１の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

サ　次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。
（ア）　オの表の規定により特定データ通信定額制Ⅲの適用を開始したとき。
（イ）　カの規定により特定データ通信定額制Ⅲの種類を変更したとき。

（ウ）　ケの表の区分２（ＬＴＥ契約の解除（ａｕ契約への契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分３又は区分４の規定により特定データ通信定額制Ⅱの適用を廃止したとき。

（エ）　特定データ通信定額制Ⅲの適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日に、基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものに限ります。）があったとき。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、サの（ア）、（イ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅲの適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Ⅲの適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、サの（イ）、（ウ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅲの適用終了日、ケの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）

シ　契約者の責めによらない理由により、１料金月の全ての日にわたって、ＬＴＥサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。

この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（３）の 15　特定のデータ通信への定額制の適用（Ｖ）（ａｕフラットプラン（Ｖ））

ア　当社は、ＬＴＥ契約者からの申出により、そのＬＴＥサービス（第２種ＬＴＥデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する定額料（サの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を適用する取扱い（以下「特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）」といいます。）を行います。

この場合において、特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）には次表に定める種類があり、ＬＴＥ契約者は、そのいずれかを選択していただきます。

１契約ごとに月額

種類	定額料 税抜額
ａｕフラットプラン 20（Ｖ）	4,720 円
ａｕフラットプラン 30（Ｖ）	6,720 円

イ　特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）は、第２種ＬＴＥデュアルの契

約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」といい、特定データ通信段階定額制（Ｖ）の適用を受けている契約者回線を除きます。）に限り、選択することができます。

区分	基本使用料の料金種別
カテゴリーⅡ	シンプル（Ｖ）、カケホ（Ｖ）、スーパーカケホ（Ｖ）

ウ　当社は、特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）の適用の申込みがあった場合は、当社が別に定める基準に適合する端末設備がその契約者回線に接続されているときに限り、これを承諾します。

エ　データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

オ　特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）の適用の開始
１　特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）の申込みが、その契約者回線に係るＬＴＥ契約の申込みと同時に行われたとき。	そのＬＴＥサービスの提供を開始した日
２　特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）の申込みが、その契約者回線に係るＬＴＥサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのＬＴＥサービスの再利用を開始した日
３　特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）の申込みが、第１種ＬＴＥデュアルへのＬＴＥサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のＬＴＥサービスの提供を開始した日
４　特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものを除きます。）に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日
５　特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日
備考　ａｕ契約からの契約移行を行った日から特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）の適用を開始する場合は、その契約移行を行った時点から特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）の適用を開始するものとします。	

カ　ＬＴＥ契約者は、特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）の種類の変更を請求することができます。この場合における変更後の特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）の取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	変更後の特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）

	の適用
（ア）　（イ）以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）を適用します。
（イ）　端末設備の購入と同時に行われたものである場合	その請求があった日からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）を適用します。

キ　特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）の適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）の適用の廃止を申し出ることができます。

ク　当社は、特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）を廃止します。

（ア）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。

（イ）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。

（ウ）　第１種ＬＴＥデュアル又はＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。

（エ）　対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。

（オ）　特定データ通信段階定額制（Ｖ）の適用の申込みがあったとき。

ケ　クの規定により、特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の１欄の左欄の規定により特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）の適用を廃止した後、２欄、３欄又は４欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ２欄、３欄又は４欄の規定によるものとします。

区分	特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）の適用
１　２から４以外により特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）の適用の対象とします。
２　ＬＴＥサービスの利用の一時休止又はＬＴＥ契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）の適用の対象とします。
３　第２種ＬＴＥデュアル若しくはＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのＬＴＥサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）の適用の対象とし

	す。
４　特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）を廃止する申出又は特定データ通信段階定額制（Ｖ）の適用の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）の適用の対象とします。
備考　ａｕ契約への契約移行を行うとともに特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）の適用を廃止する場合、その契約移行を行った時点まで特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）の適用の対象とするものとします。	

コ　特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）を選択した契約者は、シに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は１の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

サ　次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。

（ア）　オの表の規定により特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）の適用を開始したとき。

（イ）　カの規定により特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）の種類を変更したとき。

（ウ）　ケの表の区分２（ＬＴＥ契約の解除（ａｕ契約への契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分３又は区分４の規定により特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）の適用を廃止したとき。

（エ）　特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日に、基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものに限ります。）があったとき。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、サの（ア）、（イ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）の適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、サの（イ）、（ウ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）の適用終了日、ケの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）

シ　契約者の責めによらない理由により、１料金月の全ての日にわたって、ＬＴＥサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたと

<table>
<tr><td></td><td>きは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。
　この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</td></tr>
<tr><td>（４）　ＬＴＥデュアルの契約者回線に係るデータ通信料の定額適用</td><td>ア　当社は、ＬＴＥデュアルの契約者回線（第３種ＬＴＥデュアルに係るもの、基本使用料の料金種別が(ア)に定めるのもの又は特定データ通信定額の取扱い若しくは特定データ通信２段階定額の取扱いの適用を受けているものを除きます。)に係るデータ通信料（この約款の規定により支払いを要することとされるデータ通信料（(６)のアの表に定めるデータ通信料及び(６)の３に定める購入データ量に係るデータ通信料を除きます。)であって、第１（基本使用料等）１（適用）(24)、(27)、(28)又は当社が別に定めるａｕ（ＬＴＥ）通信サービスの料金の減額適用を受ける場合は、適用する前の料金とします。以下この欄において同じとします。)について、(イ)に定める額を適用する取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。)を行います。
　ただし、データ通信料の額が次表に定める額に満たない場合は、この限りでありません。
（ア）　基本使用料の料金種別
<table><tr><th>基本使用料の料金種別</th></tr><tr><td>ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン（Ｖ）、シニアプラン（Ｖ）又はｍａｍｏｒｉｎｏＷａｔｃｈプラン</td></tr></table>（イ）　上限定額料
１契約ごとに月額
<table><tr><th>区分</th><th>料金額</th></tr><tr><td>上限定額料</td><td>税抜額　20,000円</td></tr></table>イ　当社は、次のいずれかの規定により本取扱いの適用を開始した場合又は本取扱いの適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに定める上限定額料を日割りします。
（ア）　ＬＴＥサービスの提供を開始したとき。
（イ）　ＬＴＥサービスの再利用を開始したとき。
（ウ）　ＬＴＥサービスの種類の変更（ＬＴＥシングルからＬＴＥデュアルへの変更又は第１種ＬＴＥデュアルと第２種ＬＴＥデュアルの間の変更に限ります。)があったとき。
（エ）　特定データ通信定額の取扱いの適用の廃止（他の特定データ通信定額の取扱い若しくは特定データ通信２段階定額の取扱いの適用の申込みによるもの又はアの(ア)に定める基本使用料の料金種別を選択することによるものを除きます。）があったとき。
（オ）　特定データ通信２段階定額の取扱いの適用の廃止（他の特定データ通信２段階定額の取扱い若しくは特定データ通信定額の取扱いの適用の申込みによるもの又はアの(ア)に定める基本使用料の料金種別を選択することによるものを除きます。)があったとき。</td></tr>
</table>

（カ）　アの(ア)に定めるもの以外への基本使用料の料金種別の変更又は選択があったとき（その変更又は選択と同時に特定データ通信定額の取扱い若しくは特定データ通信２段階定額の取扱いの適用の申込みがあったときを除きます。)。

（キ）　ＬＴＥ契約の解除があったとき（ａｕ契約への契約移行があったときに限ります。)。

（ク）　ＬＴＥサービスの種類の変更（ＬＴＥデュアルからＬＴＥシングルへの変更又は第１種ＬＴＥデュアルと第２種ＬＴＥデュアルの間の変更に限ります。)があったとき。

（ケ）　特定データ通信定額の取扱い若しくは特定データ通信２段階定額の取扱いの適用を開始したとき。

（コ）　アの(ア)に定めるものへの基本使用料の料金種別の変更又は選択があったとき。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、(ア)から(カ)の規定により本取扱いの適用を開始した場合は、その適用を開始した日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、(キ)から(コ)の規定により本取扱いの適用を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日）

ウ　ア及びイの規定によるほか、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

（５）　ＬＴＥサービス又はＬＴＥモジュールの契約者回線に係るデータ通信利用の制限

ア　当社は、ＬＴＥサービス又はＬＴＥモジュールの契約者回線との間のデータ通信について、データ通信総量速度規制（その契約者回線との間のデータ通信に係る累計課金対象データ量が次表に定める総量速度規制データ量を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その契約者回線との間のデータ通信の伝送速度を最高 128kbit/s に制限することをいいます。以下同じとします。)を行います。

ただし、(６)に定めるデータ通信総量速度規制を廃止する申出があった場合、(６)の２に定める総量速度規制データ量の繰越適用若しくは(６)の３に定めるデータ通信総量速度規制の一時解除を受けている場合又は基本使用料の料金種別がｍａｍｏｒｉｎｏＷａｔｃｈプランの場合は、この限りでありません。

（ア）　(イ)から(エ)以外のもの

①　②から⑥以外のもの

総量速度規制データ量
7,516,192,768 バイト（７ギガバイト）

②　特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用を受けているもの

種類	総量速度規制データ量
データ定額１、データ定額１（Ｖ）、データ定額１（ケータイ／Ｖ）、データ定額１（ケータイ／Ｖ）	1,073,741,824 バイト（１ギガバイト）

データ定額２、データ定額２（Ｖ）、データ定額２（ケータイ／Ｖ））、データ定額２（ケータイ／Ｖ）	2,147,483,648 バイト（２ギガバイト）
データ定額３、データ定額３（Ｖ）、データ定額３（ケータイ／Ｖ）、データ定額３（ケータイ／Ｖ）	3,221,225,472 バイト（３ギガバイト）
データ定額５、データ定額５（Ｖ）、データ定額５（ケータイ／Ｖ）、データ定額５（ケータイ／Ｖ）	5,368,709,120 バイト（５ギガバイト）
データ定額８、データ定額８（Ｖ）、データ定額８（ケータイ／Ｖ）	8,589,934,592 バイト（８ギガバイト）
データ定額 10、データ定額 10（Ｖ）、データ定額 10（ケータイ／Ｖ）	10,737,418,240 バイト（10 ギガバイト）
データ定額 13、データ定額 13（Ｖ）、データ定額 13（ケータイ／Ｖ）	13,958,643,712 バイト（13 ギガバイト）
データ定額 20、データ定額 20（Ｖ）	21,474,836,480 バイト（20 ギガバイト）
データ定額 30、データ定額 30（Ｖ）	32,212,254,720 バイト（30 ギガバイト）

③　特定データ通信２段階定額制、特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ｉ）若しくは特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用を受けているもの又は基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン（Ｖ）又はＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ）ｄｓのもの

総量速度規制データ量
2,147,483,648 バイト（２ギガバイト）

④　特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ｉ）又は特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用を受けているもの

総量速度規制データ量
2,684,354,560 バイト（2.5 ギガバイト）

⑤　特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制（Ｖ）の適用を受けているもの

総量速度規制データ量
（３）の 12 又は（３）の 13 のアの表の区分４に定めるデータ量の最大値（同欄の規定により最大値を読み替えた場合は、読み替え後の値とします。）に 16,106,127,360 バイト（15 ギガバイト）を加算した値

⑥　特定データ通信定額制Ⅲ又は特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）の適用を受けているもの

種類	総量速度規制データ量
ａｕフラットプラン 20、ａｕフラットプラン 20（Ｖ）	21,474,836,480 バイト（20 ギガバイト）

ａｕフラットプラン 30、ａｕフラットプラン 30（Ｖ）	32,212,254,720 バイト（30 ギガバイト）

（イ） 基本使用料の料金種別がシニアプラン又はシニアプラン（Ｖ）のもの

総量速度規制データ量
751,619,277 バイト（0.7 ギガバイト）

（ウ） 第３種ＬＴＥデュアルに係るもの又は基本使用料の料金種別がタブレットプランｄｓ、タブレットプランｄｓ（Ｌ）若しくはＱｕａｓｔａｔｉｏｎプランｄｓのもの

総量速度規制データ量
0 バイト

（エ） 基本使用料の料金種別がＬＴＥモジュールダブル定額のもの

総量速度規制データ量
314,572,800 バイト（300 メガバイト）

イ　その契約者回線について、(13)に定める総量速度規制データ量の増減適用を受けている場合、同欄に定める増減適用後の総量速度規制データ量をアに定める総量速度規制データ量として取り扱います。

ウ　第２種ＬＴＥシングルの契約者回線（基本使用料の料金種別がＷｉＭＡＸ２＋フラットｆｏｒＨＯＭＥのものに限ります。）について、第１（基本使用料等）１（適用）(26)又は(26)の２の適用を受けている場合、次表に定める加算データ量をアに定める総量速度規制データ量に加算して、データ通信総量速度規制を行います。

加算データ量
24,696,061,952 バイト（23 ギガバイト）

エ　料金月の起算日以外の日に、次のいずれかに該当することとなった場合（その変更等により、総量速度規制データ量の値が減少する場合に限ります。）、その事由に該当した日を含む料金月のデータ通信総量速度規制については、変更前の料金種別等に係る総量速度規制データ量を適用するものとします。

ただし、総量速度規制データ量の増減の判定に際し、ウに定める加算データ量を総量速度規制データ量に含めないものとし、特定データ通信段階定額制及び特定データ通信段階定額制（Ｖ）（以下この欄において「段階定額制」といいます。）の総量速度規制データ量については、1,073,741,824 バイト（１ギガバイト）とします。

（ア） ＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。

（イ） 基本使用料の料金種別の変更があったとき。

（ウ） 特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）、特定データ通信定額制Ⅲ又は特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）の種類の変更があったとき。

（エ） 他の特定データ通信定額の取扱い又は特定データ通信２段階定額の取扱いへの変更等があったとき。

<table>
<tr><td></td><td>オ　段階定額制の適用を受けている契約者回線について、エの各号によりその適用の廃止（他の段階定額制の適用の申込みによるものを除きます。）があった場合、エの規定にかかわらず、その廃止日を含む料金月のデータ通信総量速度規制については、次表に定める値をその料金月における総量速度規制データ量として適用するものとします。
段階定額制の適用の廃止後の料金種別等に係る総量速度規制データ量（その値が 1,073,741,824 バイト（１ギガバイト）未満の場合は、１ギガバイトとします。）に、段階定額制の適用の廃止があった時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量（以下この欄において「変更前利用データ量」といいます。）に係る区分に定めるデータ量の最大値（変更前利用データ量が 5,368,709,120 バイト（５ギガバイト）を超える場合は、21,474,836,480 バイト（20 ギガバイト）とします。）から、１ギガバイトを差し引いた値を加算した値
カ　データ通信総量速度規制に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td>（５）の２　データ通信総量速度規制の適用除外</td><td>ア　当社は、第２種ＬＴＥシングルの契約者回線（次のいずれかに該当するものに限ります。）との間のデータ通信（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含み、別表１（オプション機能）第 19 欄に規定するハイスピードモードを選択して行われるＷｉＭＡＸ２＋通信（同 19 欄に定めるものをいいます。）に限ります。）に係る累計課金対象データ量について、（５）の規定にかかわらず、データ通信総量速度規制に係る累計課金対象データ量の算定から除外する取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）を行います。
（ア）　基本使用料の料金種別がＷｉＭＡＸ２＋フラットｆｏｒＤＡＴＡＥＸ又はＷｉＭＡＸ２＋フラットｆｏｒＨＯＭＥのもの。
（イ）　特定のＬＴＥシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引（この約款、当社のＷＩＮ約款又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款若しくはＷＩＮ約款に定めるものをいい、以下この欄において「特定割引」といいます。）に係る判定用回線として指定されたものであって、第４種定期ＬＴＥ契約に係るもの
イ　当社は、アに定める第２種ＬＴＥシングルの契約者回線について、次表に定める期間、本取扱いを適用します
<table><tr><th>区分</th><th>期間</th></tr><tr><td>アの（ア）に該当する場合</td><td>ＷｉＭＡＸ２＋フラットｆｏｒＤＡＴＡＥＸ又はＷｉＭＡＸ２＋フラットｆｏｒＨＯＭＥの適用を受けている間</td></tr><tr><td>アの（イ）に該当する場合</td><td>その第２種ＬＴＥシングルの契約者回線を判定用回線として指定した特定割引の申出を当社又はＫＤＤＩ株式会社が承諾した日（当社が定める事由に該当する場合は、承諾した日を含む料金月の翌料金月とします。）から、その特定割引の適用を廃止する事由が生じた日</td></tr></table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td><table><tr><td></td><td>を含む料金月までの間</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>（５）の３　特定の基本使用料の料金種別の適用を受ける契約者回線に係るデータ通信利用の制限等</td><td>ア　当社は、第２種ＬＴＥシングルの契約者回線（基本使用料の料金種別がＷｉＭＡＸ２＋フラットｆｏｒＤＡＴＡＥＸ又はＷｉＭＡＸ２＋フラットｆｏｒＨＯＭＥのものに限ります。）について、第 52 条（通信利用の制限等）の規定によるほか、データ通信の伝送速度を制限することがあります。
イ　アの規定によるほか、当社は、第２種ＬＴＥシングルの契約者回線（基本使用料の料金種別がＷｉＭＡＸ２＋フラットｆｏｒＤＡＴＡＥＸ又はＷｉＭＡＸ２＋フラットｆｏｒＨＯＭＥであって、第１（基本使用料等）１（適用）(26)又は(26)の２の適用を受けているものに限ります。）について、他の契約者回線に比し、第 52 条第１項第６号に定める通信利用の制限を加重して行うことがあります。
ウ　当社は、第２種ＬＴＥデュアルの契約者回線（基本使用料の料金種別がｍａｍｏｒｉｎｏＷａｔｃｈプランのものに限ります。）について、第 52 条の規定を適用するほか、データ通信の伝送速度を最高 128kbit/s とします。</td></tr>
<tr><td>（６）　データ通信利用の制限の廃止に係る取扱い
（エクストラオプション）</td><td>ア　当社は、ＬＴＥ契約者からデータ通信総量速度規制を廃止する申出があった場合であって、その料金月における累計課金対象データ量が（５）のアに定める総量速度規制データ量を超える場合は、総量速度規制データ量を超える部分について、次表に定める料金額を適用します。
<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>単位</th><th>料金額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">データ通信料</td><td>①　②以外の場合</td><td>2,147,483,648 バイト（２ギガバイト）ごとに</td><td>税抜額 2,500 円</td></tr>
<tr><td>②　その料金月の末日（料金月の末日以外の日にＬＴＥサービスの利用の一時休止又はＬＴＥ契約の解除があった場合は、一時休止日又は契約解除日とします。以下このア及びイにおいて同じとします。）において、特定データ通信定額の取扱い（特定データ通信定額制及び特定データ通信定額制（Ｖ）を除きます。）又は特定データ通信２段階定額の取扱いの適用を受けている場合</td><td>1,073,741,824 バイト（１ギガバイト）ごとに</td><td>税抜額 1,000 円</td></tr>
</table>
イ　アに定める総量速度規制データ量を超える部分は、その料金月の末日において適用を受けている基本使用料の料金種別又は特定</td></tr>
</table>

	データ通信定額の取扱い若しくは特定データ通信２段階定額の取扱いの種類に応じて算定します。 ウ　データ通信総量速度規制の廃止（以下この欄において「本取扱い」といいます。）は、それぞれ次のいずれかに該当するＬＴＥサービスの契約者回線であって、（６）の３の適用を受けていないものに限り、選択することができます。 （ア）　特定データ通信定額制又は特定データ通信２段階定額の取扱いの適用を受けているもの。 （イ）　基本使用料の料金種別がＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ又はＷｉＭＡＸ２＋フラットプランのもの。 （ウ）　その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるもの（特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制（Ｖ）以外の特定データ通信定額の取扱い（以下この欄において「対象データ通信定額」といいます。）の適用を受けているＬＴＥデュアルの契約者回線及び基本使用料の料金種別がタブレットプランｄｓ又はタブレットプランｄｓ（Ｌ）以外のものであるＬＴＥシングルの契約者回線に限ります。）。 エ　本取扱いを選択する契約者は、当社に申し出ていただきます。 オ　本取扱いの適用の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月の初日の当社が別に定める時刻からとします。 　ただし、申出日を含む料金月から本取扱いの適用を受けたい旨の要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その申出日の翌日の当社が別に定める時刻からとします。 カ　当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、契約者から本取扱いの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本取扱いの適用を廃止します。 （ア）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。 （イ）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。 （ウ）　対象データ通信定額の適用の廃止（他の対象データ通信定額若しくは特定データ通信２段階定額の取扱いの適用の申込みによるものを除きます。）があったとき。 （エ）　特定データ通信２段階定額の取扱いの適用の廃止（他の特定データ通信２段階定額の取扱い若しくは対象データ通信定額の適用の申込みによるものを除きます。）があったとき。 （オ）　特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制（Ｖ）の適用の申込みがあったとき。 （カ）　ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン（Ｖ）、シニアプラン（Ｖ）、ｍａｍｏｒｉｎｏＷａｔｃｈプラン、タブレットプランｄｓ、タブレットプランｄｓ（Ｌ）若しくはＱｕａｓｔａｔｉｏｎプランｄｓへの基本使用料の変更又は選択があったとき。 キ　カの規定により、本取扱いの適用を廃止する場合における取扱い及びアに定める料金額については、次表のとおりとします。

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><th>区分</th><th>本取扱いの適用</th></tr>
<tr><td>１　２以外により本取扱いの適用を廃止したとき。</td><td>その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本取扱い及びアに定める料金額の適用の対象とします。</td></tr>
<tr><td>２　ＬＴＥサービスの一時休止又はＬＴＥ契約の解除があったとき。</td><td>一時休止日又は契約解除日までのデータ通信について、本取扱い及びアに定める料金額の適用の対象とします。</td></tr>
</table>
ク　本取扱いに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
</td></tr>
<tr><td>（６）の２　総量速度規制データ量の繰越適用（データくりこし）</td><td>
ア　当社は、その料金月におけるＬＴＥサービスの契約者回線との間のデータ通信に係る累計課金対象データ量が総量速度規制データ量を超えた場合、総量速度規制データ量を超える部分（以下「超過データ量」といいます。）が、前月からの繰越データ量（前料金月において、ウの規定により算出された翌料金月への繰越データ量をいいます。以下同じとします。）を超えるまでの間、データ通信総量速度規制を行わないものとします。
イ　アに定める取扱い（以下「総量速度規制データ量の繰越適用」といいます。）は、次の全てを満たすＬＴＥサービスの契約者回線に限り、適用を受けることができます。
（ア）　データ通信総量速度規制の一時解除を選択していること。
（イ）　第１種ＬＴＥデュアル、第２種ＬＴＥデュアル又はＬＴＥシングルの契約者回線については、次表に定める種類の特定データ通信定額の取扱い又は基本使用料の料金種別の適用を受けていること、又は第３種ＬＴＥデュアルの契約者回線であること。
<table>
<tr><td>特定データ通信定額制Ⅱ</td><td>データ定額５、データ定額８、データ定額 10、データ定額 13、データ定額 20 又はデータ定額 30</td></tr>
<tr><td>特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）</td><td>データ定額５（Ｖ）、データ定額８（Ｖ）、データ定額 10（Ｖ）、データ定額 13（Ｖ）、データ定額 20（Ｖ）又はデータ定額 30（Ｖ）</td></tr>
<tr><td>特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）</td><td>データ定額５（ケータイ／Ｖ）</td></tr>
<tr><td>特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）</td><td>データ定額５（ケータイ／Ｖ）、データ定額８（ケータイ／Ｖ）、データ定額 10（ケータイ／Ｖ）又はデータ定額 13（ケータイ／Ｖ）</td></tr>
<tr><td>特定データ通信定額制Ⅲ</td><td>ａｕフラットプラン 20、ａｕフラットプラン 30</td></tr>
<tr><td>特定データ通信定額制Ⅲ（Ｖ）</td><td>ａｕフラットプラン 20（Ｖ）、ａｕフラットプラン 30（Ｖ）</td></tr>
<tr><td>基本使用料の</td><td>ＬＴＥフラットｆｏｒＴＡＢ、ＬＴＥフラット</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

料金種別	ｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ）、タブレットプランｄｓ、ＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ）ｄｓ、ＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂ（Ｌ）、タブレットプランｄｓ（Ｌ）、ＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ／Ｌ）又はＱｕａｓｔａｔｉｏｎプランｄｓ

（ウ）　(14)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用を受けている場合であって、その契約者回線が所属するデータ量共有回線群を構成する全てのＬＴＥサービスの契約者回線及びＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥサービスの他網契約者回線について、(ア)及び(イ)の規定（ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款に定める(ア)及び(イ)に相当する規定を含みます。以下この欄において同じとします。)に該当すること。

ウ　翌料金月への繰越データ量は、その料金月における総量速度規制データ量から累計課金対象データ量を差し引いたデータ量とします。

エ　ウの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、その契約者回線に係る翌料金月への繰越データ量は０とします。

（ア）　その料金月の末日において、イに定めるいずれか又は全ての規定を満たさないとき。

（イ）　その料金月の末日において、そのＬＴＥサービスの利用の一時休止が行われているとき。

（ウ）　その料金月において、特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制（Ｖ）の適用の申込みがあったとき。

オ　その契約者回線について、別表１（オプション機能）に定めるテザリング利用機能の提供を受けている場合、アに定める前月からの繰越データ量に 524,288,000 バイト（ 500 メガバイト）を合算して、本取扱いを適用します。

　ただし、その料金月において、次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けていない場合は、この限りでありません。

基本使用料の料金種別
ＬＴＥプラン、オフィスケータイプラン、ＬＴＥプラン（Ｖ）、オフィスケータイプラン（Ｖ）、ＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂ、ＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ）、タブレットプランｄｓ、ＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ）ｄｓ、ＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂ（Ｌ）、タブレットプランｄｓ（Ｌ）又はＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ／Ｌ）

カ　その契約者回線について、(13)に定める繰越データ量の増減適用を受けている場合、同欄に定める増減適用後の前月からの繰越データ量をアに定める前月からの繰越データ量として取り扱います。

キ　特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制（Ｖ）の適用を受けている契約者回線（（３)の 12 のカ又は(３)の 13 のカに定める取扱いを受けたものに限ります。)については、前項までの規定にかかわらず、前月からの繰越データ量を０とし

<table>
<tr><td></td><td>ます。</td></tr>
<tr><td>（６）の３　データ通信利用の制限の一時解除に係る取扱い（データチャージオプション）</td><td>ア　当社は、その料金月における超過データ量が前月からの繰越データ量を超えた場合、前月からの繰越データ量を超える部分（以下「超過データ量Ⅱ」といいます。）が、キの規定により登録した購入データ量（その料金月以前にこの（６）の３に定める取扱いを受けた場合は、購入データ量から超過データ量Ⅱを差し引いたデータ量（以下「購入残データ量」といいます。）とします。）を超えるまでの間、データ通信総量速度規制を行わないものとします。
イ　特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制（Ｖ）の適用を受けている契約者回線については、超過データ量Ⅱが、キの規定により登録した購入データ量のうち、そのデータ通信に係る累計課金対象データ量が（３）の 12 又は（３）の 13 のアの表の区分４に定めるデータ量の最大値（同欄の規定により最大値を読み替えた場合は、読み替え後の値とします。）を超えた後に登録した購入データ量を超えるまでの間、アに定める取扱い（以下「データ通信総量速度規制の一時解除」といいます。）を行います。
ウ　データ通信総量速度規制の一時解除は、次の全てを満たすＬＴＥサービスの契約者回線であって、（６）及び別表１（オプション機能）15 欄に定めるｗｅｂフィルタリングの適用を受けていないものに限り、選択することができます。
（ア）　特定データ通信定額の取扱いの適用又は次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けているもの。
<table><tr><th>基本使用料の料金種別</th></tr><tr><td>ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン（Ｖ）、シニアプラン（Ｖ）、ＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂ、ＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ）、タブレットプランｄｓ、ＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ）ｄｓ、ＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂ（Ｌ）、タブレットプランｄｓ（Ｌ）、ＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ／Ｌ）又はＱｕａｓｔａｔｉｏｎプランｄｓ</td></tr></table>（イ）　ＬＴＥ　ＮＥＴ機能機能又はＬＴＥ　ＮＥＴ　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ機能の提供を受けているもの。
ウ　データ通信総量速度規制の一時解除を選択する契約者は、当社に申し出ていただきます。
エ　データ通信総量速度規制の一時解除を選択する契約者は、当社に申し出ていただきます。
オ　当社は、エの申出があったときは、当社の業務の遂行上支障がある場合を除いて、これを承諾します。
カ　エの申出があった場合のほか、（ア）のいずれかに該当する場合（（イ）のいずれかに該当する場合を除きます。）は、その契約者回線について、当社が別に定める日までの間に、データ通信総量速度規制の一時解除の申出があったものとみなして取扱います。
　ただし、特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制（Ｖ）の適用の申込みがあった場合は、（イ）の③に該当する場合</td></tr>
</table>

であっても、この取扱いを適用します。

（ア）　適用条件

①　特定データ通信定額の取扱い（特定データ通信定額制を除きます。）の適用の申込みがあったとき。

②　ウの（ア）に定める基本使用料の料金種別の選択又は同料金種別への変更があったとき。

③　その契約者回線をナンバーシェア副回線として指定するナンバーシェア機能の提供を開始したとき。

（イ）　除外条件

①　その契約者回線について、（６）又は別表１（オプション機能）15 欄に定めるｗｅｂフィルタリングの適用を受けているとき。

②　その契約者回線について、イの（イ）に該当しないとき。

③　その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるとき。

キ　ＬＴＥ契約者は、当社が別に定める方法により、次表に定める種類及び開始条件を指定して、購入データ量の登録を行っていただきます。

この場合において、指定することができる種類は、その購入データ量に係るデータ通信料の支払方法により当社が別に定めるところによります。

（ア）　種類

種類	購入データ量	有効日数
タイプⅠ	536,870,912 バイト （0.5 ギガバイト）	62 日
タイプⅡ	1,073,741,824 バイト （１ギガバイト）	62 日
タイプⅢ	1,610,612,736 バイト （1.5 ギガバイト）	62 日
タイプⅣ	3,221,225,472 バイト （３ギガバイト）	62 日
タイプⅤ	5,368,709,120 バイト （５ギガバイト）	62 日

（イ）　開始条件

区分	内容
コースⅠ	前月からの繰越データ量から超過データ量を差し引いたデータ量（以下「繰越残データ量」といいます。）と購入残データ量を合算したデータ量が当社が別に定める値を下回った時点又はクに定める解除有効期間を経過した時点のいずれか早い時点。
コースⅡ	解除有効期間を経過した時点。
コースⅢ	その登録が完了した時点。

ク　キの規定にかかわらず、その契約者回線に係る最初の購入データ量の登録又は特定データ通信段階定額制若しくは特定データ通

信段階定額制（Ｖ）の適用を受けている契約者回線に係る購入データ量の登録については、その登録が完了した時点からデータ通信総量速度規制の一時解除を行います。

ケ　キの規定にかかわらず、タイプⅢ、タイプⅣ及びタイプＶの購入データ量の登録については、その登録が完了した時点からデータ通信総量速度規制の一時解除を行います。

コ　ア及びイの規定によるほか、当社は、ＬＴＥ契約者が指定した開始条件に定める時点から有効日数に相当する時間が経過することとなる時点までの期間（以下「解除有効期間」といいます。）に限り、データ通信総量速度規制の一時解除を行います。

サ　データ通信総量速度規制の一時解除の適用を受ける契約者は、次のいずれかに該当した場合は、その購入データ量の単位ごとに、その種類に応じて、次表に定めるデータ通信料の支払いを要します。

（ア）　登録した購入データ量に係るデータ通信総量速度規制の一時解除又は（３）の 12 のカ若しくは（３）の 13 のカの取扱いが行われたとき。

（イ）　特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制（Ｖ）の適用を受けている契約者回線について、購入データ量の登録（超過データ量Ⅱが、そのデータ通信に係る累計課金対象データ量が（３）の 12 又は（３）の 13 のアの表の区分４に定めるデータ量の最大値（同欄の規定により最大値を読み替えた場合は、読み替え後の値とします。）を超える前に行ったものに限ります。）があったとき。

種類	単位	データ通信料
タイプⅠ	購入データ量 0.5 ギガごとに	税抜額 550 円
タイプⅡ	購入データ量１ギガごとに	税抜額 1,000 円
タイプⅢ	購入データ量 1.5 ギガごとに	税抜額 1,500 円
タイプⅣ	購入データ量３ギガごとに	税抜額 3,000 円
タイプⅤ	購入データ量５ギガごとに	税抜額 5,000 円

シ　当社は、購入データ量に係る解除有効期間を経過した場合であっても、当社が別に定める時点までに購入データ量の登録又はデータ証票の登録が行われたときは、新たに登録された購入データ量に係る解除有効期間をその購入残データ量に係る解除有効期間として取り扱います。

ス　繰越残データ量と購入残データ量を合算したデータ量が当社が別に定める値を下回ったことにより、購入データ量の登録又はデータ証票の登録が行われた場合、購入残データ量に係る解除有効期間の残り期間又は新たに登録された購入データ量に係る解除有効期間のいずれか長い方を、それぞれの解除有効期間として取り扱います。

セ　当社は、データ通信総量速度規制の一時解除の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、その事由が生じた時点をもって、データ通信総量速度規制の一時解除の適用を廃止します。

	（ア）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。 （イ）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。 （ウ）　ウの規定に反することとなったとき。 ソ　セの規定により、データ通信総量速度規制の一時解除を廃止した場合、登録した購入残データ量を無効とします。 タ　（３）の 12 のカ又は（３）の 13 のカの規定により、特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制（Ｖ）の定額料の算定に係る累計課金対象データ量に合算した購入残データ量に相当するデータ量は、データ通信総量速度規制の一時解除に係る購入残データ量としては０とします。 チ　当社は、その契約者回線について、(16)に定めるデータ証票の登録があった場合、その登録により得たデータ量を購入データ量として取り扱います。 　この場合において、データ証票の登録により得たデータ量の有効日数は、当社が別に定めるところによります。 ツ　データ通信総量速度規制の一時解除を選択する契約者は、(13)に定めるデータ量の増減適用その他のデータ通信料に関する取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）を適用するために、その契約者回線に係る情報（本取扱いの適用に必要な範囲に限ります。）を、当社が、その契約者回線との間で本取扱いの適用を受けることができる他の契約者回線又は他網契約者回線の契約者に通知することを承諾していただきます。 テ　データ通信総量速度規制の一時解除の適用を受けている契約者回線について、当社のフレックスリモートアクセス等サービス契約約款に定めるアクセスポイント（タイプⅠに係るものに限ります。）又はＫＤＤＩ株式会社のリモートアクセスサービス契約約款に定めるアクセスポイント（タイプⅡ又はタイプⅧに係るものに限ります。）への通信を行うことはできません。 ト　データ通信総量速度規制の一時解除に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
（７）　ＬＴＥサービスの契約者回線に係るデータ通信料の適用	ＬＴＥデュアルの契約者回線（基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン（Ｖ）、シニアプラン（Ｖ）又はｍａｍｏｒｉｎｏＷａｔｃｈプランのものに限ります。）又はＬＴＥシングルの契約者回線の契約者は、２（料金額）の規定にかかわらず、その契約者回線との間のデータ通信に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。）の支払いを要しません。
（８）　削除	削除
（９）　削除	削除
(10)　ＬＴＥモジュールの契約者回線に係るデータ通信料の適用	ＬＴＥモジュールの契約者回線（基本使用料の料金種別がＬＴＥモジュールフラットのものに限ります。）の契約者は、２（料金額）の規定にかかわらず、その契約者回線との間のデータ通信に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。）の支払いを要しません。
(11)　ＬＴＥモジ	ア　次表の左欄に定める基本使用料の料金種別を選択しているＬＴ

<table>
<tr>
<td>ュールに係る基本使用料の料金種別によるデータ通信料の減額適用</td>
<td>
Ｅモジュール契約者は、その契約者回線に係るデータ通信に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額のうち、同表の右欄に定める料金額の支払いを要しません。
１契約ごとに月額
<table>
<tr><th>基本使用料の料金種別</th><th>支払いを要しない額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">ＬＴＥモジュールダブル定額</td><td>税抜額</td></tr>
<tr><td>0円から 300円までの部分</td></tr>
</table>
イ　データ通信に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに料金月単位で行います。
ウ　当社は、基本使用料の料金種別ごとに、その料金月におけるアに定める基本使用料の支払いを要する日数が１の料金月の日数に満たないときは、その支払いを要する日数に応じて、アに定める支払いを要しない額を日割りします。
エ　ウの規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
</td>
</tr>
<tr>
<td>(12)　ＬＴＥモジュールダブル定額の契約者回線に係るデータ通信料の適用</td>
<td>
ア　ＬＴＥモジュールの契約者回線（基本使用料の料金種別が次表の左欄に定めるものに限ります。）に係るデータ通信に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（(11)の適用による場合は、適用した後の額とします。）が、同表の右欄に定める上限定額料（カの規定により上限定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を超える場合、２（料金額）の規定にかかわらず、上限定額料を適用する取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）を行います。
１契約ごとに月額
<table>
<tr><th rowspan="2">基本使用料の料金種別</th><th>上限定額料</th></tr>
<tr><th>税抜額</th></tr>
<tr><td>ＬＴＥモジュールダブル定額</td><td>2,000円</td></tr>
</table>
イ　データ通信に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに料金月単位で行います。
ウ　本取扱いの適用の開始は、その契約者回線においてＬＴＥモジュールダブル定額の適用を開始した日からとします。
エ　当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、ＬＴＥモジュール契約の解除があった場合には、本取扱いの適用を廃止します。
オ　エの規定により本取扱いの適用を廃止する場合、契約解除日までのデータ通信料について、本取扱いの適用の対象とします。
カ　ウの規定により本取扱いの適用を開始した場合又はエのいずれかの規定により本取扱いの適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとにアに規定する上限定額料の日割りを行います。
<table>
<tr><th>区分</th><th>起算日</th></tr>
<tr><td>適用開始日</td><td>その料金月の初日（その料金月において、ウの規</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

	定により本取扱いの適用を開始した場合は、その適用を開始した日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、エのいずれかの規定により本取扱いの適用を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日）

(13)　データ量の増減適用に係る取扱い（データギフト）

ア　データ通信総量速度規制の一時解除を選択している契約者回線の契約者（以下この欄において「分配契約者」といいます。）は、次表に定める取扱い（以下「データ量の増減適用」といいます。）を受けることができます。

データ量の増減適用	内容
総量速度規制データ量の増減適用	その契約者回線（以下「分配契約者回線」といいます。）に係る総量速度規制データ量を減量させるとともに、他の契約者回線又は他網契約者回線（ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥサービスに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）の総量速度規制データ量を増量させる取扱い
繰越データ量の増減適用	分配契約者回線に係る前月からの繰越データ量を減量させるとともに、他の契約者回線又は他網契約者回線の前月からの繰越データ量を増量させる取扱い

イ　アの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、データ量の増減適用を受けることができません。

（ア）　ＬＴＥデュアルの契約者回線であって、特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅰ）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用を受けていないとき（基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン（Ｖ）又はシニアプラン（Ｖ）であるときを除きます。）。

（イ）　ＬＴＥデュアルの契約者回線であって、特定データ通信定額制Ⅱ（データ定額 20 又はデータ定額 30 に限ります。）又は特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）（データ定額 20（Ｖ）又はデータ定額 30（Ｖ）に限ります。）の適用を受けているとき。

（ウ）　ＬＴＥシングルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるものであるとき。

基本使用料の料金種別
ＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ又はＷｉＭＡＸ２＋フラットプラン

（エ）　(14)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用を受けている場合であって、その契約者回線が所属するデータ量共有回線群に、(ア)から(ウ)の規定（ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款に定める(ア)から(ウ)に相当する規定を含みます。以下この欄において同じとします。）のいずれかに該当するＬＴＥサービスの契約者回

線又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥサービスの他網契約者回線が含まれるとき。

ウ　分配契約者は、データ量の増減適用を受けるにあたり、次の各号に定める事項を指定していただきます。

（ア）　総量速度規制データ量を増量させる契約者回線又は他網契約者回線（以下「受領契約者回線」といいます。）

（イ）　増量させるデータ量（以下「分配データ量」といいます。）

エ　分配契約者は、分配データ量を、当社が別に定める方法により、次表に定める単位で指定していただきます。

分配データ量の単位
536,870,912 バイト（0.5 ギガバイト）

オ　当社は、ウに定める指定があったときは、次の順位に従ってデータ量の増減適用を行います。

順位	データ量の増減適用
1	総量速度規制データ量の増減適用
2	繰越データ量の増減適用

カ　当社は、次のいずれかに該当する場合には、データ量の増減適用を行いません。

（ア）　受領契約者回線（契約者回線に限ります。）について、次のいずれかに該当する場合。

①　データ通信総量速度規制の一時解除が選択されていない場合。

②　イに定めるいずれかの事由に該当する場合。

（イ）　受領契約者回線（他網契約者回線に限ります。）について、次のいずれかに該当する場合。

①　ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款に定めるデータ通信総量速度規制の一時解除が選択されていない場合。

②　ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款に定めるイに定める事由に相当する規定のいずれか事由に該当する場合。

（ウ）　分配契約者回線に係る総量速度規制残データ量（総量速度規制データ量から累計課金対象データ量を差し引いたデータ量をいいます。以下同じとします。）と繰越残データ量を合算したデータ量から当社が別に定める値を差し引いたデータ量が、分配データ量に満たない場合。

（エ）　分配契約者回線及び受領契約者回線が、同一のａｕ一括請求グループに所属していない場合、第１（基本使用料等）１（適用）(24)に定める同一の割引選択回線群に所属していない場合又は「ＫＤＤＩまとめて請求に係る取扱い規約」に基づきそのＬＴＥサービスに係る料金その他の債務について一括して請求する取扱いを受けていない場合。

（オ）　分配契約者回線及び受領契約者回線が同一のデータ量共有回線群に所属している場合。

（カ）　当社の業務の遂行上支障がある場合。

キ　当社は、データ量の増減適用を行うにあたり、分配契約者回線及び受領契約者回線に係る総量速度規制データ量又は前月からの

繰越データ量について、次表のとおり取り扱います。

区分	増減適用後の総量速度規制データ量	増減適用後の前月からの繰越データ量
分配契約者回線	その総量速度規制データ量の増減適用を受ける時点の総量速度規制残データ量から、総量速度規制データ量に係る分配データ量を差し引いたデータ量	その繰越データ量の増減適用を受ける時点の繰越残データ量から、前月からの繰越データ量に係る分配データ量を差し引いたデータ量
受領契約者回線	その総量速度規制データ量の増減適用を受ける時点の総量速度規制残データ量に、総量速度規制データ量に係る分配データ量を加えたデータ量	その繰越データ量の増減適用を受ける時点の繰越残データ量に、前月からの繰越データ量に係る分配データ量を加えたデータ量

ク　データ量の増減適用に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

(14)　共有回線群に係るデータ量共有適用（データシェア）

ア　共有回線群に係るデータ量共有適用（以下この欄において「本共有適用」といいます。）とは、データ量共有回線群（ウに定めるデータ量共有回線により構成される回線群をいいます。以下同じとします。）を構成する契約者回線について、その総量速度規制データ量等（次表の左欄に定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）を、その契約者回線が所属するデータ量共有回線群に係る共有総量速度規制データ量等（次表の右欄に定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）にそれぞれ読み替えて、特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制（Ｖ）、データ通信総量速度規制、データ通信総量速度規制の一時解除、総量速度規制データ量の繰越適用及びデータ量の増減適用並びにＬＴＥデータプリペイドの提供を行うことをいいます。

総量速度規制データ量等	共有総量速度規制データ量等
累計課金対象データ量	共有累計課金対象データ量
総量速度規制データ量	共有総量速度規制データ量
総量速度規制残データ量	共有総量速度規制残データ量
超過データ量	共有超過データ量
前月からの繰越データ量	共有前月からの繰越データ量
繰越残データ量	共有繰越残データ量
超過データ量Ⅱ	共有超過データ量Ⅱ
購入データ量	共有購入データ量
購入残データ量	共有購入残データ量
前払いデータ量	共有前払い等データ量
前払い残データ量	共有前払い等残データ量

イ　アに定める共有回線群総量速度規制データ量等は、それぞれ次の意味で使用します。

共有累計課金対象データ量	そのデータ量共有回線群を構成する契約者回線及び他網契約者回線に係る累計課金対象データ量を合算したデータ量
共有総量速度規制データ量	そのデータ量共有回線群を構成する契約者回線及び他網契約者回線に係る総量速度規制データ量を合算したデータ量
共有総量速度規制残データ量	共有総量速度規制データ量から共有累計課金対象データ量を差し引いたデータ量
共有超過データ量	共有累計課金対象データ量が共有総量速度規制データ量を超えた場合、共有総量速度規制データ量を超える部分
共有前月からの繰越データ量	そのデータ量共有回線群を構成する契約者回線及び他網契約者回線に係る前月からの繰越データ量を合算したデータ量
共有繰越残データ量	共有超過データ量から共有前月からの繰越データ量を合算したデータ量
共有超過データ量Ⅱ	共有超過データ量が共有前月からの繰越データ量を超えた場合、共有前月からの繰越データ量を超える部分
共有購入データ量	そのデータ量共有回線群を構成する契約者回線及び他網契約者回線に係る購入データ量及び前払いデータ量を合算したデータ量
共有購入残データ量	共有購入データ量から共有超過データ量Ⅱを差し引いたデータ量
共有前払い等データ量	共有総量速度規制データ量、共有前月からの繰越データ量及び共有購入データ量を合算したデータ量
共有前払い等残データ量	共有前払い等データ量から共有累計課金対象データ量を差し引いたデータ量

備考

１　そのデータ量共有回線群に特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制（Ｖ）（以下この(14)において「段階定額制」といいます。)の適用を受けている契約者回線又は他網契約者回線（以下この(14)において「段階定額制適用回線」といいます。)が含まれる場合、共有総量速度規制データ量は、次表の意味で使用します。

そのデータ量共有回線群を構成する契約者回線及び他網契約者回線に係る総量速度規制データ量を合算したデータ量に、段階定額制適用回線以外の契約者回線及び他網契約者回線に係る前月からの繰越データ量、購入残データ量並びに前払い残データ量を合算したデータ量

２　そのデータ量共有回線群に段階定額制適用回線が含まれる場合（（３)の 12 のカ若しくは(３)の 13 のカ又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款の相当する規定に定める取扱いを受けた場合に

限ります。)、共有前月からの繰越データ量を０とします。

３　そのデータ量共有回線群に段階定額制適用回線が含まれる場合、(３)の 12 の力若しくは(３)の 13 の力の又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款の相当する規定により、特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制（Ｖ）の定額料の算定に係る共有累計課金対象データ量に合算した共有購入残データ量に相当するデータ量は、データ通信総量速度規制の一時解除に係る共有購入残データ量としては０とします。

ウ　データ量共有回線とは、本共有適用を選択する契約者回線又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款に定める共有回線群に係るデータ量共有適用（以下この欄において「特定共有適用」といいます。）を選択する他網契約者回線をいいます。

エ　本共有適用は、ＬＴＥサービス又はＬＴＥデータプリペイドの契約者回線（ＬＴＥサービスについては、データ通信総量速度規制の一時解除を選択しているものに限ります。)に限り、選択することができます。

オ　本共有適用を選択する契約者は、１のデータ量共有回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。

カ　当社は、オの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

（ア）　指定したデータ量共有回線群を構成する契約者回線及び他網契約者回線（それぞれ第１種ＬＴＥデュアル又は第２種ＬＴＥデュアルに係るものに限ります。)の数が２以上となるとき。

（イ）　指定したデータ量共有回線群を構成する契約者回線及び他網契約者回線（それぞれ第３種ＬＴＥデュアル、ＬＴＥシングル及びＬＴＥデータプリペイドに係るものに限ります。)の数が６以上となるとき。

（ウ）　その契約者回線に係るａｕＩＤ（当社のａｕＩＤ利用規約に定めるａｕＩＤをいいます。以下同じとします。)が、指定したデータ量共有回線群を構成する他の契約者回線又は他網契約者回線に係るａｕＩＤと異なるとき。

（エ）　その申出が新たにデータ量共有回線群を構成する申出であって、そのデータ量共有回線群を構成する契約者回線又は他網契約者回線に係るａｕＩＤと同一のａｕＩＤの契約者回線又は他網契約者回線により構成されるデータ量共有回線群の数が２以上となるとき。

（オ）　その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

キ　オの申出があった場合のほか、ナンバーシェア機能の提供を開始した場合は、そのナンバーシェア主回線及びナンバーシェア副回線について、同一のデータ量共有回線群を指定した本共有適用の申出があったものとみなして取扱います。

ク　本共有適用の開始は、オの申出を当社が承諾し、必要な登録を完了した時点からとします。

ケ　当社は、次の事由が生じた場合、その事由が生じた時点の、その契約者回線が所属するデータ量共有回線群のデータ共有回線に

係る解除有効期間又は利用可能期間（第５の２（ＬＴＥデータプリペイドに係る前払いデータ通信料等）に定めるものをいいます。以下同じとします。）のうち、最長のものを、そのデータ共有回線（ＬＴＥサービスに係るものに限ります。）に係る解除有効期間として取り扱います。

（ア）　その契約者回線について、本共有適用を開始したとき。

（イ）　その契約者回線が所属するデータ量共有回線群において、データ量共有回線の追加があったとき。

（ウ）　その契約者回線が所属するデータ量共有回線群において、データ総量規制の一時解除に係る登録があり、その登録に係るデータ総量規制の一時解除が行われたとき。

（エ）　その契約者回線が所属するデータ量共有回線群において、前払いデータ通信料の登録又はデータ証票の登録が行われたとき。

コ　当社は、契約者から本共有適用を廃止する申出があった場合のほか、その契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、本共有適用を廃止します。

（ア）　ＬＴＥサービスの利用権の譲渡があったとき。

（イ）　契約者の地位の承継があったとき。

（ウ）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき

（エ）　ＬＴＥ契約又はＬＴＥデータプリペイド契約の解除があったとき。

（オ）　データ通信総量速度規制の一時解除の適用の廃止があったとき。

（カ）　その契約者回線に係るａｕＩＤが、その契約者回線が所属するデータ量共有回線群を構成する他の契約者回線又は他網契約者回線に係るａｕＩＤと異なることとなったとき。

サ　コの規定により、本共有適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本共有適用
１　２以外により本共有適用を廃止したとき。	その事由が生じた時点までのデータ通信について、本共有適用の対象とします。
２　コの（ウ）、（エ）又は（オ）により本共有適用を廃止したとき。	その事由が生じた日までのデータ通信について、本共有適用の対象とします。

シ　ア及びイの規定にかかわらず、段階定額適用回線について本共有適用の廃止があった場合、そのデータ量共有回線群に係る共有総量速度規制データ量は、その廃止があった時点の共有累計課金対象データ量に係る段階定額制の定額料の区分に定めるデータ量の最大値とします

ス　コの規定により、本共有適用を廃止した場合、その契約者回線について、共有総量速度規制残データ量、共有繰越残データ量及び共有購入残データ量を無効とし、その廃止のあった時点の総量速度規制残データ量、繰越残データ量及び購入残データ量を０とします。

<table>
<tr><td></td><td>ただし、段階定額適用回線について本共有適用の廃止があった場合は、これによらず、（３）の 12 若しくは（３）の 13 又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款の相当する規定に定めるところによります。
セ　スの規定にかかわらず、その契約者回線に係る本共有適用を廃止することにより、その契約者回線が所属するデータ量共有回線群を構成するデータ量共有回線の数が０となる場合は、その共有総量速度規制残データ量、共有繰越残データ量及び共有購入残データ量をその契約者回線に係る総量速度規制残データ量、繰越残データ量及び購入残データ量として取り扱います。
ソ　本共有適用に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td>(15)　長期利用を条件とするデータ量の増量適用
（長期優待データギフト）</td><td>ア　当社は、ＬＴＥサービスの契約者回線（(ア)に定める適用条件のいずれかに該当するものに限ります。)について、ＬＴＥサービスの利用月数に応じて、加算対象料金月（イに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。)において、その契約者回線に係る前月からの繰越データ量に(イ)に定める加算データ量を加算する取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。)を行います。
(ア)　適用条件
①　特定データ通信定額の取扱い（特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制（Ｖ）、特定データ通信定額制Ⅲ及びデータ通信定額制Ⅲ（Ｖ）を除きます。)の適用を受けているもの。
②　基本使用料の料金種別が、ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン（Ｖ）又はシニアプラン（Ｖ）であるもの。
(イ)　加算データ量
①　その料金月の初日において、特定データ通信定額の取扱い（②及び③に定めるものを除きます。)を受けている場合
<table>
<tr><th>ＬＴＥサービスの利用月数</th><th>加算データ量</th></tr>
<tr><td>48 か月を超え 84 か月以内の場合</td><td>1,073,741,824 バイト
（１ギガバイト）</td></tr>
<tr><td>84 か月を超え 120 か月以内の場合</td><td>1,610,612,736 バイト
（1.5 ギガバイト）</td></tr>
<tr><td>120 か月を超える場合</td><td>2,147,483,648 バイト
（２ギガバイト）</td></tr>
</table>
②　その料金月の初日において、特定データ通信定額の取扱い（データ定額２、データ定額３、データ定額２（Ｖ）、データ定額３（Ｖ）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅰ）若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）のデータ定額２（ケータイ／Ｖ）若しくはデータ定額３（ケータイ／Ｖ）に限ります。)を受けている場合又は次表の左欄に定める基本使用料のジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン（Ｖ）若しくはシニアプラン（Ｖ）である場合</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>ＬＴＥサービスの利用月数</td><td>加算データ量</td></tr>
<tr><td>48 か月を超え 84 か月以内の場合</td><td>536,870,912 バイト
(0.5 ギガバイト)</td></tr>
<tr><td>84 か月を超え 120 か月以内の場合</td><td>805,306,368 バイト
(0.75 ギガバイト)</td></tr>
<tr><td>120 か月を超える場合</td><td>1,073,741,824 バイト
（１ギガバイト）</td></tr>
</table>
③　その料金月の初日において、特定データ通信定額の取扱い（データ定額１、データ定額１（Ｖ）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）のデータ定額１（ケータイ／Ｖ）に限ります。)を受けている場合
<table>
<tr><td>ＬＴＥサービスの利用月数</td><td>加算データ量</td></tr>
<tr><td>84 か月を超え 120 か月以内の場合</td><td>322,122,547 バイト
(0.3 ギガバイト)</td></tr>
<tr><td>120 か月を超える場合</td><td>536,870,912 バイト
(0.5 ギガバイト)</td></tr>
</table>
イ　本取扱いに係る加算対象月とは、次の各号に定める料金月をいいます。
（ア）　ＬＴＥサービスの利用月数が、49 か月となる料金月。
（イ）　ＬＴＥサービスの利用月数が、49 か月に３の倍数となる月数を加えた料金月。
ウ　本取扱いに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
</td></tr>
<tr><td>(16)　データ証票に係る取扱い（データプレゼント）</td><td>
ア　当社は、別に定めるとこ。。ろにより、データ証票（当社が別に定める方法により登録を行った場合に、データ通信総量速度規制の一時解除に係る購入データ量又はＬＴＥデータプリペイドに係る前払いデータ量として利用できるデータ量を得ることができる証票をいいます。以下同じとします。)を発行します。
イ　ＬＴＥサービス又はＬＴＥデータプリペイドの契約者回線（ＬＴＥサービスについては、第１種ＬＴＥデュアル又は第２種ＬＴＥデュアルの契約者回線あって、データ通信総量速度規制の一時解除を選択しているものに限ります。以下この欄において同じとします。)の契約者は、当社が別に定める方法により、(ア)から(ウ)に定める取扱い（以下この欄において「本取扱い」といます。)を受けることができます。
（ア）　データ証票を購入し、それを他の契約者回線又は他網契約者回線（その契約者回線に係るａｕＩＤと異なるａｕＩＤの契約者回線又は他網契約者回線であって、他網契約者回線については、ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥサービス（同社のＬＴＥ契約約款に定めるデータ通信総量速度規制の一時解除を選択しているものに限ります。)又はＬＴＥデータプリペイドに係るものに限ります。以下この欄において「契約者回線等」といいます。)の契約者に譲渡すること。
（イ）　当社又は他の契約者回線等の契約者からデータ証票を譲り受
</td></tr>
</table>

	けること。 （ウ） 譲り受けたデータ証票を他の契約者回線等の契約者に譲渡すること。 ウ　購入残データ量（共有回線群に係るデータ量共有適用を受けている場合は、その契約者回線が所属するデータ量共有回線群に係る共有購入残データ量とします。以下この欄において同じとします。）が 16,106,127,360 バイト（15 ギガバイト）以上である場合、新たに登録したデータ証票（当社又はＫＤＤＩ株式会社が有料で販売したものを除きます。）に係るデータ量は、購入残データ量に加算しません。 エ　当社が発行するデータ証票の販売額及び利用期限等、データ証票を登録した場合に利用することができるデータ量、そのデータ量に係る有効日数及び利用可能日数並びに本取扱いに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
(17)　データ通信料の減免	ａｕ（ＬＴＥ）通信サービスに関する問合せ又は申込み等のために行われるデータ通信（ＬＴＥ　ＮＥＴ機能又はＬＴＥ　ＮＥＴ　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ機能の提供を受けている契約者回線と当社が別に定める電気通信設備との間の通信であって、当社が別に定めるものに限ります。）については、その料金の支払いを要しません。

２　料金額

２－１　ＬＴＥデュアルに係るもの

１課金対象データごとに

区分	料金額
データ通信料	税抜額0.6円

２－２　ＬＴＥシングルに係るもの

１課金対象データごとに

区分			基本使用料の料金種別	料金額
データ通信料	第１種ＬＴＥシングル	カテゴリーⅠ	ＬＴＥフラット　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ	税抜額0.6円
			ＬＴＥフラット　ｆｏｒ　Ｔａｂ	税抜額0.6円
			ＬＴＥフラット　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ（ｍ）	税抜額0.6円
			タブレットプラン　ｄｓ	税抜額0.6円
			ＬＴＥフラット　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ（ｍ）ｄｓ	税抜額0.6円
	第２種ＬＴＥシングル	カテゴリーⅠ	ＷｉＭＡＸ２＋フラット　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ	税抜額0.6円
			ＷｉＭＡＸ２＋フラット　ｆｏｒ　ＤＡＴＡＥＸ	税抜額0.6円
			ＷｉＭＡＸ２＋フラット　ｆｏｒ　ＨＯＭＥ	税抜額0.6円
	第３種ＬＴＥシングル	カテゴリーⅠ	ＬＴＥフラット　ｆｏｒ　Ｔａｂ（Ｌ）	税抜額0.6円
			タブレットプラン　ｄｓ（Ｌ）	税抜額0.6円
			ＬＴＥフラット　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ（ｍ／Ｌ）	税抜額0.6円

２－３　ＬＴＥモジュールに係るもの

１課金対象データごとに

区分	基本使用料の料金種別	料金額
データ通信料	ＬＴＥモジュールフラット	税抜額0.6円
	ＬＴＥモジュールダブル定額	税抜額1.0円

第４　契約解除料

１　適用

契約解除料の適用については、第 58 条（定期ＬＴＥ契約に係る契約解除料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

契約解除料の適用	
契約解除料の適用	第２種定期ＬＴＥ契約（タイプⅠであって、次の全てを満たすものに限ります。）に係る契約解除料については、２（料金額）の規定にかかわらず、１契約ごとに税抜額 3,000 円とします。 ア　その契約者回線に係るＬＴＥサービスの利用月数が 120 か月を超えていること。 イ　料金表第１（基本使用料等）１（適用）（７）の適用を受けていること。

２　料金額

１契約ごとに

区分		料金額 税抜額
第２種定期ＬＴＥ契約	タイプⅠ	9,500 円
	タイプⅡ	9,500 円
第３種定期ＬＴＥ契約		9,500 円
第４種定期ＬＴＥ契約		9,500 円
第５種定期ＬＴＥ契約		9,500 円
第６種定期ＬＴＥ契約		9,900 円

第５　プリペイド通話に係る前払い通話料

１　適用

プリペイド通話に係る前払い通話料の適用については、第 63 条（プリペイド通話に係る前払い通話料の登録等）の規定によるほか、次のとおりとします。

プリペイド通話に係る前払い通話料の適用	
（１）　前払い通話料の額及び有効日数等	ア　プリペイド通話を行う者が前払いを要する額は、２（料金額）に規定する支払額とします。 イ　当社は、支払額に応じて、２（料金額）に規定する有効日数を適用します。
（２）　利用料金額の取扱い	当社は、プリペイド通話を行う者が前払い通話料を登録したときは、支払額に代えて、２（料金額）に規定する利用料金額を登録された通話料として取り扱います。

２　料金額

１プリペイドカードごとに

プリペイドカードの種類	支払額	利用料金額	有効日数
第１種カード	1,000 円	1,000 円	365 日
第２種カード	3,000 円	3,300 円	365 日
第３種カード	5,000 円	5,500 円	365 日
第４種カード	10,000 円	10,000 円	365 日

（注）プリペイドカードの販売に関する取扱いについては、別記 39 に定めるところによります。

第５の２　ＬＴＥデータプリペイドに係る前払いデータ通信料等

１　適用

ＬＴＥデータプリペイドに係る前払いデータ通信料等の適用については、第 63 条の２（ＬＴＥデータプリペイドに係る前払いデータ通信料等の登録等）の規定によるほか、次のとおりとします。

<table>
<tr><th colspan="2">ＬＴＥデータプリペイドに係る前払いデータ通信料等の適用</th></tr>
<tr><td>（１）　前払いデータ通信料等及び前払いデータ量の適用</td><td>
ア　ＬＴＥデータプリペイド契約者は、第 63 条の２（ＬＴＥデータプリペイドに係る前払いデータ通信料等の登録等）に定める前払いデータ通信料を登録するときは、次表に定める利用可能条件（登録した２（料金額）に定める前払いデータ量に係るデータ通信（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。以下この１（適用）において同じとします。）の利用を可能とする時点をいいます。）を指定して、登録していただきます。
<table>
<tr><th>区分</th><th>利用可能条件</th></tr>
<tr><td>コースⅠ</td><td>ウに定める前払い残データ量が当社が別に定める値を下回った時点又はウに定める利用可能期間を経過した時点のいずれか早い時点</td></tr>
<tr><td>コースⅡ</td><td>利用可能期間を経過した時点</td></tr>
<tr><td>コースⅢ</td><td>その登録が完了した時点</td></tr>
</table>
イ　アの規定によるほか、その契約者回線に係る最初の前払いデータ通信料の登録又はデータ証票の登録については、その登録が完了した時点からデータ通信の利用を可能とします。。
ウ　ＬＴＥデータプリペイド契約者は、アで指定した利用可能条件に定める時点又はイに定める登録が完了した時点から２（料金額）に定める利用可能日数に相当する時間が経過することとなる時点までの期間（以下「利用可能期間」といいます。）において、その契約者回線に係る課金対象データ量（その契約者回線との間のデータ通信に係る課金対象データの総情報量をいいます。以下この１（適用）において同じとします。）が次表に定める利用可能データ量に到達するまでの間、データ通信を行うことができます。
<table>
<tr><th>区分</th><th>利用可能データ量</th></tr>
<tr><td>（ア）　（イ）以外のもの</td><td>２（料金額）に定める前払いデータ量と前払い残データ量（その直前の登録に係る利用可能データ量から課金対象データ量を差し引いたデータ量をいいます。）を合算したデータ量</td></tr>
<tr><td>（イ）　最初の登録に係るもの</td><td>２（料金額）に定める前払いデータ量</td></tr>
</table>
エ　ＬＴＥデータプリペイド契約者は、ア及びイに定めるところにより、前払いデータ量に係るデータ通信の利用が可能となった時点で、その前払いデータ量に係る２（料金額）に定めるデータ通信料の支払いを要します。
オ　当社は、利用可能期間を経過した場合であっても、当社が別に
</td></tr>
</table>

	定める時点までに前払いデータ通信料の登録又はデータ証票の登録が行われたときは、新たに登録された前払いデータ量に係る利用可能期間をその新たな登録に係る利用可能データ量の利用可能期間として取り扱います。 カ　前払い残データ量が当社が別に定める値を下回ったことにより、アに定める登録又はデータ証票の登録が行われた場合、前払い残データ量に係る利用可能期間の残り期間又は新たに登録された前払いデータ量に係る利用可能期間のいずれか長い方を、その新たな登録に係る利用可能データ量の利用可能期間として取り扱います。 キ　当社は、データ通信中に、利用可能期間を経過したとき又は課金対象データ量が利用可能データ量に到達したときは、そのデータ通信を切断します。 ク　当社は、その契約者回線について、第３（データ通信料）１（適用）(16)に定めるデータ証票の登録があった場合、その登録により得たデータ量を前払いデータ量として取り扱います。 　この場合において、データ証票の登録により得たデータ量の利用可能日数は、当社が別に定めるところによります。 ケ　ＬＴＥデータプリペイドに係る前払いデータ通信料及び前払いデータ量の適用に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

２　料金額

データ通信料	前払いデータ量	利用可能日数
税抜額　1,500 円	1,073,741,824 バイト （１ギガバイト）	31 日

第６　手続きに関する料金

１　適用

手続きに関する料金の適用については、第 59 条（手続きに関する料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

<table>
<tr><th colspan="2">手続きに関する料金の適用</th></tr>
<tr><td>（１）　手続きに関する料金の適用</td><td>手続きに関する料金は、次のとおりとします。
ア　イ又はウ以外のもの
<table>
<tr><th>料金種別</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>契約事務手数料</td><td>ＬＴＥ契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr>
<tr><td>番号登録手数料</td><td>電話番号の登録等を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr>
<tr><td>システム登録手数料</td><td>工事又はサービス取扱所に設置された交換設備の登録等（当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。）を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr>
<tr><td>契約移行手数料</td><td>ＬＴＥ契約の申込みをし、その承諾を受けた場合であって、そのＬＴＥ契約がａｕ契約からの契約移行により締結されたものであるとき又はＬＴＥサービスの種類の変更を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr>
<tr><td>ａｕＩＣカード再発行手数料</td><td>ａｕＩＣカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなａｕＩＣカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr>
<tr><td>料金取扱い変更手数料</td><td>次の申出等を行い、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
（ア）　定額料の支払いによるＬＴＥプラン又はＬＴＥプラン（Ｖ）の契約者回線に係る通話料の適用Ⅰ若しくは定額料の支払いによるＬＴＥプラン又はＬＴＥプラン（Ｖ）の契約者回線に係る通話料の適用Ⅱに係る適用若しくは廃止に係る申出
（イ）　基本使用料の料金種別の変更の請求（第１（基本使用料等）１（適用）（４）のコの表の区分②に該当するものに限ります。）
（ウ）　ＬＴＥサービスの種類の変更（第１種ＬＴＥデュアルと第２種ＬＴＥデュアルの間の変更又は第１種ＬＴＥシングルと第２種ＬＴＥシングルの間の変更を除きます。）を伴う請求</td></tr>
<tr><td>ＬＴＥサービス利用権譲渡手数料</td><td>ＬＴＥサービス利用権の譲渡を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

ユーザグループ登録手数料	別表１（オプション機能）10 欄に規定するユーザグループの登録を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
内線番号登録手数料	内線番号（別表１（オプション機能）10 欄に規定するものをいいます。以下同じとします。）の登録を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
内線番号変更手数料	内線番号（その契約者回線に係るものに限ります。）の変更を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
ログインＩＤ登録手数料	ログインＩＤの登録を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

イ　ＬＴＥモジュールに係るもの

料金種別	内容
契約事務手数料	ＬＴＥモジュール契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
番号登録手数料	電話番号の登録等を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
システム登録手数料	工事又はサービス取扱所に設置された交換設備の登録等（当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。）を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
ａｕＩＣカード再発行手数料	ａｕＩＣカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなａｕＩＣカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
ＬＴＥモジュール利用権譲渡手数料	ＬＴＥモジュール利用権の譲渡を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

ウ　ＬＴＥデータプリペイドに係るもの

料金種別	内容
契約事務手数料	ＬＴＥデータプリペイド契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
番号登録手数料	電話番号の登録等を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
システム登録手数料	工事又はサービス取扱所に設置された交換設備の登録等（当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。）を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
ａｕＩＣカード再発行手数料	ａｕＩＣカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなａｕＩＣカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

（２）　契約事務手

ア　契約者は、そのＬＴＥ契約の申込みが、契約変更若しくは契約

<table>
<tr><td>数料の適用</td><td>移行に係るもの、第３種ＬＴＥデュアルに係るもの又はその他当社が別に定めるものに該当するときは、契約事務手数料の支払いを要しません。
イ　そのＬＴＥ契約（第２種ＬＴＥシングルに係るものに限ります。）の申込みが、第１（基本使用料等）１（適用）(25)の適用の申出又は(26)の適用を受けることとなる特定ａｕ回線としての指定と同時に行われたものであるときは、契約事務手数料の支払いを要しません。</td></tr>
<tr><td>（３）　番号登録手数料の適用</td><td>ア　１の契約に係る請求により同時に２以上の電話番号の登録等を行う場合は、これを１の電話番号の登録等とみなして番号登録手数料を適用します。
イ　第４表（付随サービスに関する料金等）に規定する空き電話番号検索手数料と同時に支払いを要する場合の番号登録手数料の額は、２（料金額）の規定にかかわらず、１登録等ごとに税抜額1,700円とします。
ウ　契約事務手数料若しくは契約移行手数料の支払いを要する場合又は一時休止の再利用を行うための電話番号の登録等については、番号登録手数料の支払いを要しません。</td></tr>
<tr><td>（４）　システム登録手数料の適用</td><td>ア　１の契約に係る請求により同時に２以上の工事又は交換設備の登録等を行う場合は、これを１の工事又は交換設備の登録等とみなしてシステム登録手数料を適用します。
イ　着信短縮ダイヤル機能に関する交換設備の登録等のみを行う場合のシステム登録手数料の額は、２（料金額）の規定にかかわらず、１登録等ごとに税抜額 1,000円とします。
ウ　契約事務手数料、番号登録手数料若しくは契約移行手数料の支払いを要する場合又は一時休止の再利用若しくは一時中断の再開を行うための交換設備の登録等については、システム登録手数料の支払いを要しません。
エ　当社の位置情報等提供サービス契約約款に定める契約者から、同契約約款に定める端末設備（その契約者が提供を受けている位置情報等提供サービス（タイプⅣ（コースⅢ（プランⅢのものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）に係るアクティベーションが完了しているものに限ります。）に係る契約者回線について、利用の一時中断の請求（当社が別に定める態様により行うものに限ります。）があったときは、これをその契約者回線に係るａｕ契約者からの請求とみなして取り扱います。
　この場合、その利用の一時中断を行うための交換設備の登録等については、システム登録手数料の支払いを要しません。</td></tr>
<tr><td>（５）　契約移行手数料の適用</td><td>契約移行手数料は、ＬＴＥサービスの種類の変更（当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うものであって、次表の左欄と右欄に定めるＬＴＥサービスの間の変更に限ります。）を請求し、その承諾を受けた場合には、その支払いを要しません。
<table>
<tr><td>第１種ＬＴＥデュアル</td><td>第１種ＬＴＥシングル又は第２種ＬＴＥシングル</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

	第１種ＬＴＥシングル　第２種ＬＴＥシングル 第２種ＬＴＥデュアル　第３種ＬＴＥシングル
（６）　料金取扱い変更手数料の適用	料金取扱い変更手数料は、（１）の本料金の内容の欄に定める（ア）から（ウ）に定める申出等を行い、承諾を受けた回数の合計が１の料金月において３に満たない場合は、その支払いを要しません。
（７）　ＬＴＥサービス利用権譲渡手数料の適用	ア　ＬＴＥサービス利用権譲渡手数料は、そのＬＴＥサービス利用権を譲り受けようとする者に支払っていただきます。 イ　ＬＴＥサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合する場合のＬＴＥサービス利用権の譲渡については、ＬＴＥサービス利用権譲渡手数料の支払いを要しません。
（８）　ＬＴＥモジュール利用権譲渡手数料の適用	ＬＴＥモジュール利用権譲渡手数料は、そのＬＴＥモジュール利用権を譲り受けようとする者に支払っていただきます。
（９）　ユーザグループ登録手数料の適用	別表１（オプション機能）に規定する番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、その料金月の末日又はユーザグループ廃止日においてユーザグループ代表者である場合、そのユーザグループの登録手数料について、２（料金額）に規定するユーザグループ登録手数料の支払いを要します。
(10)　内線番号登録手数料及び内線番号変更手数料の適用	ア　２（料金額）に規定する内線番号登録手数料（その契約者回線に係るものに限ります。）及び内線番号変更手数料については、その料金月の末日又はユーザグループ廃止日においてユーザグループ代表者である者に、当社が指定する方法により請求します。この場合、番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、その手数料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。 イ　別表１（オプション機能）24 欄に規定する番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、その料金月の末日又はユーザグループ廃止日においてユーザグループ代表者である場合、当該料金月に行われた内線番号（電話会議サービスに係る電気通信回線に係るものに限ります。）の登録について、２（料金額）に規定する内線番号登録手数料の支払いを要します。
(11)　番号変換文字メッセージ受信機能に係るログインＩＤ登録手数料の適用	ログインＩＤ登録手数料は、そのログインＩＤに係るログインＩＤ利用者に、当社が指定する方法により請求します。この場合、番号変換文字メッセージ受信機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、その手数料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。
(12)　手続きに関する料金の適用除外又は減額適用	当社は、２（料金額）の規定にかかわらず、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところにより、又は手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、手続きに関する料金の適用を除外し、又はその料金額を減額して適用することがあります。

２　料金額

（１）（２）以外のもの

料金種別	単位	料金額 税抜額
契約事務手数料	１契約ごとに	3,000 円
番号登録手数料	１登録等ごとに	2,000 円
システム登録手数料	１請求ごとに	1,500 円
ａｕＩＣカード再発行手数料	１請求ごとに	2,000 円
契約移行手数料	１契約ごとに	3,000 円
料金取扱い変更手数料	１請求ごとに	1,000 円
ＬＴＥサービス利用権譲渡手数料	１請求ごとに	2,700 円
ユーザグループ登録手数料	１ユーザグループごとに	10,000 円
内線番号登録手数料 （１）　その契約者回線に係るもの （２）　電話会議サービスに係る電気通信回線に係るもの	 １の内線番号の登録ごとに １の内線番号の登録ごとに	 1,000 円 300 円
内線番号変更手数料	１の内線番号の変更ごとに	1,000 円
ログインＩＤ登録手数料	１のログインＩＤの登録ごとに	1,000 円

（２）　ＬＴＥモジュールに係るもの

料金種別	単位	料金額 税抜額
契約事務手数料	１契約ごとに	3,000 円
番号登録手数料	１登録等ごとに	2,000 円
システム登録手数料	１請求ごとに	1,500 円
ａｕＩＣカード再発行手数料	１請求ごとに	2,000 円
ＬＴＥモジュール利用権譲渡手数料	１請求ごとに	2,700 円

（３）　ＬＴＥデータプリペイドに係るもの

料金種別	単位	料金額 税抜額
契約事務手数料	１契約ごとに	3,000 円
番号登録手数料	１登録等ごとに	2,000 円
システム登録手数料	１請求ごとに	1,500 円
ａｕＩＣカード再発行手数料	１請求ごとに	2,000 円

（注）上記の額に配送実費相当額を加算します。

第７　ユニバーサルサービス料

１　適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第 60 条（ユニバーサルサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

ユニバーサルサービス料の適用	
ＬＴＥサービスに関するユニバーサルサービス料の適用	ア　ユニバーサルサービス料の計算は、料金月単位で行います。 イ　ＬＴＥ契約者又はＬＴＥモジュール契約者は、その料金月の末日において、その契約を締結している場合、２（料金額）に定めるユニバーサルサービス料の支払を要します。 ただし、、以下の場合は、この限りではありません。 （ア）　その料金月の末日にその契約の解除があったとき又はその料金月の末日においてａｕ（ＬＴＥ）通信サービスの利用の一時休止（タイプＩに限ります。）をしているとき。 （イ）　そのサービスに係る電話番号が、電気通信番号規則第９条第１項第３号の２に規定する電気通信番号であるとき。 ウ　ユニバーサルサービス料については、日割りは行いません。

２　料金額

区分	料金額（月額）
ユニバーサルサービス料	１電話番号ごとに税抜額３円

第２表　工事費

工事費は別に算定する実費とします。

第３表　証明手数料

１契約ごとに　　税抜額　３００円

第４表　付随サービスに関する料金等

第１　通信料明細内訳書の発行手数料

１　適用

通信料明細内訳書の発行手数料の適用については、別記２（１）の規定によるほか、次のとおりとします。

<table>
<tr><th colspan="2">通信料明細内訳書の発行手数料の適用</th></tr>
<tr><td>（１）　一括請求グループに係る通信料明細内訳書の発行手数料の取扱い</td><td>
ア　当社は、一括請求グループ（料金その他の債務が一括して請求される次の（ア）の表の左欄に定める電気通信サービスに係る同表の右欄に定める電気通信回線により構成される回線群であって、その全てが同一の契約者に係るものに限ります。以下同じとします。）のうち、通信料明細内訳書の発行サービスの提供を受けている契約者回線（ＷＩＮ約款に定める通信料明細内訳書の発行サービスの提供を受けているＷＩＮ契約者回線及びＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款又はＷＩＮ約款に定める通信料明細内訳書の発行サービスの提供を受けている他網契約者回線を含みます。以下この欄において同じとします。）の数が 50 以上であるものについて、その一括請求グループに係るａｕ契約者から請求があったときは、２（料金額）の規定にかかわらず、次の（イ）の表に規定する料金額を適用します。

（ア）　一括請求グループを構成することができる電気通信回線
<table>
<tr><th>電気通信サービス</th><th>電気通信回線</th></tr>
<tr><td>ＬＴＥサービス</td><td>契約者回線</td></tr>
<tr><td>ａｕサービス</td><td>ＷＩＮ契約者回線</td></tr>
<tr><td>ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款に定めるＬＴＥサービス</td><td>他網契約者回線</td></tr>
<tr><td>ＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款に定めるａｕサービス</td><td>他網契約者回線</td></tr>
</table>
（イ）　料金額
<table>
<tr><th>料金額</th></tr>
<tr><td>１ａｕ一括請求グループについて発行１回ごとに
税抜額 5,000 円</td></tr>
</table>
イ　アの適用にあたっては、当社は、アの規定により適用される料金額の請求先となる１の契約者回線（以下この欄において「一括請求代表回線」といいます。）を当社が別に定める方法により指定します。

ウ　一括請求代表回線のＬＴＥ契約者は、アの規定により適用される料金額の支払いを要します。

エ　当社は、契約者を単位とする基本使用料割引Ⅰ、契約者を単位とする基本使用料割引Ⅲ、契約者を単位とする通話料の月極割引又は特定加入電話からの通話に係る通話料の割引に係る割引選択回線群を構成する一括請求グループについて、一括請求グループに係る通信料明細内訳書の発行手数料の取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）を適用するときは、その割引選択
</td></tr>
</table>

	回線群を構成する他の全ての一括請求グループについても、ＬＴＥ契約者から本取扱いの請求があったものとみなして取り扱います。 オ　当社は、アの適用を受けている一括請求グループにおいて、その料金月に通信料明細内訳書の発行サービスの提供を受けている契約者回線の数が 50 未満となったときは、アの規定を適用しません。
（２）　通信料明細内訳書の発行手数料の取扱い	ＬＴＥ契約者は、当社が別に定める方法により専用のＷＥＢサイト上で閲覧する通信料明細内訳書の発行の請求を行ったときは、通話明細内訳書の発行手数料の支払いを要しません。

２　料金額

区分	単位	料金額
通信料明細内訳書発行手数料	１契約について発行１回ごとに	税抜額 100 円

第２　分計請求書の発行手数料

１　適用

分計請求書の発行手数料の適用については、別記２（２）の規定によるほか、次のとおりとします。

分計請求書の発行手数料の適用	
（１）　一括請求グループに係る分計請求書の発行手数料の取扱い	ア　当社は、一括請求グループのうち、分計請求書発行サービスの提供を受けている契約者回線（ＷＩＮ約款に定める分計請求書発行サービスの提供を受けているＷＩＮ契約者回線及びＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款又はＷＩＮ約款に定める分計請求書の発行サービスの提供を受けている他網契約者回線を含みます。以下この欄において同じとします。）の数が 50 以上であるものについて、その一括請求グループに係るＬＴＥ契約者から請求があったときは、２（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。 料金額 １ａｕ一括請求グループについて発行１回ごとに　税抜額 5,000 円 イ　アの適用にあたっては、当社は、アの規定により適用される料金額の請求先となる１の契約者回線（以下この欄において「一括請求代表回線」といいます。）を当社が別に定める方法により指定します　。 ウ　一括請求代表回線のＬＴＥ契約者は、アの規定により適用される料金額の支払いを要します。 エ　当社は、契約者を単位とする基本使用料割引Ｉ、契約者を単位とする通話料の月極割引又は特定加入電話からの通話に係る通話料の割引に係る割引選択回線群を構成する一括請求グループについて、一括請求グループに係る分計請求書の発行手数料の取扱い

	（以下この欄において「本取扱い」といいます。）を適用するときは、その割引選択回線群を構成する他の全てのａｕ一括請求グループについてもＬＴＥ契約者から本取扱いの請求があったものとみなして取り扱います。 オ　当社は、アの適用を受けているａｕ一括請求グループにおいて、その料金月に分計請求書発行サービスの提供を受けている契約者回線の数が 50 未満となったときは、アの規定を適用しません。

２　料金額

区分	単位	料金額
分計請求書発行手数料	１契約について発行１回ごとに	税抜額 100 円

第３　支払証明書等の発行手数料

１　適用

支払証明書等の発行手数料の適用については、別記２（１）の規定によるほか、次のとおりとします。

支払証明書等の発行手数料の適用	
支払証明書等の発行手数料の適用除外又は減額適用	当社は、２（料金額）の規定にかかわらず、支払証明書等の発行の態様等を勘案して別に定めるところにより、支払証明書等の発行手数料の適用を除外し、又はその料金額を減額して適用することがあります。

２　料金額

区分	単位	料金額
支払証明書等発行手数料	支払証明書等の発行１回ごとに	税抜額 400 円

（注）　支払証明書等の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。

第３の２　利用料金証明書の発行手数料

１　適用

利用料金証明書の発行手数料の適用については、別記２（１）の規定によるほか、次のとおりとします。

利用料金証明書の発行手数料の適用	
利用料金証明書の発行手数料の適用除外又は減額適用	当社は、２（料金額）の規定にかかわらず、利用料金証明書の発行の態様等を勘案して別に定めるところにより、利用料金証明書の発行手数料の適用を除外し、又はその料金額を減額して適用することがあります。

２　料金額

区分	単位	料金額
利用料金証明書発行手数料	利用料金証明書の発行１回	税抜額 400 円

	ごとに	

（注）　利用料金証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料が必要な場合があります。

第４　請求書の発行手数料

当社のＷＥＢｄｅ請求書規約に定めるところによります。

第５　払込取扱票の発行等手数料

１　適用

払込取扱票の発行等手数料の適用については、別記２（３）の規定によるほか、次のとおりとします。

払込取扱票の発行等手数料の適用	
払込取扱票の発行等手数料の適用	ＬＴＥ契約者は、その契約者回線について、以下のいずれかに該当する場合、２（料金額）の規定にかかわらず、払込取扱票発行等手数料の支払いを要しません。 （１）　その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるとき。 （２）　第１（基本使用料等）１（適用）（６）の適用を受けているとき。 （３）　その他当社が別に定める条件に該当するとき。

２　料金額

区分	単位	料金額
払込取扱票発行等手数料 （窓口支払手数料）	払込取扱票の発行１回ごとに	税抜額 100 円

第５の２　窓口取扱等手数料

１　料金額

区分	単位	料金額
窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）	払込取扱票及び書面請求書の発行１回ごとに	税抜額 300 円

第６　空き電話番号の検索手数料

区分	単位	料金額
空き電話番号検索手数料	１検索ごとに	税抜額 300 円

第７　料金安心サービスに関する料金

１　適用

料金安心サービスに関する料金の適用については、別記２(10)の規定によるほか、次のとおりとします。

料金安心サービスに関する料金の適用	
料金安心サービス	ア　料金安心サービス（限度額設定コースに限ります。以下この欄に

（限度額設定コースに限ります。）に関する料金の適用	おいて同じとします。）に関する料金については、その料金月において、別記２の(10)に定める概算額が限度額を超えず別記２(10)に定める利用防止措置が行われない場合であっても、その支払いを要します。 イ　料金安心サービスに関する料金については、日割りを行いません。 ウ　当社は、料金安心サービスの提供の請求があった場合であって、その請求がａｕ契約（そのＷＩＮ契約者回線について、料金安心サービスに相当するサービス（以下この欄において「ＷＩＮ料金安心サービス」といいます。）の提供を受けているものに限ります。）からの契約移行と同時に行われたものであるとき（その契約移行のあった日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合を除きます。）は、契約移行のあった日を含む料金月の料金安心サービスに関する料金について、契約移行のあった日を含む料金月の初日（その料金月において、ＷＩＮ料金安心サービスの提供の開始があった場合は、その日とします。）から、料金安心サービスの提供があったものとみなして取り扱います。 エ　ａｕ契約への契約移行があった場合であって、その契約移行と同時に、そのＷＩＮ契約者回線について、ＷＩＮ料金安心サービスの提供の請求があったときは、契約移行のあった日を含む料金月の料金安心サービスに関する料金については、当社のＷＩＮ約款の規定（ウに相当するものをいいます。）に定めるところによります。

２　料金額

区分	単位	料金額
料金安心サービス（限度額設定コースに限ります。）	１契約ごとに月額	税抜額 100 円

第８　携帯電話・ＰＨＳ番号ポータビリティに係る電話番号の取扱いに関する料金

１　適用

携帯電話・ＰＨＳ番号ポータビリティに係る電話番号の取扱いに関する料金の適用については、別記２(11)の規定によるほか、次のとおりとします。

携帯電話・ＰＨＳ番号ポータビリティに係る電話番号の取扱いに関する料金の適用	
（１）　契約の解除に伴う携帯電話・ＰＨＳ番号ポータビリティ取扱手数料の適用	契約者は、そのＬＴＥ契約の解除に伴い、携帯電話・ＰＨＳ番号ポータビリティを希望する旨の申出を行う場合、２（料金額）に定める携帯電話・ＰＨＳ番号ポータビリティ取扱手数料の支払いを要します。
（２）　手続きに関する料金の適用除外	当社は、（１）の規定にかかわらず、ａｕ（ＬＴＥ）通信サービスの種類、契約の解除に係る手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、その料金の適用を除外し、又はその料金額を減額して適用することがあります。

２　料金額

区分		単位	料金額
携帯電話・ＰＨＳ番号ポータビリティ取扱手数料	（１）　（２）以外のもの	１の請求ごとに	税抜額 3,000 円
	（２）　第３種ＬＴＥデュアルに係るもの	１の請求ごとに	税抜額 6,000 円

第９　３ＬＭセキュリティサービス利用料

１　適用

３ＬＭセキュリティサービス利用料の適用	
（１）　３ＬＭセキュリティサービス利用料の適用	ア　当社は、料金月の起算日以外の日に、別記２(14)のア又はエに規定する申出を承諾したときは、３ＬＭセキュリティサービス利用料の日割りを行います。この場合において、日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます イ　当社は、３ＬＭセキュリティサービス（別記２(14)に定める取扱いをいいます。以下同じとします。）の提供の請求があった場合であって、その請求がａｕ契約（そのＷＩＮ契約者回線について、３ＬＭセキュリティサービスに相当するサービス（以下この欄において「ＷＩＮ３ＬＭセキュリティサービス」といいます。）の提供を受けているものに限ります。）からの契約移行と同時に行われたものであるとき（その契約移行のあった日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合を除きます。）は、契約移行のあった日を含む料金月の３ＬＭセキュリティサービス利用料について、契約移行のあった日を含む料金月の初日（その料金月において、ＷＩＮ３ＬＭセキュリティサービスの提供の開始があった場合は、その日とします。）から、３ＬＭセキュリティサービスの提供があったものとみなして取り扱います。 ウ　ａｕ契約への契約移行があった場合であって、その契約移行と同時に、そのＷＩＮ契約者回線について、ＷＩＮ３ＬＭセキュリティサービスの提供の請求があったときは、契約移行のあった日を含む料金月の３ＬＭセキュリティサービス利用料については、当社のＷＩＮ約款の規定（イに相当するものをいいます。）に定めるところによります。
（２）　３ＬＭセキュリティサービス利用料の割引適用	ア　当社は、その料金月において、３ＬＭセキュリティサービス及び当社の「「安心ケータイサポート」規定」に定める安心ケータイサポート又は「「故障紛失サポート」規定」に定める故障紛失サポートの提供を受けているときは、３ＬＭセキュリティサービス利用料について、次表に定める額の割引を行います。 １契約ごとに月額 割引額 税抜額　180 円 イ　当社は、料金月の起算日以外の日に、３ＬＭセキュリティサービスの提供の開始又は廃止があったときは、３ＬＭセキュリティサービス利用料の支払いを要する日数に応じて、アに定める割引額を日割りします。この場合において、日割りした額に１円未満

	の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。 ウ　当社は、ＬＴＥサービスの利用の一時休止又はＬＴＥ契約の解除があったときは、その一時休止日又は契約解除日を含む料金月までの３ＬＭセキュリティサービス利用料について、アに定める割引を行います。

２　料金額

区分	単位	料金額
３ＬＭセキュリティサービス利用料	１契約ごとに月額	税抜額 300 円

第 10　故障紛失サポート（ＬＴＥ）利用料

１　適用

故障紛失サポート（ＬＴＥ）に関する料金の適用については、別記２(19)の規定によるほか、次のとおりとします。

故障紛失サポート（ＬＴＥ）利用料の適用	
故障紛失サポート（ＬＴＥ）利用料の取扱い	当社は、料金月の起算日以外の日に、故障紛失サポート（ＬＴＥ）の適用の開始又は廃止があったときは、故障紛失サポート（ＬＴＥ）利用料の支払いを要する日数に応じて、２（料金額）に規定する料金額を日割りします。この場合において、日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

２　料金額

区分	単位	料金額
故障紛失サポート（ＬＴＥ）利用料	１契約ごとに月額	税抜額 380 円

第 11　情報保管サービス利用料

１　適用

情報保管サービス利用料の適用については、別記２(20)の規定によるほか、次のとおりとします。

情報保管サービス利用料の取扱い	当社は、料金月の起算日以外の日に、情報保管サービスの適用の開始又は廃止があったときは、情報保管サービス利用料の支払いを要する日数に応じて、２（料金額）に規定する料金額を日割りします。この場合、日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

２　料金額

区分	単位	料金額
情報保管サービス利用料	１契約ごとに月額	税抜額 372 円

第 12　ａｕスマートサポート接続サービス利用料

１　適用

ａｕスマートサポート接続サービス利用料の適用

<table>
<tr>
<td>（１）　ａｕスマートサポート接続サービス利用料の取扱い</td>
<td>ア　当社は、そのＬＴＥ契約者について、当社の「ａｕスマートサポート会員利用規約」に定めるａｕスマートサポートの提供を受けるための契約（以下「ａｕスマートサポート会員契約」といいます。）の締結（そのａｕスマートサポート会員契約が終了した後、新たに締結する場合を含みます。）があった日（以下「ａｕスマートサポート会員契約締結日」といいます。）を含む料金月について、２（料金額）に規定する料金額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。
１契約ごとに
<table>
<tr><th>料金額</th></tr>
<tr><td>税抜額 3,000 円</td></tr>
</table>
イ　ａｕスマートサポート接続サービス（別記２(21)に定める取扱いをいいます。以下同じとします。）の提供を受けているＬＴＥ契約者は、２（料金額）の規定にかかわらず、会員契約締結日を含む料金月の翌料金月から起算して２料金月の間、ａｕスマートサポート接続サービス利用料の支払いを要しません。
ウ　当社は、料金月の起算日以外の日に、ａｕスマートサポート接続サービスの提供の開始又は廃止があったときは、ａｕスマートサポート接続サービス利用料の支払いを要する日数に応じて、２（料金額）に規定する料金額を日割りします。この場合において、日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
ただし、アに規定する料金額については、日割りを行いません。
エ　当社は、ａｕスマートサポート接続サービスの提供の開始が、ａｕ契約（そのａｕ契約者がａｕスマートサポート接続サービスに相当するサービス（以下この欄において「相当サービス」といいます。）の提供を受けているものに限ります。）からの契約移行と同時に行われたものであるとき（その契約移行のあった日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合を除きます。）は、契約移行のあった日を含む料金月のａｕスマートサポート接続サービス利用料について、契約移行のあった日を含む料金月の初日（その料金月において、相当サービスの提供の開始があった場合は、その日とします。）から、ａｕスマートサポート接続サービスの提供があったものとみなして取り扱います。
オ　ａｕ契約への契約移行があった場合であって、その契約移行と同時に、そのａｕ契約者について相当サービスの提供の開始があったときは、契約移行のあった日を含む料金月のａｕスマートサポート接続サービス利用料については、当社のＷＩＮ約款の規定（エに相当するものをいいます。）に定めるところによります。</td>
</tr>
<tr>
<td>（２）　ａｕスマートサポート接続サービス利用料の減額適用</td>
<td>ＬＴＥ契約者は、ａｕスマートサポート会員契約の申込みを行い当社から承諾を受けた場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件を全て満たす場合に限ります。）、そのａｕスマートサポート会員契約締結日を含む料金月について、ａｕスマートサポート接続サービス利用料の支払いを要しません。
<table>
<tr><th>適用条件</th></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

	ア　当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。 イ　そのＬＴＥサービスの利用月数が 109 ヶ月以上であること。 ウ　その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）以外であること。

２　料金額

区分	単位	料金額
ａｕスマートサポート接続サービス利用料	１契約ごとに月額	税抜額 380 円